



受け継がれてきた
仏教信仰

大切にしたい
斑鳩町の歴史的風致

暮らしに息づく
歴史と文化

斑鳩町歴史的風致維持向上計画

斑鳩町歷史的風致維持向上計畫

斑鳩町歴史的風致維持向上計画・目次

序章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画期間	4
4. 計画策定の体制	4
5. 計画策定の経緯	6
第1章 斑鳩町の歴史的風致形成の背景	7
1. 位置及び交通	8
2. 自然的環境	9
3. 社会的環境	11
4. 歴史的環境	16
5. 文化財の現状と特性	38
第2章 斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致	61
1. 斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致	62
2. 維持・向上すべき歴史的風致の内容	63
(1) 受け継がれてきた仏教信仰に関連する歴史的風致	63
① 西円堂の「鬼追式」にみる歴史的風致	64
② 聖霊院の「お会式」にみる歴史的風致	69
③ 西室の「夏安居」と「法隆寺夏季大学」にみる歴史的風致	74
(2) 暮らしに息づく歴史と文化に関連する歴史的風致	77
④ 斑鳩神社の秋祭りにみる歴史的風致	77
⑤ 西里の愛宕講など民間信仰にみる歴史的風致	85
⑥ 龍田神社の秋祭りにみる歴史的風致	91
⑦ 吉田寺の「放生会」にみる歴史的風致	100
第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針	105
1. 歴史的風致の維持向上に関する課題	106
2. 既存計画との関連性	108
3. 歴史的風致維持向上の基本方針	114
4. 歴史的風致維持向上に向けた連携及び推進体制	117
第4章 重点区域の位置及び区域	119
1. 重点区域設定の考え方と位置	120
2. 重点区域の範囲	124
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果	125
4. 良好な景観の形成に関する施策との連携	125
第5章 文化財の保存・活用に関する事項	137
1. 斑鳩町全体に関する事項	138
2. 重点区域に関する事項	142

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	149
1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	150
2. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	152
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項	171
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	172
2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針	174
資料編	177

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

斑鳩町は豊富な歴史的・文化的資源と自然環境が一体となったまちである。

その歴史の始まりは旧石器時代にさかのぼり、飛鳥時代には聖徳太子が斑鳩に斑鳩宮を造営し、法隆寺を建立したことにより、仏教文化の中心地として歴史的に一躍脚光を浴びることになった。その後法隆寺を中心とした古代寺院における仏教などの宗教的行事、さらには法隆寺を支えた周辺地域における民間信仰が今も受け継がれるなど、地域住民の生活と一体となって歴史・文化が形成されてきた。

また、世界文化遺産に登録されている「法隆寺地域の仏教建造物」をはじめとした歴史的・文化的資源、伝統ある集落やその町並みが一体となった固有の環境や景観の中でも、景観上特に重要な地区については、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、「奈良県風致地区条例」等の規制により、今日まで斑鳩の里の良好な景観が保全されてきた。

しかし、近年、全国的にも良好な景観の消失などが問題となり、平成16年6月に「良好な景観が現在及び将来の国民共通の資産である」ことを明記した景観法が公布され、斑鳩町においても、歴史的な建造物の老朽化に伴う空家の発生や建替え、滅失などによる町並みの連続性の消失や開発等の進展による沿道景観との不調和などに対処するために、平成23年1月に景観法に基づく景観行政団体となり、同3月に景観計画を策定、同4月に景観条例を制定、同10月に全面施行して、斑鳩の里にふさわしい景観の誘導に努めている。

このように、法隆寺周辺をはじめ特に重要な地域については、歴史的景観の保全に取り組んできているが、その歴史的・文化的資源を積極的に活用することにより「良好な市街地環境」を向上するために、老朽化した歴史的建造物の修復、空家対策、公共施設の整備・美装化等の事業による景観形成も必要となっている。

また、本町の歴史的建造物や伝統行事等、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している良好な環境(歴史的風致)は、貴重で重要な観光資源でもあり、法隆寺観光に特化した現状から、周辺地域のまちあるき観光への展開を図り、観光振興の面でも生かしていくことが斑鳩の里にとっての歴史的風致の役割や可能性を高めていくことにもつながるものである。

以上のような様々な課題を解決するためには、斑鳩の里の価値を再評価し、住民のニーズに応えられるような、文化財と都市計画、景観及びまちづくりの相互が連携した事業計画が必要である。

このような中、文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省の共管により、平成20年5月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定された。この法律により、規制的措置だけでなく、文化財の周辺環境の整備や歴史的な建造物の復原等、歴史的な資源を活用したまちづくりへの積極的な支援制度が確保された。

そこで、本町は、第4次総合計画のめざす「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて、固有の歴史的風致を維持・向上させ、まちやくらしの環境とその魅力を守り、高めるとともに、後世に継承するために、斑鳩の里の歴史的資源を活用する事業に取り組むこととしたものである。

2. 計画の位置付け

本計画は歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条第2項の規定による事項を記載した歴史的風致維持向上計画である。

斑鳩町総合計画に掲げるまちづくりのテーマである「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて、歴史的風致維持向上計画を策定しそれを生かしていくものとする。

なお、斑鳩町における最上位計画である第4次斑鳩町総合計画は平成22年度に策定している。さらに、関連計画として、平成22年度に策定した「斑鳩町都市計画マスタープラン」及び斑鳩町全域を景観計画区域とする「斑鳩町景観計画」がある。

本計画は、これらと調整・整合を図るとともに、都市計画行政と文化財行政、及びその他の関連する施策・担当部署との連携・協働の下に、歴史的風致を維持及び向上させるために必要な取組み等を明らかにし、具体化につなぐ役割を担うものである。

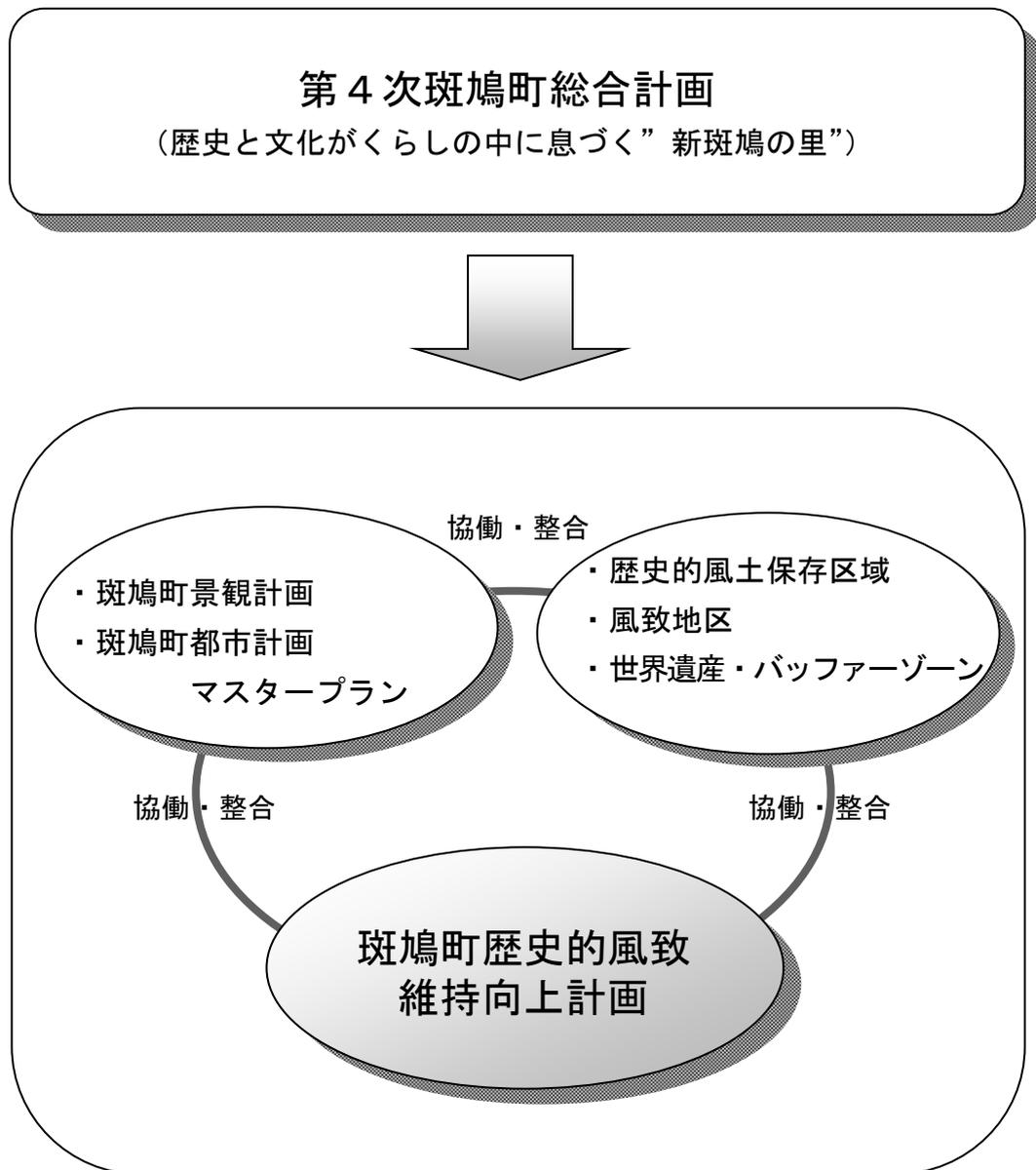


図0-1 上位計画・関連計画との関係

3. 計画期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10か年とする。

4. 計画策定の体制

本計画は、行政(町・県)、地元関係者、関係団体、重要文化財等の関係者、学識経験者等による斑鳩町歴史まちづくり推進協議会(法定協議会)での意見を踏まえるとともに、関係機関(国・県)の助言等を受けながら、斑鳩町教育委員会事務局生涯学習課と連携し、斑鳩町都市建設部観光産業課・都市整備課が主担当して策定した。

なお、計画策定過程では、本計画に関連する課及び関係団体の職員で「斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会」を設置して検討・調整した。

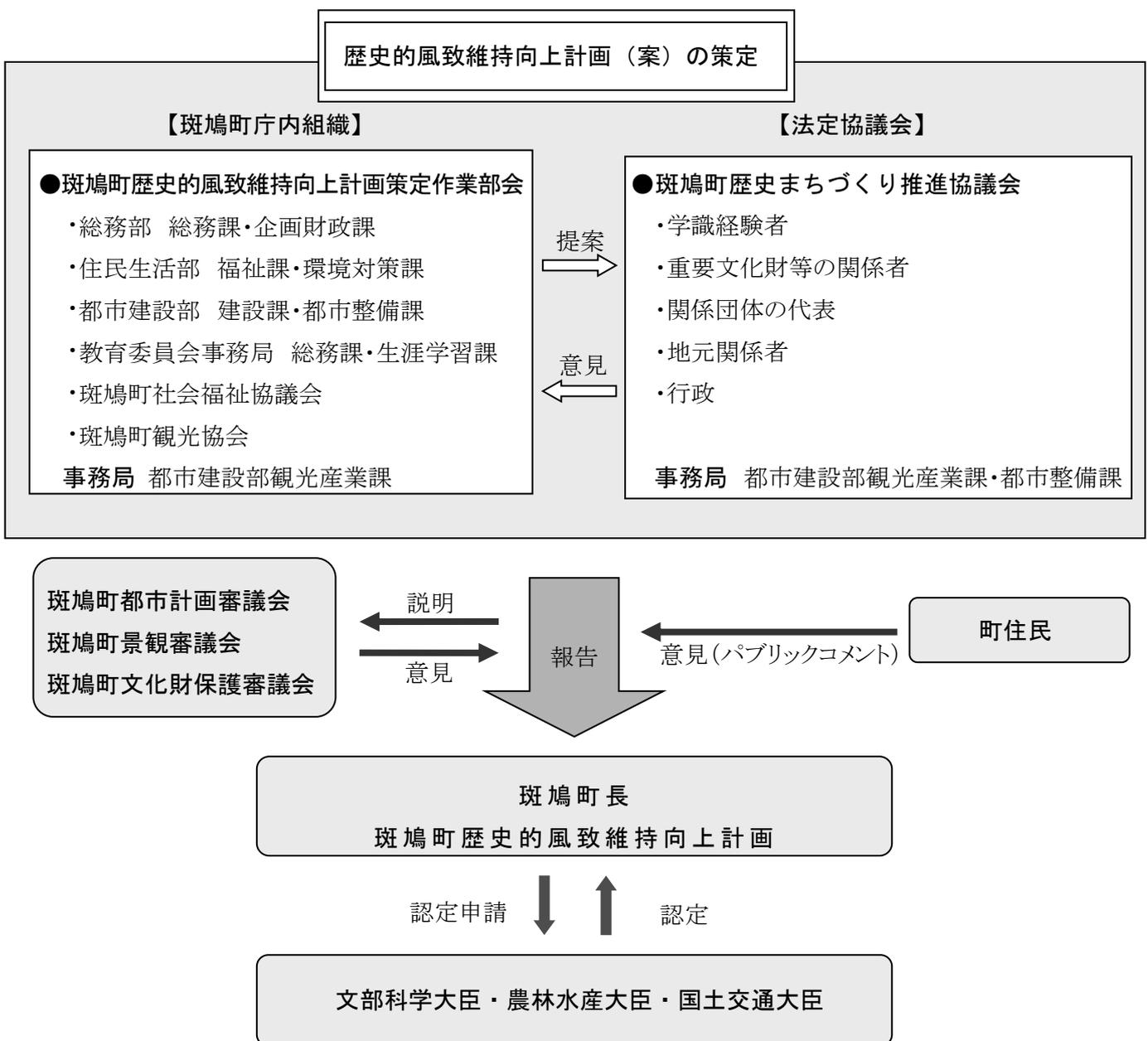


図0-2 計画策定の体制と手順

表0-1 斑鳩町歴史まちづくり推進協議会委員

氏名	役職等	
◎高田 昇	立命館大学教授	学識経験者
古谷 正覚	法隆寺執事長	重要文化財等の関係者
○浦口 隆	一般社団法人斑鳩町観光協会事務局長	関係団体の代表
栗原 昭子	一級建築士・斑鳩町都市計画審議会会長職務代理者・斑鳩町景観審議会委員	
栗原 圭一	奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部部長	
平林 威久子	技術士(都市計画)・斑鳩町都市計画審議会委員	
石原 良一	三町自治会会長	地元関係者
井上 雅仁	まちづくり斑鳩太子塾・奈良県商工会青年部連合会相談役	
上田 和則	斑鳩町商工会理事	
上田 昌功	法隆寺幼稚園副園長	
岡本 修身	三町自治会前会長	
堤 彩	斑鳩町商工会青年部部員	
小槻 勝俊	奈良県教育委員会事務局文化財保存課課長	行政
西山 恵三	奈良県土木部まちづくり推進局都市計画室室長	
平田 政彦	斑鳩町教育委員会事務局生涯学習課文化財保存第1係長	

◎会長 ○副会長

平成25年3月31日現在

表0-2 斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会委員

氏名	所属	
黒崎 益範	総務部総務課課長	行政職員
西巻 昭男	総務部企画財政課課長	
植村 俊彦	住民生活部福祉課課長	
栗本 公生	住民生活部環境対策課課長	
川端 伸和	都市建設部建設課課長	
井上 貴至	都市建設部都市整備課課長	
西川 肇	教育委員会事務局総務課課長	
荒木 浩司	教育委員会事務局生涯学習課文化財保存第2係長	
浦口 隆	一般社団法人斑鳩町観光協会事務局長	関係団体職員
松村 敦子	社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会事務局長	

平成25年3月31日現在

5. 計画策定の経緯

本計画は、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会(法定協議会)を8回開催するとともに、三省庁との協議を通じて助言等を受けながら、計画策定作業部会による検討・調整を行い策定した。

■計画策定の経過

平成24年 5月 7日	第1回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成24年 6月27日	第2回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成24年 8月28日	第3回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成24年 8月31日	第1回斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会を開催
平成24年10月30日	第4回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成24年12月26日	第5回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成25年 2月28日	斑鳩町都市計画審議会に意見聴取
平成25年 3月18日	第6回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成25年 3月21日	斑鳩町景観審議会に意見聴取
平成25年 3月21日	第2回斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会を開催
平成25年 6月14日	斑鳩町文化財保護審議会に意見聴取
平成25年 8月26日	第7回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成25年10月 3日 ～23日	パブリックコメントの実施
平成25年10月29日	第8回斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を開催
平成25年12月26日	第3回斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会を開催
平成26年 1月24日	斑鳩町歴史的風致維持向上計画の認定申請

第 1 章 斑鳩町の歴史的風致形成の背景

1. 位置及び交通

斑鳩町は、大阪府との県境に近い奈良県の北西部に位置し、町域面積は14.27km²である。

また、交通を歴史的にみると、古くは大阪湾からの水運の要所であり、近世以降は、本町のほぼ中央を東西に走る奈良街道(大坂街道)をはじめ、諸街道が発達した。

現在は、大阪市と奈良市の間であって、両市へ向かう東西の交通機能が特に発達している。鉄道はJR関西本線が大阪と奈良を結び、本町の南部に法隆寺駅がある。道路は国道25号が東西の幹線であり、そのバイパスが現在建設中である。西名阪自動車道が本町の南を通り、法隆寺インターで広域と結ばれている。

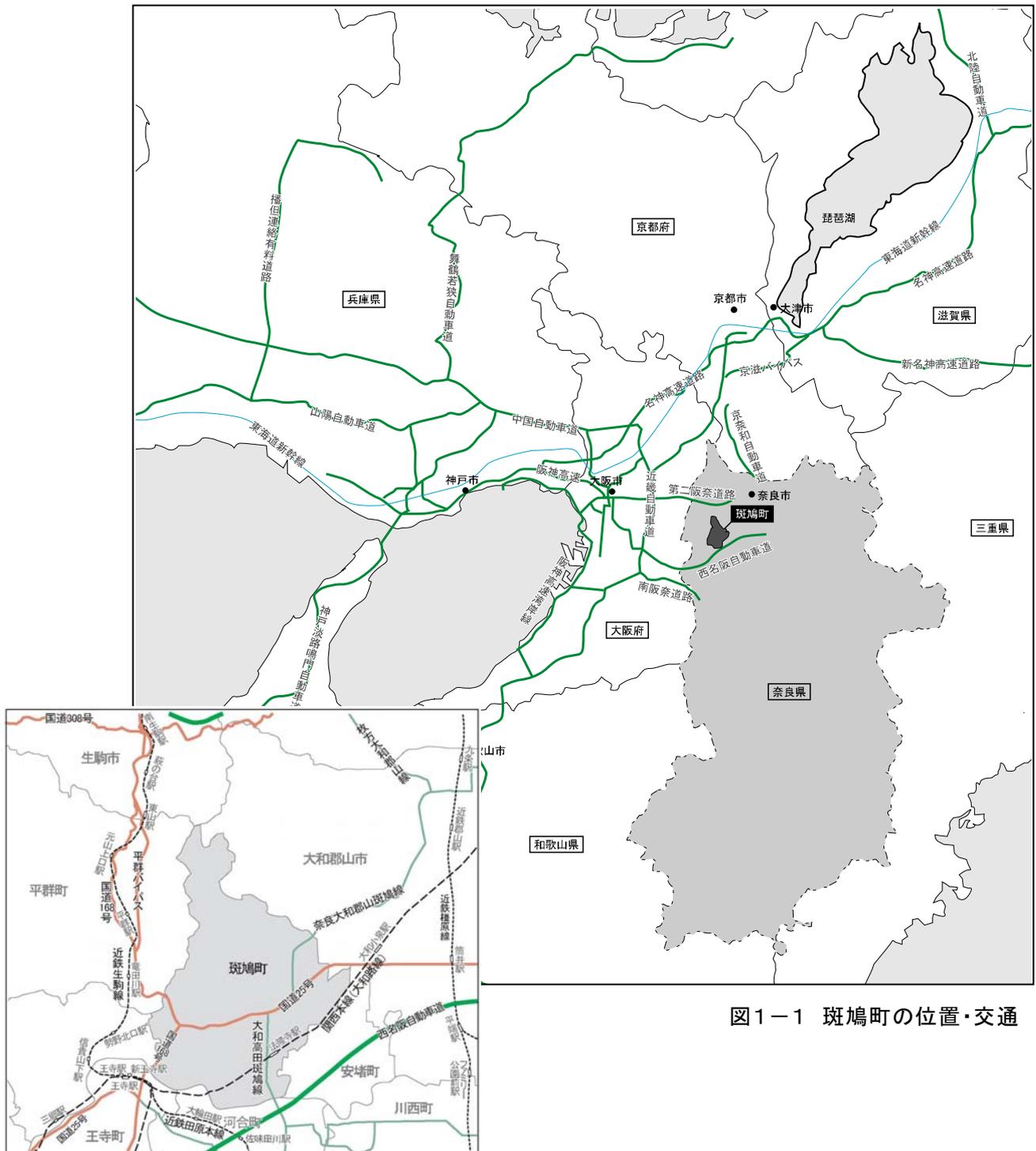


図1-1 斑鳩町の位置・交通

2. 自然的環境

(1) 地勢

斑鳩町は、南部の大部分は平地であり、北部は丘陵よりなっている。本町の南境には奈良盆地の水を集めて西流する大和川がある。

南部の平地は奈良盆地の西北端にあたる一部であり、東西・南北それぞれ約3kmに渡って広がり、本町面積の過半を占める。南端に位置する大和川周辺は、奈良盆地全体からしても最低部に属し、かつ低平な地形であることから、古来より度々洪水の害を受けた地域である。地層は、主に新しい沖積層よりなっている。

北部の丘陵は生駒山地の一部を成す矢田丘陵の南端部にあたる。本町最高の松尾山(標高約315m)を有する海拔200～300mの丘陵であり、地質は主として花崗岩類で、麓に一部洪積層がある。

また、南端を流れる大和川には、北方矢田丘陵の東西両側を南流して来た富雄川・竜田川がそれらの小支流と共に流れ込む。平地に流出したこれらの河川は堆積が盛んに行われ、高い堤防からなる天井川をつくっている。

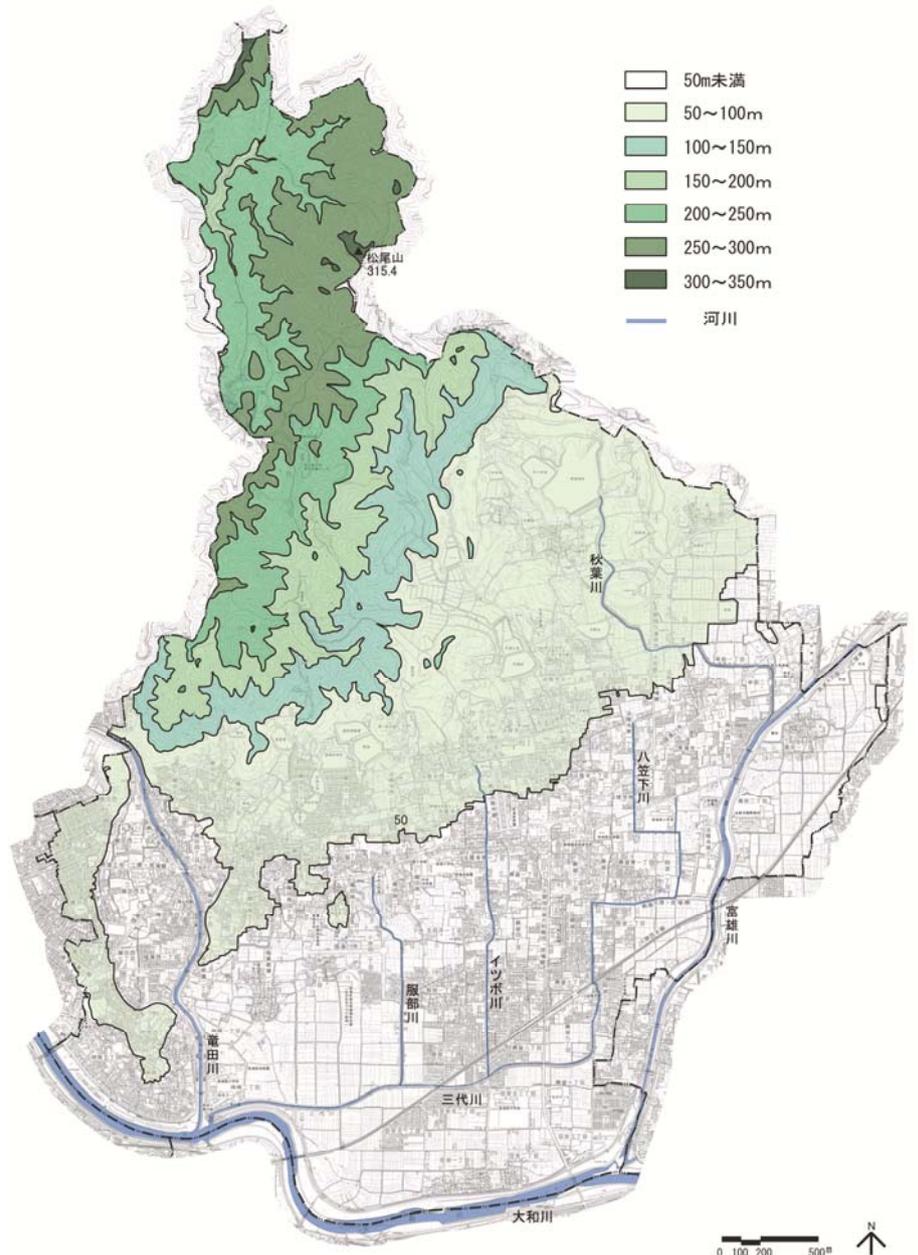
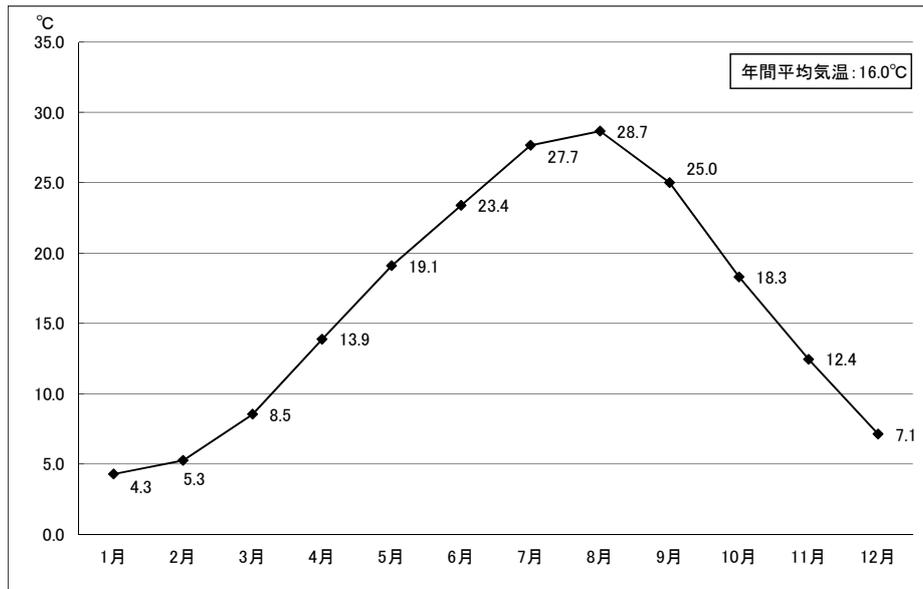


図1-2 斑鳩町の地形条件

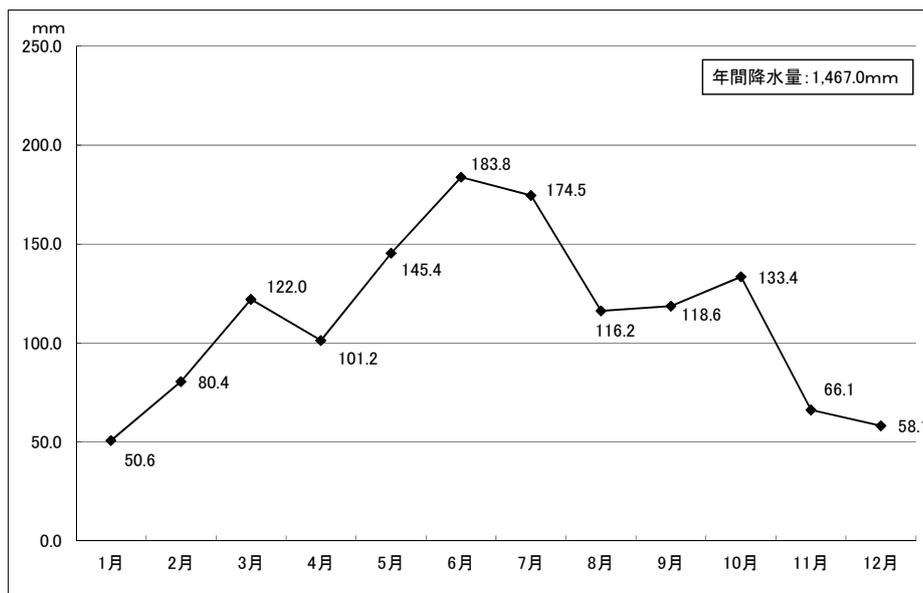
(2) 気象

斑鳩町の気候は、海洋より離れ山地で囲まれた盆地特有の「内陸性気候」である。すなわち一般的には温和であるが、海洋性気候の地域と比較するとやや寒暖の差が大きく、降水量も少ない。

最近5年間の平均でみると、年間平均気温は16.0℃、年間降水量は1,467.0mmとなっている。降水量は夏季に多く冬季に少なく、台風や梅雨の頃は特に多い。かつてはこの時期に洪水が起きることが多かったが、近年治水工事が進み、水害は少なくなっている。



資料: 斑鳩町統計書(平成 25 年度版) ※5年間(平成 20 年～平成 25 年)の平均値



資料: 斑鳩町統計書(平成 25 年度版) ※5年間(平成 20 年～平成 25 年)の平均値

図1-3 斑鳩町の気象

3. 社会的環境

(1) 町の成立

現在の斑鳩町が成立したのは昭和22年(1947)である。

明治22年(1889)4月に市町村制が実施され、龍田村、法隆寺村、富郷村となり、龍田村は明治25年(1892)4月に龍田町となった。昭和22年(1947)2月に奈良県で最初の町村合併により、龍田町、法隆寺村、富郷村の3町村が合併して斑鳩町が誕生した。当時の人口は10,870人であった。

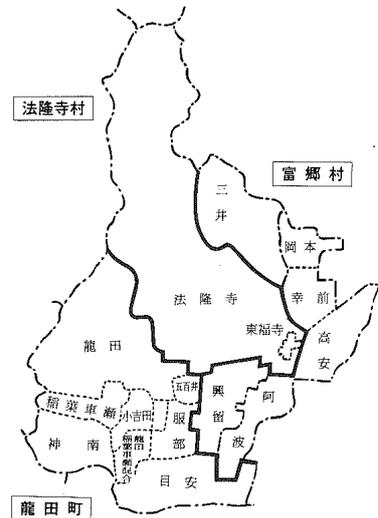
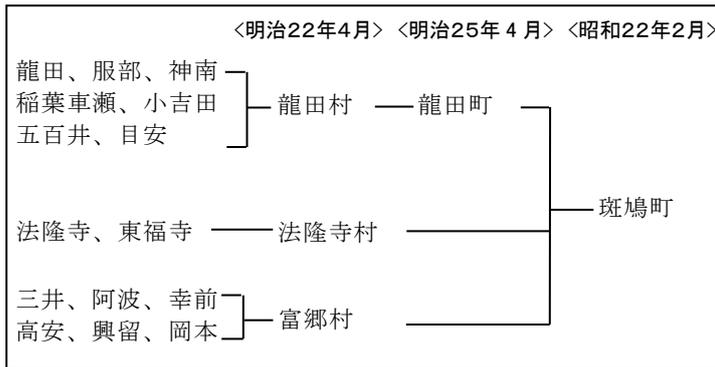
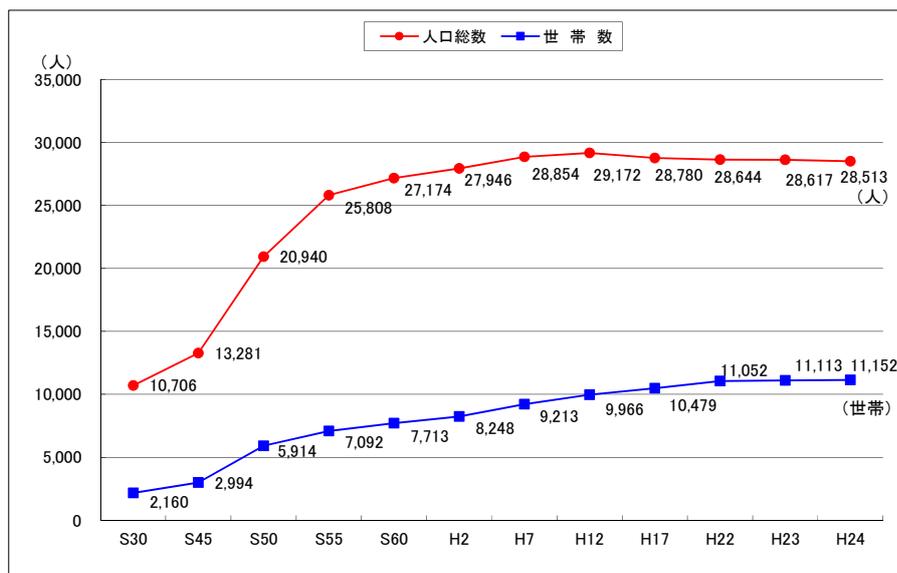


図1-4 合併の経過と旧町村の区域

(2) 人口

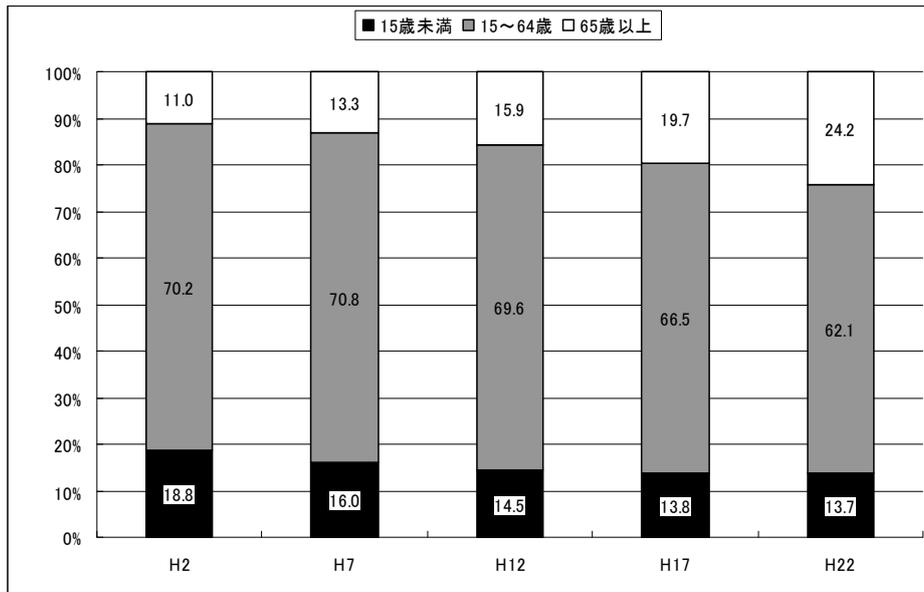
平成24年(2012)の人口は、28,513人、世帯数は11,152世帯である。戦後、人口は急速に増加し、平成12年(2000)には昭和30年(1955)の約3倍の29,172人となったが、その後はなだらかな減少傾向にある。

年齢別で見ると、少子高齢化が進み、平成12年(2000)には65歳以上の割合が15歳未満の割合と逆転し、平成22年(2010)には高齢化率が24.2%となっている。



資料:斑鳩町統計書(平成16・25年度版)

図1-5 斑鳩町の人口推移



資料：斑鳩町統計書(平成16・24年度版)

図1-6 斑鳩町の年齢別人口の割合推移

(3) 産業

斑鳩町の産業は古来より農業が中心であった。近代には、醤油、酒造等の食品製造の発展がみられ、現代に入ってから、工場誘致が行われたこともあり、製造業が盛んになった。

平成21年(2009)の事業所の状況をみると、斑鳩町には849事業所があり、従業員数は6,828人である。

産業別でみると、事業所数では卸・小売業が252事業所で全体の約29.7%を占め最も多く、次いで製造業が84事業所、宿泊業・飲食サービス業が83事業所となり、これらが上位3番目までとなっている。

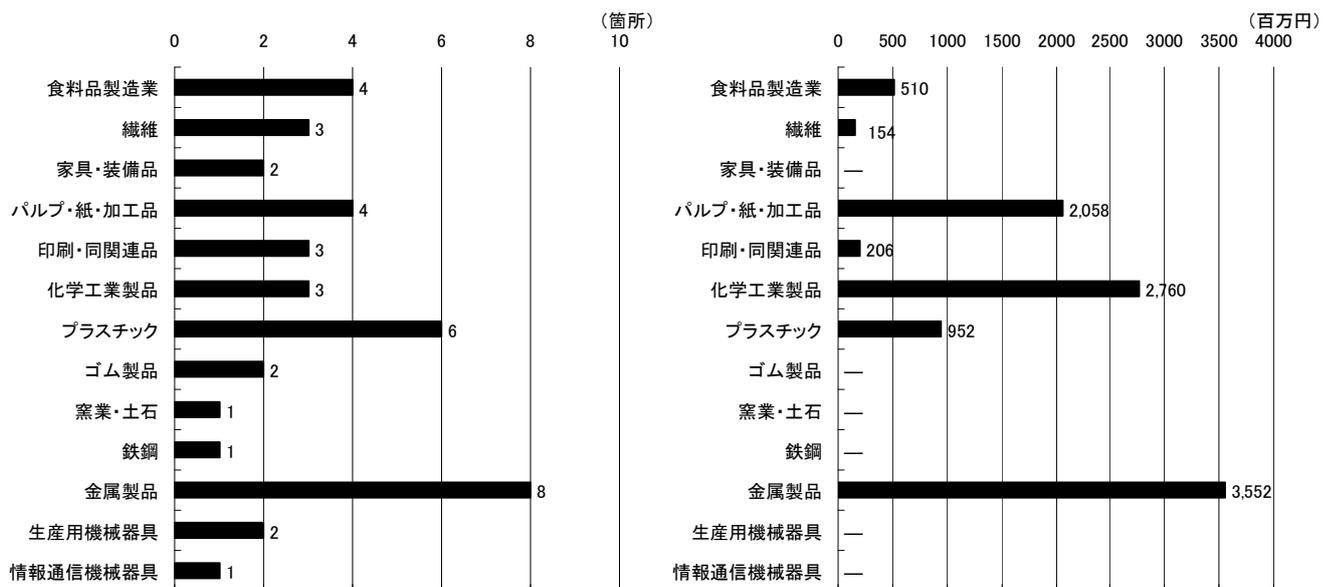
従業者数では卸・小売業が1,511人と最も多く、次いで製造業が1,373人となっている。

製造業に関して工業統計調査(平成22年)をみると、事業所数は40で、金属製品、プラスチック、食料品製造業及びパルプ・紙・加工品の順に事業所数が多くなっている。また、工業出荷額については、金属製品、化学工業製品、パルプ・紙・加工品の順で多くなっている。

表1-1 斑鳩町の事業所の状況

		事業所数（事業所）	従業者数（人）
昭和56年		622	4,545
昭和61年		759	6,106
平成3年		987	7,204
平成8年		973	7,720
平成13年		947	7,388
平成18年		870	6,849
平成21年		849	6,828
平成21年産業分類別	農林水産業	0	0
	鉱業	0	0
	建設業	63	345
	製造業	84	1,373
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	20
	情報通信業	4	11
	運輸業	14	321
	卸売業・小売業	252	1,511
	宿泊業・飲食サービス業、	83	727
	金融業・保険業	7	93
	不動産業	70	177
	学術研究、専門・技術サービス	33	92
	生活関連サービス業、娯楽業	76	498
	教育、学習支援業	35	407
	医療、福祉	62	591
	複合サービス事業	6	35
	サービス業（他に分類されないもの）	53	486
公務（他に分類されないもの）	6	141	

資料：斑鳩町統計書（平成4・12・24年度版）



資料：斑鳩町統計書（平成24年度版）
 注：工業出荷額 — は秘密保持上、秘匿したもの

図1-7 斑鳩町における工業事業所数と工業出荷額

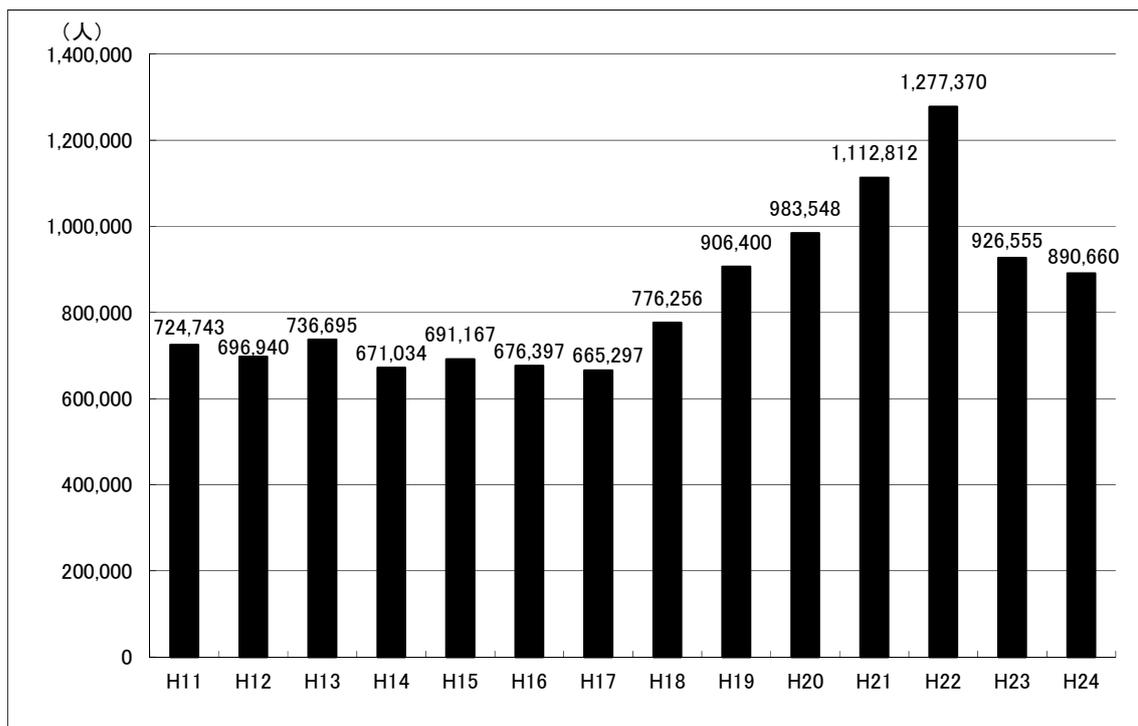
(4) 観光

斑鳩町は世界文化遺産に登録されている法隆寺をはじめ、豊かな歴史・文化遺産が矢田丘陵の山並みを背景とする自然環境の中で歴史的風土を形づくる、「斑鳩の里」として知られ、全国から観光客が訪れている。

近年、減少傾向にあった観光客数は平成18年度より増加に転じ、平成22年度には、奈良県全体の平城遷都1300年祭の取組みもあって、年間約127万人に達した。しかし、平成24年度には、観光客数は年間約89万人と5年前以上に落ち込んでいる。

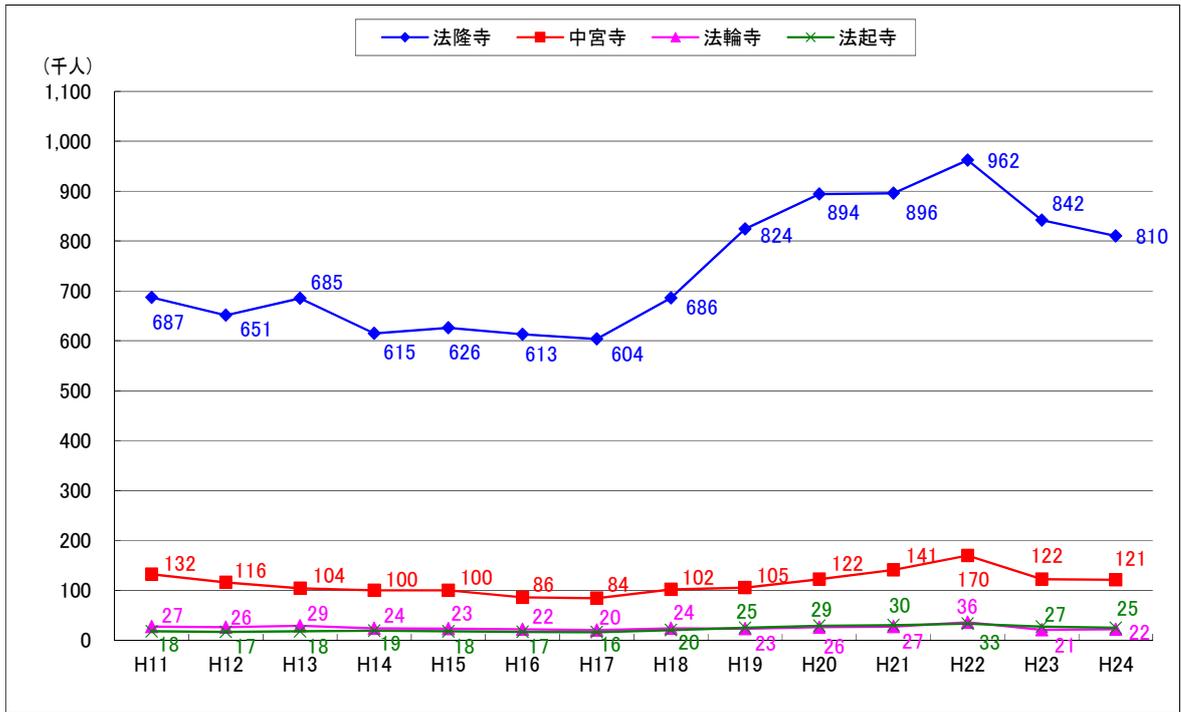
主な寺院として、法隆寺、中宮寺、法輪寺、法起寺の拝観客数をみると、法隆寺が圧倒的に多く、平成24年には約81万人が拝観している。

また、法隆寺観光自動車駐車場の利用状況をみると、バスの駐車場利用台数は近年減少傾向が続き、平成24年度は4,629台となっている。一方、乗用車の駐車場利用台数は、平成20年度、21年度は特に多く、その後減少したものの、長期的にみると増加傾向で、平成24年度は約20,382台となっている。



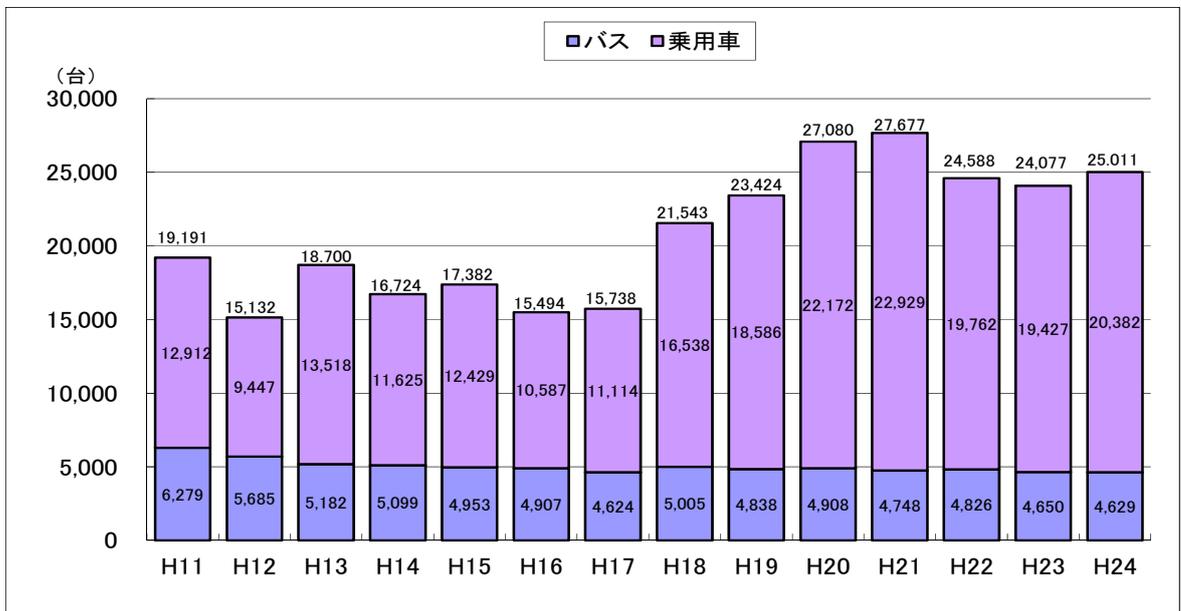
資料:斑鳩町統計書(平成12・18・25年度版)

図1-8 斑鳩町の観光客数



資料:斑鳩町統計書(平成 12・18・25 年度版)

図1-9 斑鳩町の寺院への拝観客数



資料:斑鳩町統計書(平成 12・18・25 年度版)

図1-10 法隆寺観光自動車駐車場利用状況

4. 歴史的環境

斑鳩町は、歴史・文化の豊かなまちである。こうした歴史の中でも、飛鳥時代における聖徳太子の上宮^{かみや}王家または法隆寺等の古代寺院に関わる歴史は、その後の斑鳩町の形成において最も影響を与えた、本町の歴史を語る上で欠くことのできない重要な歴史的背景となっている。そこで、そういった点に留意しながら、斑鳩町の歴史を時代順に追って概観する。

(1) 旧石器～弥生時代

旧石器時代については、町内において遺跡として確認されていないが、酒ノ免^{さけのめん}遺跡に隣接する南西部における発掘調査では、旧石器時代後期の国府型ナイフ形石器がみつまっていることから、少なくともこの頃には、人の生活または往来があったと想像される。

縄文時代になると、土器や石器の出土がみられ、その代表的な遺跡が、法隆寺の北方にひろがる「寺山」と称される地域において展開している西里遺跡である。遺跡からは、現在までに竪穴住居址などの遺構が確認されていないものの、発掘調査における出土や踏査による表面採集から、人々の生活の痕跡を示す縄文土器片や石器がみつき、この頃には、人々がこの斑鳩の地に定住していたことを推測させる。このように、町内の縄文時代の様相については明らかでないものの、丘陵上に小規模に散在する形での集落が形成されていたと想定される。

弥生時代では、発掘調査が実施された遺跡があるものの、これまでに具体的に明らかとなっている遺跡の調査例は少ない。現在斑鳩町文化財活用センターのある箇所を中心とした西里遺跡においては、弥生時代中期頃の集落内におけるリーダーたちの墓である方形周溝墓群が確認されており、また同遺跡内に所在する藤ノ木古墳の墳丘及びその周辺からも、中期を中心とした土器や石器が出土している。一方、法隆寺の北東方向の小丘陵上に所在する東里遺跡は、中期から後期にかけての集落遺跡で、竪穴住居址の検出のほか壺や甕などの土器や石鏃・石錐などの石器の出土が確認されている。また服部地域の発掘調査においては、中期の溝や土坑等の遺構の検出と前期から中期の壺や甕などの土器の出土があり、水田による生産域である可能性のある低湿地における集落として注目される。またそのほか、岡原遺跡、法隆寺周辺遺跡、酒ノ免遺跡、上宮遺跡、中宮寺跡周辺遺跡などの遺跡においても、弥生土器の出土が確認されている。また、表面採集遺物やその立地条件等から、これらの遺跡のほか、神南地域、北庄地域、興留地域にも弥生時代の遺跡の存在が推定され、各丘陵上には集落が展開していたと想像できる。このように、斑鳩町域における弥生集落は、奈良県内の唐古・鍵遺跡等の弥生集落と比較すると小規模ではあるが、ようやく人々の集住が進み、「ムラ」の形成がなされたことがうかがえる。

なお、起源がいつ頃のものは不明であるが、



東里遺跡の弥生土器出土状況



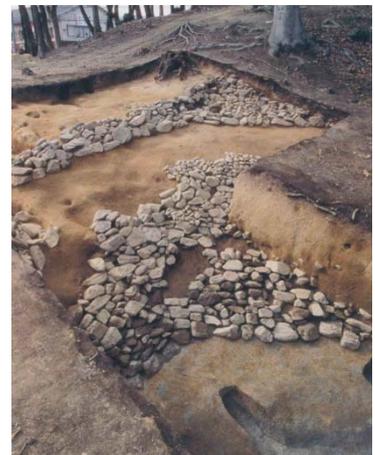
三室山

古代信仰と考えられるものに、神南地域に所在する「^{みむろやま}三室山」がある。この山は、奈良県桜井市に所在する三輪山と同様に「^{かみなび}神奈備山」であり、古くから山そのものが御神体として信仰の対象となった古代の信仰遺跡である。その起源は不詳であるが、信仰の拠りどころとしてお社が成立し、平安時代に成立した『延喜式』に記載される式内社神岳神社となっている。そのことはこの三室山に関連して地名も名付けられたようで、「かみなび」がその後に「かみみなみ」となり、漢字表記で「神南」となって今日に至っている。

(2) 古墳時代

古墳時代は、その名に冠されている通り、大王を頂点とした豪族等有力者の墳墓である古墳が、遺体を埋葬するという機能以外に、権力の象徴として政治的なモニュメントとしての側面を持って造営された時代である。特に古墳における副葬品は、当時の国外との交流や製作技術等の情報を有する例もあり、我が国の歴史だけでなく文化等を知ることができる。斑鳩町内には、70基程度の古墳が確認でき、また集落遺跡も確認されている。町内の主な古墳と集落遺跡として、次のようなものが所在している。

中宮寺跡の南方約300mには聖徳太子の愛馬であった黒駒を葬ったとする伝承をもつ駒塚古墳がある。全長60mほどの前方後円墳で、平成12年度より実施した発掘調査において、墳丘内より古墳時代前期の二重口縁壺の破片が出土したことから、近年は従来考えられていた古墳時代中期ではなく、4世紀後半頃の前期古墳ではないかと推測されている。



駒塚古墳の発掘調査状況

また、駒塚古墳周辺は東福寺遺跡と呼ばれ、4世紀から5世紀頃の土師器(布留式土器)や木製農耕具(木鋤)が埋納された大型の土坑群が検出されている。また、これらの土坑と類似したものは、東側に隣接する^{あんどう}安堵町の東安堵遺跡でも検出されていて、遺構の性格として土坑墓または祭祀土坑が推定されている。こうした遺構の性格と、住居址は未だ発見されていないことから、集落遺跡と断定できていない。



斑鳩大塚古墳

藤ノ木古墳の南方約500mの平野部には、5世紀前半頃造営の直径約35mの円墳と考えられている斑鳩大塚古墳がある。この古墳は墳丘上に忠霊塔を建設する工事中に発見され、埋葬施設の半分以上は削り取られていたが、埋葬施設からは銅鏡2面をはじめ筒形銅器、甲冑、鉄刀、石釧等の豊富な副葬品が出土している。同じ頃、法起寺の北西方向には、町内で最大規模を誇る瓦塚古墳群が造営された。この瓦塚古墳群は、全長約100mの前方後円墳2基と円墳1基からなる5世紀前半頃の古墳群で、埋葬施設が明らかとなっていないものの、瓦塚1号墳墳丘における発掘調査が昭和50年(1975)に実施され、家



瓦塚1号墳出土の埴輪

形埴輪等のまとまった形象埴輪やくびれ部付近において祭祀品であった魚形土製品等が出土し、古墳研究において大変重要なものとなっている。なお、この瓦塚古墳群の歴史的位置付けとしては、古墳時代前期の首長の支配域を斑鳩地域のみでなく拡大して解釈し、例えば平群氏のような大豪族が、現在の和歌山県和歌山市と平群町の範囲を含めた広い地域の支配をした場合、現在和歌山県和歌山市に所在する小泉大塚古墳以後の首長墓の系譜上に瓦塚古墳群を位置付けられるとする考えもあるが、斑鳩町の古墳時代前期から中期初め頃の様相は、発掘調査が実施されていないこともあり、不明な点も多い。

大和王権が盤石となった古墳時代中期においては、斑鳩町域において現在までに大規模な墳丘を有する古墳は確認されていない。しかし、法隆寺境内より大型の円筒埴輪が出土していることと、法隆寺の南方のヒヅメ金塚古墳、舟塚古墳、亀塚古墳等の小規模の古墳が所在することや、ほかの中宮寺跡周辺遺跡や上宮遺跡において埴輪片が出土していることなどから、飛鳥時代以降の土地利用によって削平された古墳があったことは、明らかである。また、斑鳩大塚古墳の立地する丘陵に並行する小丘陵上に所在する五百井遺跡において新規に発見された古墳のほか、戸垣山古墳など小規模な古墳が点在しており、海拔45m付近を東西に古墳が並ぶ姿が想定されている。



駒塚古墳(左上)と調子丸古墳(右下)

また、駒塚古墳の立地する微高地上には駒塚古墳南方100mに直径30m程度の円墳である調子丸古墳がある。周辺において出土した埴輪から5世紀代の古墳と考えられ、太子信仰に基づき名付けられたものと思われる。また、この古墳造営の背景となった集落遺跡に酒ノ免遺跡がある。古墳時代後期になると、斑鳩町内の小規模な古墳群として、寺山古墳群、樋崎古墳群、三井古墳群、神南古墳群などが確認されているが、詳しい内容については明らかでない。



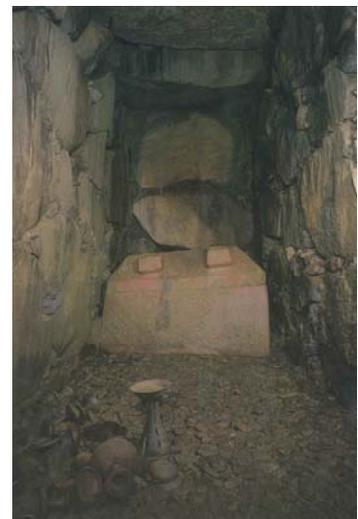
藤ノ木古墳

そして、地域の首長墓の系譜からは突出するものとして、法隆寺西院伽藍の西方約350mに史跡「藤ノ木古墳」がある。古墳は直径50m以上、高さ9mの円墳で、副葬品などから6世紀後半に造営されたと考えられる。昭和60年(1985)に行われた第1次調査で石室内に埋置された剝抜式家形石棺が未盗掘で発見された。

石室の奥壁と石棺の間から「金銅装透彫鞍金具(後輪)」に代表される装飾性豊かな馬具が出土し—



金銅装透彫鞍金具



藤ノ木古墳石室

躍世界から注目される古墳となった。ほかに石室からは埋葬時の儀礼に使った「須恵器」などの土器がまとまって出土している。

また第3次調査では、石棺内に二人が埋葬当時の状態で合葬されており、人骨の調査から17～25歳と20～40歳の男性である可能性が高いことがわかった。副葬品には、被葬者の権力を示す金メッキを施した冠や履などの金銅製品のほか、装飾性豊かな大刀や剣などの武器類、銅鏡、空玉やガラス玉などのおびただしい数の玉類があった。



金銅製冠

法隆寺の北方山麓に6世紀末頃の造営である県史跡仏塚古墳がある。斑鳩宮があったと推定されている地域を臨むことができる選地が行われていることや、聖徳太子の斑鳩への進出と時期が近似していることから、藤ノ木古墳と同様にその被葬者については、聖徳太子自身は少なくとも被葬者を認識できていたものと思われ、斑鳩宮を一望できる選地だけに注目される。



仏塚古墳

また、古墳時代ではなく飛鳥時代の古墳となるが、藤ノ木古墳の西方の「御廟山」と呼称されていた丘陵にあった御坊山古墳群は、昭和40年（1965）の造成工事等により消滅したが、特に御坊山3号墳より出土した重要文化財の三彩有蓋円面硯やガラス製管や琥珀製枕等は、当時としても貴重な副葬品であり、造営年代が7世紀中頃と推測されていることから、その被葬者は上宮王家の一族ともいわれている。その丘陵東端に位置する甲塚古墳は、詳細は不明であるが御坊山古墳群の中で唯一残された古墳と考えられる貴重な存在である。

（3）飛鳥時代

崇峻5年(592)の蘇我氏による崇峻天皇暗殺後、推古元年(593)に即位した推古天皇は、同年に甥の聖徳太子(厩戸皇子)を摂政に任じ、中央の政治に参画させた。現在では、飛鳥時代初め頃は、仏教信仰の推進を進める蘇我氏や推古天皇と聖徳太子といった皇族が団体体制で政治を執り行っていたとも考えられている。こうした政治体制によって仏教が広がっていった。こうした時期には、飛鳥や斑鳩における古代寺院の造営や仏像の造立などに代表されるような仏教文化が華開いた。こうした動きは、蘇我氏による飛鳥寺、聖徳太子による法隆寺や四天王寺など、皇族や豪族に取り入れられ、これまでの古墳の造営に代わって寺院の建立にその権威を見出し、競って寺院の建立が進められた。

政治の拠点は飛鳥におかれていたが、聖徳太子は、斑鳩に推古9年(601)斑鳩宮を造営し始め、その4年後には居住し、斑鳩宮と同時に着手した法隆寺(斑鳩寺)は推古15年(607)に建立されたといわれている。その後、推古30年(622)の薨去までの約20年間、斑鳩の地は、仏教文化の中心地の一つとなり、この聖徳太子の斑鳩進出により、斑鳩の地は歴史的に一躍脚光を浴びることとなった。

斑鳩町の歴史において最も重要な飛鳥時代においては、発掘調査や文献史料により、かなり様相が明らかとなっている。特に、聖徳太子が斑鳩において造営したとされる斑鳩宮をはじめとする四つの宮については、これらの宮跡が後世に寺院にあらためられるなど、斑鳩の歴史において重要な位置を占めている。

『法隆寺東院縁起』によると、荒廃する斑鳩宮を嘆きぎょう僧行しん信が聖徳太子を偲んで、天平11年(739)頃に夢殿を建立したとある。昭和9年(1934)の法隆寺東院の解体修理工事に伴う発掘調査において、奈良時代の建物より遡る掘立柱建物群や大規模な溝の遺構が検出された。また、『日本書紀』に皇極2年(643)に焼失したと記載されている通りに火災の痕跡が確認されたことなどから、伝承通り現在の法隆寺東院は斑鳩宮跡に建立されたことが確認されている。

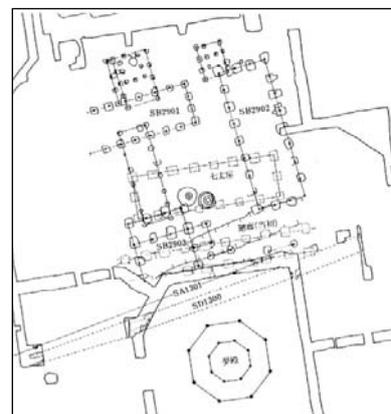
岡本宮は、『日本書紀』によれば、推古14年(606)に推古天皇に対して聖徳太子が法華経を講じた宮であり、その宮は飛鳥岡本宮の地であると考えられたこともあった。しかし、境内及びその周辺における発掘調査において、斑鳩宮や若草伽藍跡と同様の「斑鳩条里」と呼ばれる北から西に約20度偏向する方位をもつ掘立柱建物や特殊な井戸や石組溝や道の側溝などの下層遺構が確認された。このことから、『聖徳太子伝私記』の「法起寺塔露盤銘逸文」に記されている聖徳太子の遺言により岡本宮を寺としたのが法起寺であるとする伝承の蓋然性が高まっている。

飽波葦墻宮あきなみあしがきのみやは聖徳太子が晩年を過ごし薨去された宮と伝えられている。平成3年(1991)に発掘調査が実施され、飽波葦墻宮跡と伝承される成福寺付近は「上宮遺跡」と名付けられた。こうした発掘調査において、明確な建物跡は検出されないものの、成福寺の西側等での発掘調査では、7世紀前半頃の土器がまとまって出土した井戸跡が検出されたほか、飛鳥時代の素弁八弁蓮華文軒丸瓦や手彫り忍冬唐草文軒平瓦など法隆寺若草伽藍跡出土の瓦類と同じ種類の瓦や焼けた凝灰岩製切石などの仏教的建物の存在を推測させる遺物がまとまって出土していることから、上宮遺跡が飽波葦墻宮である蓋然性が高い。なお、後述するように、飛鳥時代の遺構は奈良時代の飽波宮の造営時に削平された可能性が高い。

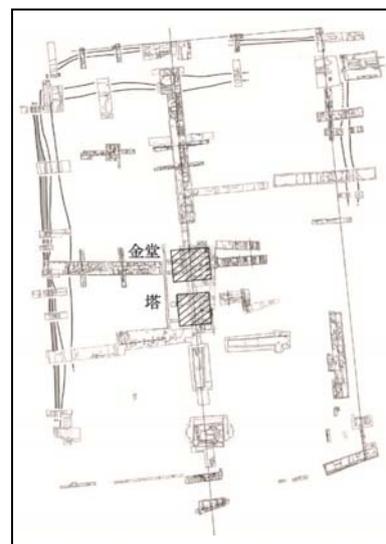
現在は法隆寺東院の東側に境内を構えている中宮寺については、聖徳太子建立の七ヶ寺の一つの「中宮尼寺」であり、その創建の地とされる史跡「中宮寺跡」は、一説に聖徳太子の母である穴穂部間人皇后の宮(中宮)を寺としたとする説や斑鳩宮と岡本宮と飽波葦墻宮の真ん中の位置に造られた宮とする説など諸説ある。しかし、飛鳥時代の明確な宮殿



聖徳太子ゆかりの四つの宮



斑鳩宮跡の掘立柱建物群遺構図



中宮寺跡寺域復元図

遺構は発掘調査で検出されていないものの、法隆寺若草伽藍跡と同じ四天王寺式伽藍配置を採用していたと考えられていて、現在でも塔と金堂の基壇が残っている。出土瓦には飛鳥時代前期から中期の軒丸瓦が出土していることから、聖徳太子建立の尼寺として発願され、法隆寺に比較してゆっくりと造寺活動がなされたと推定される。このように聖徳太子の残した仏教的世界観は、その後の斑鳩の歴史に強い影響を与えることとなった。



中宮寺跡金堂基壇

中宮寺にあったと伝わる「天寿国繡帳残闕(国宝)」は、聖徳太子の死後、その妃の一人の橘大郎女たちばなのおおいらつめが聖徳太子の死後の世界を刺繍によって表したものとされており、飛鳥時代の貴重な絵画資料となっている。



天寿国繡帳残闕

また、法隆寺金堂の本尊である「釈迦三尊坐像(国宝)」は、止利仏師により聖徳太子の死後にその姿を映して製作されたといわれており、夢殿本尊となっている「救世観音菩薩像(国宝)」も聖徳太子の生き写しといわれている。

そして、聖徳太子の長子であった山背大兄王は、法輪寺や法起寺の造営に着手し、斑鳩においてより一層の仏教世界の具現化を推し進めるが、田村皇子(のちの舒明天皇)との皇位継承争いなどを経て、皇極2年(643)に蘇我入鹿の派遣した軍勢によって上宮王家が滅亡したことによって、斑鳩の地は歴史の表舞台から姿を消すことになった。町内にはこうした上宮王家にまつわる文化財が多く点在している。なお、法輪寺と法起寺のほぼ中間にある独立丘陵の「岡ノ原」の頂部に所在する古墳は、宮内庁により山背大兄王の墓として「富郷陵墓参考地」として現在ちじょう治定されている。



釈迦三尊坐像



救世観音菩薩像

法輪寺は別名三井寺とも呼ばれているが、これは現境内の北西方向にある飛鳥時代の瓦製品を積み上げて造られている特別な井戸(御井)である史跡「三井」が、この地域において重要な井戸であったことから地名が成立したものと考えられる。伽藍配置としては法隆寺式伽藍配置をしており、法隆寺は法輪寺の1.5倍のプランで造営されている。一方、発掘調査では7世紀前半頃の船橋廃寺式と呼ばれている素弁八弁蓮華文軒丸



史跡「三井」

瓦と重弧文軒平瓦がセット関係になる一群と、7世紀後半頃の法隆寺式と呼ばれる複弁八弁ふくべんはちべん蓮華文軒丸瓦れんげもんのきまるがわらと均整唐草文軒平瓦きんせいからくさもんのきひらがわらがセット関係になる一群の軒瓦が二種類出土している。

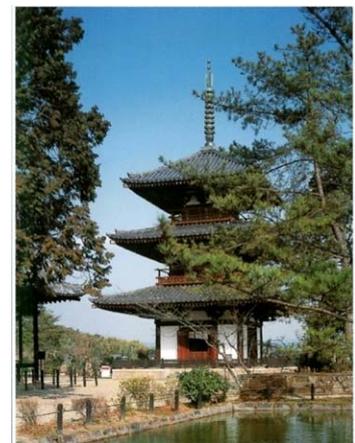
法輪寺は、『聖徳太子伝私記』にある聖徳太子の病氣平癒祈願のために山背大兄王と由義王らが建立したという縁起と、『上宮聖徳太子伝補闕記』にある斑鳩寺罹災後に百濟聞師、円明師、下氷君雑物ら3人が建立したという縁起があるが、その前者は山背大兄王による「岡本尼寺(=法起寺)」に対する僧寺として発願された寺と解されている。

なお、法輪寺と法起寺とのほぼ中間に所在する史跡「三井瓦窯跡」は、法起寺西側の尾根丘陵に立地する瓦塚2号墳後円部の西側斜面にあり、窯内からは7世紀後半頃の丸瓦と平瓦が出土している。また窯近くで採集された軒丸瓦が法輪寺や法起寺出土の複弁八弁蓮華文軒丸瓦と同范瓦であることなどから、斑鳩地域において、寺造活動が活発となる7世紀後半から8世紀初め頃の操業時期が考えられている。



素弁八弁蓮華文軒丸瓦と四重弧文軒平瓦

一方、法起寺は、『聖徳太子伝私記』の「法起寺塔露盤銘逸文」によると、聖徳太子の遺言により山背大兄王が宮を寺にあらためたとあり、舒明10年(638)に僧福亮による弥勒像の造立と金堂の建立がなされた。なお、上宮王家滅亡後の法起寺は、僧恵施により天武14年(685)に塔の造営に着手され、慶雲3年(706)に塔露盤を載せて完成したとある。

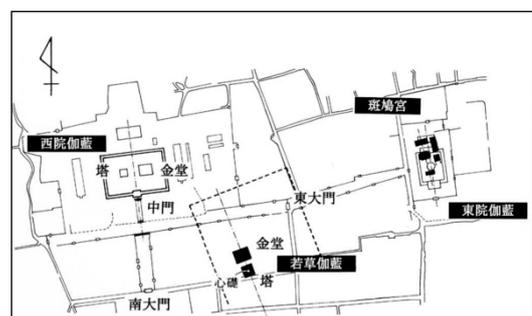


法起寺三重塔

大化4年(648)には、法隆寺に食封三百戸が施入された。このことは、上宮王家が衰退した後の法隆寺の造寺活動や維持管理に対して、期間を限ってではあるが、中央政権より助成があったことを示し、早い時期より中央政権における聖徳太子追善の動きをうかがうことができる。

『日本書紀』によると、天智9年(670)に法隆寺(斑鳩寺)が罹災したとある。この記事をめぐるのは、明治時代より「法隆寺再建非再建論争」として長らく決着をみなかったが、昭和14年(1939)に行われた法隆寺西院伽藍の南東方向にある法隆寺若草伽藍跡の発掘調査によ

って、再設置された塔心礎付近から、塔跡とその北側の金堂と考えられる建物跡が確認された。しかし、その後も「二寺併寺説」が再評価されるなど、この論争は今なお決着をみなかったが、平成16年(2004)の発掘調査によって、若草伽藍跡の西方の谷部より焼けた寺院壁画片や瓦が出土したことによって、創建法隆寺の罹災記事の信憑性が一層認められることとなった。その罹災後の状況は、『上宮聖徳太子伝補闕記』には、罹災のあった元の所に再建するか、場所を移して再建するかの判断がなかなかつかない様子が見られるが、比較的早く法隆寺西院伽藍の再建が始まった要因は、聖徳太子信仰の萌芽ともいえる聖徳太子追善の寺としての再建に対する意欲や地域の活動であった。



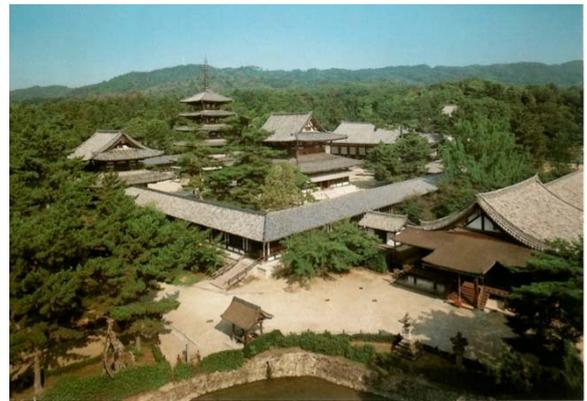
若草伽藍

一方、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』ほうりゅうじがらんえんぎならびにるきしざいちょうによれば、法隆寺の再建中であつたと推察される天

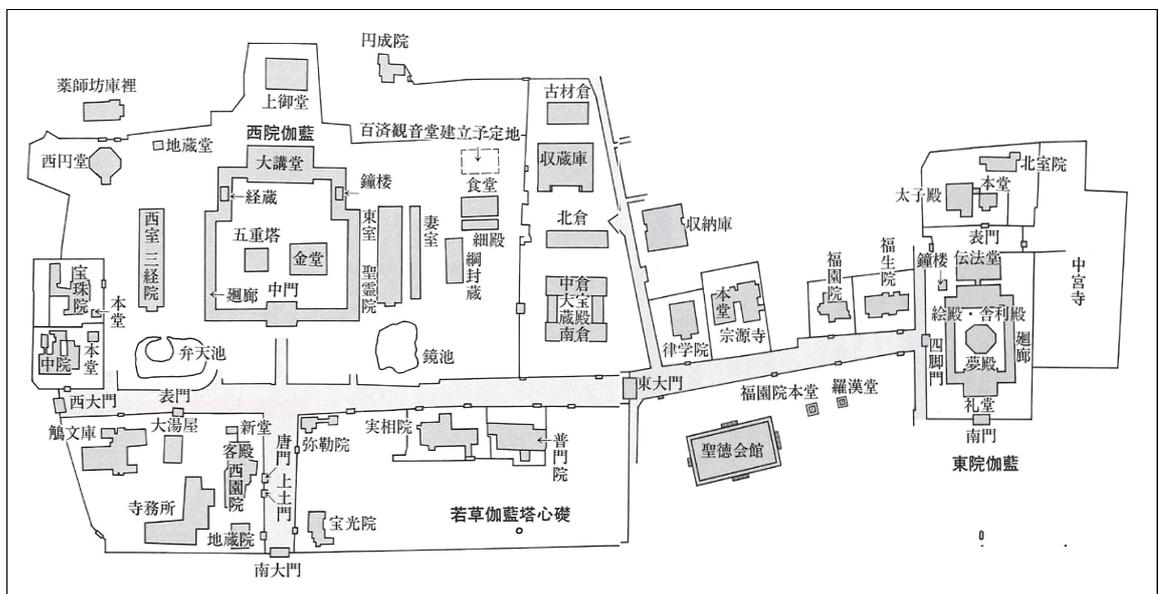
武8年(679)には、大化4年(648)に法隆寺に施入された食封三百戸が停止している。しかし、この時期には恐らく再建の目処が立っていたと考えられる。持統7年(693)に、持統天皇は諸国に対して仁王経を説く「仁王会」を説かせており、この際に法隆寺にもその仁王会の料として、「銅印七面」をはじめ「黄帳一張」、「緑帳一張」、「経台一足」の納賜があったことが『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』に記されており、翌年の持統8年(694)にも、持統天皇より「金光明経一部八卷」の納賜があった。こうした一連の法会の開催は、法隆寺における再建事業が進み、少なくとも金堂の完成を終えていたことを示すものである。なお、現在も続けられている「^{げあんご}夏安居」における「仁王般若経」や「最勝王経」の講義は天武14年(685)から始まったといわれている。こうした日本が律令国家へと歩んでいる天武・持統朝における幡など多くの奉納品は、この時期に天皇をはじめ多くの人々による法隆寺に対する信仰があったことを示しており、平安時代に盛んとなる太子信仰に結びつく動きと解される。

(4) 奈良時代

和銅3年(710)に、都が藤原京から平城京へ遷都されて奈良時代を迎えると、飛鳥地域のいくつかの寺院が平城京に移り新たに建立したのに対して、斑鳩地域の聖徳太子ゆかりの寺院は移ることはなかった。奈良時代の仏教は、国家の保護を受けてさらに大きく発展し、特に鎮護国家の思想のもと、聖武天皇による国分寺・国分尼寺の建設や東大寺の大仏造立などの仏教に関する大事業も行われ、平城京には寺院が建ち並ぶことになった。こうした状況において、法隆寺は薬師寺・大安寺・元興寺・興福寺・東大寺・西大寺の六ヶ寺と合わせて南都七大寺といわれ、国家的大寺として天皇をはじめ多くの人々の信仰を集めた。法隆寺は聖徳太子ゆかりの斑鳩にある寺院として、その後の斑鳩の都市形成は法隆寺を中心として発展していくことになった。



法隆寺西院伽藍



法隆寺伽藍配置図

法隆寺の西院伽藍の完成については、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば、^{ちゆうもん}中門の仁王像の完成や五重塔初層の塑像群が、和銅4年(711)の製作とあることから、少なくとも和銅年間には、金堂や塔などの西院伽藍の主要建造物が完成していたと考えられている。一方、『法隆寺東院縁起』によれば、行信は斑鳩宮跡が荒廃しているのを嘆き、後に孝謙天皇となる皇太子阿倍内親王に奏上して、聖徳太子を供養する寺として、天平11年(739)に八角円堂の夢殿や橘夫人(県犬養三千代:奈良時代の女官。光明皇后の母)の住宅を移したと伝えられる伝法堂等の建物を擁した上宮王院が建立された。



法隆寺東院伽藍

法隆寺における幾つかの仏会は奈良時代に起源をもつと考えられている。その一つは、「^{しやうりやうえ}聖霊会(お会式)」で、室町時代に成立した『寺要日記』によると、法隆寺東院の夢殿では、天平20年(748)から聖徳太子の追善供養の法要として、聖徳太子の命日に行う「聖霊会(お会式)」が始まったとある。また神護景雲2年(768)には勅命により国家安隠、万民豊楽、寺門興隆の祈願を目的とした「^{きちじやうけか}吉祥悔過(修正会)」が始まり、同年から法隆寺講堂において行われたと記されている。そして宝亀元年(770)に恵美押勝の乱平定後に造られた「百萬塔」は、法隆寺にも納められた。



百萬塔

また、称徳天皇は、神護景雲元年(767)に河内への行幸の途中に法隆寺に参詣して、飽波宮に止宿し、また神護景雲3年(769)にこの行宮を利用したことが『続日本紀』にある。この飽波宮と考えられているのが、平成3年度に発掘調査が実施された上宮遺跡である。調査の結果、主殿と解される東西7間×南北5間に南北両面に庇がつく大型の建物や脇殿と解される南北棟の建物が整然と配置されていた。また、平城宮や京より出土する軒瓦と同範の瓦が出土し、宮域の西限と推定されていたところの西側の溝からは、年号は不明ながら荷札と思われる日付の記されている木簡が出土したことなどから、この上宮遺跡が「飽波宮」である蓋然性は高い。

大宝元年(701)に「大宝律令」、養老2年(718)に「養老律令」を完成させたことにより、公地公民の理念に基づく班田収授法による人民を戸籍・計帳に登録する統一的な規格による条里制地割りが全国的に施行されたといわれている。そしてその後の長屋王による百万町歩開墾計画、聖武天皇による三世一身法や墾田永年私財法といった農業施策を経て、斑鳩においても、法隆寺をはじめ興福寺や東大寺といった南都の大寺院の荘園(寺田)が拡大していった。こうした条里制の名残りは、現在も町の南部を中心とした水田の区画において確認することができる。北方の矢田丘陵を背にして、東方の富雄川、南方の大和川、西方の竜田川に囲まれたコの字状の地形において、平群郡の六条から十一条(北から南)七里から十二里(東から西)へ渡って施行されたと推定されている。

(5) 平安時代

延暦3年(784)に平城京から長岡京に遷都、延暦13年(794)に平安京に遷都して、以後400年間にわたり、国政の中心が奈良から京都に移った。桓武天皇は、遷都にあたり南都の大寺院を長岡京や平安京に移転することを認めず、南都仏教の勢力を抑止するとともに、従来の国家仏教とは異なる新しい仏教を志向する動きが生まれた。そして平安時代には、唐から新たに伝えられた天台宗や真言宗といった密教仏教とともに、本地垂迹説や御霊会など神仏習合の動き、現世での利益追求から浄土往生を求める浄土信仰などが広まった。

『法隆寺東院縁起』によると、法隆寺では貞観元年(859)に、道詮(797~876:武蔵国に生まれる。聖徳太子の遺徳を慕い40年間にわたり法隆寺西院三経院で精進)が、私田7町4反を法隆寺東院に施入して、東院の荒廃を奏上して夢殿を修理したとある。また、天慶年間(938~947)に法隆寺別当の湛照が、菅原道真を祀る天満宮(斑鳩神社)を創建するなど時代を背景とする動きがみられた。奈良街道沿いの龍田神社においても、法隆寺の別当坊を神社に置き法会を勧修し、神仏習合の流れの中で、神社に隣接して神宮寺が建立された。

小吉田の吉田寺は、『恵心院源信僧都行実』によれば、永延2年(988)に天台宗の恵心僧都がこの地に来遊して創建されたとされる。また、本尊の「阿弥陀如来坐像(重要文化財)」も、安らかに極楽往生された御母堂の追善供養と末世衆生救済のために、恵心僧都が造顕されたと伝えられている。なお、この本尊に祈禱を受けた肌着を着用すると「延年天寿を授かり、腰下の世話をかけずに安楽往生できる」という伝承が生まれ、シモの世話にならないようにと、肌着を持って御祈禱を受けに来る人々も多く、吉田寺は、別名「ぼっくり往生の寺」と呼ばれている。



吉田寺阿弥陀如来坐像

平安時代は、貴族や社寺の領有地である荘園が数多く設置されるようになった。大和では興福寺の勢力が拡大し、延長年間(923~931)以降、法隆寺の別当(寺務を総括する長官に相当する僧職)には、興福寺の僧が就任することが多くなった。そして11世紀中頃には、法隆寺は興福寺の支配を受け、斑鳩における法隆寺荘園も縮小していった。

一方、法隆寺では、太子信仰の高まりがみられるようになり、平安時代後期以降、数多くの聖徳太子像や聖徳太子画像などが製作され、聖徳太子の命日に行われる法会である「聖霊会」が盛んになるとともに、寺院の拡大改修も行われた。

治安3年(1023)には、藤原道長が法隆寺及び上宮王院を参詣している。また、長元4年(1031)には寺域を拡張し「南大門」を現在位置に移転している。なお、この「南大門」は、永享7年(1435)に学侶と堂衆の対立により焼失するが、永享10年(1438)に再建された。

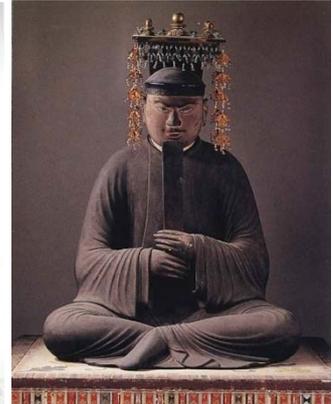
治歴5年(1069)には、仏師円快が彫刻し、絵師秦致貞が彩色を施した現存最古の

聖徳太子坐像「聖徳太子七歳像(重要文化財)」が造られ、延久元年(1069)に、上宮王院絵殿内では、絵師秦致貞による「聖徳太子絵伝」(現在は法隆寺献納宝物として東京国立博物館に所蔵)が描かれた。そして、この像を本尊として聖徳太子450回忌にあたる延久3年(1071)頃から「聖霊会」という名前で法会が行われたと伝えられる。

保安2年(1121)には、「東室(国^{ひがしむろ}宝)」の前面を改装して、太子の壮年期の姿を表したものと伝えられる「聖徳太子坐像(国^{しよりういん}宝)」を安置する「聖霊院(国^{しよりういん}宝)」が造られ、保安3年(1122)に聖徳太子500回忌が行われた。大治元年(1126)には、「西室(国^{しよまんきょう}宝)」の前面を改装して『勝鬘経』『維摩経』『法華経』の三経を講演する道場「三経院(国^{ゆいまきょう}宝)」としている。



聖徳太子七歳像



聖徳太子坐像



聖霊院



三経院

(6) 鎌倉・南北朝・室町時代

文治元年(1185)に平氏が壇ノ浦の戦いに敗れ、建久3年(1192)に源頼朝が征夷大將軍となった鎌倉時代には、平安時代後期から高まった太子信仰はますます盛んとなる。「聖霊会」に使用する「行道面」のほとんどは、保延4年(1138)に製作されており、正治元年(1199)には源頼朝によって「聖霊会」の幟・舞台・舞楽面などの寄進などが行われるなど、盛り上がりを見せることになり、弘安7年(1284)には「聖霊院」が大改修されている。

室町時代の応永元年(1394)から天正末までの200年間に、「聖霊会」は実に131回記録されており、この時期にその内容も洗練され、「大会式」「小会式」の方法も確立したと考えられる。

西院の境内北西の小高い丘に位置し、橘夫人の発願により行基が創建したと伝えられ



西円堂

る「西円堂(国宝)」は、永承5年(1050)に倒壊するが、建長元年(1249)に再建している。

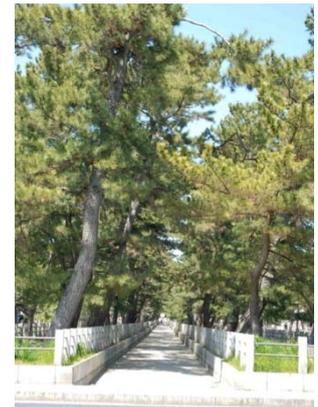
奈良時代の「薬師如来坐像(国宝)」を本尊とする「西円堂」では弘長元年(1261)から「西円堂修二会(薬師悔過)」と、その結願の後の法楽として「鬼追式(追儺会)」が始まった。



鬼追式 西円堂薬師如来坐像

「西円堂」は「峯の薬師」とも呼ばれ、本尊薬師如来の靈験に対して多くの庶民の信仰を集め、この薬師如来に五体患いの願かけから無病息災・延命長寿など、健康に関わる願かけをして、男性は武器や武具、女性は銅鏡・櫛・小袖などを奉納した。明治5年の調査では刀剣6700余本、鏡6000余面あったとされる。

また、『法隆寺別当記』によれば、弘長元年(1261)の後嵯峨上皇の行幸の際に「東西郷民左右ニ植松ヲ」とあり、南大門参道(松の馬場)の松が郷民の協力で植えられたことが記されており、民間信仰の高まりとともに、法隆寺を支える郷民の姿を読み取ることができる。



南大門参道(松の馬場)

律令制の崩壊につれて12世紀頃から、荘園内に郷村的集落が発生する。この時期は農業の生産性が向上し、作物の収穫の増大に伴い余剰品や特産物が生まれ、さらに手工業品などが商品化し、集落では商人や市が生まれていった。

寛元元年(1243)には、龍田神社本殿の西側に市場の繁栄を祈るため、摂津の西宮神社より恵比須神(戎さん)を勧請した。この際、法隆寺の西郷・東郷の郷民が入替わり立ち代わり「白人猿楽」を演じて奉仕したとあり、商売繁盛の神として西宮の戎さんを迎えて、ここに「龍田市」が誕生した。『嘉元記』には、中世の法隆寺支配の市として弘安10年(1287)に「龍田市」の名がみえる。当時の南都・興福寺に発生した市場に比べても、屈指の市場であったようで、龍田市は西大和で大いに賑わったと伝えられる。



龍田神社

平安時代に発生した「猿楽」と「田楽」は、法隆寺の諸行事でも盛んに演じられた。元応2年(1320)には、猿楽「坂戸座」の袈裟大夫に楽頭職を与え専属としている。法隆寺の例年法楽や龍田神社の神事祭礼には坂戸座による猿楽が演じられ、郷民にも親しまれ、

郷民もまた「白人猿楽」を盛んに演じたとされる。このほか中世の芸能として延年・風流・白拍子など多くの種目が盛んに演じられた。

猿楽・田楽は鎌倉時代から南北朝にかけての歌舞劇であり、「能」や「狂言」に展開していくが、この猿楽「坂戸座」は大和四座の一つとなり、後の能楽「金剛流」に発展していったと考えられている。



金剛流発祥の地碑(龍田神社)

(7) 安土・桃山～江戸時代

天正元年(1573)に織田信長は將軍足利義昭を追放し、室町幕府は滅亡する。そして信長は天正4年(1576)に筒井順慶に大和守護職を命じ、斑鳩地域は筒井順慶の支配下に置かれることになる。

天正10年(1582)の「本能寺の変」によって、秀吉の時代に代わるとその家臣となり、所領も安堵された。天正12年(1584)に郡山城主筒井順慶が没し、子の定次が継ぐが、翌年伊賀国上野に転封され、秀吉の弟秀長が郡山城主となる。天正15年(1587)に秀吉の命により建立されたといわれている石標「下馬」が、法輪寺の山門前に現在も残っている。

豊臣秀吉は、全国で「太閤検地」といわれる検地を行うが、大和でも文禄4年(1595)に検地が行われた。この時、法隆寺はその寺領を千石とされた。

慶長3年(1598)に豊臣秀吉が亡くなると、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いにより徳川家康が実権を握ることになる。慶長6年(1601)に、片桐且元^{かつもと}は平群郡内の斑鳩地域を含む55カ村・2万4,407余石を拝領し、龍田村に陣屋を構え、慶長20年(1615)の大坂夏の陣後は加増されて四万石の大名となるが、同年に逝去した。その後、明暦元年(1655)に四代片桐為次が没して後継がなかったことから廃藩となり、50余年続いた龍田城下町としての姿は終わった。その後、斑鳩地域は、近隣の名大が預かることもあったが、幕府直轄領として代官によって支配されることになった。

慶長5年(1600)から慶長11年(1606)にかけて、法隆寺では秀吉供養の一環として、豊臣秀頼寄進による法隆寺伽藍の大修理が行われる。この時の作事奉行は片桐且元が勤め、法隆寺大工棟梁には「西里」出身の中井大和守正清が勤めた。

慶長19年(1614)に、家康は大坂冬の陣に赴く途上、法隆寺阿弥陀院に止宿している。翌慶長20年(1615)には大坂方が西里の中井正清の屋敷に火をかけて西里集落は全焼したが、幸い火は法隆寺西門の前で防がれ、法隆寺に被害はなかったとされる。

中井正清の父正吉は、法隆寺大工棟梁で四姓番匠の一つ中村家より技術を学び、京都方広寺大仏殿の建立に際しては「棟梁司」に任じられ、大工集団の指導的役割を果たしている。永禄8年(1565)に法隆寺西里で生まれた正清は、天正16年(1588)に24歳で家康に召し抱えられ、伏見城、二条城、知恩院の作事の大工棟梁として参加し、法隆寺伽藍大修理の後も、江戸城や増上寺の造営に従事するなど、徳川家康に重用

された。

こうしたことから、中井正清は、五畿内と近江を合わせて六ヶ国の大工棟梁を支配することとなり、中井家は京都に「中井役所」を構えたことにより、法隆寺村の大工の棟梁家も京都へ移る者がいた。元禄5年(1692)には、中井家は六ヶ国の大工6,677人を率いていたとされるが、この棟梁集団は次のような構成になっていた。「御扶持人棟梁」3人はいずれも中世以来の京都大工であるが、それに次ぐ「頭棟梁」5人のうち4人が法隆寺大工で、そのうち2人は在京、2人は西里に居住。次いで「並棟梁」89人のうち法隆寺大工が46人(西里35人、東里11人)と半数以上を占めており、そのうち16人が在京、法隆寺に残っている棟梁は30人であった。



中井大和守正清像
中井正清像

西里をはじめとする法隆寺村の大工集団は、法隆寺をはじめ、大和国や京における寺社や御所の作事にたずさわること、大工技術を伝承してきたが、専門大工となる者は京都に移り、残った者は農家をしつつ法隆寺の修理・修繕を担ってきた。江戸時代中期の元文2年(1737)には、大工棟梁11名・仕手大工(平大工)35名を数えたといわれる。なお、法隆寺村には大工棟梁や大工のほかにも、杣(植林して材木を切り出すきこり)・木挽(材木を大鋸で切る人)など数多くの職人たちもいた。

こうした大工棟梁家である安田家は、西里を代表する大工棟梁家の一つであり、空兵衛と武太夫の2つの系統に分かれながらも、元禄5年(1692)頃までは西里に居住していたとされる。その後、空兵衛家は京都に移住し、武太夫家が西里に残った。そして幕末には、法隆寺村に残っている棟梁家は、長谷川伊太夫家と安田武太夫家の2つとなり、さらに明治維新の際には安田武太夫家だけになった。法隆寺の伽藍や子院の建物の維持には慶長の大修理以後も、元禄の大修理はじめ、恒常的な修繕が必要であり、これを担ったのが法隆寺村に残った大工棟梁安田武太夫家をはじめとした大工たちであった。また、江戸時代後半に、法隆寺大工の信仰の拠点となる修南院太夫座を守っていたのも安田家であった。

こうした大工棟梁家である安田家は、西里を代表する大工棟梁家の一つであり、空兵衛と武太夫の2つの系統に分かれながらも、元禄5年(1692)頃までは西里に居住していたとされる。その後、空兵衛家は京都に移住し、武太夫家が西里に残った。そして幕末には、法隆寺村に残っている棟梁家は、長谷川伊太夫家と安田武太夫家の2つとなり、さらに明治維新の際には安田武太夫家だけになった。法隆寺の伽藍や子院の建物の維持には慶長の大修理以後も、元禄の大修理はじめ、恒常的な修繕が必要であり、これを担ったのが法隆寺村に残った大工棟梁安田武太夫家をはじめとした大工たちであった。また、江戸時代後半に、法隆寺大工の信仰の拠点となる修南院太夫座を守っていたのも安田家であった。

修南院(東林寺)は、文明7年(1475)に法隆寺大工がその職業神である聖徳太子を祀るために「一味同心」して、太子堂を東院の東に建立したのが始まりといわれ、法隆寺の末寺に位置付けられていた。修南院は、法隆寺大工によって構成されていた「太夫座」によって維持されており、太夫座の上席10人のうち一老の者が住職となった。江戸時代末頃になると、安田家が棟梁惣代として修南院を預かり、住職を勤めていたが、明治6年(1873)に廃寺となった。

中世に興隆した太子信仰は、江戸時代中期以降、急速に庶民生活に浸透していった。太子信仰は特に大工・左官・石工といった職人たちの間で盛んになり、太子講と呼ばれる組織が各地で結成された。法隆寺の中でも聖霊院・舍利殿が多くの参拝者の人気を集め、四季を通じて賑わいをみせた。こうした参拝者たちの要望に応え、聖徳太子

の御影や法隆寺境内の絵図などが作製された。それにより太子講をはじめとする多くの
人々からの布施も集まり、それが法隆寺の経営を支えることとなった。このような多くの
人々の太子信仰に支えられて、「聖霊会」も続けられてきた。

法隆寺の寺領千石は、江戸時代にも踏襲されたが、伽藍の修復費用には十分とはい
えないことから、浄財を集める活動も行われることになった。元禄3年(1690)に、古くから
最も神聖な建物として門戸を固く閉ざしていた金堂の南正面を初めて開扉するなど、夢
殿の内陣や聖霊院も公開した。これらの開帳が成功したこともあって、その4年後の元禄
7年(1694)には、江戸本所回向院において^{でがいちよう}出開帳を行った。この時の『江戸開帳之
記』には、「當寺伽藍之修理は寺家の貧乏之力を以ては其の功を成し難し。然れば則ち
靈佛靈寶を江戸に持参せしめ開帳致し其の散錢を以て修理せしめ然るべく之旨群議決
定せしめ、此の趣を南都御奉行所に申さしめ、赦免に於いては江戸寺社御奉行所に参
入せしめ訴えるべく之旨一決畢ぬ。」と記され、出開帳が建物の修理費を捻出する目的
であることがわかる。

この出開帳は大成功を収め、5代将軍綱吉や生母桂昌院の上覧があり、多額の寄進
を受け、これらの資金を持って伽藍の大修理が行われた。さらに、元禄9年(1696)大坂
四天王寺でも出開帳を行い、道頓堀では岩井半四郎による「法隆寺開帳」の芝居興行
も行われたとされている。出開帳は、寺社の建物修理費の捻出とともに、本来の仏教や
太子信仰の普及にも結びついていた。なお、宝永4年(1707)には、五代将軍綱吉の
生母桂昌院の寄進で、中宮寺に石高46石余りの朱印地が与えられた。

江戸時代は、新田開発や治水灌漑技術の進歩、さらに農具や稲品種の改良、金肥
の使用等により、農業生産力の飛躍的発展がみられた時代でもある。龍田藩時代の慶
長8年(1603)から慶安3年(1650)までに、法隆寺村に5カ所、三井村に13カ所、興留
村に2カ所の溜池の築造や竜田川の改修などの灌漑事業が行われている。農村では戸
数・人口が増加した。

17世紀中頃から商品作物として、多彩な農業生産(米・麦・大豆・小豆・煙草・木綿・
菜種等)が行われるようになった。なかでも木綿は大和で盛んに作付けの行われた換金
商品であった。これらの商品は、大坂に運ぶ一方で、龍田において酒・繰綿・油に加工さ
れ、各地に販売され、安永2年(1773)には、龍田村で絞油屋は12軒を数え、油粕を肥
料としても販売している。

寛政12年(1800)には、龍田村大字龍田で屋号のある商店は121軒に及んだとされ、
この中で借家は14軒、文化3年(1806)には24軒に増え、賃貸業も成立していることが
わかる。嘉永4年
(1851)には酒屋が3
軒あったとされる。

奈良街道は、このよ



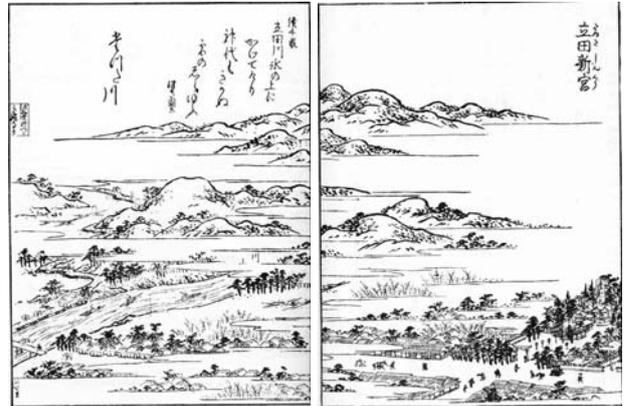
昭和41年頃の奈良街道



太神宮灯籠

うに「龍田市」や宿場町としての賑わいととも、江戸時代には、お伊勢参りをする旅人の往来も活発化した。特に、伊勢神宮の20年毎の式年遷宮の翌年は、そのご利益を貰うための「お陰参り」が流行り、天保元年(1830)のお陰参りの規模が最も大きかったと伝えられている。伊勢神宮への信仰は昔からあったが江戸時代中期に大和を中心に「太神宮灯籠」という形で表れ、村の鎮守社の境内や村外れの道端に大型の灯籠が立てられた。現在町内でわかっているもので、10基の太神宮灯籠が確認されている。

龍田村については、寛政3年(1791)刊行の『大和名所図会』に、「法隆寺より六七町^{ひつじさる}坤にあり。民家軒をつらねて、龍田町といふ。」、「龍田の町を西へ出づれば川あり、是龍田川なり……龍田山・龍田川の和歌、二十一代集の内百二十一首あり」とあり、龍田神社から竜田川が江戸時代後期には賑わいと行楽の場の名所であったことが記されている。



大和名所図会

(8) 近代・現代

明治4年(1871)の廃藩置県によって大和国全体が奈良県となり、明治22年(1889)の市町村制の実施を受け、平群郡の斑鳩地域は3つの村(龍田村・法隆寺村・富郷村)に設定された。

明治元年(1868)の「神仏分離令」によって寺院に対する廃仏毀釈運動がおこり、寺院に大きな影響を及ぼすことになった。法隆寺においても境内から天満宮(斑鳩神社)へ地主神ほかを遷座し、祭祀や管理も村民に移譲され、村民が「天満さん」と親しく呼ぶ法隆寺村の鎮守社になった。

こうした中、法隆寺は千石の寺領を没収され、かつてない経済的危機を迎え、年中行事のほとんどが中断せざるを得ないような事態となり、寺を維持していくために、明治11年(1878)に、法隆寺は寺宝の一部を一括して皇室に献上し、下賜金1万円を賜った。この動きは、貴重な寺宝の散逸をおそれ、文化財の保存を願うというのが皇室への宝物献上願いに書かれた理由でもあった。その後これらの寺宝は、戦後に皇室から国に移管され、東京国立博物館の法隆寺宝物館に納められ、公開されている。

一方、法隆寺が内外に文化財としての高い評価を得る大きなきっかけとなったのが、明治17年(1884)にフェノロサと岡倉天心らによる、秘仏とされてきた夢殿の本尊「救世観音菩薩像(国宝)」の開扉であった。その後、明治30年(1897)には、「古社寺保存法」が施行された。これに基づき法隆寺金堂などの文化財が国宝に指定され、国の支援によって伽藍の修理が進められるようになった。

法隆寺は明治6年(1873)から真言宗の所轄を受けていたが、明治15年(1882)に

法相宗として独立し、法相教学の研鑽道場として明治26年(1893)に「法隆寺勸学院」が設立された。そして、明治29年(1896)に「慈恩会」が復興し、さらに明治36年

(1903)に「夏安居」が「三経院」において復興するとともに、年中行事が徐々に復興されていった。明治44年(1911)には太陰暦で行われていた「金堂修正会」などが太陽暦に改められ、「お会式」も1カ月遅れの3月22日から24日までの3日間に行われることになった。そして大正10年(1921)には、聖徳太子千三百年御忌「聖霊会」が盛大に行われた。



聖霊会行列図(大正10年)

昭和4年(1929)には、「社寺保存法」に代わり「国宝保存法」が制定され、昭和9年(1934)から法隆寺の昭和の大修理に着手することとなった。また、昭和14年(1939)には、法隆寺若草伽藍跡の発掘調査が行われ、創建時の法隆寺は金堂と塔が一直線に並ぶ四天王寺式伽藍配置によるものであり、現在の法隆寺西院伽藍は再建されたものであることが明らかとなった。そして、昭和15年(1940)から、金堂壁画の模写が始まったが、第2次世界大戦により一時中断することとなった。

近代には、優れた風光と法隆寺を中心とする古寺のたたずまいのゆえに、斑鳩の地に触れた文学作品が多く創られた。明治40年(1907)には、法隆寺夢殿の南門前の大黒屋という旅館に泊まって、高浜虚子が『斑鳩物語』を執筆し、和辻哲郎は自ら斑鳩の地を旅して、大正8年(1919)に『古寺巡礼』を著わした。また、詩においては薄田泣菫や三木露風など、数多くの文人が斑鳩にまつわる作品を発表している。



昭和40年頃の大黒屋

特に會津八一は、奈良の美術や歴史に対しても研究を深め、「法隆寺再建非再建論争」に関連して「法隆寺・法起寺・法輪寺建立年代の研究」

を発表した。歌人でもある會津八一は、秋艸道人と号して、斑鳩の古寺や仏像を詠った作品を数多く残しており、町内では「法輪寺境内」、「中宮寺境内」、「法隆寺iセンター」、「上宮遺跡公園」等5カ所に自筆の歌碑が建立されている。また、俳句では「柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺」と詠った正岡子規の句が有名である。

このような法隆寺門前の賑わいと、龍田神社を中心とした沿道の賑わいは、明治時代以降も続き、竜田川の風光明媚も幸いして、河岸は行楽地としても賑わいをみせ、竜田大橋周辺には「金波楼」をはじめとする料理旅館が建ち並び、川にはボートが浮かび、紅葉狩りの宴会が盛況な風景は戦前まで続いた。



昭和37年頃の竜田川の行楽

また、法隆寺西円堂の薬師信仰も多くの人を集め、法隆寺の西大門の北西には「から風呂(サウナ)」もでき、峯の薬師信仰とともに、地元の年寄りだけでなく遠くから弁当を持って入りに来る人もたくさんあり、昭和30年代頃まで賑わったと伝えられる。



から風呂
『岩波写真文庫』昭和25年発行より

近代になってからの交通事情としては、明治時代中期以降に鉄道が敷設され、人々の移動がより活発となった。

明治23年(1890)には、国鉄関西本線(奈良～王寺)が開通して、法隆寺前駅ができ、明治25年(1892)には湊町駅～奈良駅間に延伸され、鉄道が重要な交通機関となり、斑鳩町と大阪を繋いだ。また、大正4年(1915)には、天理軽便鉄道が法隆寺駅前から天理を結ぶ路線として建設され、昭和19年(1944)に廃線となるまで、法隆寺参拝者や天理教信者で駅前は賑わいをみせた。



昭和初期の軽便鉄道(新法隆寺駅)

一方、昭和7年(1932)に新県道が計画され、大阪柏原から大和川沿いの道路は産業道路と呼ばれ、大阪と奈良を結ぶ幹線となった(昭和27年(1952)に国道25号となった)。

このような交通手段の変化と鉄道や道路の整備は、斑鳩の生活環境に大きな変化をもたらした。鉄道網の拡大は、人々を都市に向かわせるとともに、鉄道駅に人々を集めることになり、鉄道駅が広域的交通の要所となり、通過する自動車交通は沿道の姿を変え、古代以降近代に至るまで、人々の往来の要所として繁栄を続けてきた法隆寺門前から龍田の街道の中心性は失われていくことになった。

昭和20年(1945)の終戦を迎え、昭和22年(1947)には、奈良県下最初の町村合併(龍田町・法隆寺村・富郷村)により「斑鳩町」が誕生した。

法隆寺では、昭和24年(1949)に金堂壁画の焼損という傷ましい災害にみまわれたが、昭和27年(1952)に法隆寺五重塔修理落成法要、昭和29年(1954)に法隆寺金堂修理落成法要、昭和43年(1968)に金堂壁画再現開眼供養、昭和60年(1985)に夢殿で昭和の大修理の完成法要が行われ、50年間に及ぶ法隆寺の大修理が完了した。

また、昭和19年(1944)に落雷によって焼失した法輪寺三重塔は、作家の幸田文など数多くの人々の協力と、西里の宮大工の西岡常一棟梁の手により、昭和50年

(1975)に再建された。

昭和24年(1949)の法隆寺金堂壁画焼失をきっかけに、昭和25年(1950)に「文化財保護法」が制定され、従前の「国宝保存法」や「史跡名勝天然記念物保存法」などが吸収された。また、昭和41年(1966)には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、翌年に法隆寺境内と北西の山麓部は「歴史的風土特別保存地区」に指定され、その周辺は「歴史的風土保存区域」に指定された。こうした文化財や歴史的景観を保護する法制度の整備がなされたことにより、斑鳩の里が守られている。

斑鳩町は昭和30年代の初め頃までは積極的に工場を誘致したが、「斑鳩の里」の歴史的な風土や環境保護の面から、工場地帯の拡張は好ましくないとの反発の声が上がった。こうしたことから、住宅の町へと方針が切り替えられ、法隆寺を中心とした歴史的環境の保全を図り、自然環境を生かしたまちづくりが始まった。その結果、昭和30年代後半から40年代にかけて分譲住宅が急増し、龍田地区や国鉄法隆寺駅周辺等では住宅地造成が盛んに行われ、ベッドタウン化が進んだ。

こうした開発行為に対して、昭和39年(1964)に御坊山古墳群が緊急調査後に消滅した一方、その後学術調査として、昭和50年(1975)に瓦塚古墳群、昭和51年(1976)に仏塚古墳、昭和60年(1985)に藤ノ木古墳などの発掘調査が行われている。なかでも約1400年前の未盗掘の古墳であった藤ノ木古墳は、日本考古学史上、最も重要な調査の一つとなっている。

平成の時代に入ってから、これまでの調査や研究成果などを踏まえて、斑鳩町では遺跡の整備や展示会や講演会の開催などの啓発を行ってきた。

平成3年(1991)には、上宮歴史公園整備事業に伴い、上宮遺跡の発掘調査を実施し、平成6年(1994)からは、毎年9月にその上宮遺跡公園において、金剛流による薪能(観月祭)を開催している。平成5年(1993)には、斑鳩小学校内に歴史民俗資料室を設置し、平成8年(1996)には法隆寺観光自動車駐車場内に「法隆寺iセンター」を開設した。この施設は近畿圏における第1号の「歴史街道案内所」であり、西里集落の大和棟民家をモデルにした瓦葺き2階建て(延べ床面積:618㎡)の施設で、1階は法隆寺伽藍の模型などを置く観光案内施設で、2階は西里の西岡棟梁が生前使用していた宮大工道具や棟梁の仕事を紹介する展示や多目的ホールからなっている。

そして、平成5年(1993)12月に「法隆寺地域の仏教建造物」が我が国初の世界文化遺産に登録され、より一層、世界最古の木造建造物を有する法隆寺が再認識されることとなった。

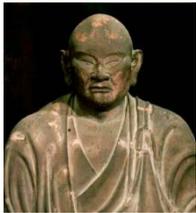
斑鳩町は農業を中心とする集落から郊外住宅地として変化してきたが、斑鳩町の文化的景観を特徴付けているのは現在も農業であるといえる。北部の矢田丘陵の末端に食い込んだ樹枝状の水田、三井・岡本周辺の丘陵を活用した果樹園、大和川を挟んだ地域の整然たる条里制によるとみられる水田、それとは対照的な龍田から北庄にかけての不規則でしかも狭い水田、小吉田から稲葉・神南にかけての平坦地の果樹園の拡がりなど、四季折々変化する農業の風景と法隆寺の五重塔など仏教建造物が「日本のふるさと」と形容される斑鳩の里の景観を生み出している。

一方、戦後開発された住宅団地を含む自治会においても、平成6年(1994)に龍田神社の祭礼の太鼓台が新調されるなど、伝統行事に参加し、それらを継承していく新しい担い手としての動きがみられる。

■斑鳩の里を詠んだ歌

詩 歌	詠み人
ちはやふる 神代もきかず 龍田川 から紅に 水くるとは	在原業平(825~880)
年毎に もみじ葉流す 竜田川 みなとや 秋の とまりなるらむ	紀貫之(872~945)
嵐吹く 三室の山の もみぢ葉は 竜田の川の 錦なりけり	能因法師(988~没年未詳)
吹きはらふ 風もとがめず さもこそは 紅葉にあける 神南の森	下河辺長流(1627~1686)
初紅葉 お染めといはば 立田山	与謝蕪村(1716~1783)
柿くへば 鐘が鳴るなり 法隆寺	正岡子規(1867~1902)
秋風に 又来りけり 法隆寺	高浜虚子(1874~1959)
うまやとの みこのまつりも ちかつきぬ まつみとりなる いかるかのさと	會津八一(1881~1956)
秋真昼 ふるき御寺に わが一人 立ちぬ あゆみぬ 何のにおいぞ	若山牧水(1885~1928)
日の照りて 桜しずけき 法隆寺 おもえば遠き 旅ありき	北原白秋(1885~1942)

■斑鳩町ゆかりの人物

<p>しょうとくたいし 聖徳太子(574~622)</p> 	<p>敏達3年(574)、用明天皇の皇子(厩戸皇子)として生まれ、推古元年(593)に推古天皇の摂政として政治を行う。推古9年(601)、斑鳩宮の造営を始め、推古13年(605)に居住したとされる。斑鳩にはこのほか、岡本宮や飽波葦墻宮等の宮殿を造営した。「三宝興隆の詔」を示し、十七条の憲法、遣隋使の派遣、法隆寺(斑鳩寺)の建立など、我が国の政治の発展や文化の向上と仏教興隆に貢献した。 推古30年(622)2月22日、斑鳩宮にてこの世を去った。</p>
<p>やましのおおえのおう 山背大兄王(?~643)</p> 	<p>聖徳太子の子。生年は不詳。母は蘇我馬子の娘、刀自古郎女。 推古天皇崩御に際し、蘇我蝦夷の推す田村皇子と皇位を争い敗れた。その後も聖徳太子の皇子・皇女たちにより形成される上宮王家の中心人物として、政治的発言権を有していた。このことが、皇極2年(643)、蘇我入鹿により上宮王家は滅亡させられる原因となった。この時、東国へ逃れるように勧めた三輪文屋君の進言を入れず、聖徳太子の教えを守り、斑鳩寺に入り子弟・妃妾らとともに自害した。</p>
<p>ぎょうしん 行信(?~750)</p> 	<p>僧都。三論、法相の学僧。法隆寺上宮王院(東院)の草創の功労者。聖徳太子の斑鳩宮の廃墟を悲しみ、東院を創らしめた。 天平9年(737)、聖徳太子の御持物という鉄鉢・錫杖・香炉・厨子などを東院に奉納、天平10年(738)律師に、天平20年(748)頃大僧都に補任、その頃東院を建立、聖霊会を始行、『仁王般若経疏』を著述、2700余巻の写経を発願した。天平勝宝2年(750)に没する。</p>
<p>かたぎりかつもと 片桐且元(1556~1615)</p> 	<p>片桐且元は近江の生まれ、豊臣秀吉の家臣で、賤ヶ岳の戦いでは七本槍の一人として活躍した。関ヶ原の戦い後の慶長6年(1601)に、徳川家康より大和国2万8千石の所領を与えられ、龍田城主になる。豊臣秀頼寄進の法隆寺伽藍大修理の作事奉行を勤める。 また、安村喜右衛門に魚梁船を造らせて米などを大坂に運べるようにするなど、大和川の舟運交通の整備やため池づくりによる法隆寺村や龍田村の治水など、地域の発展に貢献した。</p>
<p>なかいまさきよ 中井正清(1565~1619)</p> 	<p>中井家は法隆寺村西里の出身の大工棟梁家で、正清は徳川家康に重用され、慶長11年(1606)には従五位下大和守に叙任された。法隆寺の慶長大修理のほか京都御所、二条城、名古屋城、日光東照宮等の往時を代表する建造物の普請にたずさわった。 元和5年(1619)、正清は旅先の江州水口で病に倒れ没するが、一代で築いた大棟梁の地位は子孫代々五畿内・近江六カ国の大工・杣・木挽を支配する京都大工頭として幕末まで受け継がれた。</p>

<p>ともばやしみつひら 伴林光平(1813～1864)</p> 	<p>国学者・勤王家・歌人。文化10年(1813)河内国志紀郡林村(現・藤井寺市)に生まれる。西本願寺・薬師寺・法隆寺で仏教を研鑽する一方、漢学や歌道を学ぶ。因幡の飯田秀雄に国学を学び、この時伴林光平と改名した。29歳のとき八尾の教恩寺の住職となるが、一方『河内国陵墓図』や『巡陵記事』などを著す。その後法隆寺の平岡鳩平とも交わり、国学と勤王活動に生きることを決意、文久3年(1863)天誅組に参加、捕らわれ元治元年(1864)に刑死。明治24年(1891)に従4位を追贈される。</p>
<p>きはたけはるふさ 北畠治房(1833～1912)</p> 	<p>天保4年(1833)法隆寺村三町の煙管屋末重の次男に生まれる。通称は煙管屋鳩平。早くから勤王の志厚く、伴林光平らと京都・摂津の間を奔走し、尊皇攘夷の大義を唱え天下の志士と交わる。文久3年(1863)に名を平岡武夫(鳩平)と改め、天誅組の乱に参加した。明治維新後、北畠治房と名を変え、東京裁判所長、大審院判事、大阪控訴院院長などを務め、明治29年(1896)に男爵の位を与えられた。晩年は法隆寺村にもどり、79歳でこの世を去った。</p>
<p>たつみならたろう 辰巳櫛太郎(1865～1940)</p> 	<p>貴族院議員。慶応元年(1865)西里の豪農に生まれる。明治28年(1895)法隆寺村々会議員に当選、龍田村外7カ村高等小学校組合議員、龍田村外2カ村尋常高等小学校組合議員に就任、以後昭和11年(1936)まで41年間勤める。明治37年(1904)に貴族院議員に当選、明治39年(1906)に勲四等旭日小授賞を授与される。ほか法隆寺聖徳会会長、法隆寺信徒総代、中宮寺門跡信徒総代などを歴任し、斑鳩町の発展に尽くした。</p>
<p>さえきじょういん 佐伯定胤(1867～1952)</p> 	<p>法隆寺住職。法隆寺村出身。明治26年(1893)法隆寺勸学院の開設に伴い内典講師に就任。法隆寺学頭、権僧正に昇進。明治29年(1896)法相宗勸学院院長、慈恩会を再興、翌年法隆寺副住職に就任。明治34年(1901)薬師寺住職に就任。翌年法相宗管長に就任。明治36年(1903)法隆寺住職に就任。大正10年(1921)に聖徳太子一千三百年聖霊会の講師を務める。昭和4年(1929)帝国学士院会員に勅任。昭和25年(1950)に法隆寺長老、聖徳宗の開宗を表明した。</p>
<p>にしおかつねかず 西岡常一(1908～1995)</p> 	<p>明治41年(1908)、法隆寺村西里に生まれる。西岡家は代々法隆寺に仕える大工で法隆寺大工とか鶴寺大工と呼ばれ、幼少の頃から祖父と父に師事し、宮大工の伝統技術を学ぶ。宮大工として昭和9年(1934)から法隆寺昭和大修理の棟梁を勤め、さらに法輪寺三重塔、薬師寺金堂や西塔などの修理や再建に取り組む。また、古代の大工道具の「ヤリガンナ」を復元し、木工技能の保存技術の伝承や後進の指導に力を注いだ。</p>

5. 文化財の現状と特性

(1) 指定・登録文化財

斑鳩町の指定文化財は、平成24年4月1日現在、国指定が223件、県指定が9件、町指定が3件で、合計235件である。指定文化財のうち、有形文化財が225件で95%以上を占め、そのうち、建造物は51件が指定されている。

このほか、建造物としては、登録有形文化財21件がある。

表1-2 文化財の種別指定状況

(平成25年4月1日現在)

種別	区分	国指定	計	県指定	計	町指定	計	合計
有形文化財	建造物	49	217 (うち国宝41)	2	7	0	1	51
		(うち国宝19)						
	美術工芸品	168		5		1		174
		(うち国宝22)						
小計			217		7		1	225
史跡・名勝	史跡		6		1		2	9
	天然記念物		0		1		0	1
小計			6		2		2	10
合計			223		9		3	235

区分		件数
他	その登録	登録有形文化財
		21

①国指定文化財

斑鳩町にある国指定文化財223件のうち、国宝が41件(うち建造物が19件)で、重要文化財が177件(うち建造物が31件)、史跡が6件となっている。(なお、1件については国宝と重要文化財に指定されている部分があることから、合計は一致しない。)

国宝の建造物は、法隆寺に18件あり、法起寺三重塔を合わせて19件となっている。世界最古の木造建造物である金堂をはじめ、飛鳥様式を伝えるものが多数みられる。また、重要文化財の建造物は、法隆寺に29件あり、吉田寺多宝塔、伊弉册命神社本殿^{きちでんじ いざなぎのみこと}を合わせて31件となっている。

美術工芸品は、国宝22件を含め168件ある。このうち彫刻は国宝18件を含め104件あり、絵画は14件、工芸品は29件(うち4件は国宝)、書跡・典籍は15件、歴史資料は3件、考古資料は3件となる。これらの美術工芸品は、法隆寺、法輪寺、中宮寺、法起寺のほか、8カ所の寺院にある。

さらに、史跡として、法隆寺旧境内、三井瓦窯跡、三井(井戸)、中宮寺跡、藤ノ木古墳、法起寺境内の6件がある。また、その他、登録有形文化財(建造物)が21件(4カ所)あり、寺院に関するものが1件、民家が20件となっている。

■建造物(国宝)

法隆寺金堂

飛鳥時代。桁行五間。梁間四間。二重、初重裳階付き。入母屋造。本瓦葺。裳階板葺。法隆寺の中心殿堂。上層には卍崩しの組子を入れた高欄があり、人字形の割束で支えていて、雲形の肘木とともに飛鳥様式がみられる。内部には釈迦三尊像、薬師如来像、阿弥陀如来像、四天王像、毘沙門天像、吉祥天像などを安置している。



金堂

法隆寺五重塔

飛鳥時代。三間五重塔婆。初重裳階付き。本瓦葺。裳階板葺。各層の通減が大きく安定感がある。細部は金堂と同様であるが高欄の下に割束はない。初重の四面に、和銅4年(711)に造顕した釈迦入滅の伝記に関する様子を表現した塑像群を配している。



五重塔

法隆寺中門^{ちゅうもん}

飛鳥時代。四間二戸二重門。入母屋造。本瓦葺。金堂や五重塔に通じる正門にあたる。この門には胴張のある柱や中国の竜門、雲南の石窟寺院などにある雲形の肘木、卍崩しの欄干、人字形の割束を用いるなどの特徴がみられる。



中門

法隆寺大講堂

平安時代。桁行九間。梁間四間。入母屋造。本瓦葺。
西院伽藍の北正面に位置する。この建物は寺僧たちが仏教を研鑽する道場であり、修正会、涅槃会、仏正会、慈恩会などの法会を営むところでもある。現在の建物は延長3年(925)に雷火によって創建の建物が焼失した後、正暦元年(990)に再建したもの。



大講堂

法隆寺東大門

奈良時代。三間一戸八脚門。切妻造。本瓦葺。
西院の東側の築地塀に開かれた門。「中ノ門」ともいう。発掘調査と解体修理によって移築されたものとわかり、移築前は南面していた門であった。側面に二重虹梁こうりょう囊股かえるまたの架構を表しており、門に入って上を見ると屋根が前後に2つ並んでいるようにみえる。



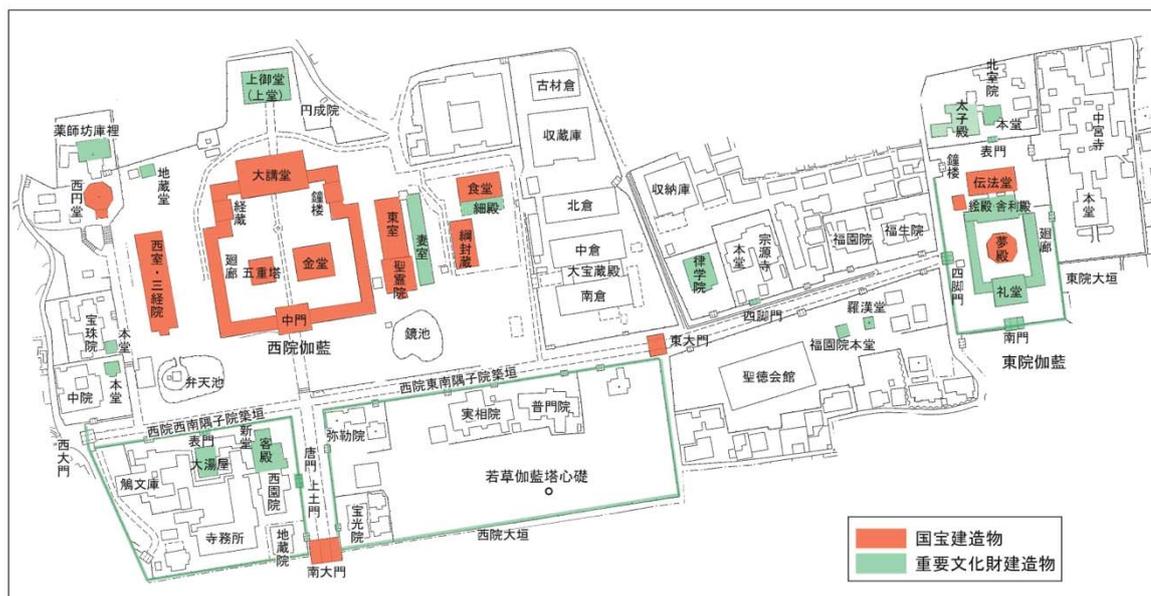
東大門

法隆寺東院夢殿

奈良時代。八角円堂。本瓦葺。
上宮王院(東院)の創建に際し最初に建立された中心的建物である。太子等身と伝えられる救世観音像を本尊として祀り、上宮王院創立者の行信や、再興の功労者の道詮の像も安置している。寛喜2年(1230)に、軒の出を増し、屋根の勾配を急にするなど大改修が行われた。



夢殿



法隆寺境内図

法起寺三重塔

飛鳥時代。三間三重塔婆。本瓦葺。

柱間寸法は法隆寺五重塔の初重・三重・五重とほぼ同じ寸法で構造も法隆寺五重塔と共通する。『聖徳太子伝私記』に伝わる塔の露盤銘には、慶雲3年(706)に相輪部分が完成したことが伝えられ、この頃に伽藍が整ったものと考えられている。



法起寺三重塔

■ 建造物 (重要文化財)

法隆寺西院大垣

南面 南大門東方全長208.9m、西方全長103.8m。築地塀本瓦葺。

東面 東大門南方全長86.4m、北方折曲り延長63.5m。築地塀。本瓦葺。

西面 西大門南方折曲り延長69.8m、北方全長6.2m。築地塀。本瓦葺。

平安時代長元年間(1028～1037)頃に南大門・西大門の建立があったときには現在の位置に大垣があったものと考えられる。その後、築替えが行われているが、西面の西大門から南方部は元禄に築替えを受けておらず、慶長大修理を降るものではない。



西院大垣
左から
南面・東面
西面

法隆寺薬師坊庫裡^{くり}

主屋桁行18.31m。梁間西面7.88m、東面10.21m。

東面切妻造。西面寄棟造。棧瓦葺。

薬師坊は西円堂の北側に建つ西円堂堂司の住坊であるが、坊の創立や現在の庫裏の建立年代は明らかではない。居住部に残る柱・舟肘木などの古い部材は室町時代を降らないと考えられるが、その後何度か大修理があったようで、現在の形は江戸時代末のものと考えられる。



薬師坊庫裏
〔法隆寺の至宝第2巻〕
平成8年発行より

法隆寺上御堂^{かみのみどう} (上堂)

桁行七間。梁間四間。入母屋造。本瓦葺。

講堂の裏手に、かなりの急な斜面を平らにして建つ。創建の時期は明らかではないが、『別当記』などによると、永祚元年(989)と康和年中(1099～1104)とに倒れたという。再建は鎌倉時代末で、元亨4年(1324)に本尊を講堂から移す。



上御堂

礎石の円形の造出し、床が土間で、梁間四間とする点などは天平時代から平安時代の形式であり、創立の古さを示す。しかし軒高は高く、飛貫を用い、正面に棧唐戸を釣っている点などは再建の時代を示す。

法隆寺東院^{らいどう}礼堂

桁行五間。梁間四間。切妻造。本瓦葺。

礼堂はもとの中門で、『東院資財帳』の「檜皮葺門式門」のうちの「長七丈。広二丈一尺」とする建物の後身である。中門・回廊は行事の時の人の座となる性格を有していることから、初めから礼堂的な要素が大きかったと考えられる。

現礼堂は鎌倉時代に再建されたものである。



東院礼堂

法隆寺東院^{しゃりでん}舍利殿^{えでん}及び絵殿

桁行七間。梁間三間。切妻造。本瓦葺。

『東院縁起』には「七間御経蔵」と記され、聖徳太子が所持した経典・鉄鉢などを納めるための建物である。承久元年(1219)に建替、この時前方に一間拡張し吹き放しの礼拝所とし、その両脇に回廊を接続させて現在の姿になった。



東院舍利殿及び絵殿

吉田寺^{きちでんじ}多宝塔

三間多宝塔。本瓦葺。一辺約十尺。

初層は丸柱を用い、初層中央間に臺股(股内に梵字を入れる)をおき、その上に板臺股を重ねる。内部に來迎柱を立てその前に仏壇を置き、その上部を二重に折り上げた小組格天井^{ごうてんじょう}を張る。寛正4年(1463)の建立。



吉田寺多宝塔

伊弉册命^{いざなぎのみこと}神社本殿

一間社春日造。こけら葺。桁行二・六五尺。

梁間三・二尺。

斗拱は全三斗とし、四面と向拝に臺股を入れ、向拝柱と海老虹梁でつなぐなど装飾豊か。主殿を前後に二分してその境に扉を入れ、前面に格子をはめる。天正8年(1580)の建立。



伊弉册命神社本殿

■美術工芸品

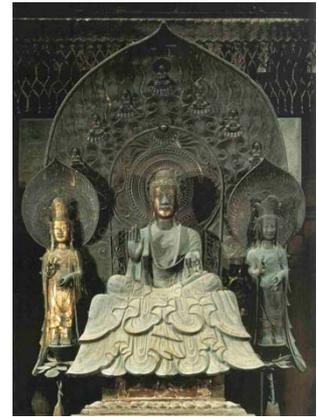
〈彫刻（国宝）〉

銅造釈迦如来及両脇侍像（釈迦三尊像）

飛鳥時代 三軀 銅造 鍍金 中尊像高 87.5cm

左脇侍像高 92.3cm 右脇侍像高 93.9cm

法隆寺金堂の本尊。方形の須弥座の上に蓮弁一葉形の大光背を背にした三尊で一光三尊の形式である。中尊の釈迦如来は右手を施無畏の印、左手は与願の印を結び、腰高な二重宣字座に坐る。その杏仁形の眼とアルカイクスマイルを浮かべた表情には独特の神秘的な雰囲気が漂う。止利仏師作。



釈迦三尊像

そぞうとうほん 塑造塔本四面具 五重塔安置

奈良時代 塑造 彩色

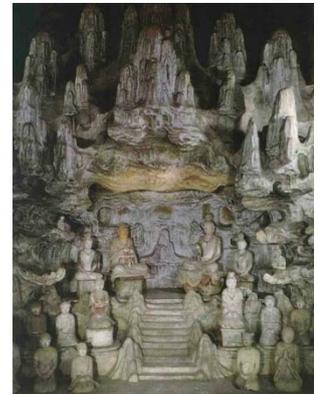
東面 維摩居士坐像(像高45.2cm)ほか十五軀

南面 弥勒仏倚像一軀(像高81.0cm)

西面 金棺一基、舍利塔一基、侍者坐像

北面 涅槃釈迦像一軀(全長99.5cm)、侍者坐像三十一軀

法隆寺五重塔初重の内陣四面に、心柱を中心にして四天柱を囲んで塑造の岩窟を築き、これに維摩詰像土(東)、涅槃像土(北)文舍利仏土(西)、弥勒仏像土(南)をあらわす塑造の群像が置かれる。



塑造塔本(東面)

木造観音菩薩立像（百済観音）

飛鳥時代 木造 彩色 像高209.4cm

本軀、光背、台座は何れも樟材を用い、本体は両手の臂を含み足下の台座蓮肉部に至るまでを一材から造り、持物の水瓶は檜材を使っている。極端に細身で背が高い姿が、異国的な感を与え、朝鮮、百済からもたらされたという伝説をうみ、百済観音という異名をもつ。

法隆寺大宝蔵院百済観音堂所在。



百済観音像



夢違観音像

銅造観音菩薩立像（夢違観音）

白鳳時代 銅像 鍍金 像高86.9cm

もと東院絵殿の本尊であった。夢違観音と呼ばれ、悪夢をみたとき、この像に祈れば吉夢に替えてくれ、吉夢を

みるとそれを実現してくれるといわれる。かすかに微笑をたたえた童顔で、上半身裸形の体は飛鳥時代の像に比べ、実人に近くなり体軀も丸みを帯びる。

法隆寺大宝蔵院西宝蔵所在。

木造観音菩薩立像 夢殿安置（救世観音）

飛鳥時代 木造 彩色 像高178.8cm

法隆寺東院夢殿の本尊で、堂内中央の漆塗りの八角厨子内に安置されている。樟材の一木造で、白土地金箔押で仕上げられ、金銅像と見まがうような硬さを示している。聖徳太子等身の像と云われ秘仏としてされていたが明治17年にフェノロサと岡倉天心によってその姿が明らかにされた。

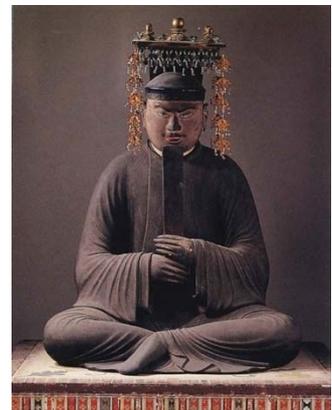


救世観音像

木造聖徳太子坐像

平安時代 木造 彩色 像高84.2cm

聖霊院の本尊として、侍者像四体と共に正面大型の厨子の中に安置される。像は檜材の寄木造と思われ、頭体主要部はともに前後に割り、像内を大きく削って空洞にして、再びこれを接合する割り矧ぎ造りで造られている。できた像内の空間に銅造救世観音立像（像高24.2cm）と経巻3巻が奉籠されている。



聖徳太子坐像

〈工芸品（国宝）〉

玉虫厨子

飛鳥時代 木造 漆塗 彩色 金銅・玉虫翅装

総高226.6cm 幅136.7cm 奥行119.1cm

推古天皇の念持仏と伝える漆塗の厨子。大棟に鴟尾しびをあげた単層入母屋造で鋳葺の宮殿部と須弥座、台脚で構成。透彫りの金銅金具の下に玉虫の翅鞘を敷いていることから玉虫厨子という。宮殿部と須弥座に密陀絵もしくは漆絵で天部菩薩、靈鷲山、仏供養、施身聞偈、捨身飼虎、須弥山しゅみせんが描かれており、宮殿内部には銅板押出千仏像が飾られている。

法隆寺大宝蔵院西宝蔵所在。



玉虫厨子

四騎獅子狩文錦

中国唐代（7世紀）緯錦きぬにしき 縦250.0cm 横134.5cm

薄茶色をおびた地に大きな円形の主文を三個ずつ五段に配した長方形の緯錦。主文は四方に重角文を置いた連珠円文で囲まれた中に花樹と有翼馬にまたがって振り向きざまに獅子を射る有鬣ゆうげんの騎士を左右対称に配した構図で、この連珠円文の周囲にパルメット風の花唐草文を配して副文としている。法隆寺宝蔵北倉所在。



四騎獅子狩文錦（部分）

〈工芸品（重要文化財）〉

木造天蓋^{てんがい}

箱形天蓋 木造 彩色 三個

中之間天蓋 白鳳時代 幅275.0cm 奥行246.0cm

西之間天蓋 白鳳時代 幅242.5cm 奥行217.0cm

東之間天蓋 鎌倉時代 幅240.0cm 奥行219.0cm

法隆寺金堂の内陣に安置されている三個の天蓋。中の間は釈迦三尊像の上部 西之間のものは阿弥陀如来像の上部、東之間の物は薬師如来像の上部にある。三個の天蓋ともに天人像と鳳凰が付属している。



天蓋

〈考古資料（重要文化財）〉

木造百万小塔

奈良時代 木造 轆轤挽 白土塗 塔高20.5cm～21.8cm

底径10.5cm 相輪高8.3cm

塔身部は檜材で円形の基壇上に円形三重の木造小塔、その上に水木犀又は桂材の相輪を嵌め込み、塔心に陀羅尼の小巻が納められている。称徳天皇が恵美押勝の乱後、国家の安泰を祈って百万基を造ったことからその名が由来する。その百万塔を十大寺に納めたが現在では法隆寺にのみ現存している。塔102基陀羅尼100巻が重要文化財。陀羅尼は年紀の明らかな印刷物としては世界最古のものである。

法隆寺宝蔵中倉・大宝蔵院・東宝蔵所在。



百万塔

■登録有形文化財（21件）

辰巳家住宅主屋ほか12件

主屋は大正4年。建築面積410㎡。木造2階建。

入母屋造。棧瓦葺。

法隆寺から藤ノ木古墳を結ぶ道沿いの法隆寺西里の西寄り位置する。長屋門があり、周囲を棧瓦葺の屋根をのせた土塀で囲む。間口30mに及ぶ大型の主屋のほか、蔵や茶室等で構成され、特に宅地の南面の切石積みの石垣はみごとな造りとなっている。



辰巳家住宅

太田酒造主屋ほか5件

主屋は文政12年(1829)。建築面積203㎡。木造2階建。

瓦葺。

龍田の町並みの西端近くに位置し、南に折れて国道25号にであう街道に南面して建つ。主屋は2階建の町家で土間の



太田酒造

東に下ミセ、西に3室と5室を配する。ほかに3つの土蔵と蔵前小屋、茶室からなる。

來田家住宅離れ

大正3年。建築面積59㎡。木造2階建。瓦葺。

1階を和風、2階を洋風とした折衷建築。2階外部はドイツ壁風の仕上げで出隅部にコリント式の角柱形を付ける。



來田家住宅離れ

中宮寺表御殿

江戸後期。建築面積117㎡。木造平屋建。入母屋造。

本瓦葺。

本堂の北側に西面して建つ。南東側に御上段の間を設け、格天井とし、北東隅に御座の間など計6室を配する。



中宮寺表御殿

■史跡（6件）

法隆寺旧境内

西院伽藍は、北端は上御堂と円成院の脊部付近を連ねる線に、南端は南大門に、東西両端は東西大門に至る区域。東院伽藍は、南北は北室院裏の道路から南大垣に至り、東西は西大垣から中宮寺境内の西方に至る区域。

金堂・五重塔など創建の姿をとどめ、さらに斑鳩宮跡・若草伽藍跡などを含む。

三井瓦窯跡

法起寺西側の尾根丘陵の瓦塚2号墳後円部の西側斜面に位置する。昭和6年(1931)に発見された、約40度の勾配を持つ「地下式有階有段登窯」で、窯内からは法輪寺所用の平瓦のほか、法起寺出土の複弁八弁蓮華文軒丸瓦と同範瓦が周辺から出土していて、7世紀後半から8世紀初めの瓦窯とみられる。



三井瓦窯跡

三井（井戸）

法輪寺旧境内の範囲に含まれ、聖徳太子が開掘した井戸のひとつと伝えられる。深さ約4.25m、上部直径約91cm。側壁は中膨れの筒状をしている。底に4個の石を方形に組合せ、内外の隅間から水が湧出する。底面から約1.15mは乱石積み、その上約3mは扇形の「瓦埴」を積んでいる。



史跡「三井」

中宮寺跡

中宮寺の創建当初の寺跡。現中宮寺の東方約500mに位置する。昭和38年(1963)以降の発掘調査の結果、四天王寺式伽藍配置の塔と金堂の基壇が確認され、塔基壇の地下約2.5mからは花崗岩製の塔心礎が発見されている。



中宮寺跡金堂基壇

藤ノ木古墳

6世紀後半。円墳。直径50m以上、高さ約9mと想定される。朱塗りの刳抜式家形石棺が納められた全長約14mの大型の横穴式石室を埋葬施設とする。出土品には、金銅製馬具類、金銅製冠、金銅製履、装飾大刀など約3万点に及ぶ副葬品が出土していて、国宝に指定されている。



藤ノ木古墳

法起寺境内

発掘調査により東に塔、西に金堂を配置する、法隆寺とは左右対称の伽藍配置で「法起寺式伽藍配置」と名付けられている。またその下層部には、飛鳥時代の遺物と共に、斑鳩宮や若草伽藍跡の遺構と振れが一致する北より西に約20度振れた下層遺構が発掘され、岡本宮とみられている。

②県指定文化財

奈良県指定文化財9件のうち、有形文化財が7件(建造物2件、美術工芸品5件)で、史跡が1件、天然記念物が1件となっている。

有形文化財のうち、建造物は法輪寺西門、^{すきのお}素盞鳴神社本殿である。美術工芸品のうち、彫刻が1件、工芸品が4件となっている。

史跡については、仏塚古墳がある。

天然記念物については、龍田神社のソテツの巨樹がある。

■建造物

法輪寺西門

江戸時代。一間上土門(現在控柱付棟門)。本瓦葺。

この門は現境内地の西境を画する土塀に開かれている小さな門で、切妻造、本瓦葺の屋根となっているが、両妻の破風板内側に接して絵振板が張っており、形式は中世のものを伝えている。



法輪寺西門

素蓋鳴神社本殿

室町時代。一間社春日造。桧皮葺。

小規模な社殿で、向拝柱・身舎柱は共に土台上に立ち、身舎斗栱は舟肘木とし、正面にのみ臺股を入れ、比較的簡素である。斗栱の形式、臺股の輪郭、緩やかな向拝虹梁の反り等は中世末期の様式を示している。



素蓋鳴神社

■彫刻

木造釈迦如来坐像(法輪寺)

檜材 一木造 像高86.5cm

再建の成った三重塔の初層に、北面して安置されている。

一木彫成像らしく側面の厚みも十分にあり、体貌は堂々とした趣がある。法衣を抜き衣紋に着し、裳先の出も少なく、衣文の彫り口も太めに力強く、古風である。平安前期から後期への過渡的な性格を示しており、製作時期は10世紀末頃とされる。



木造釈迦如来坐像

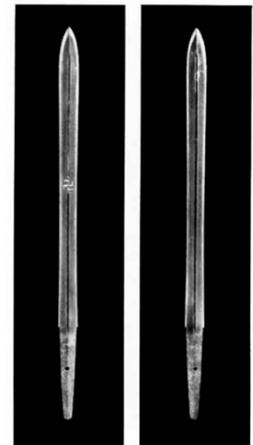
■工芸品

剣 銘「信國」(法隆寺)

室町時代 白鞘で、剣身は刃渡り41.9cm 両刃

板目に柂のかかる鍛えで、刃文直刃小丁字、中心に目釘穴一個と銘文がある。剣身に樋及び卍の彫物があり、茎表に作者銘の「信國」、裏に「源家康」の金象嵌銘がある。

大坂冬の陣に出陣した徳川家康が、法隆寺阿弥陀院に宿泊した折りに奉納したものと伝わる。



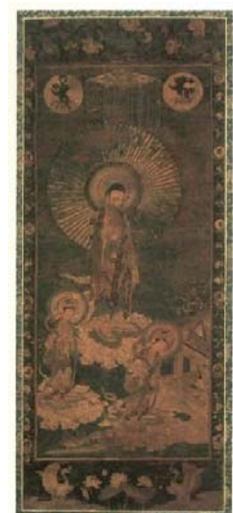
劔銘「信國」
(左表・右裏)

阿弥陀三尊繡仏(中宮寺)

室町時代 刺繡 掛幅装 縦100.2cm 横40.9cm

中央に来迎の阿弥陀三尊、上方に天蓋、その左右に月輪中の梵字で、釈迦と薬師の種字を配する。図面下方には、大和絵風の風景屋舎を設け、家の中には合掌する一女性を表している。

図相及び繡技から見て室町時代の極めて早い頃の製作とみられる。



阿弥陀三尊繡仏

木造扁額(中宮寺)

木造 錆下地黒漆塗 彩色

縦型額 縦98cm 横68cm 厚5.8cm

額板面に「中宮寺」の3文字を墨書する。額縁は内、中、外3区に分ち、内区は杵形、中区は連珠文を彫出し、外区は花卉形を彫り出し弁間に猪目を彫り込む。製作は、尼信如による中宮寺再興期のものと推定され、建治3年(1277)の棟上げから弘安4年(1281)の落慶供養の頃と考えられる。



木造扁額

銅錫杖頭(法輪寺)

白銅錫製 高15.3cm 輪経10.7cm

遊鑲はすべて亡失し、木製八角の漆塗りの柄を付けた手錫杖に仕立てられているが、当初は長い鉄杖を備えたものと考えられ、穂袋の下方に鉄杖の上端部が残っている。輪頂が尖らず輪周に括りのない安定した形は奈良時代の特徴を示す。

製作は奈良時代末～平安時代初期と考えられる。



銅錫杖頭

■史跡

仏塚古墳

6世紀末頃。方墳。一辺約23m。高さ4m以上。

南方向に開口する両袖式横穴式石室。法隆寺西院伽藍北方の谷間にある。仏塚の名称は中世に石室を再利用して仏像を祀っていたことによる。



仏塚古墳

■天然記念物

ソテツの巨樹

龍田神社の境内、鳥居を入ると左側に高さ1mの石垣を巡らした盛土の上に、ソテツが東西に二群ある。特に東側のものは大きく根元の総周囲は5.7m、最大樹幹の基部の周囲は2.7mにも及ぶ。



ソテツの巨樹

③町指定文化財

町指定文化財は3件あり、史跡として駒塚古墳、調子丸古墳の2件、及び有形文化財として安田家文書がある。

■史跡

駒塚古墳

古墳時代前期(4世紀後半)。前方後円墳。全長は49m以上。土師器、円筒埴輪が出土。国道25号の南側に所在する。前方部を南に向けた前方後円墳であるが、前方部が削られていて本来の全長は60m級の墳丘と推定される。駒塚という名称は、聖徳太子の愛馬である「黒駒」を葬ったとする伝承に由来する。造営時期からは、黒駒のために造られたものではないが、斑鳩地域の早い段階での古墳として重要である。



駒塚古墳(左上)と調子丸古墳(右下)

調子丸古墳

5世紀中頃。円墳。直径約14m。

円筒埴輪、器財埴輪が墳丘周辺より出土してい

る。駒塚古墳の南方約100mに位置する。名称は聖徳太子に仕え「黒駒」の世話をしていた「調子磨」を葬ったとする伝承に由来する。古墳の北側の水田からは、馬具などの表現を施した精巧な造りの「土馬」の頭部から首にかけての部分が出土している。

■有形文化財

安田家文書

安田家は、江戸時代の法隆寺村西里の大工棟梁家であり、大庄屋をつとめた家で、伝えられている文書には、江戸時代の大工関係の資料が残されていて貴重である。安田家文書における大工関係絵図は232点を数え、建物名が判明しているものに「東大寺大仏殿建地割図」や「住吉大社神宮寺西塔建地割図」などがある。また、安田家は法隆寺村の庄屋であったことから、法隆寺関係の文書や検地帳、大塩平八郎の乱関連の文書、文化14年(1817)の法隆寺本町の火事の様子を描いた絵図など、江戸時代の法隆寺村の様子を伝える資料も多く残されている。これらは、平成21年(2009)に『安田家文書調査報告書』としてとりまとめられた。

(2) 世界文化遺産 法隆寺地域の仏教建造物

法隆寺地域の仏教建造物は、平成5年(1993)12月に世界文化遺産に登録された。

法隆寺地域には世界最古の木造建築が数多く残っている。7世紀には法隆寺や法起寺ほかの仏教寺院が造営されて、これらの寺院では現在も宗教活動が続けられている。

法隆寺は7世紀初期に創建が始まり、現在の伽藍は西院及び東院と子院群で構成されている。西院は7世紀後半から8世紀初頭にかけて再建されたもので、東院は8世紀前半に建設されたものである。

西院の主要建物である金堂・五重塔・中門・回廊は、中国や朝鮮にも残存しない初期の仏教建築様式であり、両院のほかの主要建物は主に8世紀から13世紀に建てられたものである。両院の周囲にある子院は12世紀頃から建築が始まり、次第にその数を増やした。17世紀から18世紀にかけての建築も多く、日本の仏教建築の変遷を窺うことのできる文化遺産が集約されている地域といえる。

法起寺は7世紀に創建された寺院であるが、現在では、創建当初の建造物としては慶雲3年(706)に完成した三重塔のみが残っており、法隆寺西院と同様に我が国の初期仏教建築様式を伝えている。

構成資産は、国宝・重要文化財に指定され、法隆寺旧境内は史跡に指定されて保存が図られている。



法隆寺西院伽藍



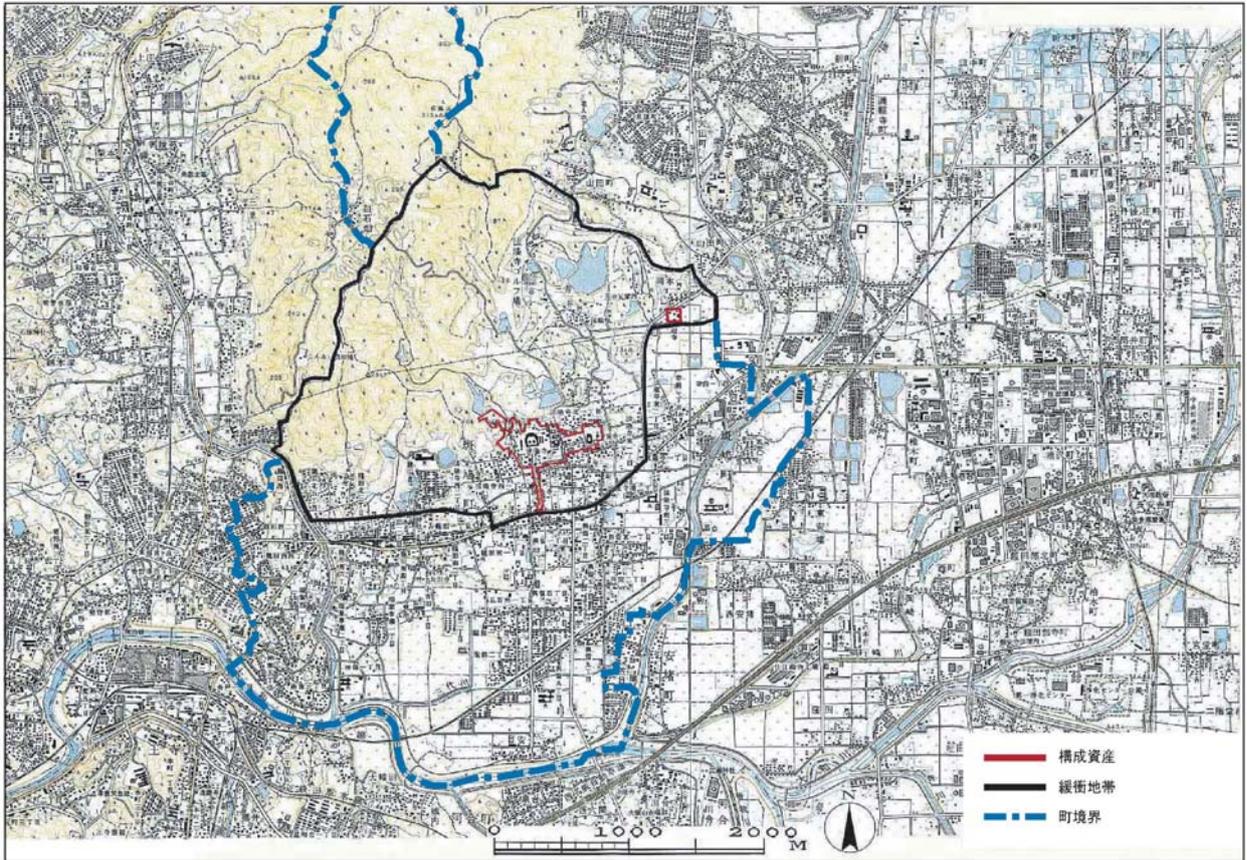
法隆寺東院伽藍



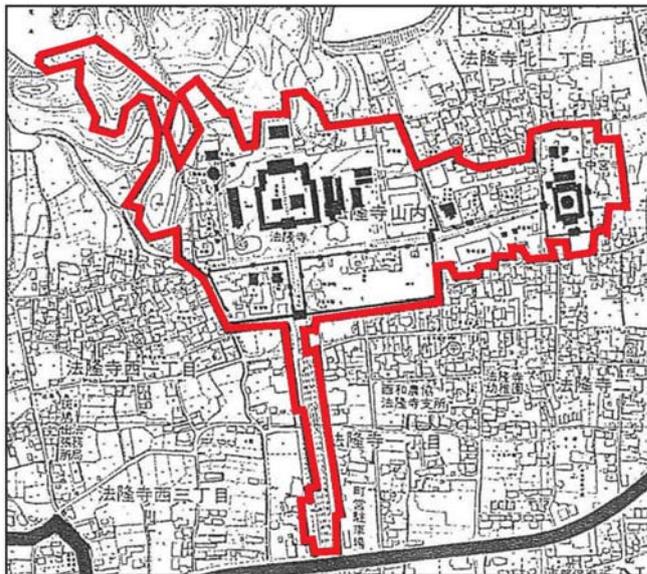
法起寺

■世界文化遺産 法隆寺地域の仏教建造物の概要

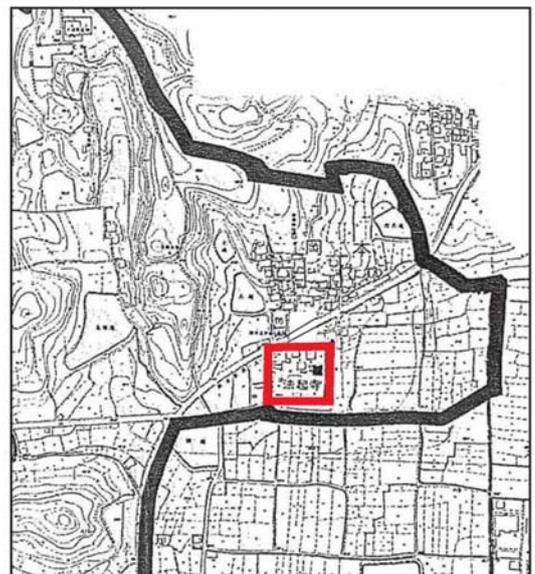
登録年	1993年	資産面積	法隆寺14.6ha 法起寺0.7ha
資産名称	法隆寺地域の仏教建造物		合計 15.3ha
具体的な物件	法隆寺、法起寺	緩衝地帯面積	570.7ha
		合計面積	586.0ha



世界文化遺産 法隆寺地域の仏教建造物の位置図



法隆寺区域図



法起寺区域図

(3) 指定文化財以外の文化財

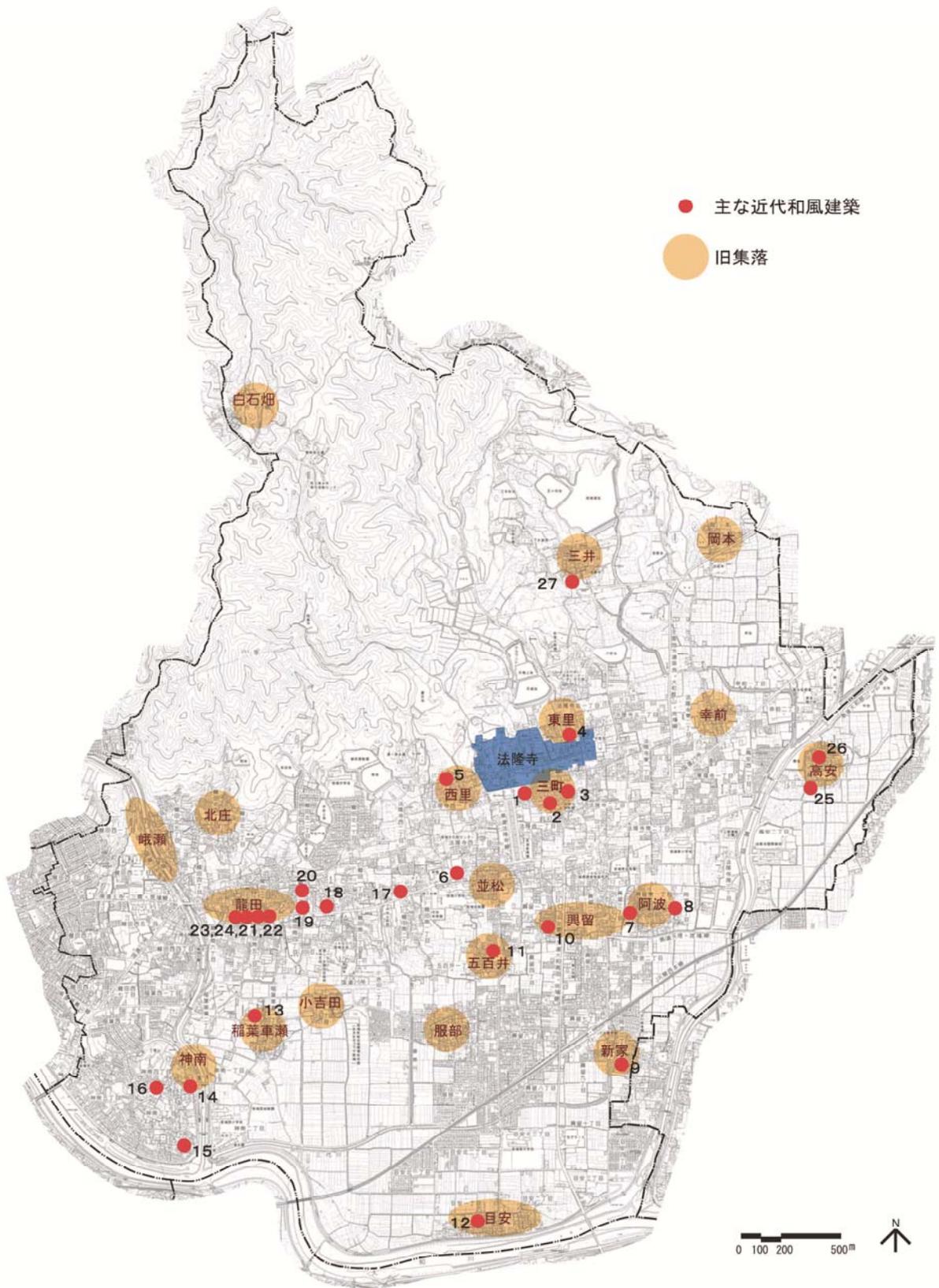
指定文化財以外にも今日まで継承されてきた建造物や祭り・行事が多数みられる。

建造物としては、主として明治以降に、伝統的技法及び意匠を用いて造られた建造物を抽出できる。38件のうち、法隆寺関係6件、保存状態の悪い2件、建替えられた1件、登録文化財となった2件を除くと27件あり、すべて、未指定文化財である。

また、祭り・行事としては、『奈良県祭り・行事調査報告書』(平成21年 奈良県教育委員会)により、26件の祭り・行事が抽出できる。そのうち5件は法隆寺で行われており、21件は地域に伝わるものである。

表1-3 斑鳩町の主な近代和風建築一覧

	名称	所在地	用途	建築年代	構造形式	備考
1	石原家	法隆寺1-2	住宅	明治30年代	木造2階建	
2	松井家	法隆寺1-3	住宅	昭和大戦直後	木造2階建	
3	井上家	法隆寺2-2	住宅	明治	木造2階建	旧北畠男爵邸
4	吉長家	法隆寺北1-3	住宅	明治	木造平屋建	
5	植栗家	法隆寺西1-4	住宅	明治初期	木造2階建	棟梁西岡常吉
6	石原家	法隆寺西3-2	住宅	昭和9年	木造2階建	
7	西谷家	興留東1-8	住宅	明治以降	木造平屋建	
8	藤山家	阿波1-7	住宅	明治	木造平屋建	
9	浅井家	阿波3-11	住宅	明治	木造平屋建	
10	吉川家	興留1-5	住宅	江戸末期～明治	木造平屋建	大和棟
11	ニシキ醤油工場・大方家	五百井1-3	工場 事務所 住宅	明治33年(創業)	木造平屋建	
12	清水家	目安1-8	空家	江戸末期～明治	木造平屋建	
13	喜多家	稲葉1-14	住宅	原形近世を改修	木造2階建	
14	植家家	神南3-5	住宅	大正時代か	木造2階建	
15	孫七瓦工業株式会社・清水家	神南3-13	住宅 事務所 倉庫	明治末期	木造2階建	
16	北川家	神南4	住宅	昭和初期	木造平屋建	
17	藤原家	龍田1-1	住宅	明治6年	木造平屋建	
18	井上家	龍田2-1	住宅	文化年間以前	木造平屋建	大和棟
19	増田家	龍田2-2	住宅	寛政年間以前	木造平屋建	
20	清水家	龍田2-3	住宅	明治4年	木造平屋建	
21	植嶋肥料株式会社	龍田3-1	住宅 事務所	明治中期	木造平屋建	
22	田中家	龍田3-1	住宅	明治34年	木造平屋建	
23	三嶋家	龍田3-2	住宅	(不明)	木造平屋建	
24	三泰興産・西浦家	龍田3-2	住宅	明治30年代	木造平屋建	
25	勝田家	高安1-1	住宅	近世か	木造平屋建	大和棟
26	杉本家	高安1-6	住宅	近世か	木造平屋建	大和棟
27	山中家	三井1577	住宅	昭和初期	木造平屋建	



* 番号はP51の表と対応

図1-12 斑鳩町の主な近代和風建築の分布

■主な近代和風建築の概要

<p>4. 吉長家 明治時代の築造と伝えられる。西院と東院の間、東里の住宅地に位置する。戦前に白石畑から移築されたと伝えられ、もとは主屋は南面していたが、移築後は北面している。</p>	
<p>7. 西谷家 明治以後の築造といわれている。興留東の素盞鳴神社の南側に位置する農家。長屋門、蔵、母屋いずれも保存状態が良い。背後の神社の森、南の田んぼとともに形成される景観は美しい。</p>	
<p>8. 藤山家 明治時代の築造といわれている。阿波集落の南より、阿波神社の西側に位置する農家。長屋門から庭を経て母屋へのアプローチは典型的な農家スタイルを踏襲する。</p>	
<p>9. 浅井家 明治時代の築造と思われる。法隆寺駅の南東の集落にあり、煙出しなどもあり、門などは立派な造りをしている。</p>	
<p>10. 吉川家 近世から明治の築造と考えられる。興留集落にある斑鳩有数の地主の住宅。大和棟の主屋、門、庭など保存状態が良い。</p>	
<p>11. ニシキ醤油工場・大方家 ニシキ醤油の創業は明治33年(1900)であるが、大方家主屋は江戸時代の築造といわれる。五百井集落の北東に位置し、慶長年間から庄屋を勤めていた旧家である。</p>	

<p>13. 喜多家</p> <p>稲葉・車瀬集落で最も古く、大きな規模を持つ住宅。近世の築造とみられるが、近現代まで増改築がされている。一部に本瓦葺、棟飾や西側の蔵の窓など細部に凝った造りがみられる。</p>	
<p>14. 植家家</p> <p>大正期の築造といわれる。主屋、付属屋ともによく保存されている。建物の背は高く、虫籠窓も高く、式台がある。平成21年(2009)に土間部分が改修されている。</p>	
<p>15. 孫七瓦工業株式会社・清水家</p> <p>明治末の築造とみられる。主屋の保存状態は良い。昭和55年(1980)頃までは瓦製造を行っており、奈良県下では1・2の歴史を持つ。</p>	
<p>17. 藤原家</p> <p>明治6年(1873)の築造といわれる。龍田の街道集落の東よりに位置する商家。もと屋号を「丹波屋」と称する博労(馬商人)。桁行6間半、梁間4間、身舎梁間3間、母屋間取は左勝手手の整形四間取り。</p>	
<p>18. 井上家</p> <p>明治・昭和初期に改修されているが、築200年以上とされる住宅。龍田の街道集落の中心部に位置する。藁葺、台格子のある一階建てと二階建ての黒漆喰仕上げの棟からなる住宅。龍田街道の重要な景観を形成している。</p>	
<p>25. 勝田家</p> <p>塀や主屋の一部が近年改修されているが、小屋組などの主要構造体は、約350年前のものと伝える。大和棟の建物としての保存状態は良好である。</p>	

表1-4 斑鳩町の祭り・行事一覧(『奈良県祭り・行事調査報告書』等による)

法隆寺の行事	聖霊院の朝拝之儀 舍利殿の舍利講 金堂の修正会 ^{しゅしやうえ} 上宮王院夢殿の修正会 夢殿のお水取り 西円堂の修二会 ^{しゅにえ} 西円堂の鬼追式(追儺会) ^{ついなえ} 三経院の三蔵会 大講堂の涅槃会 聖霊院のお会式(小会式) 大講堂の仏生会 聖徳会館の夏季大学 弁天社の弁天会 護摩堂の護摩供 大講堂の慈恩会 ほか	法隆寺
祭り	斑鳩神社祭礼	斑鳩神社・法隆寺・三町・西里・東里・五丁・並松
	竜田神社祭礼	竜田神社・竜田
	幸前神社の祇園祭 秋葉神社の秋葉祭	幸前神社・幸前 秋葉神社・幸前
社寺の行事	竜田神社の大祓歳旦祭 竜田神社の十日えびす祭 法輪寺の星祭り 法輪寺の妙見会式 吉田寺の鳩にがし ^{ほうじやうえ} (放生会) 御本山如来御回在 中宮寺のオコナイ	竜田神社 竜田神社 法輪寺 法輪寺 吉田寺 西光寺・六斎寺・霊雲寺 中宮寺・幸前
講など小地域の行事	回り地蔵 愛宕講 富士講 巖島神社の弁財天講 雲観寺の観音講 春日講・元宮座 素盞鳴神社の宮座講 ^{すさのお} 神楽講 岩瀬講(行者講)	西里 西里 東里 阿波 目安 北庄 服部 服部 稲葉車瀬
トンド	大トンド	じんなん 神南・稲葉車瀬 ほか

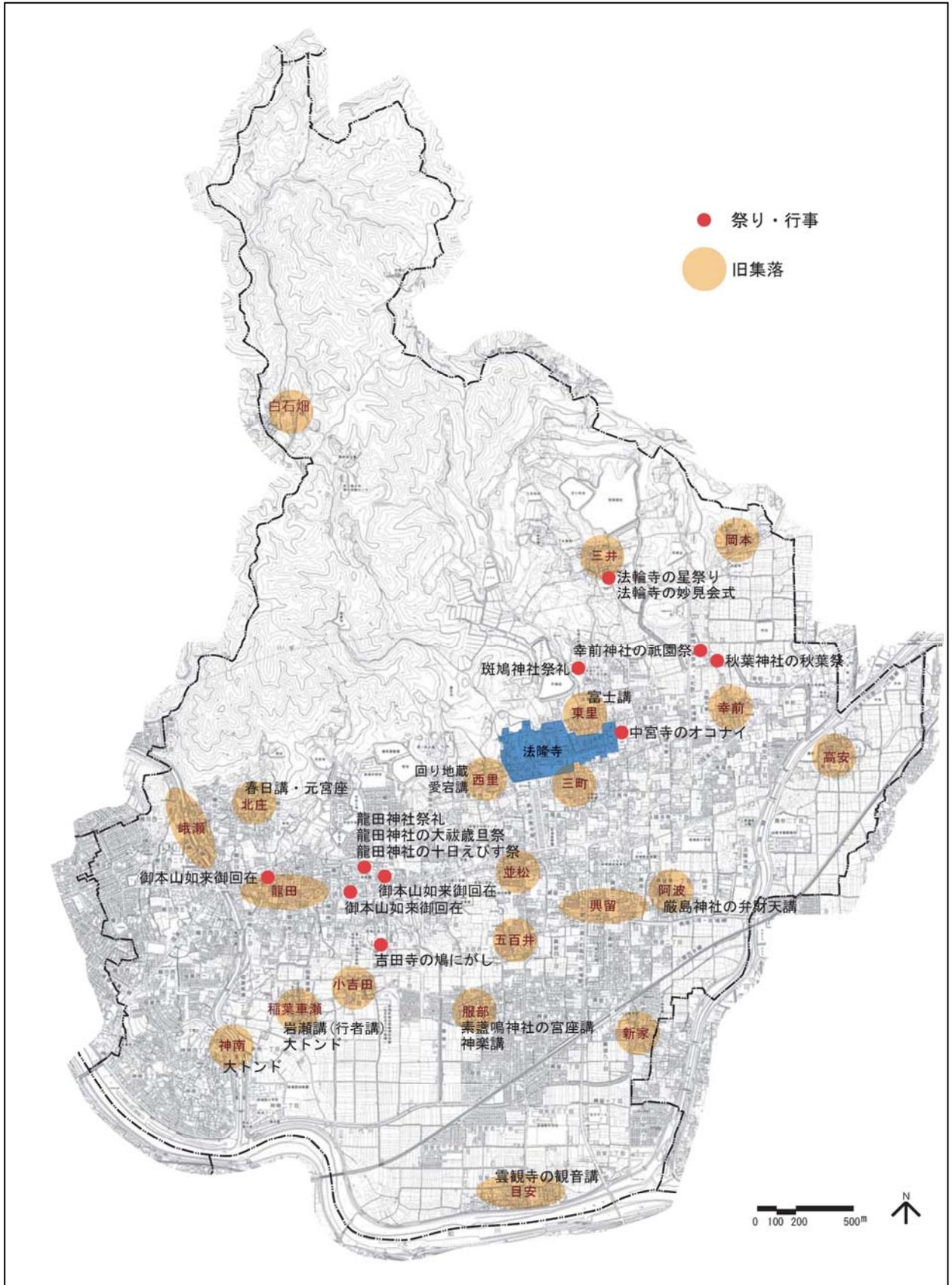


図1-13 町内に伝わる伝統行事の分布(法隆寺の行事を除く)

第2章 斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(歴史まちづくり法第1条)とされている。

第1章で述べたように、1400年を超える歴史をもつ斑鳩町には、法隆寺をはじめとする歴史的建造物や歴史的な町並みが残るとともに、そこには固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が現在に引き継がれている。このような歴史的風致は大きく二つに分類することができる。

一つは、「受け継がれてきた仏教信仰」に関連する歴史的風致で、特に法隆寺を舞台に、仏教行事を地域の人々が支え、これに参加することで引き継がれている活動である。

二つは、「暮らしに息づく歴史と文化」に関連する歴史的風致で、神社や集落の町並みを舞台に、五穀豊穡の祈りなど秋祭りに代表される伝統的祭り、集落の暮らしの安全や健康を祈る講・座などの民間信仰として引き継がれてきた活動である。

このような斑鳩町の歴史的風致は、以下の7つとなる。

(1) 「受け継がれてきた仏教信仰」に関連する歴史的風致

- ①西円堂の「鬼追式」にみる歴史的風致
- ②聖霊院の「お会式」にみる歴史的風致
- ③西室の「^{げあんご}夏安居」と「法隆寺夏季大学」にみる歴史的風致

(2) 「暮らしに息づく歴史と文化」に関連する歴史的風致

- ④斑鳩神社の秋祭りにみる歴史的風致
- ⑤西里の愛宕講など民間信仰にみる歴史的風致
- ⑥龍田神社の秋祭りにみる歴史的風致
- ⑦吉田寺の「^{きちでんじ}放生会^{ほうじょうえ}」にみる歴史的風致

2. 維持・向上すべき歴史的風致の内容

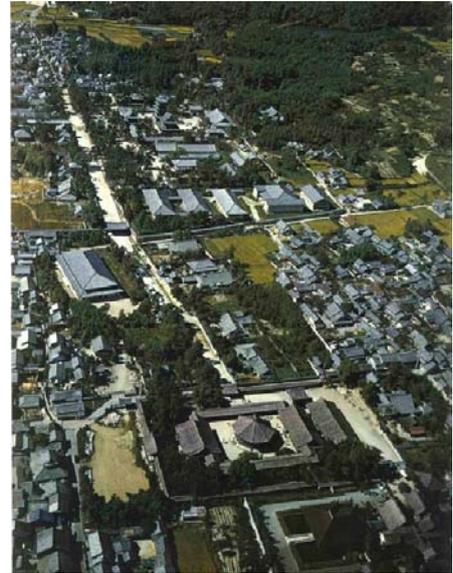
(1) 受け継がれてきた仏教信仰に関連する歴史的風致

法隆寺では、数々の伝統行事が引き継がれてきている。

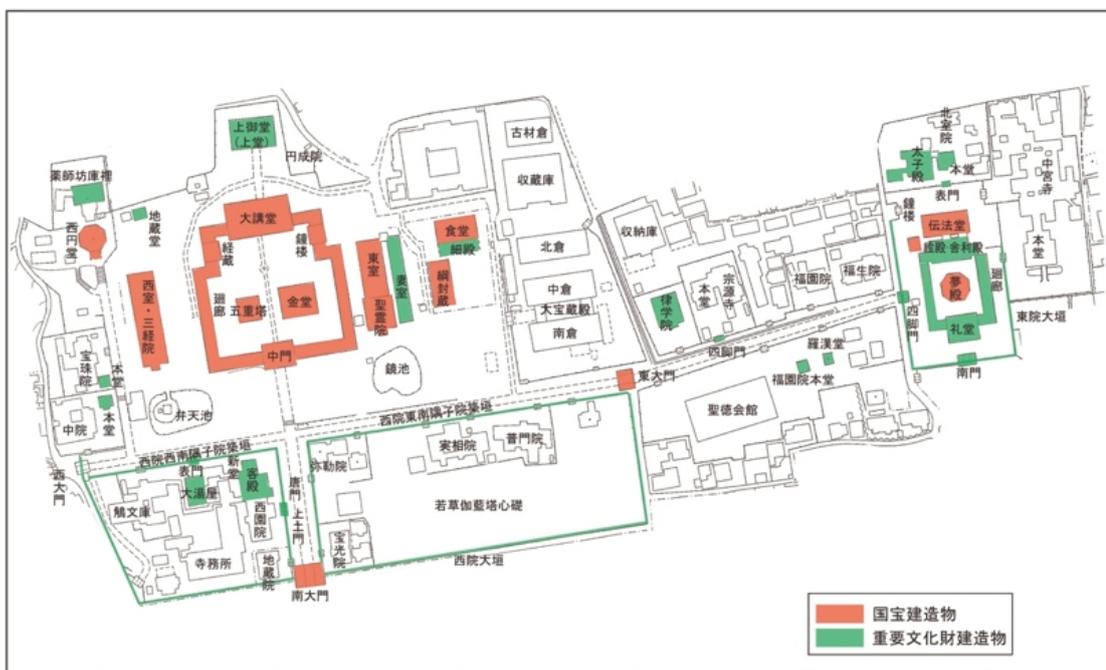
法隆寺は、奈良時代には官寺に準じて朝廷の保護を受け、多くの国家行事が行われた。『続日本紀』によると、称徳天皇により天平神護3年(767)に全国の国分寺に^{きちじょうけか}吉祥悔過(国家の安泰・万民豊楽を祈願する法会)を命じる勅が発せられ、法隆寺でも神護景雲2年(768)には講堂で吉祥悔過^{しゅじょうえ}(修正会)が始められた。また、奈良時代は入唐僧や渡来僧たちによって三論、唯識、律などの新しい学問が続々ともたらされた時期であり、法隆寺の寺僧たちもその研鑽に努め、学問寺として、太子の時代から続けられてきた「夏安居」を「功德安居」と称して行うようになった。

平安京へ遷都した後は、平城京の官寺は徐々に衰えを見せ始めるが、法隆寺は次第に太子信仰の根本寺院としての性格を強め、貞観元年(859)に僧道詮^{しやうりやうえ}によって夢殿の修理が奏上され、聖徳太子の遺徳を讃えて行う法会である「聖霊会」も復興する。さらに、保安2年(1121)には、東室の南面を改装し、聖徳太子を祀る「聖霊院」が造られ、翌保安3年(1122)には聖徳太子五百年忌が行われた。

鎌倉時代には、南都の興福寺の支配下におかれ法相宗の行事である^{じおんね}「慈恩会」や「三蔵会」なども行われるが、太子信仰が新たな鎌倉仏教の影響を受け発展していった。聖徳太子が観音の化身であるという伝承が浄土宗と融合、弘法大師が聖徳太子の後身であるとして真言密教とも結びついた。現在も行われている^{しやりこう}「舍利講」はこれを背景に成立した行事である。



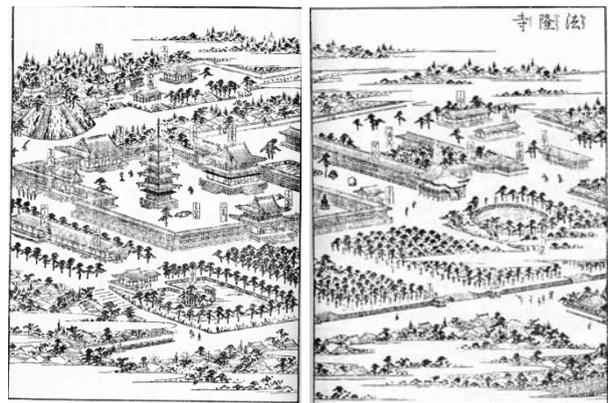
法隆寺伽藍全体俯瞰



法隆寺境内図

江戸時代には、大工や左官、石工などの技術者が「太子講」をつくり、毎年参詣をする傾向なども生まれ、聖霊会などにも多くの参詣者が集まる大和の名所であった。

明治維新の廃仏毀釈などにより、法隆寺の年中行事はほとんど中断するが、法相教学の研鑽道場として、明治26年(1893)に「法隆寺勸学院」が設立され復興の道を歩むことになる。明治36年(1903)には、「夏安居」が「三経院」において復興、大正10年(1921)には聖徳太子一千三百年御忌法要が営まれ、「聖霊会」を旧姿に再興している。昭和25年(1950)には、法相宗から独立し、聖徳宗を開宗し、翌昭和26年(1951)に太子教学を広めるために「法隆寺夏季大学」を開校している。



大和名所図会

法隆寺では、飛鳥時代から続く伝統行事が連綿と受け継がれてきている。なかでも、春を呼ぶ「鬼追式」や、聖徳太子を偲ぶ「お会式」、太子教学を広める「法隆寺夏季大学」などは、地域の人々に支えられ、法隆寺を舞台にした仏教行事であるとともに、斑鳩の四季の風物詩となっている。

①西円堂の「鬼追式」にみる歴史的風致

毎年2月3日には、法隆寺の西円堂では約750年の歴史を持つ「鬼追式」が行われる。

「西円堂（国宝）」は、法隆寺境内の北方の小高い場所に建つ、一重、本瓦葺の八角円堂である。組物は三斗、中備は間斗束で、手先を出さないの軒の出が少ない。又、四面に扉を吊るが、連子窓は正面左右だけに開け、ほかは土壁としている。「西円堂」は橘夫人の発願により行基が創建したと伝えられるが、『法隆寺別当記』によれば創建時の建物は永承5年(1050)に倒壊したとされ、現堂は建長元年(1249)に再建された建物である。昭和10年(1935)の大修理時の発掘調査で、現堂と大きさの似た堂で、凝灰岩の基壇、礎石、土壇の須弥壇等奈良時代の遺構が発見されたことから、「西円堂」は奈良時代に創建されたことが確認された。本尊の「薬師如来坐像(国宝)」は、脱活乾漆造、漆箔、像高246.3cmの大きな仏像である。



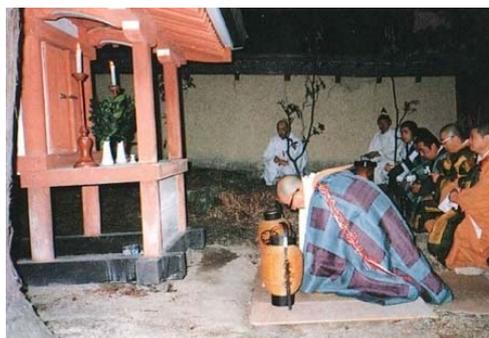
西円堂



薬師如来坐像

「西円堂」の「鬼追式」は「追儺会」ともいい、毎年2月3日に行われる「西円堂修二会」の法楽として行われる儀式である。「修二会」とは、2月に行われる法会のこと、法隆寺では西円

堂で行われることから「西円堂修二会」と呼ばれる。毎年2月1日から3日までの3日間、本尊の薬師如来坐像の前で、「薬師悔過(国家安泰・寺門興隆を祈願する法会)」の行法が行われる。『寺要日記』によれば、この法会は弘長元年(1261)に勅会として始まったものであり、「鬼追式」も同じ弘長元年(1261)から始められたと伝えられる。「西円堂」は民間信仰が盛んな堂で、江戸時代の『古今一陽集』などでも、法会の賑わいが記されている。



修二会(総社に参拝する寺僧)

かつて、「鬼追式」は西円堂内で行われていたが、いつしか堂外の壇上に移って行われるようになった。西円堂の基壇上で黒鬼、青鬼、赤鬼がそれぞれ所作を行い、松明を投げ、その後に毘沙門天が現れて鬼を追い払う。人々は、西円堂の「薬師さま」に祈りを捧げ、鬼たちが持つ松明の火の粉を浴び、無病息災を願う儀式である。



修二会(法会の始めに行われる牛玉降)

初めは、法隆寺の僧が鬼役を勤めていたが、寛政9年(1797)以後、丑寅(北東・鬼門)の方向にあたる法起寺北方の岡本集落の人々が三鬼と毘沙門天を勤めている。

岡本集落の鬼になって出る家は18軒で毎年交替する。1週間前に、法隆寺からこの村へ頼みにいくと役に出る4人が決まる。この4人は、その後は一切穢れたことはせず、精進を続ける。岡本集落からはこの4人が出仕するだけで、ほかの準備や進行は、すべて未申(南西・裏鬼門)の西里集落の



鬼の御馳走

人々が行うことになっている。その世話をする人を「沙汰衆」とも「算主」ともいう。

夕方この行事を始める前、出仕者は「鬼の御馳走」を食べる。酢を少し入れた雑煮と昆布、豆腐とで、これを膳の上に並べて出す。ほんの少量で形式化したものになっている。



「鬼追式」の三鬼と毘沙門天の装束

一番太鼓が鳴ると、準備に取りかかり五度目が鳴る頃に装束を着け始める。この装束も使用する面も伝来のものである。かつて使われていた「追難面三面」は重要文化財であったが、昭和47年(1972)からは復刻面を使用している。「毘沙門面」は江戸時代の面である。「追難面三面」の黒鬼は父、青鬼は母、赤鬼は子で、この三匹の鬼が順次西円堂の廻りの壇に出て、最後に出てくる毘沙門天に追い払われるのがこの「鬼追式」の形式である。七度半の太鼓が



追難面(重要文化財・左から母鬼・父鬼・子鬼)

鳴ると、まず黒鬼が控え室(薬師坊)から西円堂に向かう。この時、松明だけの明かりの中、村の子どもが鬼の手を引いて西円堂の経壇上に昇らせる。

黒鬼はまず東正面に出て、手に持った大きなマサカリを上方で3回、振り廻す。それがすむと南正面へ行って同じことを行い、更に西正面でも同様のことを行い、都合3回繰り返す。そして、沙汰衆が渡す松明を群衆に投げつける。この松明は長さ4尺位、太さは手で握れる位のものである。父の黒鬼が終わると、次に母の青鬼が大きな剣を持って出てきて、黒鬼同様に堂を廻りつつ、東、南、西の三正面で、剣でしぐさを行い、松明を投げる。次の子の赤鬼は、太い棒をもって出てきて、3回棒を大きく振り回す。この間、沙汰衆が渡す松明を群衆に投げつけるのは前と同じである。昔は火の粉を被ると災難に遭わないといわれ、松明が舞い上がる毎に、歓声が上がりと盛り上がる。最後に毘沙門天ほこが鉾ほこを持って出てきて、鬼を退散させる意を含んで東、南、西の正面で鉾を左、右、中と三度突く形をする。



壇上の鬼の所作



壇上の毘沙門天の所作

最後に三鬼と毘沙門天は、咒師じゅしから牛王宝印ごおうのほういん(厄除け護符)を額にいただき、薬師坊に戻る。その後西円堂に出仕した寺僧たちや参拝者にも牛王宝印の授与があり儀式は終わる。

「西円堂修二会」が終わると、本尊に供えられていたたくさんの餅を運び出し、これを焼いて寺僧や、行事に参加する人々に配られる。



牛王宝印

この西円堂の「鬼追式」は午後の7時頃から始まり、およそ30～40分で終わる簡単なものだが、大和の数多い社寺の追儺の内でも最も特色があり、いろいろな点でも古義を残しているといわれている。

西円堂の「鬼追式」は、古くからの法隆寺の伝統的仏教行事であるとともに、「峯の薬師」といわれてきた民衆の薬師信仰が加わり、地域の人々にとっては無事息災・厄除け・健康長寿を祈る行事でもあった。



丘に建つ西円堂

まだ寒さが残る節分の日の夕暮れ、僧が列をなして階段を登って西円堂に向かう。ろうそくの灯火で薄暗い室内では入堂した僧侶の読経が響き、「修二会」が厳粛に執り行われる。人々は日頃は観光客もあまり訪れない静かな西円堂の基壇周りを取り囲んで、厳粛な法要の読経を

聞きながらそれぞれ祈りをささげ、静かに法要の終わりを待つ。

「鬼追式」の始まりを告げる太鼓と鐘が鳴る頃には、すっかり夜の帳が降りて、あたり一面は真っ暗な闇の世界となっている。太鼓と鐘の乱声が鳴り止むと、西円堂の北の薬師坊の扉が開かれ、暗闇の中から黒鬼、赤鬼、青鬼、毘沙門天の順に西円堂の基壇上に現れ、朱塗りの柱が八角形のお堂の東正面、南正面、西正面の三面で、お堂を取り巻く群衆に向かって立ち、各鬼が手に持つ大きな松明は恐ろしい鬼の形相を際立たせる。練り歩いた鬼たちは松明を力一杯に振り回して、群衆に向かって投げ入れる。その瞬間、大きな歓声が上がリ、火の粉が天に舞い、ようやく斑鳩の里は春の幕開けを迎える。

岡本集落の法起寺

寛政9年(1797)以後、西円堂の「鬼追式」の三鬼と毘沙門天を勤めている岡本集落は、法隆寺の北東の山裾にある。この地は、古くは法隆寺村の垣内^{かいと}で、法隆寺の寺領であったとされ、法起寺は、岡本集落の南に位置する。

法起寺の三重塔は、慶雲3年(706)頃の完成とされ、塔は三間、三重、本瓦葺で、一層の石壇の上に建ち、日本最古とみられる三重塔で、法隆寺五重塔と似た飛鳥時代の様式を今に伝えている。

法起寺の創建は、「法起寺三重塔露盤銘」の銘文によれば、聖徳太子が逝去するとき山背大兄王に遺言し「岡本宮」を寺にするように命じたもので、舒明10年(638)に弥勒像・金堂をつくり、天武14年(685)に堂塔を建て、慶雲3年(706)に完成したとされている。「岡本宮」は、『日本書紀』によれば、聖徳太子が推古14年(606)に法華経を講じた処とされる。岡本集落の名も「岡本宮」に由来すると考えられている。法起寺の南門から上宮^{かみや}へ通じる一本道があり、太子が上宮から岡本宮へ学問に黒駒で通った道と伝わる。



法起寺遠景



岡本の町並み

法輪寺・妙見堂の星祭り

法輪寺は法隆寺の北方の山裾にあり、その北西に三井集落が位置する。法輪寺の三重塔は、明治期には国宝に指定されていたが、昭和19年(1944)に落雷により焼失した。井上慶覺・康世師の住職二代にわたる再建の発願・勸進、地元及び作家幸田文氏始め全国の人々の支援により、西里の宮大工西岡常一棟梁のもと、三重塔は、昭和50年(1975)に創建当初の様式にて再建された。

法輪寺の「妙見堂」では、毎年節分の日(2月3日)に「星祭り」が行われる。

「妙見堂」は法輪寺講堂の後方にある。もとは、当寺の西北の妙見山に建っていたが、享保16年(1731)に現地に移築したものである。法輪寺の山号を妙見山とするのも当時の信仰によるものである。妙見堂は桁行三間、梁行三間の入母屋造、瓦葺、内陣天井に星曼荼羅を描き、表に「日本最初北辰妙見尊星王」の額を掲げている。近年老朽化が著しく平成15年(2003)に改築落慶法要が行われた。講堂に安置されている本尊「妙見菩薩立像」は、木造、彩色、像高41cm、11世紀頃の作とされている。

妙見菩薩は星のめぐりの中心である北極星(北辰)が仏格化された仏像で、妙見菩薩を本尊とする妙見信仰は6世紀頃に日本にもたらされ、平安時代初期には北極星を祭って現世利益を得ようとする信仰が盛んであったようで、貴族の間でも法会が盛んに行われたと伝えられる。後の中世では武士の軍神として、近世には商家や町人に諸願成就の仏として信仰を集めるようになったといわれている。

法輪寺の妙見堂の「星祭り」は、諸星の最高位である北辰「妙見菩薩立像」を祀る妙見堂に参籠して護摩を焚き、五穀豊穰、天下太平、一族繁栄、病氣平癒、息災延命、商売繁盛など一年間の願い事を祈願する法会で「星供」ともいわれ、光贊宝祐ほうしゅうによって旧妙見堂が再建された享保16年(1731)頃から現在まで続いており、授与される護符は、昭和40年代まで寛政10年(1798)の版木が使用されていた。



法輪寺の遠景



妙見堂



妙見菩薩立像

②聖霊院の「お会式」にみる歴史的風致

「聖霊院(国宝)」で行われる「お会式」は、聖徳太子の命日に毎年行われる御忌法要である。

「聖霊院」は、金堂・塔を取り囲む廻廊の東にある南北に細長い建物で、東室の南側に位置し、桁行六間、梁間五間、切妻造、本瓦葺正面一間通り檜皮葺で、聖徳太子をまつる堂である。「聖霊院」と「東室」は一続きの棟で、保安2年(1121)に「東室」の南部を改造して「聖霊院」とした。その後、鎌倉時代の弘安7年(1284)に建て替えたのが現在の建物で、この時、棟を高くして「東室」とは別棟のようにしたが、『法隆寺別当記』には弘安7年(1284)聖霊院新造と記されている。本尊は「聖徳太子坐像(国宝)」で、檜材、寄木造、彩色、像高84.2cm、聖霊院の中央厨子に安置されている。体内には蓬萊山に乗った奈良時代の金銅救世観音像や平安時代に隆暹りゅうぜんが書写した三経が納められている。

聖徳太子は、推古天皇30年(622)2月22日に飽波葦牆宮あきなみあしがきのみや(『日本書紀』では推古29年(621)に斑鳩宮にて薨去したとある)で亡くなったと伝えられている。そして、その命日に聖徳太子の御忌法要「お会式」が聖霊院で行われてきた。「お会式」は、明治43年(1910)までは2月22日に行われていたが、翌年からは新暦で3月22日から24日の3日間行われることとなった。

「お会式」は「聖霊会」から発展したものといわれている。「聖霊会」は夢殿で行われていた聖徳太子の遺徳を讃える法会で、夢殿が建立された後の天平20年(748)頃に始まったと考えられている。「聖霊会」が記録に出てくるのは、『法隆寺別当記』によると11世紀後半からで、延久元年(1069)には絵伝が描かれ、太子の童子形像も造頭されるなど、延久3年(1071)の450年忌をひかえた太子信仰の高まりのあった時代である。聖徳太子像が造頭され、聖霊院が建立されたのは太子の五百回忌にあたる保安2年(1121)である。

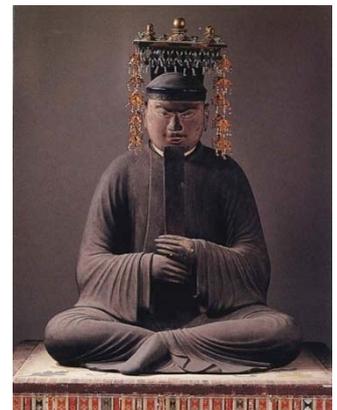
室町時代の終わり頃に、夢殿の「聖霊会」とは別に、聖霊院でも毎年御忌「お会式」が行われるようになった。さらに太子信仰の隆盛により大勢の参拝客が集まるようになり、元禄4年(1691)に、「聖霊会」は大講堂おおいしきに会場を移して行われるようになった。そして現在は10年に一度大講堂で行われる「聖霊会」を「大会式」と呼び、毎年行われる聖霊院の「お会式」を「小会式しょうえしき」とも呼んでいる。

平成33年(2021)には聖徳太子の千四百回忌を迎え、「聖霊会」が行われる予定である。

「お会式」の法要は、まず3月21日の夕刻から聖霊院では「お逮夜法要たいや」が行われる。逮夜とは葬儀あるいは月忌、年忌の祥月命日前夜をさし、22日からの「お会式」に先がけて行われる法要が「お逮夜法要」である。「お逮夜法要」では寺僧たちが唱和する唄、散華ばいさんげの声明しょうみょうに合わ



聖霊院



聖徳太子坐像

なんとがくそ
せて南都学所が楽奏し、導師は聖徳太子講式を奉読する。続いて解脱上人貞慶の作と伝える九首からなる太子和讃が唱和される。

3月22日午後1時に聖霊院では、「お逮夜法要」と同様、唄、散華の声明にあわせて南都学所が雅楽を奏でる。続いて導師は聖徳太子讃嘆式を朗読し、寺僧たちが訓伽陀を唱える。伽陀とは仏の徳を讃嘆する偈文に節をつけて唱和する声明であるが、「お会式」では、その一節には『梁塵秘抄』極楽歌にある「極楽浄土ノ東門ハ難波ノ海ニゾカエタル転法輪所ノ西門ニ念仏スルヒトマイレトテ」という文句が採り入れられ、太子信仰が西方願生の浄土信仰と強く結びれていたことを示しているといわれる。また、太子の徳を讃える仏教歌、太子和讃も平素は「略節」と称し簡単な節まわしで唱えるが、「お会式」では「本節」と称する節まわしで唱え、この法会は堂内の荘厳さといふ声明といふ、法隆寺独特のものであるといわれている。そして法要は23日と24日とに続けられる。

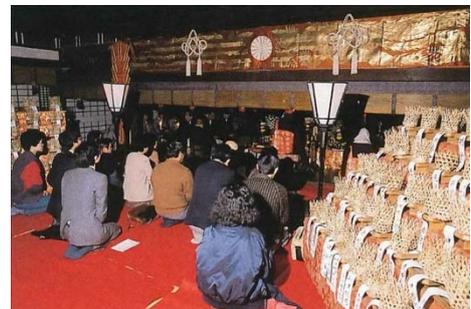


お逮夜法要



お会式

「お会式」に聖徳太子の御前に供えられる供物は、堂内の華やかな荘厳さとあいまって、まるで極楽世界を演出しているかのようである。それは約1カ月前の2月の末頃から古い記録に則って準備され、すべての寺僧や法隆寺に働く人たち、あるいは奉仕者による手作りで行われる。これらの供物は中世以来、綿々と伝えられてきたもので、その源流は朝鮮半島にあるといわれ、当時の食生活の貴重な資料ともなっている。その供物の内容は十三杯御膳、五杯御膳、仏飯と重ね餅、山飾りなどで構成されるが、なかでも、山飾り・大立山は豪華な飾りである。



階段状の御膳棚に飾られる生御膳

また「お会式」の期間、聖霊院の御膳棚に飾られる「生御膳」は、各地の太子講あるいは個人が寄進した浄財により整えられる。



昭和37年頃の聖霊会の露店



聖霊会

太子信仰の元となる建物として日頃は静かな佇まいをみせる聖霊院は、聖徳太子の命日の法要である「お会式」では、前面の桧皮葺の前庇と向拝の両側には、白、赤、黄、緑、紫の五色

の横幕が張られ、その両側には幡を立てられ、華やかさが漂う。また、聖霊院内陣の唐破風が設けられた厨子の前面中央では、壇上に供えられた供物とあでやかな「大山立」は、まるで極楽浄土を再現したようである。

聖徳太子の命日前日の夕刻より執り行われる幽玄な「お逮夜」の法要とは対照的に、聖徳太子の命日の午後には、聖霊院内部には多くの参拝する人々が集い、はなやかな南都学所の楽奏と僧侶の声明が響く中、聖徳太子を讃える法要が営まれ、人々は一体となって亡き太子を偲ぶ。

その一方で、境内にはいろいろな露店や屋台が立ち並び、いつもの厳粛な境内とは一変した華やかさと賑わいに包まれる。「お会式」は、古くから斑鳩のまちをあげて参加したハレの日の楽しみの一つでもあり、店と客とのやりとりや楽しそうな子どもたちの声は活気に満ちている。

今も昔も変わらず、「お会式」は、春を待ち焦がれていた人々であふれて、斑鳩の里は本格的な春を迎える。

雅楽・南都学所

聖徳太子は、「三宝(仏・法・僧)を供養するには諸蕃楽を用いよ」と語ったと伝えられ、仏教の興隆と舞雅楽は深い関係がある。古式を伝える南都学所は、春日大社に付属する雅楽団体であり、法隆寺の「お会式」や「聖霊会」、特別法要などに出仕している。法隆寺には、平安時代からの舞楽面や現存最古の「舞楽装束」などが残っている。また、舞楽法会に使用する舞楽面は、法隆寺に51面あり、うち35面が重要文化財である。



南都学所の雅楽



舞楽法要

お会式の供物

聖霊院内陣の供物は、すべて寺僧や法隆寺で働く人々、奉仕者の手で作られる。中央花形壇の上段には、お仏飯と重ね餅、中段には小判餅やケイピンという食品をあわせて五種の五杯御膳をおき、下段には色とりどりの十三種の十三杯御膳、花形壇の左右には一対の「ヤマ」を飾る。高さは天井近くに至り、四方八方に弧状の割竹を広げており、周囲を圧する勢いがある。

「ヤマ」は、大きな藁の芯を三方に立て、松、杉、橘の葉などを付け、団子で拵えた梅、水仙、鳥(鳳凰)、燕や柿揚、輪餅、ミカンなどで飾ったもので、これは須弥山しゅみせんをかたどったものといわれている。「ヤマ」を立てることから「大山立」ともいわれている。



お会式の供物

太子道と太子信仰

法隆寺から聖徳太子が通ったと伝えられる二本の道(太子道)がある。

一つは、聖徳太子が推古9年(601)に斑鳩宮を造営し、49歳で亡くなる推古30年(622)までの20年間、調子鷹を伴に甲斐の駿馬・黒駒に乗り飛鳥の宮に通われた「筋違道」と呼ばれる道である。『玉琳抄』によれば「太子斑鳩宮より、すじかひを経て曾武の橋を渡り、八木の里を過ぎて、橘宮に通ひ給ひし」とあり、蘇武橋、矢就街道、屏風、安堵には太子通行に因む地名伝承が残っている。この道は条里制の地割が良好に残る条理を斜めに走る直線道路であり、現在でも田原本町から安堵町にかけて断続的にではあるが道を辿ることができる。この道筋に残る聖徳太子のゆかりの遺跡とともに残る斜行道は太子道と呼ばれ、人々に親しまれている。

もう一つは、聖徳太子が亡くなり、河内磯長の御廟(叡福寺)への「葬送の道」で磯長道と呼ばれてきた道である。この道は、法隆寺より龍田神社、吉田寺、当麻道を経て、西南へ王寺付近から二上山の北麓を越えて河内の磯長の上ノ太子を結ぶもので今も小道で残っている。また、この道は太子生前中、朝鮮半島や中国大陸との間を仏教文化が往来した道でもあった。

太子道は、太子信仰の高まりとともに人々に語り継がれ、今なお所々に太子道と呼ばれる道として残っている。法隆寺では、昭和56年(1981)に聖徳太子一千三百六十年御忌記念事業として「太子葬送の道をたずねる集い」として法隆寺から聖徳太子磯長御廟へ参拝をした。

その後平成9年(1997)2月22日に「太子道をたずねる集い」(磯長道)を、同年11月22日に「太子道をたずねる集い」(筋違道)を開催し、以後毎年「太子道をたずねる集い」として、2月22日には磯長道(法隆寺から叡福寺)を、11月22日には筋違道(法隆寺から橘寺)を歩く集いを開催し、毎年多くの参加者を集めている。



太子道をたずねる集い



太子道のルート

③西室の「夏安居」と「法隆寺夏季大学」にみる歴史的風致

法隆寺には連綿と続く年中行事がある。仏教の基本儀式である釈迦の誕生や成道、涅槃ねはんと
いった日に仏教の隆盛を祈念する儀式(仏生会、涅槃会など)とともに、寺の宗派の開祖をまつ
る祖師に関する三蔵会や慈恩会などの儀式、寺僧たちが学問を研鑽するための法会等がある。
そして、寺僧たちの「法隆学問寺」を象徴する行事が「夏安居」であり、人々に開かれた行事が
「法隆寺夏季大学」である。

「西室にしむろ(国宝)」では、毎年、「夏安居」が行われる。

「西室」は、西院伽藍の西にある南北に細長い建
物で南側に「三経院(国宝)」、北側に西室が位置す
る。建物は、桁行十九間、梁間正面五間(三経院を
含む)背面四間、切妻造妻入、本瓦葺で、三経院の
北側に接続する十二間の僧房が西室である。

『法隆寺別当記』によれば、創建時の建物は、承暦
年間(1077～81)に焼失し、寛喜3年(1231)に再
建されたとされる。

法隆寺は法隆学問寺とも呼ばれて、教育学的仏教
といわれた教育理想をあらわす根本道場であり、その
象徴が「夏安居」である。「夏安居」は、インドで毎年
雨期にあたる4月から7月の約100日間、布施行や托
鉢ができないために、一カ所に定住して学問修行に
励んでいたことに由来する。その風習が日本に伝わり、
天武14年(685)からは鎮護国家の行事として、十五大寺において毎年4月16日から7月15日
までの90日間、仁王般若経、最勝王経の講義をしていた。また、法隆寺の「夏安居」は、聖徳
太子の遺命により行われたとする伝承がある。「夏安居」は、明治の神仏分離令で一時中断す
るが、明治36年(1903)に三経院で再興され、昭和
8年(1933)からは僧房である「西室」において5月1
6日から8月15日までの90日間、聖徳太子の記され
た「三経義疏さんぎょうぎしよ」(法華経義疏・勝鬘経義疏しょうまんぎょうぎしよ・
維摩経義疏ゆいまきぎょうぎしよ)の講義を行っている。

さらに、「夏安居」の期間のうち7月26日から29日
の4日間、一般の人に開校されるのが「法隆寺夏季
大学」である。昭和25年(1950)に聖徳宗を開宗した
法隆寺では、翌昭和26年(1951)から太子教学を広
めるため始まったものである。当代一流の学者や研
究者を招いて仏教や仏教史、仏教美術・建築・考古
学など、法隆寺と聖徳太子に関連したテーマを中心
に、4日間にわたって講義が行われ、西院伽藍のドレ
ンチャー放水見学、若草伽藍跡の見学など、普段は



西室



昭和17年頃の夏安居



聖徳会館



法隆寺夏季大学

見られない特別拝観なども行われる。当初は「西室」で行っていたが、昭和36年(1961)に完成した「聖徳会館」に会場を移して、毎年約600人の受講者がある。

「夏安居」の期間中の90日間、毎日連続で法隆寺の僧侶により聖徳太子の説かれた「三経義疏」の講義が行われる「西室」は、僧侶や信者といった仏教関係者だけでなく一般の人々に聖徳太子の教えを説き、その教えを広めてきた道場である。梅雨の時期をはさんで行われるこの学びの場は、法隆寺の僧侶がもともと僧房として生活の場であった。人々は、時代を超えても、この西室の建物内の座敷に座って、太子の思い描いた仏教世界のお話に耳を傾け、よりよい世界の実現を伝える。

この太子の教えを学ぶ「法隆学問寺」としての使命を今日に伝えている「法隆寺夏季大学」は、広く多くの人々に開かれた聖徳太子の「学びの場」として開催されている。暑い日差しが照りつける中、陽炎のゆれたつ壮麗な法隆寺境内の一角に建てられた聖徳会館において、聖徳太子や法隆寺の歴史や思想等について学ぶ。瓦の並ぶ大きな屋根が特徴な聖徳会館内の広い会場を埋め尽くす参加者たちは、しばしセミの大合唱を忘れ、筆記するペンやページをめくる静かな音だけがする静寂の中、遠く古に想いを馳せる。

金堂修正会

「金堂修正会」は、毎年正月に行われる。金堂(国宝)は、桁行五間、梁間四間、二重下層裳腰付、入母屋造、本瓦葺、裳階板葺で法隆寺の中心殿堂である。飛鳥時代の創建で、現存する木造建築物では最古の金堂である。



金堂

「金堂修正会」は、金堂で吉祥天立像と毘沙門天立像を本尊として毎年正月に行う法会で「吉祥悔過」ともいう。修正会は、聖武天皇により国家安隠、万民豊楽の祈願を目的として、神護景雲2年(768)に宮中大極殿で行われたのが始まりとされている。法隆寺においても神護景雲2年(768)から大講堂で行われた。当時の本尊の吉祥天や毘沙門天は画像であったが、承暦2年(1078)には木彫で造頭され、翌承暦3年(1079)にこの二天像は金堂の釈迦三尊坐像の左右に安置され、この年から修正会が金堂で行われるようになり、現在まで続けられてきた重要な伝統行事である。「金堂修正会」は毎年の正月8日の後夜(午前1時頃)から14日の半夜(午前0時)までの七日七夜にわたり、晨朝、日中、日没、初夜、^{はんや}半夜、^{ごや}後夜に行われ「六時の行法」とも呼ばれる。吉祥御願日に先立つ正月7日には、聖徳太子をまつる聖霊院で参籠の儀があり、通夜の作法がある。8日夜半すぎから後夜の鐘を合図に、一同聖霊院から金堂陣内に入り、吉祥天を中心に諸仏に仏供を献



吉祥天像

じ、吉祥悔過の開白が開白導師により厳かに行われ、「六時の行法」にはいる。すなわち、後夜の悔過から始め、晨朝・日中の悔過をつとめ、夜になると日没から初夜・半夜の悔過を相次いで行う。こうした作法が七日間繰り返して行われる。そして、正月14日の夜、半夜の行法が終わると



修正会

結願の法会にうつり、衆僧ならびに参詣者が牛玉宝印をいただき、荘厳な法会の幕を閉じる。かつてこの法要は人の目にふれることのない「行」であったが、現在は、昼の「日中」、夜に始まる「日没」「初夜」の「行」が公開され、訪れる人も多い。

(2) 暮らしに息づく歴史と文化に関連する歴史的風致

斑鳩には、法隆寺境内で行われる伝統的仏教行事による歴史的風致とともに、農業をはじめとする伝統的産業や人々の暮らしに結びついた民間信仰などの活動が継承され、歴史的な町並みと一体となって歴史的風致を形成している。

法隆寺の門前町である旧法隆寺村の五集落では、鎮守社である斑鳩神社から氏神が法隆寺の御旅所ときよに渡御し、これを地域の人々が太鼓台・提灯台だいがくを掲げて迎える伝統行事である「斑鳩神社の秋祭り」があり、門前町の町並みの中で独特の歴史的風致を形成している。また、西里集落では、大工集団の伝統を残す建造物と町並みが残るとともに、愛宕講や春日講などの民間信仰を背景に、地域の伝統行事が受け継がれている。

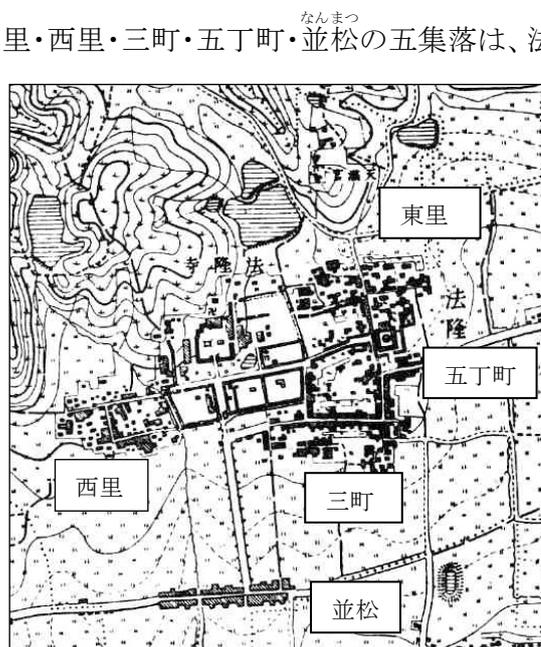
龍田神社を中心とした奈良街道沿道の龍田集落は、中世以降、門前町とともに近郷の中心的市場として栄え、近世には城下町として拡大、さらには奈良街道を軸とする伊勢参り、太子信仰の道としても全国からの旅人の往来があり、市場、門前町、宿場町として街道の町並みを形成してきた。今も、歴史的な町並みが残る奈良街道沿いでは、龍田神社の秋祭りをはじめとする祭礼などが継承され旧法隆寺村とは違った歴史的風致が形成されている。

さらに、矢田丘陵の山裾から大和川、富雄川、竜田川の河川敷の平坦地に点在する集落には暮らしに根つき受け継がれてきた民間信仰に基づく伝統行事によって形成される歴史的風致がある。

④斑鳩神社の秋祭りにみる歴史的風致

法隆寺の周辺地域、旧法隆寺村といわれる東里・西里・三町・五丁町・並松なんまつの五集落は、法隆寺の建物の維持管理をはじめ宗教的行事や暮らしを支えるとともに、門前町として法隆寺とともに歩んできた集落である。鎮守社である斑鳩神社から氏神が法隆寺の御旅所ときよに渡御し、これを地域の人々が太鼓台・提灯台を掲げて迎える伝統行事が「斑鳩神社の秋祭り」である。

東里は北小路ともいい、法隆寺西院と東院を結ぶ道路の北側にあり、東里の北の小高い山に斑鳩神社がある。五丁町は福井町・芝小路・芝の口・出垣内・市場の五つの町の総称で、西院と東院を結ぶ道路の南側の東部を占める集落で、かつては龍田から小泉に至る街道の中間にあたり小さな宿場町を形成し宿屋や料理屋などで賑わっていたところである。三町は法隆寺南大門に至る松並木の東側、法隆寺参道の門前町として賑わいをみせていた本町・藺町いのまち・魚町をいう。西里は法隆寺の西に隣接し、近世は大工集団の集落であった。並松は法隆寺南大門に至る松並木の入口にあたる奈良街道沿いの集落で三町と共に門前町を形成し



旧法隆寺村(明治30年の地形図)

ていた。この五集落には、法隆寺と共に歩んだ門前町としての歴史と伝統を残す建築物と町並みが残る。

菅原道真を祀る斑鳩神社は、法隆寺の北側の小高い天満山に位置する。『古今一陽集』によれば、「天慶年中^{たんしょう}湛照僧都、はじめて御霊会を祀り給ひしより、以還、擁護の神と仰ぐ、・・・」とあり、菅原家の後裔である法隆寺第9代別当湛照僧都により、天慶年間(938～947)に法隆寺の鎮守社として天満山に創建されたとされ、祭礼儀式についても『寺要日記』に記されている。初めは丘の麓にあったが、元亨^{げんこう}4年(1324)に現在の位置に遷座したといわれている。



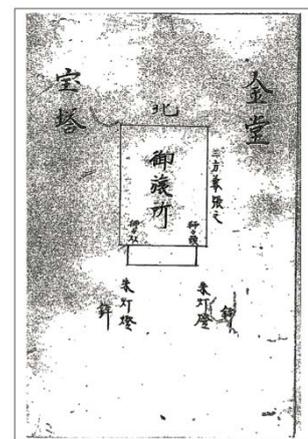
斑鳩神社

社殿は素木の春日造一間社で、屋根は檜皮葺である。江戸時代・寛文8年(1668)以後明治3年(1870)まで順次造営され、向って左に一殿、右に二殿いずれも春日造瓦葺朱塗、この三殿に惣社・五所社・白山社・大將軍社など六社をまつ。拝殿は平屋瓦葺きで「天満宮」の額を掲げる。境内社の惣社・五所社・白山社の三社は、明治2年(1869)に法隆寺境内から遷したものである。

斑鳩神社は創建以来、祭祀や管理は法隆寺が司ってきたが、明治元年の神仏分離令布告により、明治2年(1869)より祭祀や管理を村民に移譲され、村民が「お天満さん」と親しく呼ぶ旧法隆寺村の鎮守社となった。

毎年10月の第2土・日曜日に斑鳩神社の秋祭りが行われる。この祭りは、旧法隆寺村の鎮守社「斑鳩神社」のご神霊が神輿で法隆寺境内の御旅所へ渡御されるのを、旧法隆寺村五地区の太鼓台と子ども提灯台が出迎える儀式である。

明和3年(1766)の『天満宮祭礼記』の「御旅所 渡御還御供奉之次第」によれば、中断していた金堂と五重塔の間を御旅所とする渡御が復活したと記されている。その後、江戸時代後期の文化年間(1804～1818)に神輿迎いの太鼓台が登場する。明治元年(1868)の神仏分離令から一時期は中断したが、明治10年(1877)に復活し、御旅所の位置も^{じきどう}食堂前広場(網封蔵東広場)となり現在に至っている。



『天満宮祭礼記』による御旅所の位置

宵宮の午後、本殿から神霊神輿が氏子たちに担がれて山を降りる。宮司・天狗・御旗・唐櫃、そして稚児(女兒)行列にひかれる神輿の渡御行列を、東大門下で五集落(三町・西里・東里・五丁町・並松)の太鼓台と提灯台、合計十台が連座して迎える。各太鼓台には太



網封蔵東広場(御旅所)

鼓たたきの男子と襷装束した数人の稚児(男児)が乗っている。

■各町の太鼓台



西里自治会



東里自治会



三町自治会



五丁町連合会



並松自治会

東大門下からは三町が先導して御旅所に向かう。三町太鼓台が打ち鳴らす太鼓の響きに合わせて「ヨイサー、ヨイサ」とかけ声をかけながら、その後に三町子ども提灯台、続いて神輿渡御行列、その後に西里～東里～五丁町～並松の太鼓台と子ども提灯台の八台が続く。東院前から芝ノ口・本町通りを経て、最大の難所といえる南大門をくぐり、神輿は法隆寺綱封蔵東側の広

場の御旅所に安置される。お供した太鼓台・提灯台の十台は、大宝蔵殿と鏡池の間にある広場の昔から決められた場所に毎年据える。



渡御行列を先導する天狗



御旗に続く巫女



神輿を引く稚児行列



太鼓台に乗る稚児(男児)



東大門の神輿



東大門の太鼓台



南大門をくぐる太鼓台



広場に集まる太鼓台・提灯台

夜、再び氏子たちは、境内の太鼓台・提灯台に集まる。太鼓台は飾提灯をローソク提灯に代える。境内の闇の中に御旅所の神灯があり、太鼓台・提灯台に明かりが入る。やがて「ドドドド」という太鼓の早打ちで担ぎ手が集まり、「サー」のかけ声と、「カチカチカチ」の拍子木で一斉に肩が入り、「ドーン・ドーン・ドン・デン・ドン」と太鼓の打ち出しで境内広場に出る。闇の中を東大門と西大門の間の広場を二台と三台の二組に分かれて何回か往復する。太鼓台・提灯台がすれ違うとき、太鼓の音は一段と強く、かけ声も一段と大きく、上下に揺すり力比べをする。村仲間が一団となり、声を張り上げ、闇の中、観客と一緒に盛り上がる。夜も更けて太鼓台・提灯台は各地区に持ち帰り、翌日の本祭りに備える。



提灯台を引く子どもたち

本祭りの日、太鼓台・提灯台は午前中各集落内を巡行して、午後一番に宵宮と同じ定位置に集まる。御旅所では、法隆寺と住民の安泰と五穀豊穡を感謝し、変わらぬ豊かな暮らしを祈願して、巫女による神楽奉納(浦安の舞)があり、氏



法隆寺境内の太鼓台

子は自由に参拝する。五集落の太鼓台・提灯台は、宵宮と同じように、二組に分かれて担ぎ比べをし、氏子・住民・観客が一体になって盛り上がる。午後3時、西里の太鼓台・提灯台が先導して、神輿渡御行列、4集落の太鼓台・提灯台が続き、御旅所から東大門前に向かう。東大門下で各集落の太鼓台は担ぎ比べをし、盛り上がったのち、神霊神輿は往路と同じ道筋を天満山本殿へ帰っていく。東大門下で五集落の太鼓台・提灯台十台が連座して送り、祭礼は終わる。

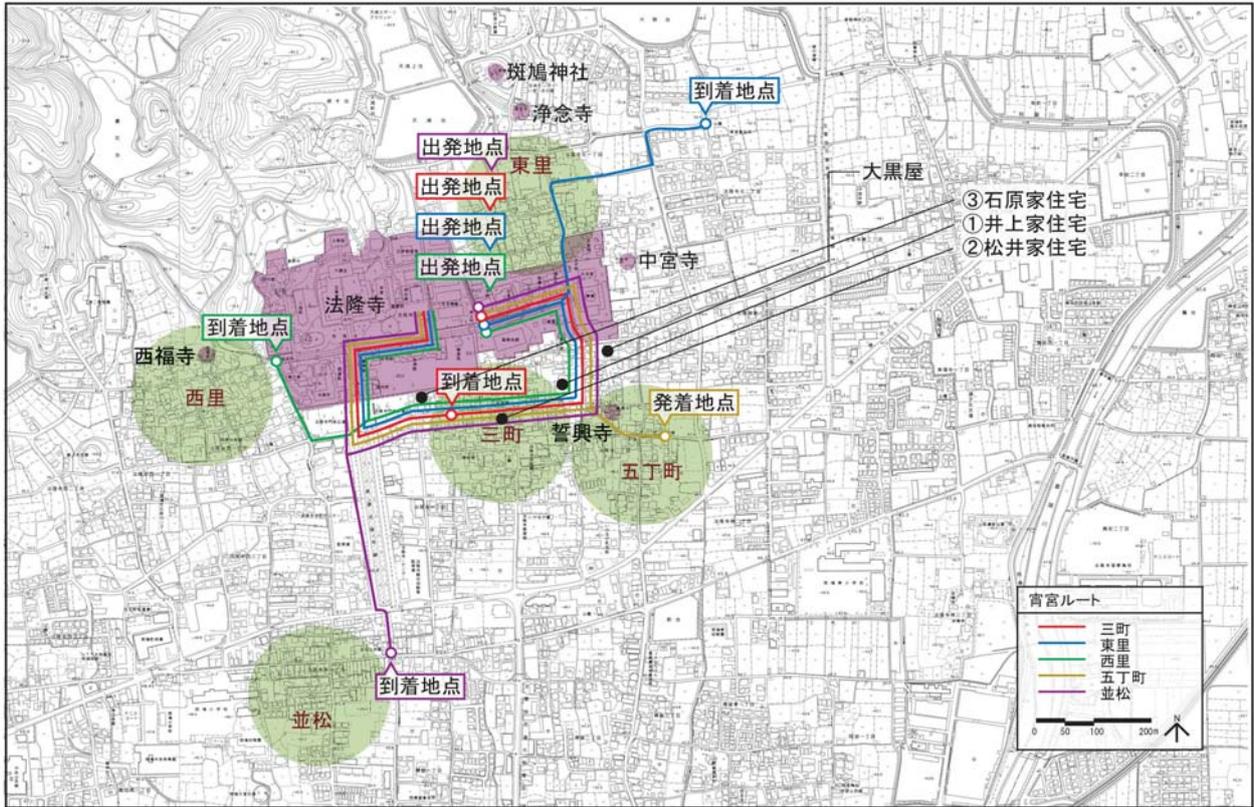


天満山に帰る神輿行列

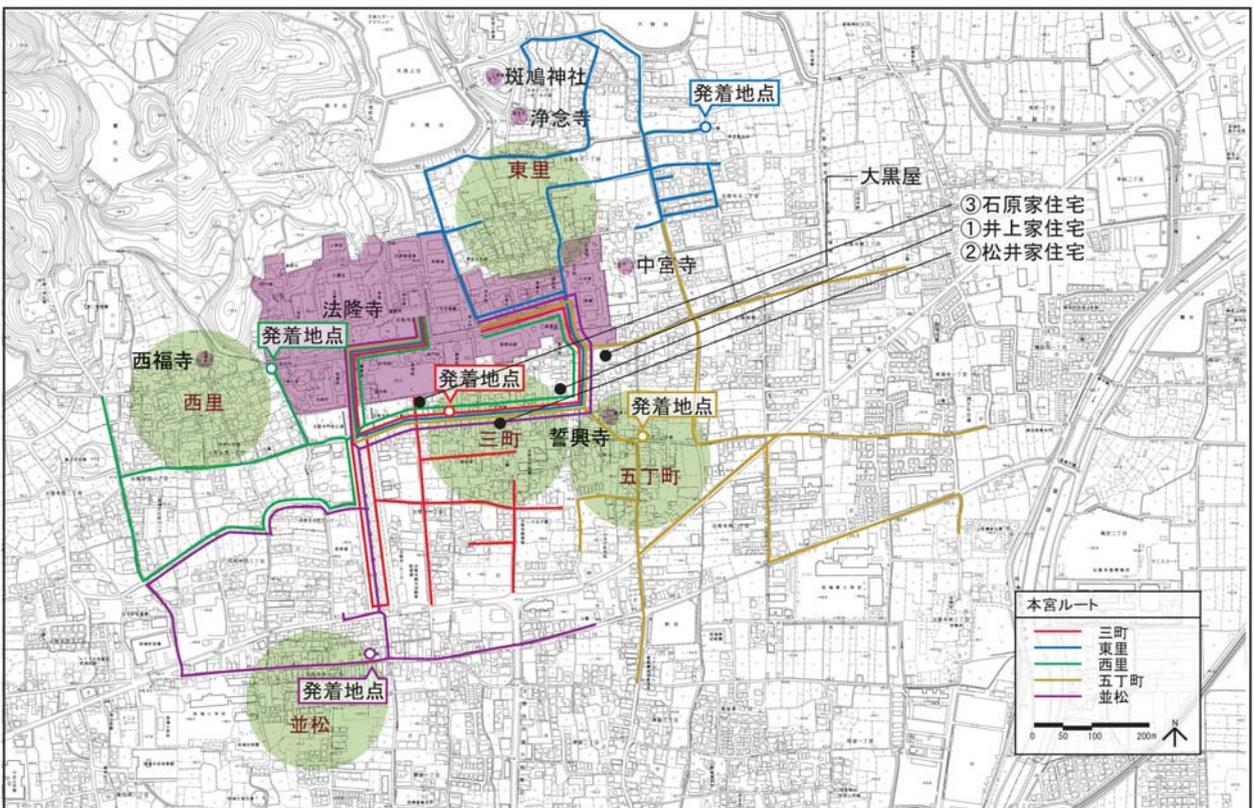
祭礼における太鼓台が、神輿と共に法隆寺境内に入る順序は、三町～西里～東里～五丁町～並松となっている。これは製作された順序であると伝えられており、現在最も古いとされるのが三町の太鼓台である。大方氏の寄進と伝えられ

る三町の太鼓台には薬玉がつるしてあり、五台中最も立派である。『斑鳩町史』によると、大方氏は天保9年(1838)の「身元宜敷者調べ」による石高は167石9斗で法隆寺村筆頭、当時の高取藩屈指の豪商であったとされる。当時大方氏は油しぼり業を生業とし、多くの若者が働いていたが、祭休みで悪い遊びを覚えないうよとの配慮から、太鼓台を担ぐことを思いつき、寄進したといわれている。

■斑鳩神社の秋祭りの巡行ルート



宵宮ルート



本宮ルート

宵宮、本宮の斑鳩神社の神輿に連なる御旅所への巡行ルート(東大門下から東院前～芝ノ口～本町通り～南大門)は、かつて在原業平が通ったとされ、門前町として栄えた五丁町、三町の歴史的建築物が数多く残る町並みを持つ古道である。

夢殿の南側、芝の口といわれた付近は江戸から明治時代にかけて龍田神社前に次いで、奈良街道の宿場町として宿屋や料理屋があったところである。ここに明治10年(1877)頃、鷗尾^{しび}をのせた木造三階建ての本館と二階建ての別館からなる旅館「大黒屋」があった。「大黒屋」には明治・大正・昭和にかけて、斑鳩の里を訪れた志賀直哉・高浜虚子・木下利玄・里見淳・芥川龍之介・堀辰雄、速水御舟、北村西望などの宿泊した記録が残されている。明治40年(1907)に高浜虚子が「大黒屋」で書き上げた「斑鳩物語」には当時の風情がよく描かれている。



昭和40年頃の大黒屋

本町通りに入ると、淀城の城門を移築したと伝わる長屋門のある井上家住宅(旧北畠男爵邸)がある。主屋は、明治20年(1887)の築造で、かつて天誅組の生き残りでのちに裁判官となり男爵をもらった北畠治房の家であった。

広い敷地の中に、主屋、蔵、離れ蔵があり、南に長屋門がある。主屋は、明治2年(1869)頃の築造と伝わり、本瓦葺き、木造二階建てで、南面する正面右側に大きな車寄風玄関屋根が張り出している。



本町通りを巡行する太鼓台



井上家住宅(旧北畠男爵邸) 長屋門



井上家住宅 主屋

ほかにも、本町通りには、近代の歴史的建築物と思われる建築物が残っている。井上家住宅(旧北畠男爵邸)の西約100mには、大正14年(1925)頃の築造とされる虫籠窓を持つ松井家住宅があり、南大門の東約100mには、明治33年(1900)頃の築造と伝えられる中規模町家である石原家住宅がある。



松井家住宅



石原家住宅

南大門前の参道の松並木は、弘長元年(1261)後嵯峨上皇の行幸に際し「東西郷民左右ニ植松ヲ云々」の記録があり、地域の人々により松が植えられたようである。参道松並木の入口は現在国道25号からのようになっているが、その南に「右いせ・・」と書かれた道標と地藏堂が建っていて、ここが旧奈良街道から法隆寺への参道の入口であり、並松の街の中心でもあったところであり、明治から昭和初期まで、法隆寺銀座といわれる盛況ぶりであった。



並松地藏堂

法隆寺周辺地区の5つの地域の人々に手によって担がれる斑鳩神社の「秋祭り」の太鼓台は、東大門の東に集合し、西院と東院を結ぶ参道に連なる長い土塀に沿って並べられ、神輿の到着を待つ。そして、神輿渡御行列と共に太鼓台は法隆寺境内の御旅所に向かう。

かつて奈良街道として賑わった歴史的建造物が建ち並ぶ古い家並みを背景に、衣冠束帯姿の宮司、天狗、御旗、巫女、華やかに着飾った稚児、きらびやかな神輿に続き、赤い布団を重ねた色鮮やかな太鼓台とはっぴ姿の担ぎ手の行列が通り過ぎていく。



現在の松並木

法隆寺の南大門にさしかかると、「ヨイサー、ヨイサ」のかけ声のもと威勢よく担ぎ上げ、ぎりぎりの幅しかない南大門を次々とくぐり抜けていく。ここは各太鼓台担ぎ手の腕の見せ所である。

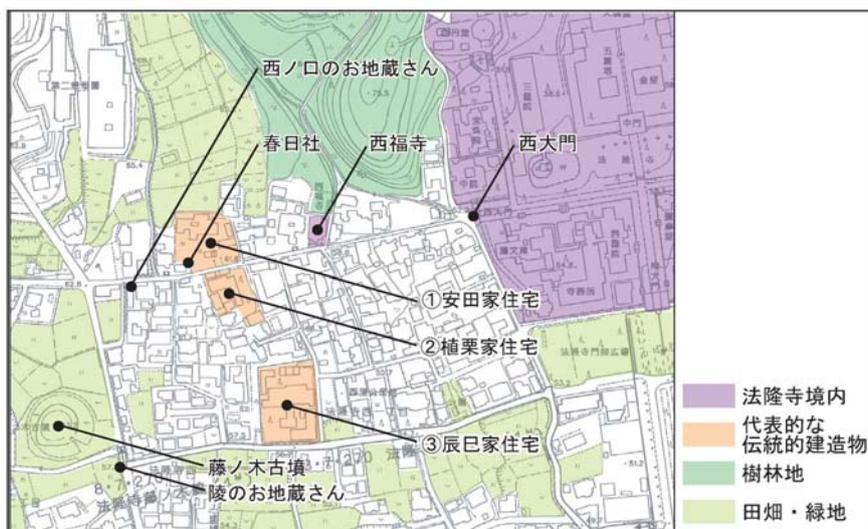
法隆寺境内の東西方向の長い参道では、各太鼓台がすれちがいざまに、太鼓の打ち出しとともに担ぎ手が一団となって「ヨイサー、ヨイサ」の声を張り上げ、より高く太鼓台が担ぎ上げられ、太鼓台の飾提灯に明かりが入った赤い飾提灯が夜空に揺れ、観客はその神賑わいの勇姿と美しさに酔いしれる。

この秋の祭礼が終わると、斑鳩の里は黄金色に輝いたわわに実った稲刈りの本番の季節を迎え、斑鳩の里は秋一色の気配を漂わせる。

⑤西里の愛宕講など民間信仰にみる歴史的風致

西里は、法隆寺の西に位置し、街道から離れて古い町並みを残している。ここは法隆寺出入りの大工たちの居住地であった。都が奈良から京都に移り、多くの大工集団は京都に移っていったが、法隆寺村では農業を営みつつ大工集団の伝統が継承されてきた。ここでは、法隆寺の維持管理をはじめとする伝統的技術の継承とともに、大工の職業神としての聖徳太子信仰、「春日講」、防火の守護神の愛宕神社へ代参する「愛宕講」など民間信仰による伝統行事が一体となって継承されている。

西里は、斑鳩町の中でもとりわけ旧集落のたたずまいをよく残し、落ち着いた美しい町並みを形成している。集落内の道路は3m足らずの人間のスケールで、四つ辻はなく元来の農村的集落（職人を兼ねているが）



西里集落の歴史資源

の名残を留めている。道路沿いはほとんど塀（一部長屋門や蔵の壁）が巡らされており、連続する塀や壁の奥に樹木とともに主屋の屋根を望む町並みとなっている。



西里の町並み



西里の町並み

西里で社寺建築に関わった大工集団に「中井家」と「安田家」がある。

江戸時代の初め、法隆寺村の大工たちは、西里出身の大工頭である中井大和守正清に率いられ、法隆寺の慶長の大修理ほか、二条城などの造営に従事していた。「安田家」も「中井家」配下の大工棟梁として、普請・作事に従事していた。その後「中井家」が京都に役所を構え、多くの法隆寺村の大工棟梁も京都に移っていったが、西里には安田武大夫家が残った。

この「安田家」は、京都での普請・作事に関わる一方、法隆寺の伽藍や子院の建物の恒常的な維持管理に関わると共に、法隆寺大工たちの守護神である聖徳太子の像を祀り、大工の信仰の拠点となる修南院を守ってきた。

「安田家」は、町内最古の民家が残っている宮大工の家として知られるとともに、安田家に残されている「安田家文書」(斑鳩町指定有形文化財)は、貴重な江戸時代の大工集団の資料となっている。

現在残る安田家住宅は、西里集落の北西に位置する。南に門と供部屋があり奥まって大和棟の主屋と接続するつこのや座敷や土蔵などが複雑に改置されている。主屋は桁行六間、梁間は二ワで三間と四分の三間、身舎梁間は三間半で右勝手、喰い違い四間取り型民家で、屋根は大和棟となっている。慶長年間から敷地、屋敷の位置は変わっていないが、正徳5年(1715)から明治9年(1876)までの改造部分の記録が残っている。



安田家門構え

安田家住宅の向かいには、西岡常一氏の祖父が明治3年(1870)頃に建てたという植栗家住宅がある。長屋門の腰板には船板の古材が使用され、安田家住宅の土壁とともに法隆寺の西大門からまっすぐに伸びる道に面し、美しい町並み景観を形成している。



植栗家住宅



植栗家住宅

西里集落の南東側、業平道といわれる古道に接して「辰巳家住宅」がある。広大な敷地内にある、主屋、長屋門、茶室、蔵、米蔵など12棟の建物と土塀が登録有形文化財に登録されている。これらは大正4年(1915)に辰巳檜太郎氏により建てられた。主屋は、2階建、入母屋造、棧瓦葺、間口30mにおよぶ大型の建物で、1、2階とも床棚を備えた座敷を配している。外観は民家の形式を踏襲しているが、内部は良材をふんだんに使った格調高い書院の意匠となっている。そして、敷地を囲む土塀は、西里集落の景観を特徴付ける一つとなっている。全体に

中塗り仕上げで、軒を蛇腹状に塗り込め、棧瓦葺の屋根をのせ、基礎の石垣は隙間のない見事な亀甲積みで、



辰巳家住宅



辰巳家住宅の長屋門

高く築かれた南面では優美な曲線をつくり、壮大な屋敷構えを構成する主要要素となっている。

こうした歴史的町並みを残すと共に、西里の集落内では、「愛宕講」、「春日講」、「伊勢講」、「日待講」、「六斎講」など多くの講が営まれ、現在では希薄となってきた信仰をよりどころとした地縁社会を形成してきた。

西里の西ノ口垣内では、火災の災禍から逃れられることを願い、愛宕山大権現社が祀られ、「愛宕講」が続けられている。安政4年(1857)に栗原土佐が文章を撰し、大工棟梁家の安田下総掾幹茂が記した「奉勸請愛宕山大権現社」の御札が現在でも講に引き継がれていて、寛政4年(1792)と寛政6年(1794)に発生した集落内の火災に際し、安田武大夫休茂の母が地域の人々の賛同を得て発願し、60余年怠ることなく信仰されてきたことが記されている。また「愛宕講」に係る金銭の差引簿である「愛宕講有銭覚帳」は、天保2年(1831)からのものが確認でき、江戸時代後期の西里における信仰の一つの姿を明らかにしてくれる。現在でも形態は変えながらも信仰は引き継がれており、毎年末に当屋2軒を選び、翌1年間に村中に火災のないことを願い、防火の守護神である京都の愛宕神社に代参して、「愛宕大神守護所」の祈祷札を賜り、講中に配るとともに、旧村内3カ所にお札を貼り、「お札箱」を「愛宕さん」と称して灯明を上げて、講中一軒ずつ順送りする風習を伝えている。安田家住宅の主屋の玄関口などにおいては、江戸時代後期頃からの祈祷札を見ることができる。

また、同じ西里の西ノ口垣内において信仰されている「春日講」は、安田家住宅の南西に所在する春日古墳墳丘の南裾に安置されている朱塗りの春日造の小社である春日社に起因するもので、大工集団を中心に信仰を集めてきた。この「春日講」に係る文書は伝わっていないが、安田家文書には、元禄元年(1688)に遷宮したことを記した書付や文政12年(1829)に修造したことを記した文書により、信仰の拠り所となっていた春日社の来歴を知ることができる。年代は不詳ながら「和州平群郡法隆寺村西里春日社灯明日膳地日覚・春日社支配順番之覚」では、「春日講」による春日社の日常的な維持・管理のあり方を知ることができる。こうした「春日講」の信仰は、現在も継承されており、毎年当屋を持ち回りで勤めて、12月16日に春日社にお供えをし、講中は当屋で春日権現の掛け軸を前に集う。

一方、「地蔵会」は、現在でも西里だけでなく斑鳩町内の各地に残されているが、「廻り地蔵」は、西里における古い地蔵信仰の形態を今に伝えるものである。その由来については、法隆寺中院の権少僧都千晃により、安政6年(1859)に記された「顛末記」にある。これは、安政の流行病の際に西里からは一人の死者も出ることがなかったことから、地蔵尊の寶龕(厨子)を修理することとなり、その古い銘文が磨滅してわかりにくくなってきたことから、その内容を記載したも



「奉勸請愛宕山大権現社」御札



愛宕講のお参り



春日社

のである。これには、この地蔵尊は聖徳太子の作と伝え、古くから中院と西里の各戸を日々順次迎えて供養していたもので、慶長20年(1615)の大坂の陣に際し、中井大和守正清邸が豊臣方の焼き討ちにあった際に中院に安置されたが、再び昔の習わしに戻し西里の各戸を絶えることなく廻ることとなり、ご利益もより一層新となった。こうしたことから、法隆寺村で病死が百余人発生した数年にわたる流行病においても、この地蔵尊のご利益により西里からは一人の死者も出すことがなく、村人のこの地蔵尊へのご加護と信仰はより篤くなった。こうした地蔵尊の御恩に報いるため、地蔵尊の寶龕を修理することとなり、北室院の一派大和尚による供養を中院で執り行い、そこには多くの西里の村人が参集したと記されている。



廻り地蔵の厨子

この「廻り地蔵」は、現在でも西里で引き継がれており、お厨子(奥行き25cm×高さ40cm)に収められている地蔵尊は、旧村内の約60戸を一戸ずつ順送りされて行き、地蔵尊を迎えた家では、花ともち米と供物を新しく替えて、灯明と線香をあげ、一晩この地蔵尊をお泊まりいただいてから次の家に送るというものである。

これを多くの人々で祀る行事も「地蔵会」として継承されている。これは毎年8月24日の地蔵盆に、子どもが元気に育つことを願って、回り地蔵さんを西里会館に祀り催される(以前は西福寺で行われていた)。そして、この世話をしているのが70歳以上の女性が加入する尼講である。

同じ8月24日には、西福寺(西里会館)だけでなく「垣内の地蔵会」も行われている。西里では、みょうぶのお地蔵さん(東出屋敷)、

陵のお地蔵さん(畑中)、西ノ口のお地蔵さん(西ノ口)で行われる。陵のお地蔵さんは藤



西ノ口のお地蔵さん



陵のお地蔵さん

ノ木古墳のすぐ南東の道端にある。昭和30年(1955)頃までは野仏地蔵さんの前にゴザを敷き、お供えをして夕方から提灯をつけ、鉦たたき導師を真ん中に、周りに浴衣を着た子どもが輪になって座り、鉦にあわせて祈り数珠を繰ったが、今はお祈りだけをしている。

法隆寺の西側に広がる「宮大工のまち」西里では、重厚な大和屋根の主屋を背景に、長屋門から連なる土塀など歴史的建造物で構成される歴史的な町並みが広がる中、そうした建物の片隅や狭い小径の傍らに、お地蔵様や小さな祠がひっそりと祀られている。ここには、いつも色とりどりの新しい草花が供えられており、人通りの少ない静かな町並みに彩りと安らぎを与え、その静かに手を合わせる人々の姿に、この地に暮らす人々の温もりや斑鳩の悠久の歴史と人々の信仰の深さを感じる瞬間である。

こうした姿に、この地の暮らしにとけ込んで綿々と受け継がれてきた人々のコミュニティとして、そこに住み続ける人々の信仰心と絆を深める場が、歴史的な町並みの中で今も息づいていることを知ることができる。

大工集団の伝統技術を伝える活動

西里と東里の大工集団は、法隆寺をはじめ社寺・城郭などの大工技術を伝承してきたが、江戸時代になって、専業大工は京都に移り、西里と東里に残った大工は農業をしながらも、法隆寺の維持に貢献してきたといえる。法隆寺境内に、飛鳥時代から江戸までの、各時代の建物が保存されているのは、築後約300年ごとの大修理やその間の約100年ごとの小修理など、聖徳太子の寺を護持してきた寺僧の気配り・管理と大工の補修が行き届いたからだといわれる。近年の法隆寺の棟梁としては、法輪寺の三重塔や薬師寺の金堂や西塔の再建を手がけた、宮大工で「選定保存技術保持者」となった西岡常一がいる。また西岡常一の唯一の弟子といわれる小川三夫は、鶯工舎を設立、寺社建築の伝統技術を伝承している。

法隆寺iセンターは、法隆寺参道東側に位置する斑鳩町の斑鳩の里観光案内所であるが、2階では法隆寺を支えた大工集団の伝統技術を後世に伝える為、大工道具を継承して展示している。また小学校でも子どもたちに大工の技術体験をさせている。



カンナを学ぶ小学生



ヤリガンナ

藤ノ木古墳を守ってきた西里の人々

法隆寺の西方約400m、西里集落の西側に藤ノ木古墳がある。

藤ノ木古墳の南側に隣接して建っていたという宝積寺ほうしやくじがある。法隆寺に伝わる文書によると、宝積寺は宝永2年(1705)には、法隆寺末寺まつじの宗源寺の管理となっており、宗源寺に伝わる文書には、「陵山王女院宝積寺みささぎやまおうによいん」と記されており、この陵山は「宝積寺境内図」の崇峻天皇御廟とされている。



藤ノ木古墳

また、『宗源寺過去帳』によると安政元年(1854)に、宝積寺において尼が焼死した記事があり、その2年後にこの地を訪れた伴林光平じゅんりょうきじの『巡陵記事』において宝積寺焼失後は田となっていることが記されている。また、発掘調査によっても、ほぼ文献を裏付ける出土遺物が発見された。西里では、先祖からの伝承でも、藤ノ木古墳を「ビシャツキヤマ(陵山)」と呼んでいたといわれ、藤ノ木古墳が約1400年の間未盗掘で守られてきた背景には、宝積寺ともに西里の人々によって守られてきたからと考えられる。現在は、藤ノ木古墳の維持管理を目的としたボランティアが古墳の草引きや清掃活動を行っている。

⑥龍田神社の秋祭りにみる歴史的風致

龍田神社を中心とした奈良街道沿道の龍田集落は、古代・中世は法隆寺の鎮守社として法隆寺の法会などに猿樂などを奉仕し、また中世には戎神を勧進し「龍田市」が誕生、門前町とともに近郷の中心的市場として栄えてきた。近世には城下町として拡大するとともに、さらには奈良街道を軸とする伊勢参り、太子信仰の道としても全国からの旅人の往来があり、市場、門前町、宿場町として街道の町並みを形成するとともに、西大和の中心的市場として発展してきた。近世から近代には、さらに竜田川の紅葉など自然環境を生かした行楽の場としても発展してきた地域である。

今も、歴史的な町並みが残る奈良街道沿いでは、龍田神社の秋祭りをはじめとする伝統行事とともに、法隆寺に仕えた猿樂を発祥とする能樂を伝える活動が行われている。

龍田神社は、正面に拝殿、奥中央に本殿、右に二社殿、左に三社殿、境内社として龍田恵比須神社、弁財天社など九社が配置されている。

社殿は何度か造営・補修されて現在に至るが、昭和51年(1976)には拝殿が花火で火災を起こし、再建されて現在に至っている。

境内の石灯籠は、江戸時代から各時代にわたって寄進されているが、江戸時代のものとして承応4年(1655)に油屋治左衛門、享和元年(1801)と文政5年(1822)に加護屋久左衛門がそれぞれ奉納、社務所の庭には延宝元年(1673)の石灯が残っている。石造狛犬は文化4年(1807)に大坂の吉田屋伊兵衛が奉納したものである。

龍田神社は『聖徳太子伝私記』によれば、飛鳥から来た聖徳太子が法隆寺建立を、立野の龍田本宮に祈願し、龍田大明神を法隆寺の守護神として勧請したと伝え、以来龍田神社と称し、この地をも龍田と称するようになったと伝えている。また、『龍田本宮縁起』によると龍田新宮の建立は飛鳥時代中頃とある。

龍田神社の創祀は明確ではないが、社伝によれば現在の境内の北方御廟山(御坊山)が龍田における神奈備で三室山であるといい、龍田神社は、もとはこの山に創祠され、のちに南麓に遷宮したものと伝えている。御宮司家文書の明治3年(1870)の『明細絵図』には北庄の北後に龍田社旧跡と明記されたところがあり、江戸後期とみられる『龍田新宮芝絵図』(福井家文書)には同書を竜田末社と記している。また、御宮司家文書の明治2年(1869)の『境内明細絵図』には正面に現在の如く四殿が並んでいる。



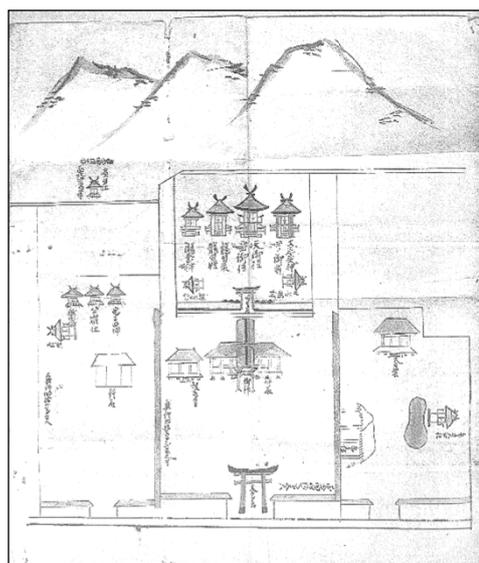
龍田神社



龍田神社の石灯籠

龍田神社は、かつては法隆寺が管理を行っていたが、明治の神仏分離令により、法隆寺から離れ、立野の龍田本宮の摂社となり、本宮からはお渡りがあり御旅所となっていたが、大正11年(1922)には龍田本宮とも全く分離独立した。

龍田神社では、神仏習合の中法隆寺の別当坊が置かれ、法隆寺の支配を受けていて、「龍田会」または「龍田三十講」と称され、例祭において法隆寺の僧侶30人が供して法会が執り行われたことが伝えられている。また、鎌倉時代に法隆寺の僧により記された『嘉元記』は、嘉元3年(1305)から貞治3年(1364)までの約60年間の法隆寺またはその



境内明細絵図(明治2年)

周辺で起きた様々な記事を年代順に纏められたものであるが、その元応2年(1320)の記事には、10月に雨悦びの田楽を龍田神社前にて奉納したとあり、その時期が10月であることから、明らかに豊作を願っての秋の祭礼に伴う奉納であると解されるが、秋の祭礼に伴い「北庄」や「服部」といった近隣の集落からの御供を龍田神社に供える「龍田参り」の記事もみられる。龍田神社が後の金剛流能の発祥の地と解されている所以は、こうした中世における龍田神社に奉納される各集落による田楽・猿楽の芸能の昇華した形と考えられているからである。

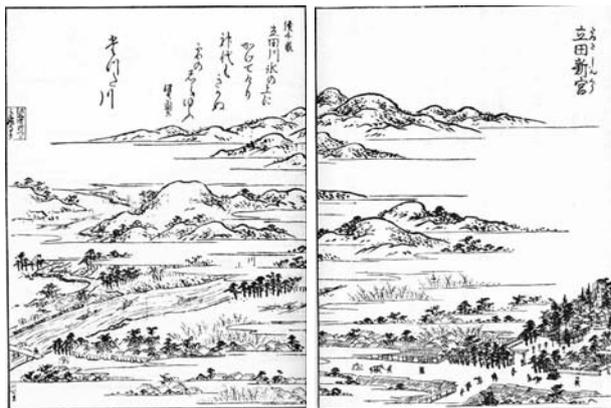
年代不詳であるが江戸時代初め頃のものとして推測されている龍田神社の「境内古図」には、『嘉元記』にもその建立のことが記されている楼門の西方に、「北庄」や「いなば」といった近隣集落の名を冠した仮屋が描かれている。この仮屋は「龍田参り」の際の各集落の詰所であり、これらの建物は現在失われているものの、第二次世界大戦後もしばらくは存在していた。また、この仮屋については、服部神楽講文書の応永25年(1418)の「三里条々規式」には、各所の仮屋を祭礼時の詰所として使用し、飾り付け茶所や相撲取役人の幕屋として利用していることが記されていて、龍田神社の祭礼の歴史の古さをうかがうことができる。

このように、中世より現在まで連綿と受け引き継がれてきた龍田神社の祭礼は、地縁社会を結びつける「龍田」地区の精神的支柱の一つとして行われてきたのである。

また、法隆寺の『寺要日記』によると、後嵯峨天皇の寛元元年(1243)3月22日夜、摂津の西宮戎神社より福德開運・商売繁盛の神・戎神を勧請、この勧請の際には法隆寺の西郷・東郷及び近くの郷民が入替り立ち替り猿楽を演じたと記されている。これ以降ここに「龍田市」がたち、生活用品や食料品の店が境内いっぱいになり盛況を呈し、当時の南都・興福寺に発生した市場に較べても屈指の市場であったといわれている。そして、平群48郷(現在の生駒郡、大和郡山市)の中心的な市場となり、龍田の門前町は奈良街道の商店街として拡大発展していくことになる。

近世、慶長6年(1601)に片桐且元の龍田陣屋が築造され、龍田藩が成立してから廃藩となる明暦元年(1655)までは城下町でもあった。廃藩後も、江戸時代の農業生産力の向上や、手工業品の拡大などにより、周辺在郷から商品が持ち込まれ龍田市も活況を帯びたといわれて

いる。ことに竜田大橋の西詰は奈良街道と龍田から平群・生駒に通じる清滝街道の交差点となり、龍田のまちの西の玄関口として賑わったと伝えられる。さらに、江戸時代中期からは商業的農業が進展し、近郊農家の米・実綿・菜種などが龍田に持ち込まれ、酒・繰綿・油に加工され、各地に販売されたようで、安永2年(1773)には絞油屋が12軒あり、油粕を肥料としても販売している。嘉永4年11(1851)には酒屋が3軒あったとされる。寛政12年(1800)には龍田村大字龍田で屋号のある商店は121軒に及んだとされ、この中で借家は14軒、文化3年(1806)には24軒に増え賃貸業が成立していることがわかる。



大和名所図会

近世は民間信仰も盛んな時代でもあり、奈良街道は大坂から伊勢への街道であり、法隆寺・龍田神社・信貴山・当麻寺・太子廟など聖徳太子ゆかりの社寺参りの交差点が龍田であった。このように、奈良街道沿いの龍田集落は、商業・門前町が拡大し宿場町としての機能も整えて賑わっていたといわれている。

『大和名所図会』には、「法隆寺より六七町^{ひつじさる} 坤」にあり。民家軒をつらねて、龍田町といふ。」「龍田の町を西へ出づれば川あり、是龍田川なり……龍田山・龍田川の和歌、二十一代集の内百二十一首あり」とあり、龍田神社から龍田川が江戸時代後期には賑わいと行楽の場の名所であったことが記されている。

また、龍田の旧街道の市の賑わいと共に、竜田川の風光明媚も幸いし、江戸時代から明治にかけて近郷はもちろん、竜田川の紅葉目当てに遠くから人が集まり、河畔に旅館・料理屋が並び、龍田の街道筋の賑わいは、鉄道の敷設により町の中心が鉄道駅に移行する大正期まで続いた。



大和名所図会

この斑鳩の郷社的存在であった龍田神社の祭礼には、周辺の各集落が奉仕したとされるが、現在では北庄の元宮座(春日講)のみが伝統的な衣装やお供えで龍田参り(龍田神社の祭礼への参加)を続けている。

北庄は龍田神社の北方、矢田丘陵の南斜面の集落で、春日神社は、北庄の集落のほぼ中央にある。社殿は春日造檜皮葺で、朱の玉垣をめぐらす。拝殿は平屋瓦葺、石造狛犬は安政2年(1855)春に氏子が奉納したものであり、石灯には延宝9年(1681)に奉造したものがある。

春日神社には、本殿の屋根は20年ごとに葺替えの記録が残り、昭和35年(1960)の葺替え工事の時、棟木に宝徳2年(1450)の建立記録がみられたが、創建はもっと以前と考えられている。中央に天児屋根命、右に須佐男命、左に武甕槌命を祀る。祭祀は「元宮座」^{かきゆい}十人衆が取り仕切り、年中行事として「六日座」「垣結」^{かきゆい}があり、龍田神社の秋祭りには御幣と共に参列する。



春日神社

この「御膳供えとお渡し迎え」は龍田神社の10月祭礼の2日前に当屋に十人衆が集まり、龍田神社へ供える神饌の餅を搗き、鯉や十六餅のほかお供えをつくる。本祭の朝、宮座衣装に着替え、作った御膳をホッカイ(唐櫃)に入れ座内一同お供えに行く行事である。



お供え



北庄元宮座



龍田神社の秋祭り(神楓祭)は、毎年、10月15日に近い土・日に行われている。宵宮には、神前に供物を調べ、氏子総代12名や稚児が集まり、夕方から神事が行われ、拝殿に子ども神輿2基と境内に太鼓台3台(龍田青年団・東部・北部)が据えられ、太鼓の音が夜空に響き祭り気分を盛り上げる。

本祭りは10時から神事が行われ、13時から渡御行列が東御旅所(南都銀行法隆寺支店西側)へ向かい、氏子家内安全祈願の後、小休止して西御旅所(猫坂)へ向かい、同じく神事を終えて16時頃に本殿に戻る。渡御行列は、宮司・氏子総代・自治会役員・獅子舞に続き、子ども神輿2基・稚児・提灯台3台も参列、そして氏子たちが担ぐ太鼓台3台の音が祭り気分を盛り上げて街道筋を練り歩く。渡御終了後は、宮司が氏子総代・自治会役員などを交えて直会^{なおらい}を催し、祭礼は終わる。



龍田神社の秋祭り



龍田神社の秋祭りの太鼓台



龍田神社の秋祭りの提灯台

龍田神社の秋祭りの太鼓台の起こりは定かではないが、明治後期に龍田東部町内会に寄付された太鼓台「大清の太鼓台」を手本に、戦後龍田西部青年団の太鼓台が昭和25年(1950)に復活し、祭りは賑やかに開催されていたといわれている。その後、昭和62年(1987)頃龍田青年団に改称し、この頃は一台の太鼓台で祭りに参加していたといわれる。

その後、平成6年(1994)に峨瀬・北庄・高塚町の三自治会で龍田北部太鼓台が完成、平成8年(1996)に龍田青年団が太鼓台を新調、平成9年(1997)には龍田東部太鼓台も新調し、地域の力で復活した平成の3台の太鼓台が祭りを盛り上げている。なかでも龍田北部太鼓台は布団やぐらに女性が乗り込む男女平等太鼓台として氣勢を上げている。



龍田青年団太鼓台



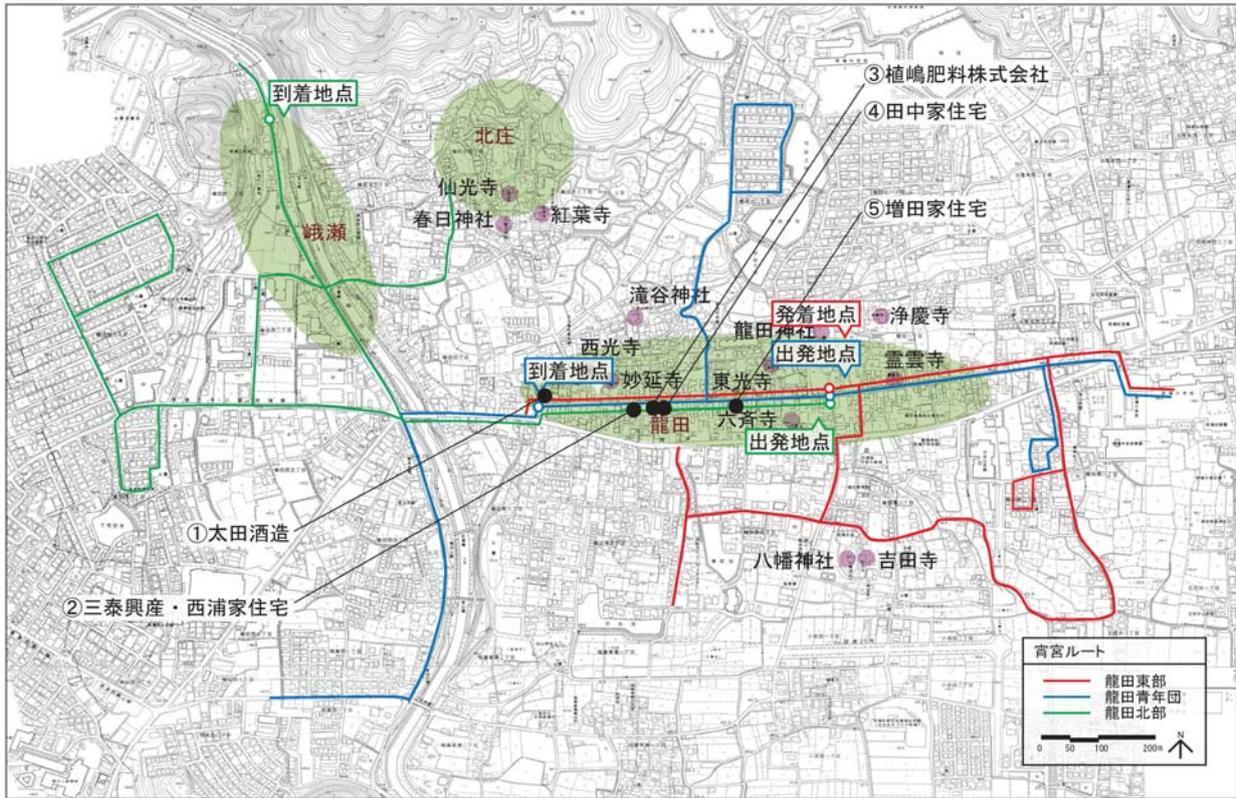
龍田東部太鼓台



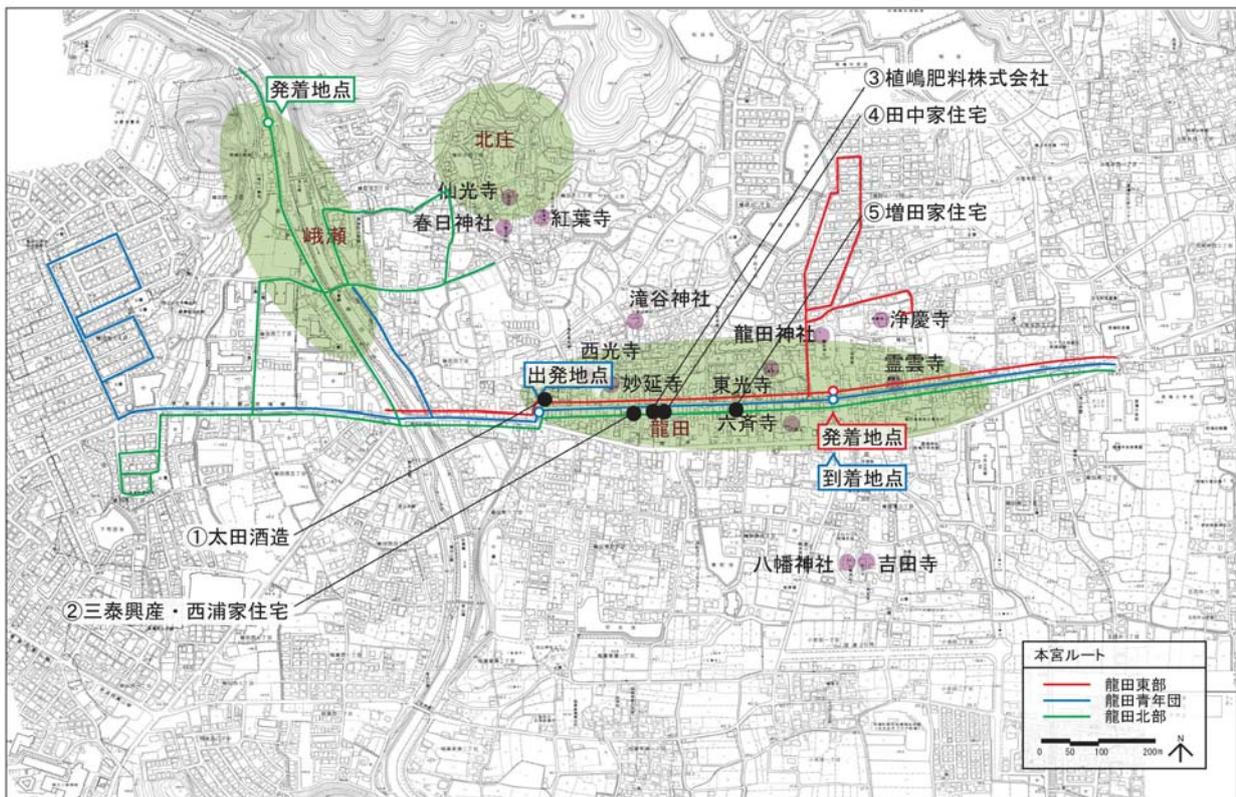
龍田北部太鼓台

各地区の太鼓台は、宵宮の午後に龍田神社に集合する。夕刻から各太鼓台は各地区内を練り歩く。本宮の日は、各太鼓台は午前中に各地区を練り歩き、龍田神社に集合する。神事後、奈良街道の御旅所を巡る渡御行列が行われ、夕刻龍田神社に戻り祭礼が終わり、太鼓台は各地区に戻っていく。

■ 龍田神社の秋祭りの巡行ルート



宵宮ルート



本宮ルート

神輿や太鼓台の巡行する奈良街道は、国道25号が猫坂からは奈良街道からはずれて築造されたことにより、商業・門前町、宿場町として街道の町並みを残し、寺社とともに、近世・近代の建築物が数多く残っている。



旧街道を巡行する太鼓台



旧街道の町並み

「太田酒造」は奈良街道に沿って形成された龍田集落の西側、国道25号から猫坂と呼ぶ急な坂を登ったところにある。「太田酒造」は明治3年(1870)開業の酒屋であるが、建物は古く主屋は江戸時代後期の文政12年(1829)に建てられ、主屋や蔵など6棟の建物が登録有形文化財に登録されている。建物は西に向かって下がる場所に位置していることから、土地を水平にするため積まれた石垣の上に建てられ、外壁は街道に面した南壁は黒漆喰塗り、東西壁は白漆喰塗りと違いがある。天保9年(1838)に諸国巡検視が龍田村を通った際、当家が宿所にあてられるなど当時から豪商であったと伝えられる。



太田酒造

奈良街道沿いには太田酒造のほかにも、近世から近代にかけての創建と考えられる建造物が残っている。

三泰興産・西浦家住宅は、明治30年(1897)頃の築造とみられ、もと製綿業の町家を昭和4年に現所有者に買い取られたものと伝えられ、正面の腰板が美しい。



三泰興産・西浦家住宅

植嶋肥料株式会社は明治13年(1880)頃の築造と伝えられ、東に土間、下ミセを持つ典型的な町家である。東側の田中家住宅は、明治34年(1901)の築造と伝えられ、かつての町並みが偲ばれる。増田家住宅は、明治期の築造といわれ、明治30年代に大改修している。かつては「大清」という絞油屋を営む豪商であった町家である。



植嶋肥料株式会社



田中家住宅



増田家住宅

龍田神社の年中行事には、秋祭りのほか次のような伝統行事がある。

タツタノエベッサンとして親しまれている「十日えびす祭」は、1月10日朝10時に齋行、引き続き午後3時まで竜田実業会主催による福引き抽選会を行う。境内は、福笹、吉兆等の授与のため賑わう。「大祓歳旦祭」は、12月31日の午後11時40分より大祓予め、各戸に配布済みの人像(紙型)に家族の氏名、年令を記入して参拝する。1月1日の午前0時に歳旦祭が始まる。大トンドの点火があり、氏子たちが列をつくり参拝する。神職等が新年の御神札、お守り等を授与するとともに、氏子総代等神社役員が御神酒を振る舞う。

北庄地区の春日神社の渡御行列が法螺貝を鳴り響かせて龍田の旧街道を龍田神社に向かい、本殿前において執り行われる厳かな神事後、秋の祭礼が始まる龍田神社の秋祭りでは、龍田の各地域の太鼓台は、色づき始める境内の紅葉のもと、龍田神社に集まり各地域を巡る。宵宮、本宮では太鼓の音が鳴り響き、集まる人々の歓声や提灯の明かりで旧奈良街道は祭り気分一色に染まる。太鼓台は、歴史的建造物が軒を連ねる古い町並みと一体となり、歴史的な町並みの中で息づく伝統的な地域の人々の活動は、そこに住み続ける人々の強い愛着と絆を深め、往時の宿場町としての龍田の賑わいをふと垣間見させる瞬間でもある。

太神宮灯籠（おかげ灯籠）

斑鳩町内で10カ所のおかげ灯籠が確認されている。伊勢神宮遷宮の翌年を神の加護を貰う「おかげ年」といい、おかげ参りが流行した。伊勢に通じる奈良街道には、他国からのおかげ参りをする人々に対して、立ち寄り目印として灯籠が立てられたとされている。特に天保元年(1830)の春は、最大のおかげ参りが流行したといわれ、服部の素盞鳴神社^{すさのお}の境内の南にたつ「太神宮おかげ灯籠」等がこの年に奉納されている。



太神宮灯籠

龍田神社と能楽の継承

法隆寺に仕えた猿楽座である坂戸座を源流とする流派で、坂戸孫太郎氏勝を流祖とし、室町時代の初めには、春日興福寺に勤仕する大和猿楽四座の一つになった。そして、のちに金剛座、そして現在の金剛流へと発展した。

法隆寺では、仏教法会の法楽として古くから「伎楽」や「舞楽」が行われたことは、法隆寺に保存されている飛鳥時代渡来の伎楽面や奈良・平安時代の多くの舞楽面によって知ることができる。平安時代に発生した「猿楽」と「田楽」は、法隆寺諸行事でも盛んに演じられた。

法隆寺所蔵の永生8年(1511)12月の『往代年中行事』には六月会の田楽に関して、「法隆寺六月会には例年法楽として寺住の田楽法師が勤めていたが理由を付けて勤められないと申立てたので、田楽の代わりに、元応2年(1320)6月に坂戸座猿楽の袈裟大夫に楽頭職を勤めてもらうことにした。その後、袈裟太夫の没後は甥の色石大夫が後を継ぎ勤めるようになり、延元元年(1336)6月には正式に楽頭職を与えられ六月会に演じられる芸能は猿楽のみとなった。」と記されている。その後、平安時代からの「猿楽」芸能は、鎌倉時代に歌舞劇が生まれ「能」「狂言」として姿を見せ始める。そして、結崎座の観阿弥やその子・世阿弥の活躍により次第に完成度を高め、結崎座は観世流、円満井座は金春座、外山座は宝生座として発展し、坂戸座は「金剛大夫」とか「金剛座」と呼ばれるようになり今日に至っている。

坂戸座の名称は坂戸郷に由来するものであり、発祥の地は、現在の北庄にある春日神社とされているが、顕彰碑は龍田神社の境内に建立されている。また春日神社の元宮座の御宮知旧家には、猿楽「坂戸座」の衣装遺品が残されている。

能「金剛流」の拠点は京都にあり、また法隆寺に奉納される舞楽・雅楽は奈良の南都学所からの出仕によるが、これらの発祥の地であることにちなみ、毎年9月には上宮遺跡公園で観月祭が行われ、金剛流の能楽が上演されており、多くの人を集めている。また、斑鳩小学校では、3年生の総合学習の授業やクラブ活動で金剛流のシテ方に能を学び、その歴史を継承している。



観月祭

⑦吉田寺の「放生会」にみる歴史的風致

龍田の旧街道の南に位置する小吉田集落の吉田寺では、毎年9月1日に「放生会」が行われる。

古代より矢田丘陵の南端の竹藪の丘の南裾から清水が湧き出し、人々はこの丘を清水山しみずさんと呼び、山裾から流れ出る清水が、美味しい米を稔らせる田をキチデン(吉田)と呼んだとされている。清水山の竹藪南腹に清水が湧き出している場所が3カ所あったと伝える。現在、湧水は絶えているが、昔はコンコンと湧き出て、月夜にその流れる清水で眼を洗うと眼病が治るとも伝えられていた。また、『斑鳩町史』には、伝説として「清水の霊泉があり万病に効くが特に腰より下やすその世話がかからず、無病息災で長寿を全うして往生できるという。これを小吉田の温泉という。」と記述されている。

『恵心院源信僧都行実』によれば、吉田寺は天智天皇(661~671)の勅建で妹の間人皇女はしひとこうじよ(孝徳天皇皇后)の陵寺であったところに、永延2年(988)に恵心僧都がこの地に来遊し、生身弥陀の出現を感じ一寺を創建したという。『吉田寺因録』によれば元禄3年(1690)に浄土宗に改まり、安永3年(1774)に中宮寺門跡慈眼院宮が梵鐘を寄進、翌年住持智靈律師のときに鐘楼堂を建立し、文久3年(1863)住持旭隆が勧進して本堂を再建したと伝えられる。

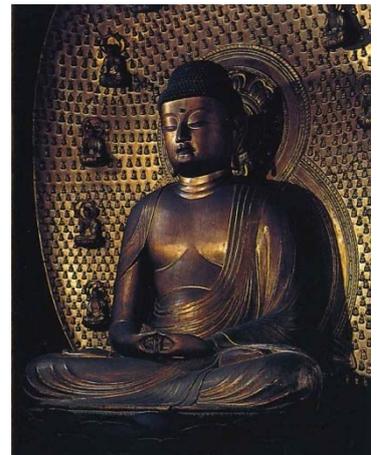
「本尊阿弥陀如来坐像(重要文化財)」は、像高225.8cm、丈六式の全金色で定印を結び、衣文の刀刻は藤原末の形式で、恵心僧都の造頭と伝える。別に恵心僧都像(像高63.5cm)を祀り、像の裳に元禄3年(1690)の修理銘がある。堂内には鎌倉時代の阿弥陀立像、足利時代の阿弥陀坐像・薬師坐像や桃山時代の阿弥陀坐像・地藏坐像などが安置されている。

「多宝塔(重要文化財)」は、三間・二層の屋根本瓦葺の宝塔で、寛正4年(1463)の建立とされる。一辺の大きさ十尺強の小さい塔であるが、初層も丸柱を用いている。全体に非常に古風な手法を示すが、初層中央間にかえるまた藁股をおき(股内に梵字を入れる)その上に板藁股を重ねる新しい方式がみられる。内部には来迎柱を立てその前に仏壇を置き、その部を二重に折り上げた小組格天井ごうてんじょうを張っている。内には、恵心僧都の父上、うらべ卜部正親公の菩提を追善する大日如来像が安置されている。本堂の西にある墳丘に石標があり「龍田清水墓」とあり、間人皇后の陵と伝えられる。

吉田寺境内の南西には、八幡神社がある。天平勝宝元年(749)に豊前国宇佐八幡宮に使いをだし勧請(神仏の分霊を祀る)したと伝える。この地に清水が湧くことにちなんで清水八



吉田寺本堂



吉田寺阿弥陀如来坐像



吉田寺多宝塔

幡宮とも称し、吉田寺の鎮守社であり小吉田集落の産土神でもある。

吉田寺は、「ぽっくり往生の寺」ともいわれる。これには以下のような伝承がある。恵心僧都源信が母親の臨終に際し、浄衣を着せられ、お念仏「南無阿弥陀仏」の声の中、大変安らかな極楽往生を見送られた。そのときの遺言に「人々が心身の苦しみなく、念仏往生できるように、立派な念持仏を祀ってくれるように」との願いがあったとされ、その後、恵心僧都が比叡山へ修行に登る途中、当麻道の清水山を通りかかると光を感じる霊木(栗の樹)が目にとまり、母親の追善供養と末世衆生救済のために阿弥陀如来像を造られた。これが吉田寺の本尊阿弥陀如来像とされており、この本尊に祈祷を受けた肌着を着用すると「延年天寿を授かり、腰下の世話をかけずに安楽往生できる」という伝承が生まれ、シモの世話にならないようにと肌着を持って御祈祷を受けに来る人が多い。

毎年9月1日に厳修される吉田寺の最大行事が「放生会」であり、「鳩にがし法要」「魚にがし法要」の名でも親しまれている。放生会は、『日本書紀』には、天武5年(676)に、「この日(8月17日)諸国に詔して、放生令を敷かれた」とあり、続く持統5年(691)にも、「畿内および諸国に長生地(殺生禁断の地)として各千歩を設けた」とあり、7世紀後半には国家行事として放生会が行われたことがわかる。

仏教の不殺生戒(むやみに生命を奪ってはならないという戒め)に基づき、生命の尊さを振り返り、我々が生かされることへの感謝と犠牲への供養の心をあらわす法会である。初めに鳩と魚を本堂に供える。午後より本堂に20名程の僧が入堂してお勤めをする。その後、お念仏をお称えしながら鳩や魚が解き放たれる。多宝塔の前では、白ハト100羽が子どもたちによって大空へと放たれ、金魚やドジョウなど身近な魚500匹も門前の放生池へと放たれる。この日も朝から肌着を持参し祈祷を受ける数多くの信者のお参りがある。



放生会

吉田寺では関東大震災の頃にはすでに行われていたと伝えられ、『斑鳩町史』(昭和38年刊)にも、「清水山吉田寺では毎年九月一日に放生会と言ってハトを放つ行事がある。ここへ参拝すると死ぬ時に安らかに死ねるというので河内や近郷から老人が詣でる。これを俗に「ぽっくり往生」という。」とある。また、境内には俳人大谷不凍(～1980)の「阿弥陀の法に叶うや放生会」という句碑が建っている。

小吉田集落より北側に向かう吉田寺では、不殺生戒の仏教法要である「放生会」の日、ご本尊の阿弥陀如来様の慈悲深い眼差しを受けて、本堂では「鳩」と「魚」が供えられた中法要が執り行われ、これらの「生き物」は境内に運び出される。

初秋を過ぎ少しづつ秋を感じさせるこの日、本堂と多宝塔の前の広場では、僧侶の読経の中、白い鳩を入れた鳥箱が子どもたちの手によって次々と開けられて鳩が放たれる。人々の歓声と共に白い鳩は羽ばたきの音を響かせて、本堂の大屋根や多宝塔の軒先をかすめ大空へと飛び立つ鳩の姿や、境内への出入口である山門横の放生池に放たれて勢いよく泳ぐ魚の姿に、人々は生命の躍動を感じ、子どもたちは命の尊さを学ぶ。

五百井の水

小吉田集落の東側、矢田丘陵の山裾、奈良街道の南に五百井^{いおい}の集落がある。この地も、清水に恵まれ、井戸にまつわる伝説を生んでいる。五百井は、弘法大師が五百番目に掘られた井戸に由来するといわれる。この井戸は、弘法井戸とも五百井戸^{ごひやくいど}ともいわれ、並松の西の端、奈良街道と国道25号の交叉する場所にある。その傍らに弘法大師を祀った小堂があり、よのみの老木がおおいかかっている。この井戸には、平安時代の歌人在原業平が現天理市の櫟本の住まいから高安山の河内姫のもとに通う道すがら、水面を水鏡にして自分の姿を映したという伝説(業平姿見の井戸)も伝わる。



業平姿見の井戸

その水は人々の暮らしを育み、醤油造りの伝統産業が今でも息づいている。ここには、創業明治33年(1900)のニシキ醤油と創業家の大方家住宅がある。大方家住宅の主屋は、江戸時代初期を



ニシキ醤油

下らない古い建築物といわれている。大方家は、当地に室町時代の末頃に移り住み筒井順慶に仕えたとされるが、慶長13年(1608)頃より農業を営み庄屋を勤めた旧家である。明治33年(1900)庄屋廃止に伴い、ニシキ醤油を創業し現在に至っている。

神南の瓦

小吉田集落の西方、三室山の東南、竜田川が大和川に合流する地点の北西に位置する神南では近年まで瓦づくりが続けられてきた。聖徳太子の時代、朝鮮半島から瓦博士が寺工と共に渡来して技法を伝え、斑鳩に瓦窯ができ、法隆寺の瓦が焼かれたと伝えられる。江戸時代までは南神南の西浦・南浦と油屋垣内と呼ばれる所から良質な粘土が出て、瓦屋が数軒あり村を発展させたとある。南神南の粘土がなくなっても、明治・大正・昭和初期までは大和川対岸の大輪田地区から粘土を運んだとあるが、戦後は減少していった。良質な土が得られないこと、また焼成による公害などの問題があり、現在、瓦製造は行っていないが、販売と屋根施工を業とする企業は残っている。創業元禄7年(1694)の孫七瓦工業もその一つであり、明治末期の築造とされる立派な瓦屋根の建物を残している。



孫七瓦工業



孫七瓦工業の屋根

神南の大トンド

神南の「大トンド」は正月の風物詩といえる伝統行事である。トンドは1月15日に書き初めや標縄や社寺の古いお札を持ち寄り焼く、五穀豊穰の感謝と祈りの伝統行事で、神南はじめ各集落でトンドをあげていた。神南では、昭和12年(1937)頃までは北神南(竜田川河川敷)、南神南(大和川・竜田川合流点の河川敷)で大トンド行事が行われていたが、昭和58年(1983)に一本化されて、神南の「大トンド」が復活した。大トンド委員会が中心になり、11月3日頃に相当数の稲わらを集めて準備、12月中に吉野の間伐材を貰い受け、1月第2日曜日に自治会総掛かりで竹約700本を集め、15日の午後6時頃に点火、約1時間のイベントである。近くでは服部の集落でも服部川堤で大トンドが行われている。



神南の大トンド

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

斑鳩町の文化財や歴史的風致の現状等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に向けた基本的な課題を検討すると、以下のようなことがいえる。

(1) 「人々の活動」に関わる課題

斑鳩町においては、古代からの法隆寺における伝統的な仏教行事が継承されるとともに、町内の各地域では祭りや伝統的な行事などが今も数多く行われているが、北庄の春日講をはじめ、無形民俗文化財に指定されたものはない。

民俗芸能や伝統行事等を維持・継承していくことは、旧集落の高齢化や人口減少等が進む中で、難しくなっている。さらに、町全体のベッドタウン化によって、伝統行事等の存在そのものが一部の住民にしか知られず、地域の貴重な文化的遺産として次の世代へ継承していくことがあやぶまれるものもみられる。

旧集落の住民や地域組織が継承してきた伝統的スキルや民俗芸能、伝統行事等を支える担い手が減少し、高齢化による関係団体の弱体化が進んでいる。

(2) 「歴史的建造物」に関わる課題

斑鳩町においては、社寺をはじめとして古代・中世・近世・近代を通じた歴史を伝える遺跡や歴史的建造物等が多数存在する。特に、「法隆寺地域の仏教建造物」は世界文化遺産となっており、法隆寺をはじめ町内に所在する社寺については、国宝や重要文化財が指定文化財の大部分を占め、維持管理や修理が計画的に行われてきた。

斑鳩町は、昭和60年(1985)に「歴史的町並み調査」を実施して、町全域の歴史的町並みの分布を把握し、龍田、西里の2地区については詳細な民家・生活環境の調査を行っている。また、平成23年(2011)3月発行の「奈良県近代和風建築総合調査報告書」(1次調査)では30件の民家がリストアップされている。

また、未指定の社寺が数多くあり、個人が所有する民家など近代和風建築については修理の必要なものが多数みられ、建替えられた歴史的建造物もあり、所有者による保存・維持管理が難しい状況もみられる。

(3) 「歴史的町並み」に関わる課題

斑鳩町には、歴史的建造物が多数存在し、旧集落には古くからの町割りが今もほぼそのまま残されており、独特の景観・風情を醸し出している。前述の通り「歴史的町並み調査」を実施したが、一部、西里などで道路の美装化や無電柱化に取り組んできたものの、地域ぐるみの歴史的町並み保存の取り組みには至っていない。

歴史的建造物や町割り、町並み等、歴史的環境の残る旧集落においては、古い建物の改築や建



空家となって放置された古い建物

替え、空家の発生や空地化等が進み、歴史的・文化的な景観を損なう要因になったり、これまで継承されてきた景観の変容につながっている。

一方、法隆寺へのアクセス道路でもある国道25号沿いには、周囲の景観と調和しない建造物や屋外広告物がみられたが、景観計画策定の動きの中で改善されてきた。また、野立て看板や屋上看板の撤去にも取り組んできた。

これまで風致地区をはじめ斑鳩の里にふさわしい景観形成への誘導を積み重ねてきた中で、現在は、幹線道路沿いを中心に、落ち着いた景観を損なう屋外広告物が課題となっている。



改造が進む伝統的様式の町家



幹線道路沿いに建つ屋外広告物

(4) 「観光・情報発信」に関わる課題

斑鳩町にとって、歴史的風致は都市の魅力であるとともに、観光資源としても大きなウエイトを占めるものである。しかし、斑鳩町の観光は、世界文化遺産である法隆寺の観光に特化しており、斑鳩の里の多様な魅力を多くの人が知り楽しむには至っていない。

また、歴史的建造物等の案内・誘導や歴史的町並み地区における歩行環境の整備が十分とはいえず、移動や回遊性が制約されている。

さらには、法隆寺観光だけではなく、斑鳩の里の魅力を楽しめるまちあるき観光を推進するためには、まちあるきの拠点となる施設の整備が求められるが、現状の都市計画では、住宅と併用の小規模な店舗しか建築ができないといった課題がある。

(5) 「住民の参加と協働」に関わる課題

斑鳩町では、歴史・文化をテーマとした講演会や講座の開催、観月祭の開催など、広く住民に対する啓発を行ってきた。また、藤ノ木古墳の維持管理や斑鳩文化財センターのボランティアなど、住民と連携する動きもみられるが、多くの住民が斑鳩の里の歴史・文化を学び、共有し、守り育てるための行動につなげていない。

そうした中で、歴史的町並み地区での地域ぐるみの取組みや伝統行事の担い手の育成、歴史・文化活動に取り組む住民組織の育成等、住民と行政の協働の取組みが課題となっている。

2. 既存計画との関連性

歴史的風致の維持向上に関連する斑鳩町の既存計画として、総合計画、都市計画マスタープラン、景観計画がある。

(1) 斑鳩町総合計画

第4次斑鳩町総合計画は、平成22年(2010)11月11日に斑鳩町総合計画審議会から答申を受け、平成22年(2010)12月6日に町議会で議決している。

計画期間

基本構想:2011年～2020年

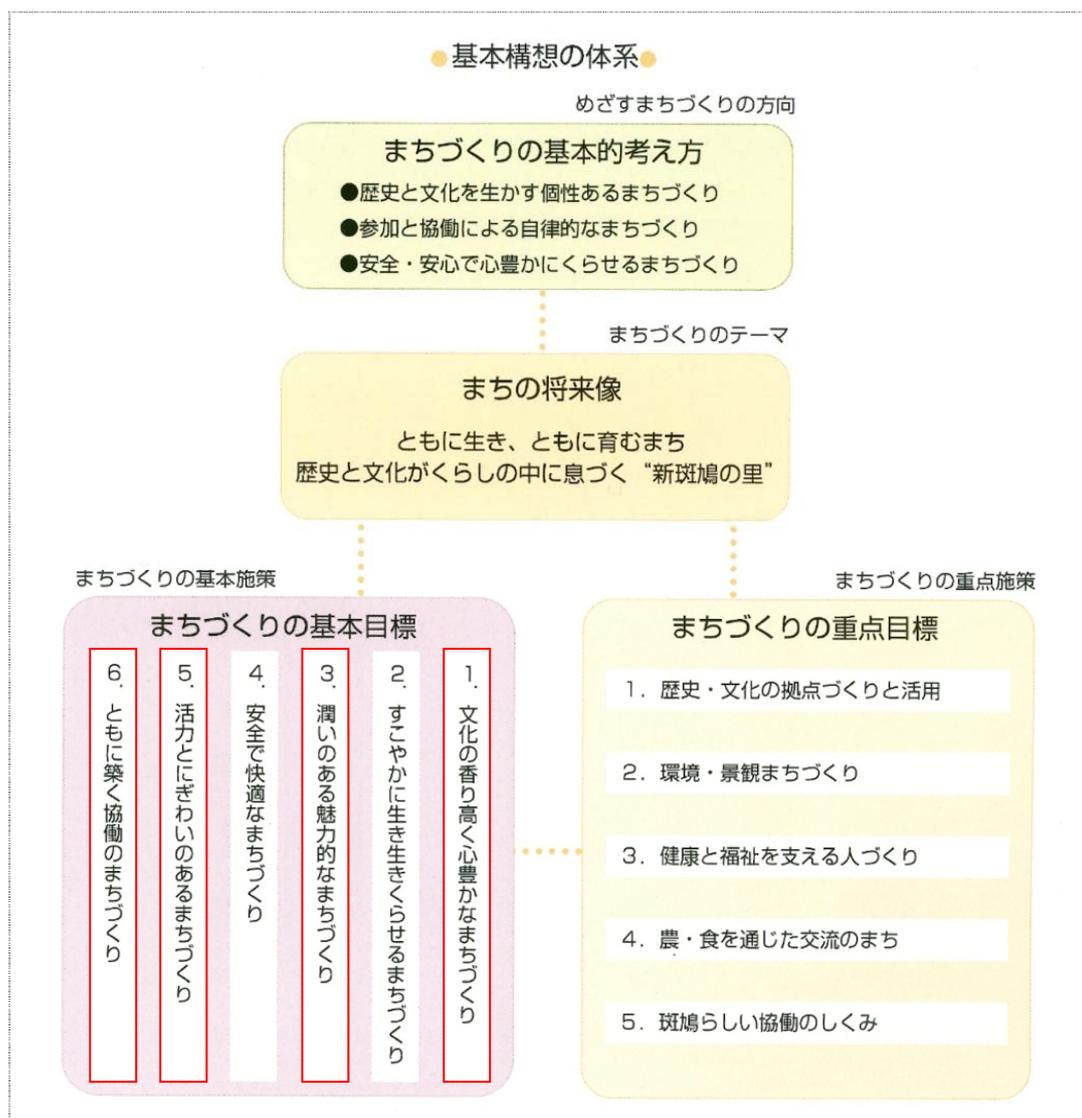
前期基本計画:2011年～2015年

まちの将来像

ともに生き、ともに育むまち

歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”

基本構想の体系



このうち、歴史的風致に直接関係する基本政策項目は、以下の通りである。

○文化の香り高く心豊かなまちづくり～人づくりと文化の振興～

- ・歴史文化資源の保全・活用
- ・歴史文化情報の発信
- ・歴史文化の拠点づくり
- ・文化・芸術にふれる機会の充実
- ・文化芸術活動の支援
- ・文化・芸術情報の発信

○潤いのある魅力的なまちづくり～都市環境の整備～

- ・斑鳩の里の風景・景観の保全
- ・市街地景観の形成
- ・山林の保全・活用
- ・水辺の保全・活用
- ・自然資源の保全・活用

○活力とにぎわいのあるまちづくり～産業・観光の振興～

- ・まちづくりと農業の連携
- ・もてなし体制の充実
- ・新しい観光魅力づくり
- ・観光まちづくりの推進

○ともに築く協働のまちづくり～地域自治の強化～

- ・コミュニティ活動の育成・支援
- ・住民活動の育成・支援
- ・住民と行政の協働によるまちづくり

(2) 斑鳩町都市計画マスタープラン

斑鳩町では、平成23年(2011)2月21日に斑鳩町都市計画審議会の答申を受けて斑鳩町都市計画マスタープランを策定している。

計画期間:2011年～2020年

都市の将来像

ともに生き、ともに育むまち

歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”

都市づくりの目標

- ①豊かな歴史と文化を守り生かした魅力あるまち
- ②斑鳩らしい景観とゆとりのある住環境をそなえたまち
- ③自然と共に生きる環境にやさしいまち

都市づくりの方針のうち、歴史的風致に関わる内容は、以下の通りである。

○土地利用の方針

- ・農地:市街化調整区域の農地は、原則として維持保全
- 市街地整備の方針
 - ・住宅地:伝統的住宅地における町並み・集落景観の保全
 - ・商業・業務地:法隆寺門前及びその周辺地域は、観光と連携した歴史と文化を感じさせる商業施設の立地を誘導するため特別用途地区や歴史的風致維持向上地区計画等の活用を検討
- 道路・交通体系整備の方針
 - ・JR 法隆寺駅と法隆寺をつなぐ道(いざないの道)の整備
 - ・旧街道の整備
 - ・歴史・自然散策の道の整備
- 都市施設整備の方針
 - ・公園・緑地は歴史・自然拠点として整備
- 景観形成の方針
 - ・各種法規制の活用で歴史景観の保全、歴史的な建築物の保存・修景や無電柱化の取り組みなど歴史的な町並みの整備
- 都市防災の方針
 - ・まちの防災機能の強化

(3) 斑鳩町景観計画

斑鳩町では、平成23年(2011)2月21日に斑鳩町都市計画審議会の答申を受け、斑鳩町景観計画を策定し、平成23年(2011)4月1日に斑鳩町景観条例を制定している。

景観計画区域は斑鳩町全域としており、町全域を4つの区域と3つの軸に区分してそれぞれ景観形成の基本方針を定め、区域の景観特性を伸ばしながら良好な景観を形成することをめざしている。

また、景観計画においては、重点景観形成区域として、幹線道路沿道地区とJR法隆寺駅周辺地区を設定している。

景観形成の目標

魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出

景観形成の理念

- 山並みを背景に田園の中に社寺や旧集落が点在する斑鳩の里の景観を保全し、次世代に継承する。
- 斑鳩の里をかたちづくる田園景観や歴史景観と調和した、緑豊かで落ち着いた市街地景観をつくりだす。
- くらしの中で自然や歴史を学び体験することで斑鳩の里のよさを再認識し、住民自らが誇りに思える景観まちづくりを推進する。
- 幹線道路の沿道やJR法隆寺駅周辺地域などでは、斑鳩の里にふさわしい、にぎわいと活力のある市街地景観をつくりだす。

○町民・事業者・NPO・行政が、斑鳩町の将来像を共有し、協働して、地域のまちづくりとともに、景観まちづくりを推進する。

景観区域と景観軸

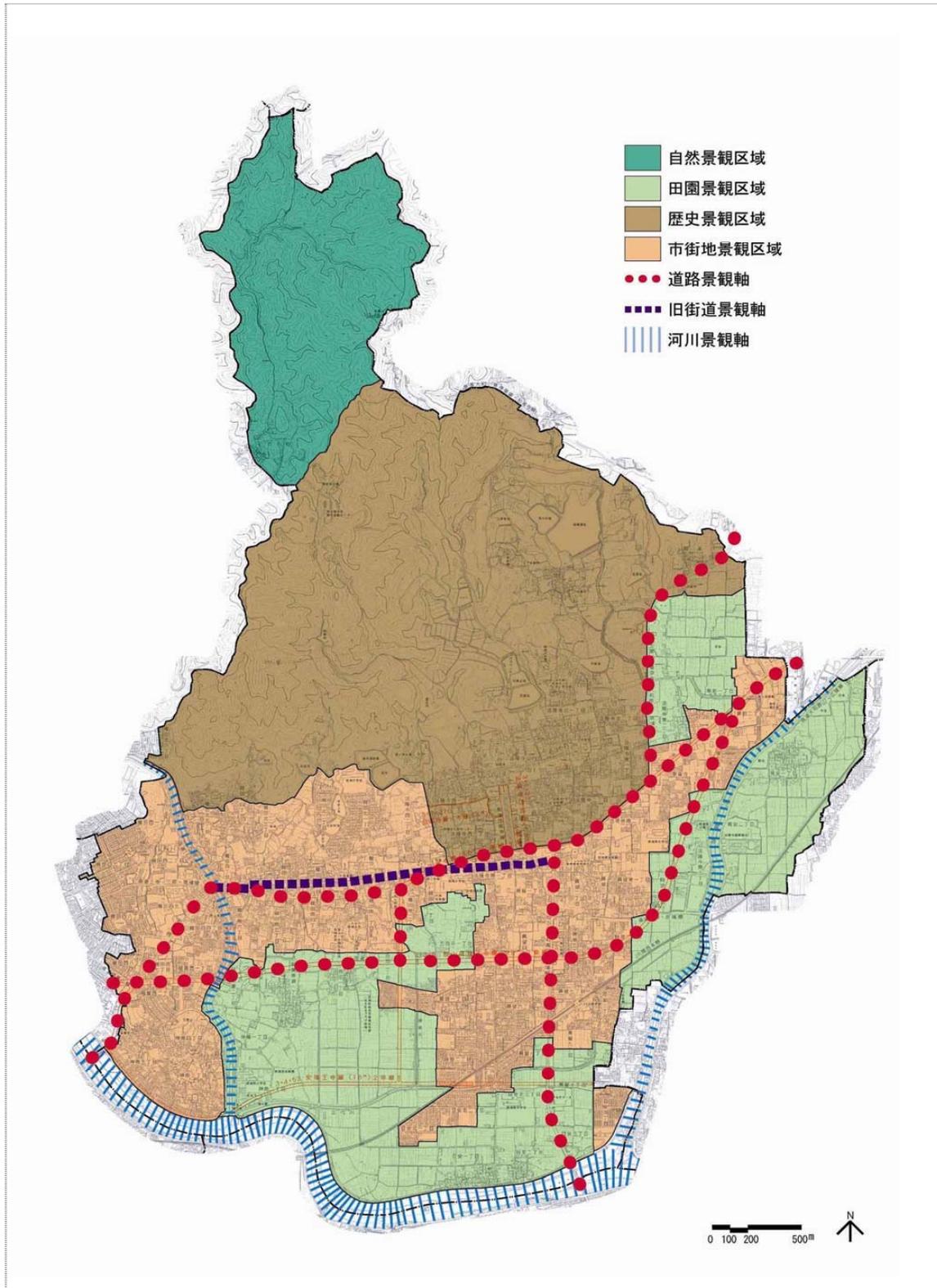
■景観区域と区域の概要

景観区域	区域の概要
自然景観区域	矢田丘陵の山並みを形成し、一部に山間集落(白石畑)をもち、緑豊かな山林の自然景観の区域
田園景観区域	丘陵部の下部、県道奈良大和郡山斑鳩線の南東部に広がる農地で、矢田丘陵の社寺や集落(岡本)を背景にした田園景観が展開する区域(幸前)
	大和川・三代川・富雄川の河岸に展開する農地。矢田丘陵を背景に、広がりのある農地と鎮守の杜のある集落がつくりだす四季ののどかな田園景観の区域(稲葉車瀬、小吉田、目安、高安など)
歴史景観区域	世界遺産の社寺・集落の後背を形成する自然山林の区域
	矢田丘陵の山林を背景に、世界遺産の法隆寺、法起寺や法輪寺の社寺・集落・ため池・農地など、自然と社寺・集落の町並みが一体となって歴史的風土を形成している区域(法隆寺、三井、岡本、東里)
	法隆寺の南側で歴史的町並みが残る集落を含む市街化区域で、幹線道路に近接して市街化が進んだ区域(西里、三町など)
市街地景観区域	丘陵部に計画的に開発された大規模戸建住宅地で、落ち着いた町並み景観とともに、丘陵の緑と一体となって、斑鳩の遠景を形成している区域(錦ヶ丘、西の山、夕陽ヶ丘など)
	幹線道路及び奈良街道沿道に業務機能や行政機能などが集積し、にぎわいと共に、歴史的町並み景観を持つ区域(龍田、龍田南)
	平野部の農地が区画整理等で計画的に開発された戸建て住宅地で、落ち着いた町並み景観を持つ区域(服部、目安北など)
	古くからの集落や集落周辺の市街地を中心とし、神社の古木等を擁する歴史や文化、地域コミュニティー景観の区域(興留など)
	JR法隆寺駅周辺の交通広場とともに、斑鳩の里の玄関口としての景観区域

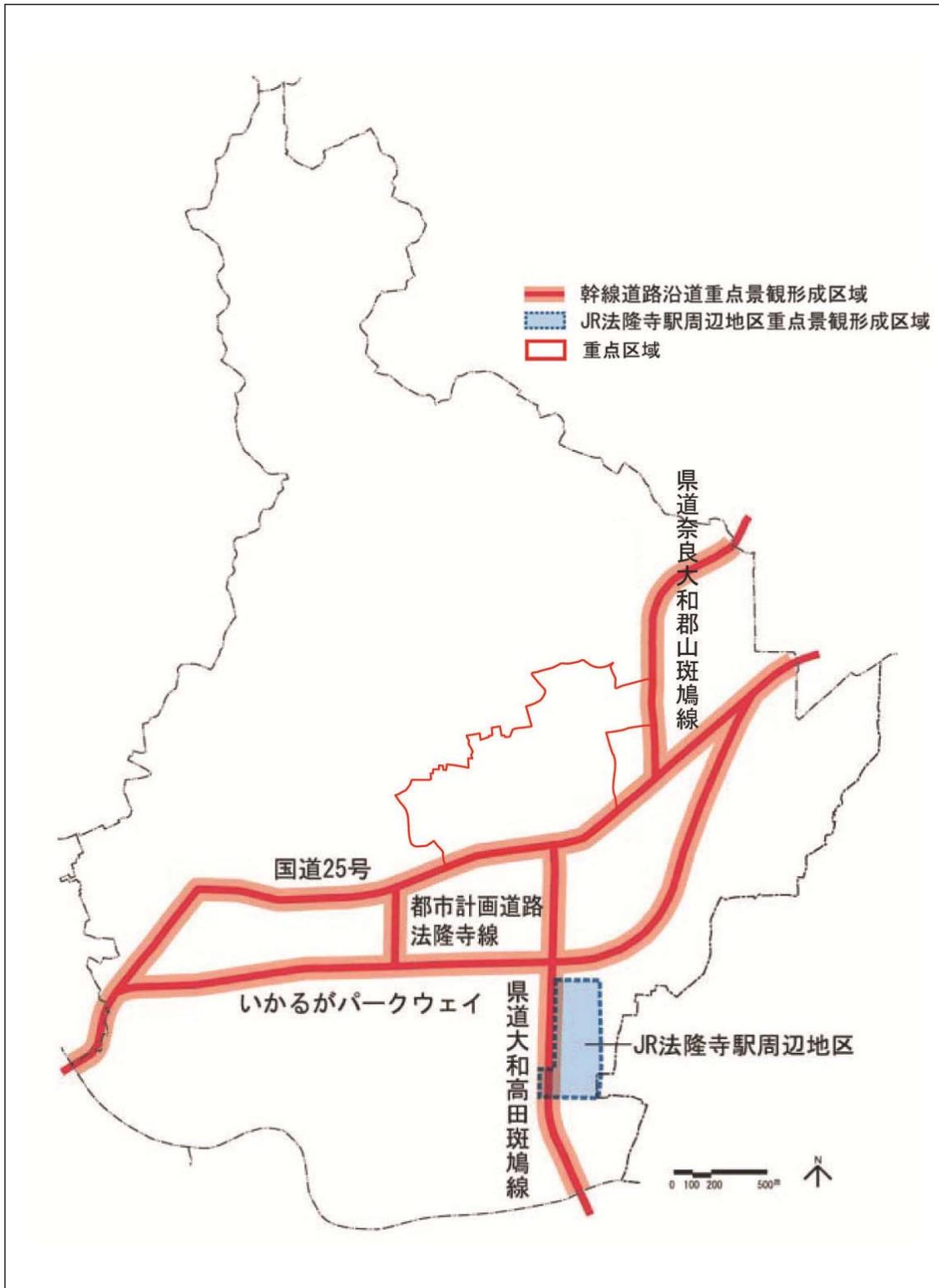
■景観軸と軸の概要

景観軸		軸の概要
道路 景観軸	国道25号	斑鳩町と他地域を結ぶ主要な幹線道路であるとともに、町の道路ネットワークの骨格となる道路
	県道奈良大和郡山斑鳩線	
	県道大和高田斑鳩線	
	いかるがパークウェイ	
	都市計画道路法隆寺線	
旧街道 景観軸	奈良街道	法隆寺地区と龍田地区をつなぎ、街道筋の町並みが残る貴重な歴史の軸
河川 景観軸	竜田川	斑鳩町の主要河川であり、大和川・富雄川は、その河川沿いにのどかな田園景観を形成し、竜田川は、四季の自然を感じさせる景観を残している
	大和川	
	富雄川	

景觀区域図



重点景観形成区域



(4) その他

観光施策・文化振興施策に関連しては、平成16年(2004)3月に「斑鳩町観光・商業まちづくり構想」を策定している。

3. 歴史的風致維持向上の基本方針

斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の方針を設定する。

- ＜歴史的風致維持向上の基本方針＞
1. 伝統行事や民俗芸能などの継承
 2. 多様な歴史的建造物の把握と保存・活用
 3. 文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備
 4. 歴史的風致を生かした観光の振興
 5. 住民の参加と協働による取組み

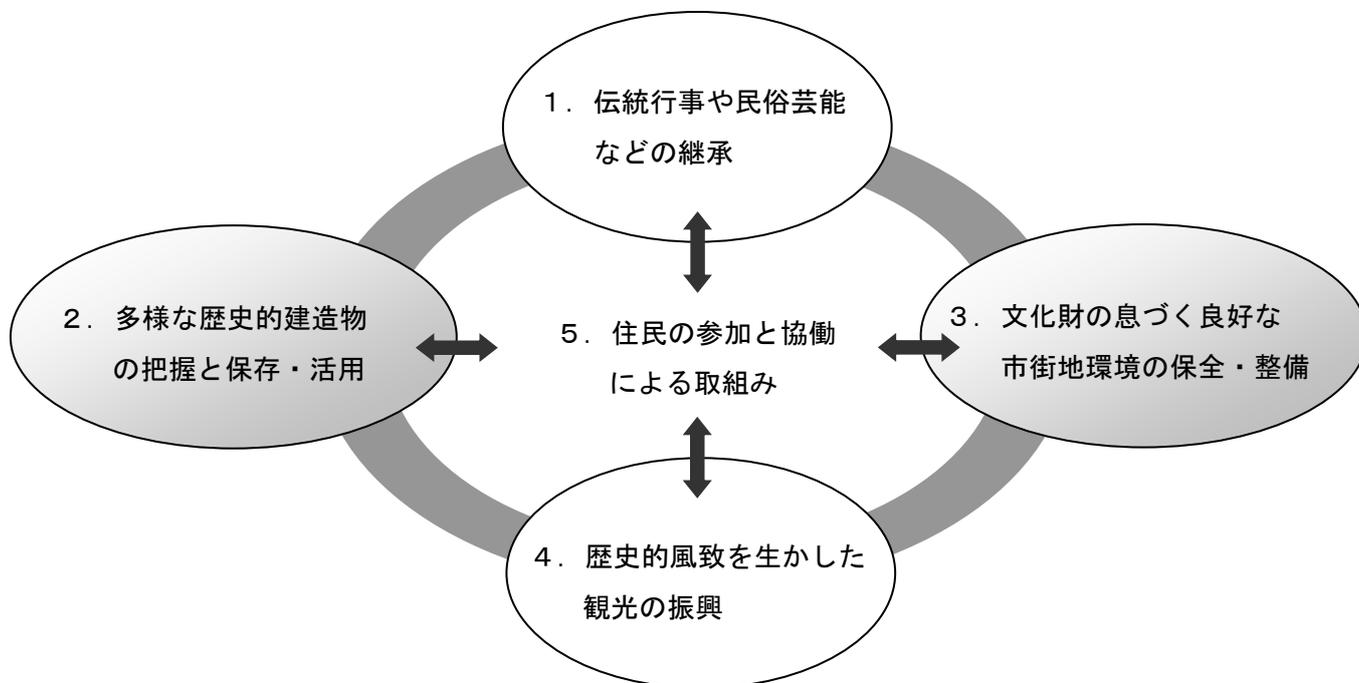


図3-1 歴史的風致の維持及び向上の方針の構成

(1) 伝統行事や民俗芸能などの継承

斑鳩町では、法隆寺等社寺における伝統的な祭事や日常的な民間信仰に支えられた行事、年中行事となっている講やトンドなど地域に継承されてきた行事、金剛流能の発祥とされる坂戸座を顕彰する新たな行事など、歴史を継承する多彩な行事が行われている。

こうした伝統行事等は、その文化的価値に加え、地域におけるコミュニティの維持・活性化、観光・交流の促進に資することになる。

【基本方針】

地域住民や専門家等と連携しながら、伝統行事等の内容や特色、活動予定等に関する情報発信に努め、担い手の確保・育成等に取り組むとともに、関係団体の支援に努める。

また、現在進めている北庄の春日講をはじめ、民俗文化財の調査を行い、指定に向けて取り組む。

(2) 多様な歴史的建造物の把握と保存・活用

斑鳩町には、世界に誇る国宝や重要文化財など指定文化財が多数存在する。一方、これら指定文化財と一体となって町並み・景観等、歴史的風致を形成している社寺、町家、民家、さらには石造物など指定文化財以外の歴史的建造物も数多くある。

これらを総合的に把握し再評価するとともに保存・活用を図ることで、歴史的建造物等の重要性についての住民の意識を高め、住民にとっての貴重な共有財産を守ることに繋げる。

【基本方針】

未指定の文化財である歴史的建造物については、所有者・管理者等と連携しながら、修理・修景と一般公開やまちあるき拠点としての活用を図り、適切な保存・活用に努める。

さらに、継続的な調査を実施して文化財の価値の高い歴史的建造物を明確にし、指定や登録などを推進する。

(3) 文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備

法隆寺周辺の西里・東里・三町等の旧集落や旧街道沿い等の市街地は、歴史的建造物や風情ある町並みが残されている。

このような町並み等は、その文化的な価値と合わせて、市街地の魅力を構成する重要な要素であり、その保全・整備を図ることは、住民の地域への愛着やほこり、原風景につながるとともに、観光・交流の促進などにも資することになる。

【基本方針】

歴史的建造物の保存・活用と合わせて、歴史的な環境と調和した良好な景観を保全するとともに、道路の美装化や沿道の建造物の修景、幹線道路沿等の屋外広告物の美観誘導等によって、歴史的・文化的な景観の維持及び向上に努める。

特に、景観を阻害する空地・空家については、所有者等と連携してその活用を図る仕組みを構築し、住宅や店舗、まちあるき拠点等に活用することによって、町並みの連続性を確保する。

(4) 歴史的風致を生かした観光の振興

斑鳩町にとって、歴史的風致は、都市の魅力であり、観光資源でもある。

こうした歴史的風致を、それらの保存を前提に、観光振興の面からも生かしていくことは、斑鳩の里にとっての歴史的風致の役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。

【基本方針】

歴史的風致の価値や魅力を引き出すことを意図しながら広く情報発信を行い、歴史的風致を生かす観光振興に取り組む。

また、案内板や説明板、誘導標識の整備・充実、歩行環境の整備等によって回遊性を高めるとともに、文化財等をめぐる機会や体験機会の確保等に努める。

まちあるき拠点の整備にむけては、都市計画における特別用途地区を適用した上で、歴史的風致を生かした観光拠点としてふさわしい建築物への誘導を図る。

(5) 住民の参加と協働による取組み

地域における伝統行事等の担い手は地域住民等であり、歴史的建造物の維持管理はその所有者・管理者等が担うことになり、歴史的風致を継承していく活動に多くの住民が参加することが望まれる。

歴史的風致の維持及び向上のための取組みは、行政と住民が個々に取り組むのではなく、相互に役割分担と協力・連携を図りながら、持続的に取り組むことで、その効果を高めることにつながる。

【基本方針】

住民の理解と協力を推進力に、歴史的建造物の保存・活用や良好な周辺環境の保全・形成、伝統行事等の担い手の確保・育成等を進めるため、歴史的風致に関する情報提供や啓発に努めるとともに、参加と協働の仕組みを構築し、地域ぐるみで歴史的風致の維持及び向上の取組みを展開する。

4. 歴史的風致維持向上に向けた連携及び推進体制

(1) 計画の推進体制

歴史的風致の維持向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして多くの住民等の協力と参加が不可欠であり、かつ、行政を含めた連携と協働の体制が重要である。

歴史まちづくり法第11条に基づく斑鳩町歴史まちづくり推進協議会は、事務局等と連携しながら、計画の進捗管理と計画の変更に関する検討を行う。このほか、必要に応じて、文化財、都市計画、景観等の部門の審議会等において指導・助言を得ることとする。

庁内においては、計画策定段階の庁内組織を継承・発展させた関係課による推進体制として斑鳩町歴史まちづくり推進調整会議を設置し、文化財部門(教育委員会事務局生涯学習課)とまちづくり部門(都市建設部都市整備課)は、より密度を高めた連絡・調整を行う。また、国・県等の関係機関との協議を行うとともに、適切な支援を得るように努める。

特に、歴史的風致の維持向上のために歴史的建造物の保存・活用や空家・空地等を活用したまちあるき拠点の整備が求められ、そのためには、現行の都市計画の用途の緩和が必要であることから、特別用途地区の適用を検討しており、都市計画の適用については、まちづくり部門(都市建設部都市整備課)が担当する。

本計画の実施においては、原則として担当する課が、公共施設管理者等(斑鳩町以外の場合)との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う住民及び関係団体との連携・調整を図り、支援に努める。

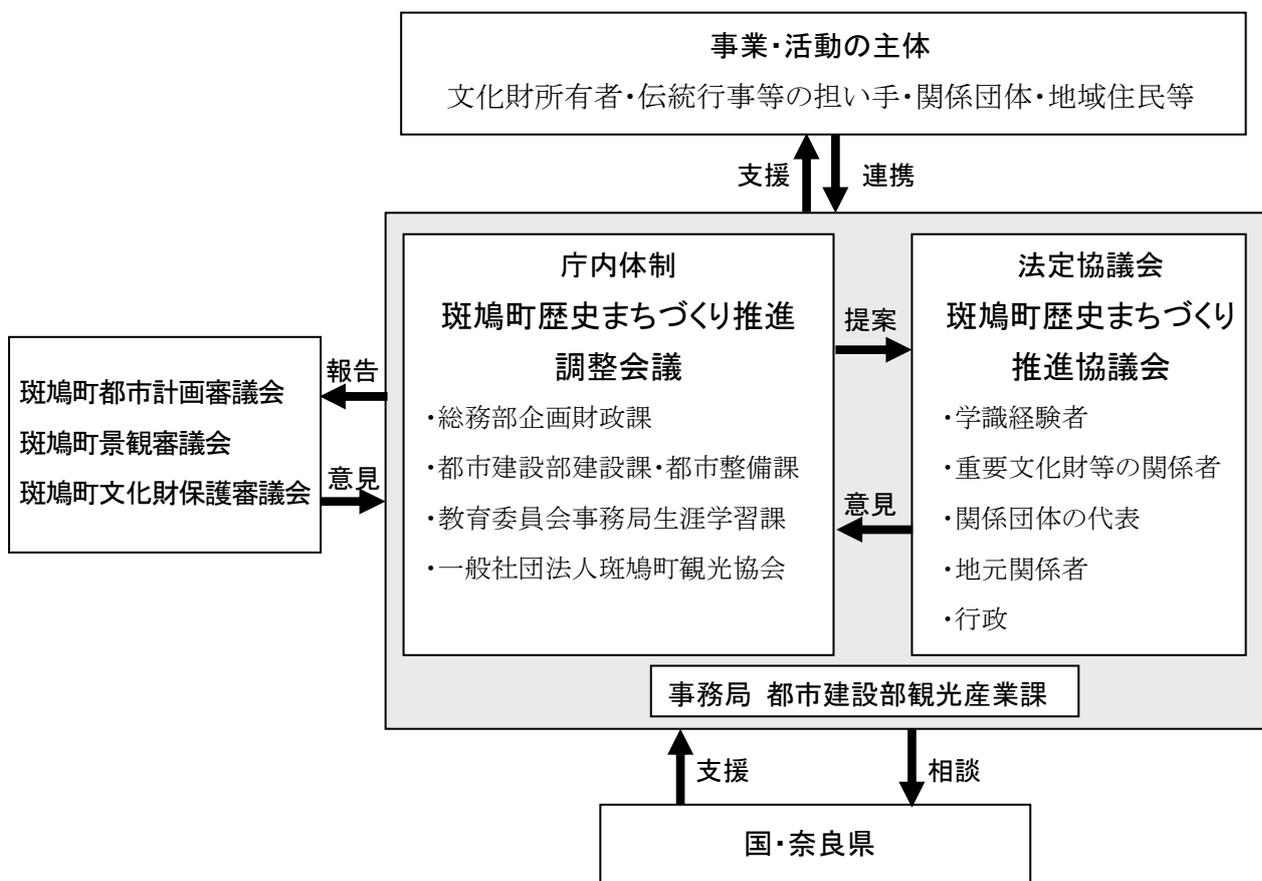


図3-2 歴史的風致の維持向上の推進体制

(2) 連携・協働と各主体の役割

計画の推進においては、それぞれの事業・活動の主体・担い手が、積極的に取り組むことが必要である。そのためには、協働の考え方のもとに、前記のような体制を構築すると同時に、各主体の役割を明確にしておくことが重要であり、以下のように設定する。

①行政（斑鳩町等）の役割

斑鳩町は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の所有者・管理者（民間）及び民俗芸能、伝統行事や伝統産業等の担い手・団体等に対し、法制度を活用しながら適切な支援を行う。

また、住民等の歴史的風致への関心や意識を高めるため、歴史的風致や歴史文化に関する情報提供や啓発活動を行うとともに、歴史的風致の維持向上に関する住民等の多様な参加が図れるよう、制度・仕組みの創設・充実や活用に取り組む。

さらに、歴史的風致が息づく良好な市街地の環境を保全し、高めるために、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を行うとともに、景観法や都市計画法等を適切に運用し、良好な市街地の環境の保全・形成に努める。

②文化財の所有者・管理者の役割

文化財等の所有者・管理者は、所有・管理する文化財やその周辺環境が、地域の歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その適切な保存・管理に努めるとともに、その活用について検討し、情報発信や公開等に努めることとする。

また、所有・管理する文化財が未指定・未登録の場合には、文化財保護法、奈良県文化財保護条例や斑鳩町文化財保護条例による指定または登録を検討することとする。さらに、歴史まちづくり法による歴史的風致形成建造物、景観法による景観重要建造物等の指定による保存・整備を、必要に応じて行政と連携しながら検討することとする。

所有・管理する建造物等に対して、斑鳩町から修景補助を受けた場合は、その所有者等が事業の主体であり、適切に事業に取り組み、完了させることとする。

③住民・民間事業者等の役割

民俗芸能、伝統行事や伝統産業等の担い手・団体等は、その活動が歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その継承と情報発信に努めることとする。

住民や民間事業者等は、斑鳩町全体及び活動する地域について、広く歴史文化や歴史的風致への関心を持ち、歴史建造物の保存・活用や伝統行事の継承等、歴史的風致の維持向上の取組みへの協力や参加に努めることとする。

また、門前清掃や地域の美化活動等に取り組む、良好な市街地の環境づくりに努めることとする。

さらに、景観法等の法制度に関する知識・理解を高め、その遵守に努めることとする。

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方と位置

(1) 重点区域設定の考え方

斑鳩町には、1400年を超える長い歴史を今に伝える数多くの文化財や、法隆寺に関連する伝統行事等が、地域の人々の生活に溶け込んで、斑鳩の里の特有の歴史的風致を形成している。

このような、斑鳩の里の歴史的風致を形成している区域は、第2章で述べているように、法隆寺を中心として、龍田、小吉田から五百井、神南等の旧集落に広がっているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが、特に必要な区域を、重点区域として設定する。

なお、歴史まちづくり法第2条第2項に示されている「重点区域」の土地の区域の要件は以下の通りである。

歴史まちづくり法第2条

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第一項、第78条第一項又は第109条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物(以下、「重要文化財建造物等」という。)の用に供される土地

ロ 文化財保護法第144条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区(以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。)内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

(2) 重点区域の位置

斑鳩町の国指定文化財(建造物)49件のうち、法隆寺には国宝が18件、重要文化財が29件、合わせて46件(1件は同一棟に国宝と重要文化財があるため46件となる。)があり、斑鳩町にある重要な歴史的建造物は法隆寺に集中して存在している。さらに、その周辺地域には、法隆寺ゆかりの社寺が建立され、法隆寺を支える集落が形成されて、現在もその町割り、町並みがよく残されている。

これらの歴史的遺産の周辺環境を保全するため、これまで、「奈良県風致地区条例」に基づく「風致地区」、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく「歴史的風土特別保存地区」及び「歴史的風土保存区域」に指定し、規制・誘導を行ってきた。

こうした中、斑鳩町では、平成23年(2011)3月に「斑鳩町景観計画」を策定し、平成23年4月に「斑鳩町景観条例」を施行、平成25年(2013)4月に「斑鳩町風致地区条例」を施行し、町が主体となって歴史的環境の保全に取り組む体制を整えてきた。

一方、斑鳩町の歴史的風致は、法隆寺及び法隆寺周辺地域、龍田地域をはじめとして、町内の多くの旧集落に残されているが、その中でも、法隆寺及び法隆寺周辺地域の歴史的風致

は、法隆寺や周辺地域での伝統行事等が、法隆寺を支えた集落の暮らしと一体となって今日まで継承されてきた、独自性の高い歴史的風致である。

法隆寺周辺地域の歴史的風致を形成しているゾーンの中でも、法隆寺を支えてきた集落である西里、東里、三町、五丁町では、法隆寺と地域のつながりが次第に薄れ、高齢化が進む中、将来的には、伝統行事を継承する担い手がいなくなり、歴史的建造物を維持できず、建替えや空家化が進むことになりかねない。そのような中、近年、地域住民の中から、地域の歴史資源を見直し活用することでまちなか観光を推進し、地域住民が歴史的風致を再認識し、次の世代に伝えていく活動が育ちつつある。

これらをふまえて、斑鳩町の歴史的風致の核ともいえる法隆寺周辺地区を重点区域と設定し、歴史的建造物の保存・活用、町並み等景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上、伝統行事等の継承、活性化等に取り組むこととする。

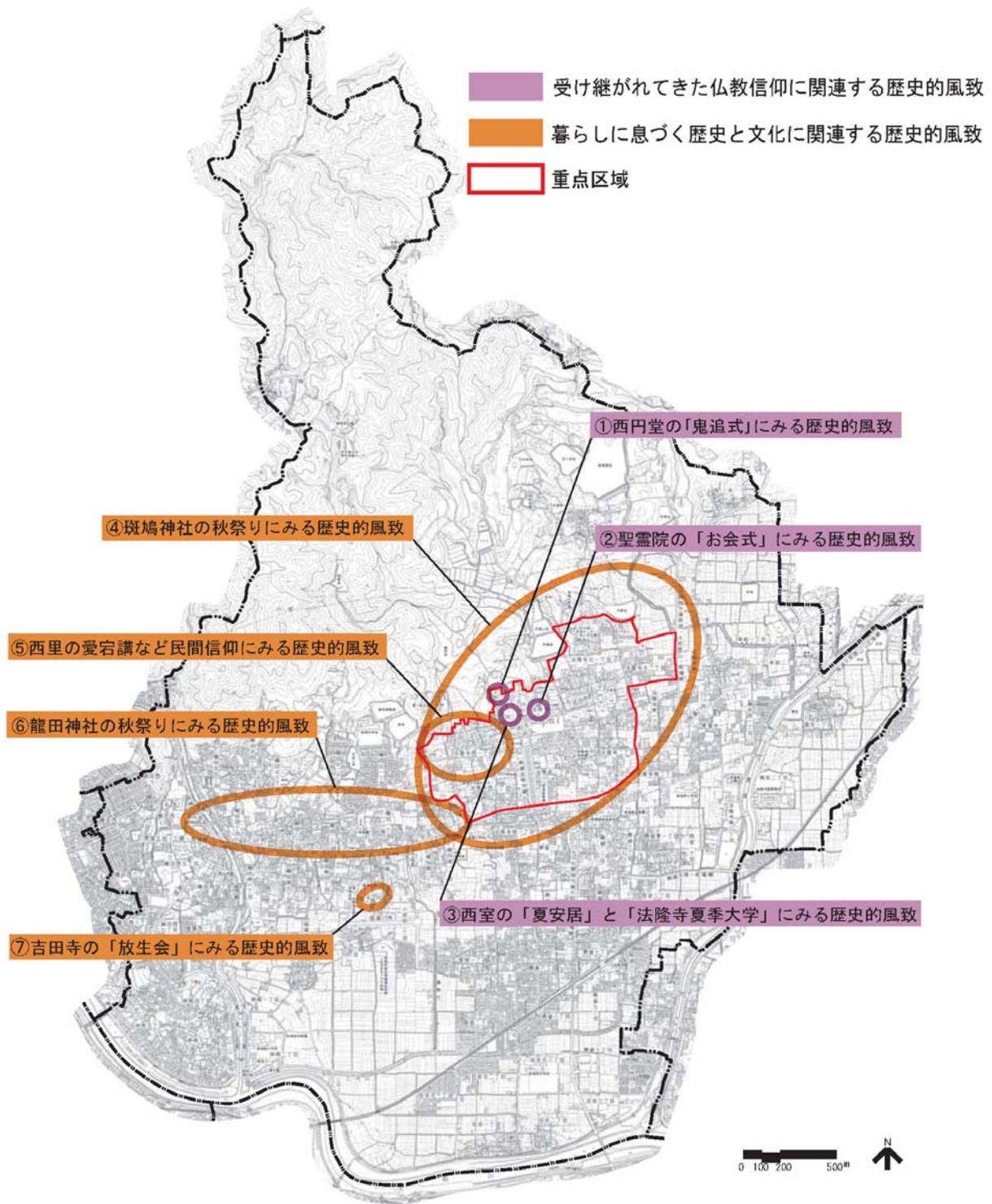


図4-1 歴史的風致の分布

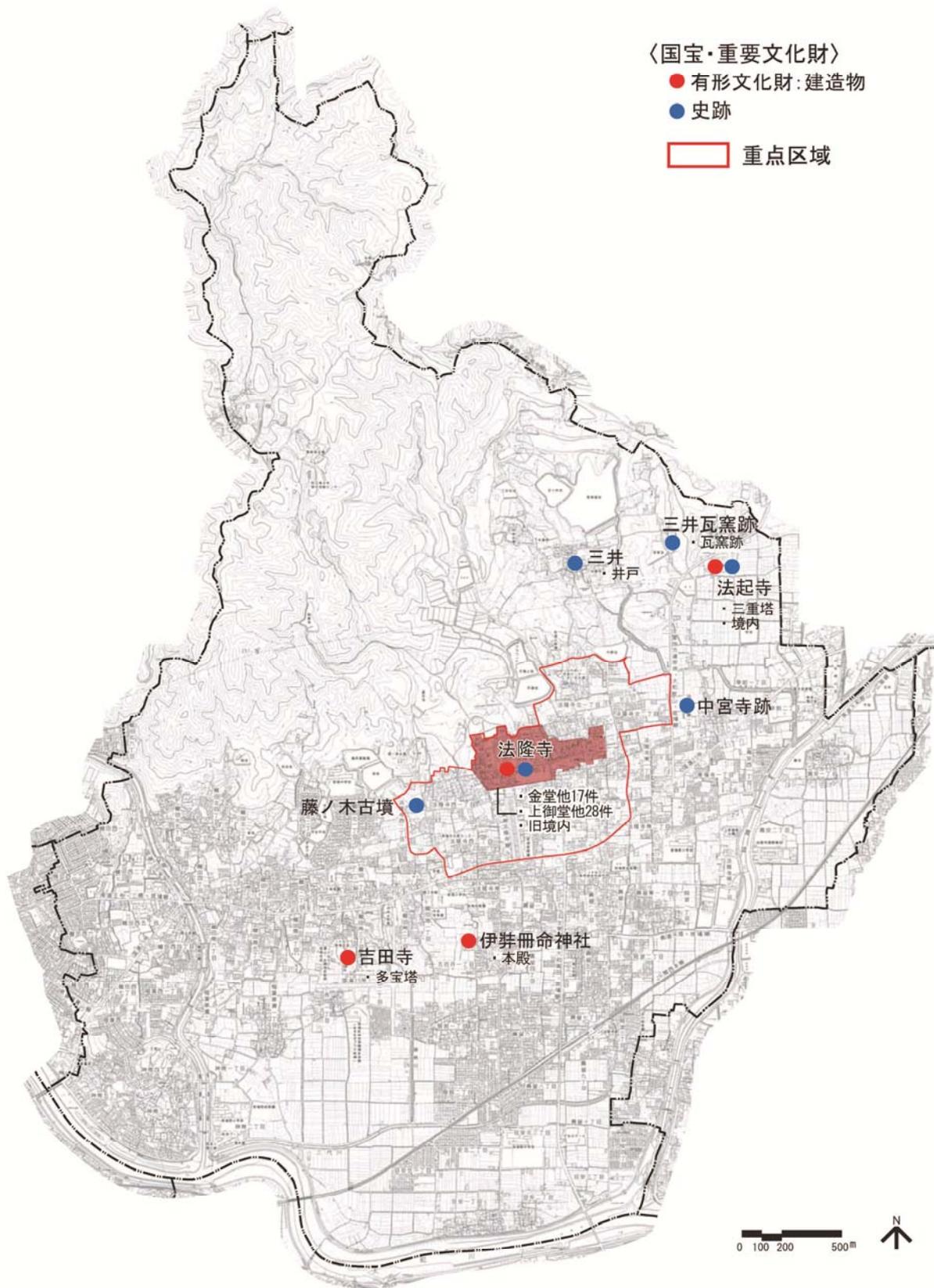


図4-2 重要文化財建造物等の分布

2. 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、法隆寺と法隆寺を支えてきた集落として、西里、東里、三町、五丁町の範囲とする。

重点区域の範囲の境界は、①国宝・重要文化財建造物が集積する法隆寺境内地、②歴史的風土保存区域の境界、③法隆寺を支えてきた集落(西里、東里、三町、五丁町)の町丁界、といった要素を考慮して定めている。

重点区域の名称:法隆寺周辺地区

重点区域の面積:約82.0ha

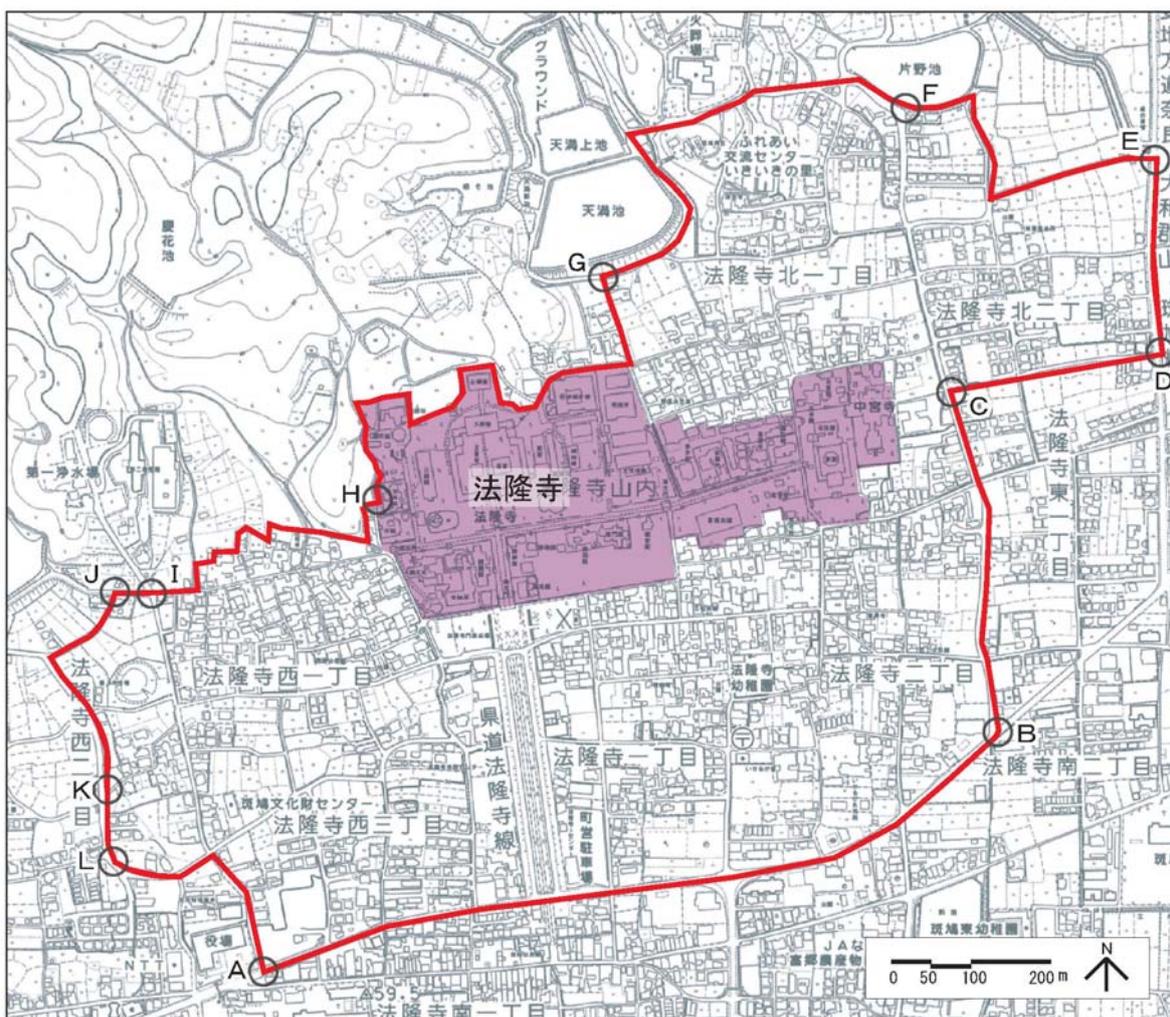


図4-3 (重点区域)法隆寺周辺地区の範囲

■ 区域の境界

A～B 国道25号	G～H 法隆寺山内と大字法隆寺の境界
B～C 法隆寺東一丁目と法隆寺二丁目の境界	H～I 法隆寺西一丁目と大字法隆寺の境界
C～D 法隆寺東一丁目と法隆寺北二丁目の境界	I～J 法隆寺西二丁目と大字法隆寺の境界
D～E 県道奈良・大和郡山・斑鳩線	J～K 町道167号線
E～F 法隆寺北二丁目と大字法隆寺の境界	K～L 町道115号線
F～G 法隆寺北一丁目と大字法隆寺の境界	L～A 町道103号線及び152号線

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上による効果として、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、伝統行事等の継承・活性化などがあるが、こうした取組みによって、重点区域の歴史的風致の特色と価値が顕在化し、まちの魅力づくりにつながる効果がある。また、観光・交流の活性化、コミュニティの継承・活性化、斑鳩町で暮らすことの価値や魅力の向上にもつながる。

さらに、重点区域における取組みは、斑鳩町の他の区域においても歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や伝統行事等の継承・活性化等を進めることにつながり、本町のめざす歴史と文化が暮らしの中に息づくまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

斑鳩町における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づく景観施策がある。

(1) 重点区域の都市計画

重点区域の全域が、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)に規定する歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区に指定されているとともに、風致地区に指定されており、良好な風致や歴史的風土の保全が図られている。

また、重点区域の約6割が市街化区域、約4割が市街化調整区域となっており、市街化区域における用途地域については、すべて第1種低層住居専用地域に指定されている。

今後とも、住民・事業者等にこれらの内容の普及・啓発を図りながら、良好な景観の形成に向けた相談・指導に努める。

①歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区(古都保存法)

重点区域は、ほぼ全域が歴史的風土保存区域に指定されており、そのうち法隆寺境内は、歴史的風土特別保存地区に指定されている。

歴史的風土特別保存地区においては、現状を維持・保存するため、建築物の建築、工作物の設置、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為を行う場合には町長の許可が必要である。また、歴史的風土保存区域においては、上記の行為を行う場合には町長への届出が必要である。なお、当該区域は風致地区と重複していることから、風致地区の許可申請をもって届出があったものとしている。

法隆寺境内については現状を維持・保存する地区として、そして、重点区域全域については歴史的風土として保存する区域として位置付けられている。

②風致地区(斑鳩町風致地区条例)

重点区域は全域が風致地区に指定されており、法隆寺境内を含む歴史的風土特別保存地

区に相当する区域は第1種風致地区、その他の区域は第3種風致地区となっている。

風致地区において開発行為や建築行為をしようとする場合は、町長の許可が必要である。許可の基準として、建築物については、高さ、建ぺい率、壁面後退距離(道路側及び隣地側からの距離が限度以上)、緑地率が定められている。この規制は、用途地域による高さ制限、建ぺい率、壁面後退よりきびしいものとなっている。

さらに、風致地区は7つのゾーンに区分され、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針が定められ、「建築物の形態及び意匠に関する基準」が設けられている。

重点区域については、歴史的風土特別保存地区に相当する区域はゾーン1、周辺の東里、西里、三町の集落区域はゾーン5、その他はゾーン3及びゾーン6に分類されている。

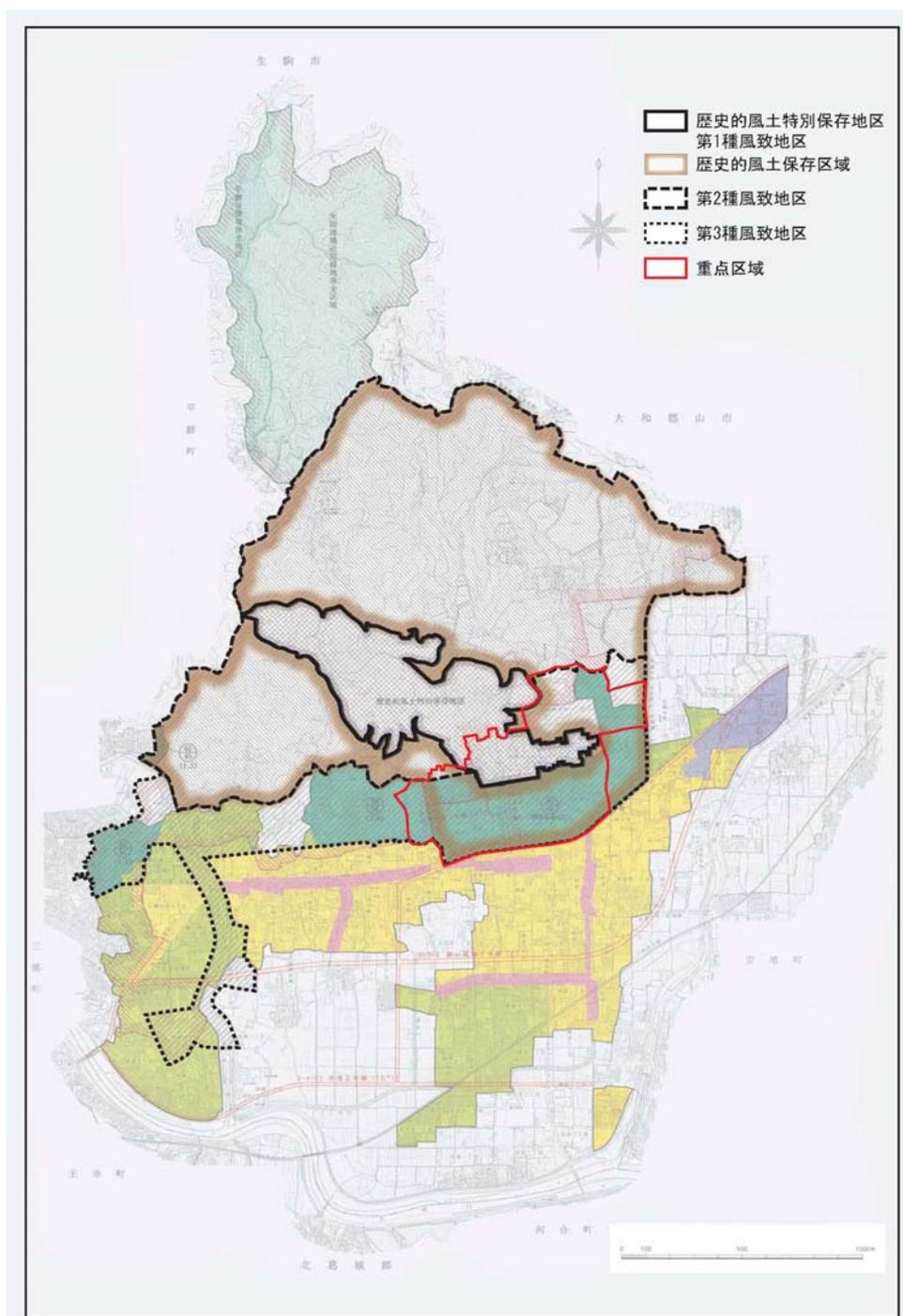


図4-4 古都保存法による区域・地区及び風致地区

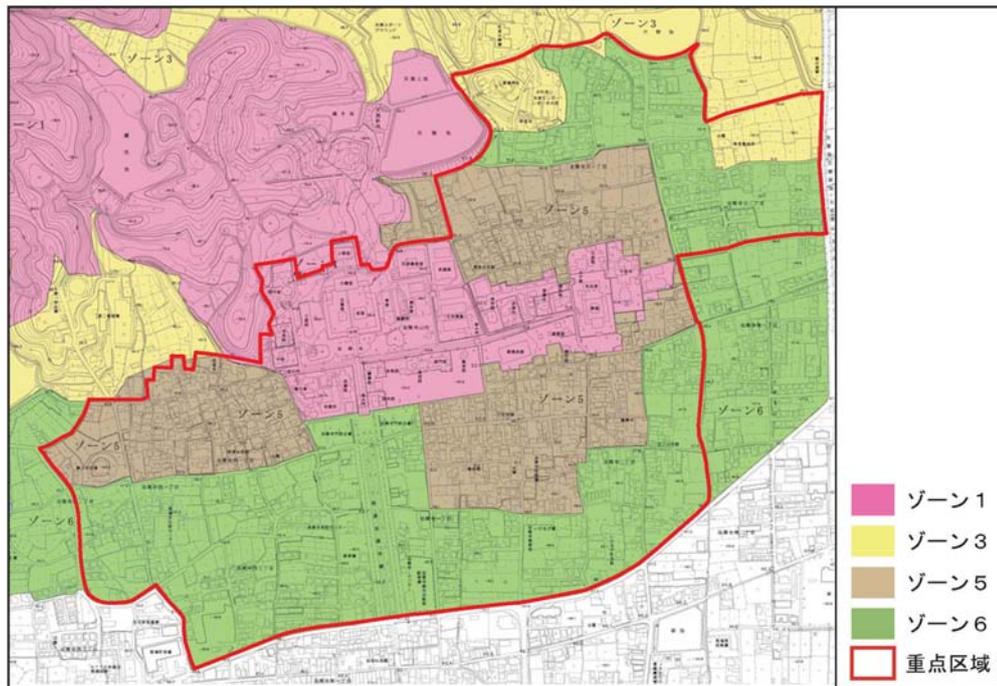


図4-5 風致地区のゾーン区分

■建築物等の形態及び意匠に関する基準

ゾーン区分	基 準
ゾ ー ン 1	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 [形状] <ul style="list-style-type: none"> ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。 [部材・色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。 ●外壁 [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が、土、漆喰、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料により仕上げる場合、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が、土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料により仕上げる場合、色彩はベージュ、薄灰等とする。 ●フェンス、柵等 [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。 ●その他 [色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

ゾーン区分	基 準
ゾ ー ン 3	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 [形状] ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 [部材・色彩] ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。</p> <p>●外壁 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。</p> <hr/> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。</p> <p>●フェンス、柵等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶等で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶等で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 [部材・色彩・仕上げ] ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。</p> <p>●その他 [色彩] ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</p>
ゾ ー ン 5	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 [形状] ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 [部材・色彩] ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。</p> <p>●外壁 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。</p> <hr/> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。</p> <p>●フェンス、柵等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶等で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶等で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 [部材・色彩・仕上げ] ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。</p> <p>●その他 [色彩] ・面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</p>

ゾーン区分	基 準
ゾ ー ン 6	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。</p> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。</p> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。</p> <p>●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。</p> <p>●その他 〔色彩〕 ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</p>

③用途地域(都市計画法)

重点区域のうち、法隆寺境内から北側は大部分が市街化調整区域で、南側は市街化区域となっている。市街化区域部分の用途地域は、全域が第1種低層住居専用地域に指定されている。さらに、重点区域の全域が風致地区に指定されていることから、形態規制としては容積率(80%)を除いて風致地区の規制に従うことになるが、用途については第1種住居専用地域の制限が適用されている。

そのため、現状の用途地域では単独の店舗や住宅と併用の50㎡を超える店舗、宿泊施設などの立地が規制されていることから、地域の歴史的風致を生かすことを目的とする「特別用途地区」の指定を検討する。

特別用途地区の区域は、重点区域の第1種低層住居専用地域の内、三町周辺(法隆寺一丁目及び二丁目)の範囲を想定しており、地元自治会及び商店会により、まちあるき観光にむけた取組みの動きがある地域である。特別用途地区の指定によって、歴史あるまちにふさわしい店舗や飲食店、アトリエや工房、宿泊施設、観光案内所などの立地が可能となることから、その立地を誘導し、歴史的風致を生かしたまちあるき観光を推進することをめざす。

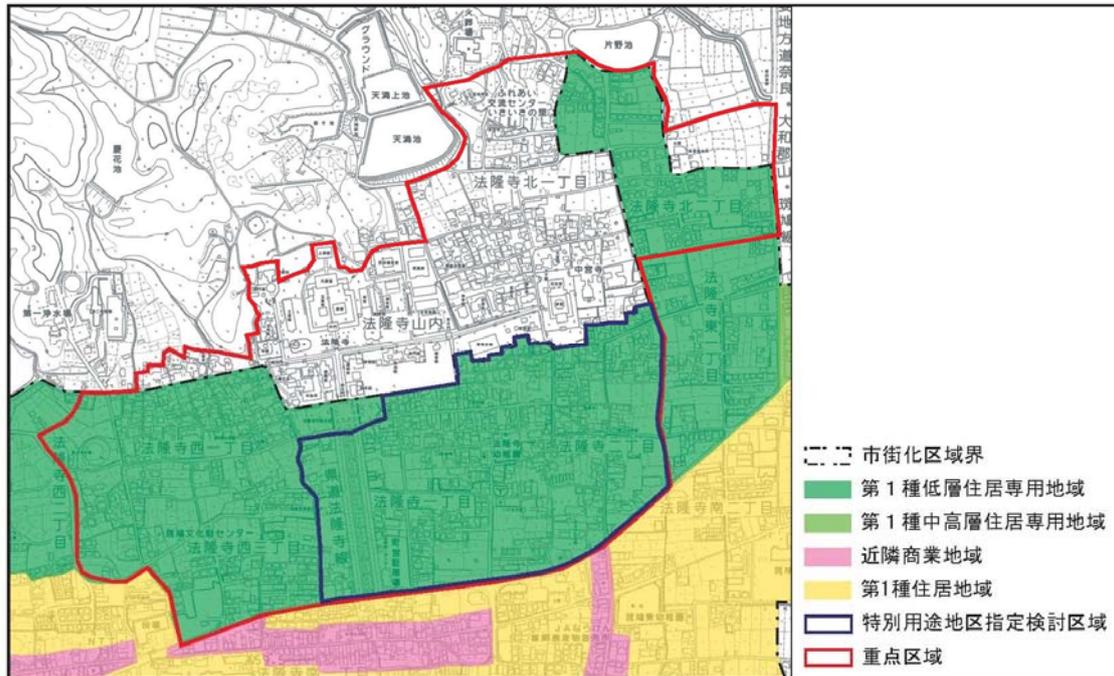


図4-6 区域区分及び用途地域

■用途地域による制限と風致地区による制限

用途地域による制限

	建ぺい率	容積率	壁面後退	高さ制限
第1種低層住居専用地域	50%以下	80%以下	1.0m以上	10m以下

第1種低層住居専用地域の用途制限

○	1. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿
○	2. 兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの(非住宅部分の用途制限あり)
×	3. 店舗等
×	4. ホテル、旅館
×	5. 遊戯施設等
○	6. 公共施設・病院・学校等のうち以下のもの 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校」「図書館等」「交番、一定規模以下の郵便局等」 「神社、寺院、教会等」「公衆浴場、診療所、保育所等」「老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等」「600㎡以下の老人福祉センター、児童厚生施設等」
○	7. 建築物付自動車車庫で600㎡以下1階以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1以下
×	8. 上記以外の工場・倉庫等

風致地区の制限

	建ぺい率	壁面後退距離		高さ	緑地率
		道路側	隣地側		
第1種風致地区	20%以下	3m以上	1.5m以上	8m以下	40%以上
第3種風致地区	40%以下	2m以上	1m以上	10m以下	20%以上

風致地区内の住宅の1区画当たりの敷地面積の基準(斑鳩町開発指導要領)

	1戸建住宅	長屋住宅	共同住宅
第1種風致地区	500㎡以上	原則として認めない	
第3種風致地区	原則として200㎡以上		

(2) 景観計画

平成16年(2004)に公布された景観法に基づき、平成23年(2011)3月斑鳩町景観計画を策定、平成23年(2011)4月1日斑鳩町景観条例が施行された。これによって、町全域の景観形成の考え方が明確になる中で、重点区域の景観形成の考え方が示されることとなった。また、重点区域については、すでに風致地区指定によって景観の保全が図られてきているが、これにより、周辺地域について、斑鳩の里にふさわしい良好な景観形成を図ることが可能となった。今後とも、住民・事業者にその内容の普及・啓発を図り、良好な景観の形成に向けた相談・指導に努めるとともに、住民の景観まちづくりへの取組みを支援することで、歴史的風致への関心を高める。

①景観計画区域

景観計画の区域は斑鳩町全域を対象としている。

②景観計画区域の地域別景観形成の方針

町全域を4つの景観区域と3つの景観軸に区分して、それぞれの区域・軸について良好な景観を形成するための基本方針が示されている。これらのうち、重点区域が含まれている「歴史景観区域」「道路景観軸」について、景観形成の方針を示す。

ア歴史景観区域

歴史景観区域は、古都保存法による歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区全域を対象としており、重点区域はこの区域の南端に位置する。

〈景観形成の基本方針〉

～世界遺産と一体となった歴史的・文化的景観の保全～

○社寺・集落・ため池など古くから受け継がれてきた資源と、自然・歴史・文化が創り出す環境とが一体となった景観を保全する。

○法隆寺の仏閣を中心とする参道、視点場からの法隆寺の塔の眺望などの景観を保全する。

○建築物・工作物については、伝統的な集落形態を踏襲した形態、仕上げ、色彩とし、周辺との調和をはかる。

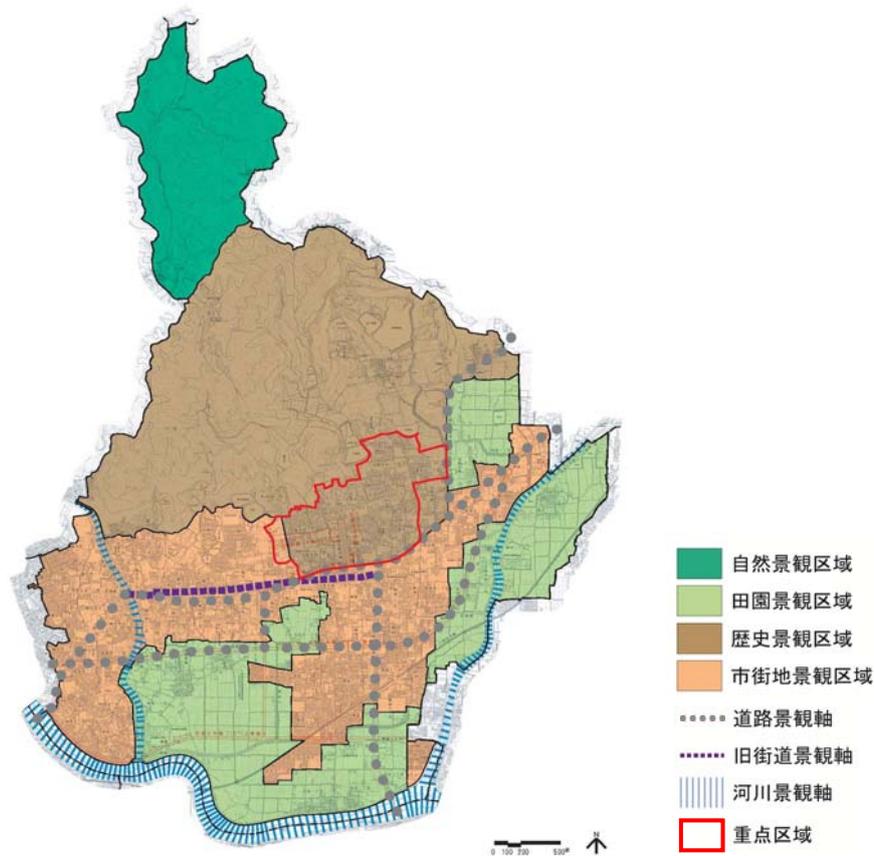


図4-7 景観区域と景観軸

イ道路景観軸

道路軸景観は、斑鳩町の主要な幹線道路が対象となっているが、重点区域に関連するのは国道25号である。また、道路景観軸は、幹線道路沿道重点景観形成区域に指定され、良好な景観誘導を行うこととなっている。

〈景観形成の基本方針〉

～斑鳩の里へのアクセス道路にふさわしい沿道景観の形成～

○(国道25号)世界遺産を含む歴史・文化環境にふさわしい沿道市街地の景観を形成する。

〈重点景観形成区域の景観形成方針〉

○(国道25号)斑鳩の里を象徴する世界遺産にアクセスする主要幹線道路であるとともに、斑鳩町の生活道路でもあることから、田園景観・歴史景観・市街地景観といった周辺に調和した沿道景観の形成をめざします。また、その歴史・文化環境にふさわしい沿道市街地の景観の形成をめざす。

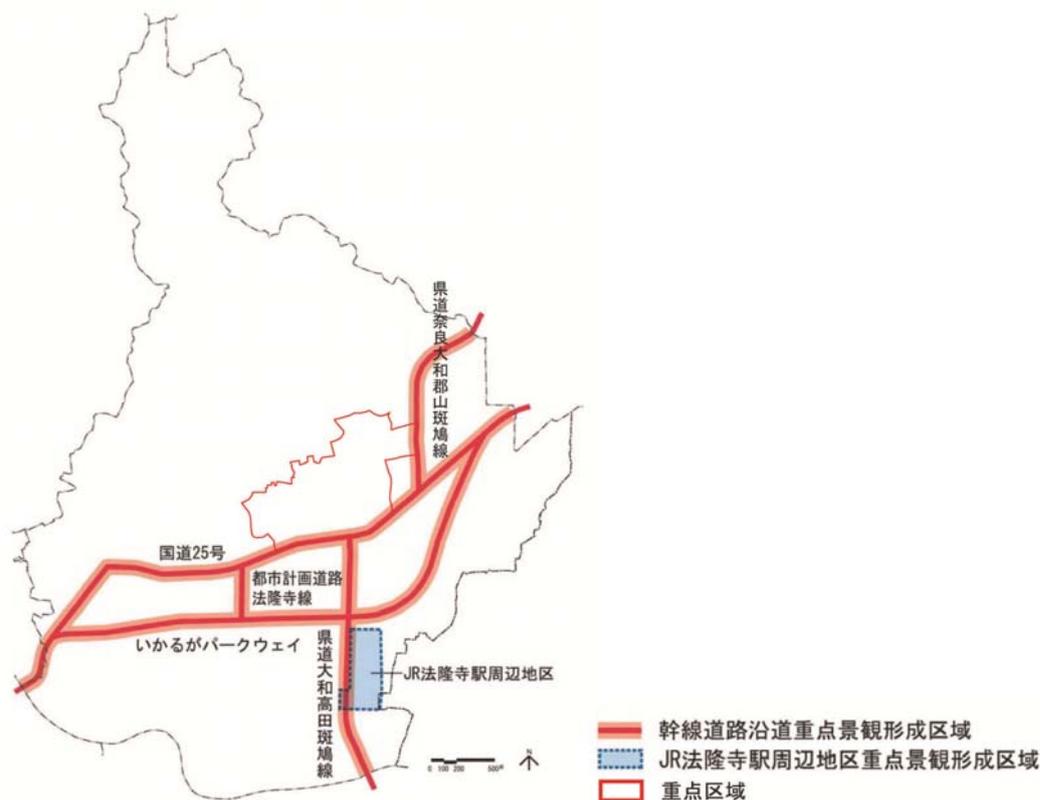


図4-8 重点景観形成区域

③景観計画区域内での行為の制限の内容

ア届出が必要な行為

景観計画区域内で建築行為や開発行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要であるが、重点区域は全域が風致地区となっているため、風致地区の許可申請をもって、景観計画の届出にかえることとなっている。

イ景観形成基準

届出が必要な行為については、景観形成基準及び色彩基準が設けられており、届出の必要な行為については景観形成基準に適合すれば行為に着手することができる。

景観形成基準及び色彩基準は、景観区域別及び重点景観形成区域について定められており、重点区域は「歴史景観区域」、「幹線道路沿道重点景観形成区域」の景観形成基準及び色彩基準に適合することが求められる。

重点区域では、より、きめこまかい、風致地区の許可の審査指針(基準)が定められている。

(3) 屋外広告物の制限

重点区域は、奈良県屋外広告物条例により屋外広告物を表示し、または屋外広告物を掲出する物件を設置することは禁止されている。屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、広告旗、建植広告物、建築物等に掲出されて

いるもの等のことであり、これら屋外広告物は原則として設置できないが、一方、自家用の広告物については、禁止の対象にはなっていない。

重点区域は全域が禁止区域であるが、斑鳩町全域では、禁止区域でないところは、許可区域となっており、許可基準に合致するものしか設置することができない。

今後とも、住民・事業者等にその内容の普及・啓発を図りながら、自家用の広告物についても協力を求め、良好な景観の形成に向けた相談・指導に努める。

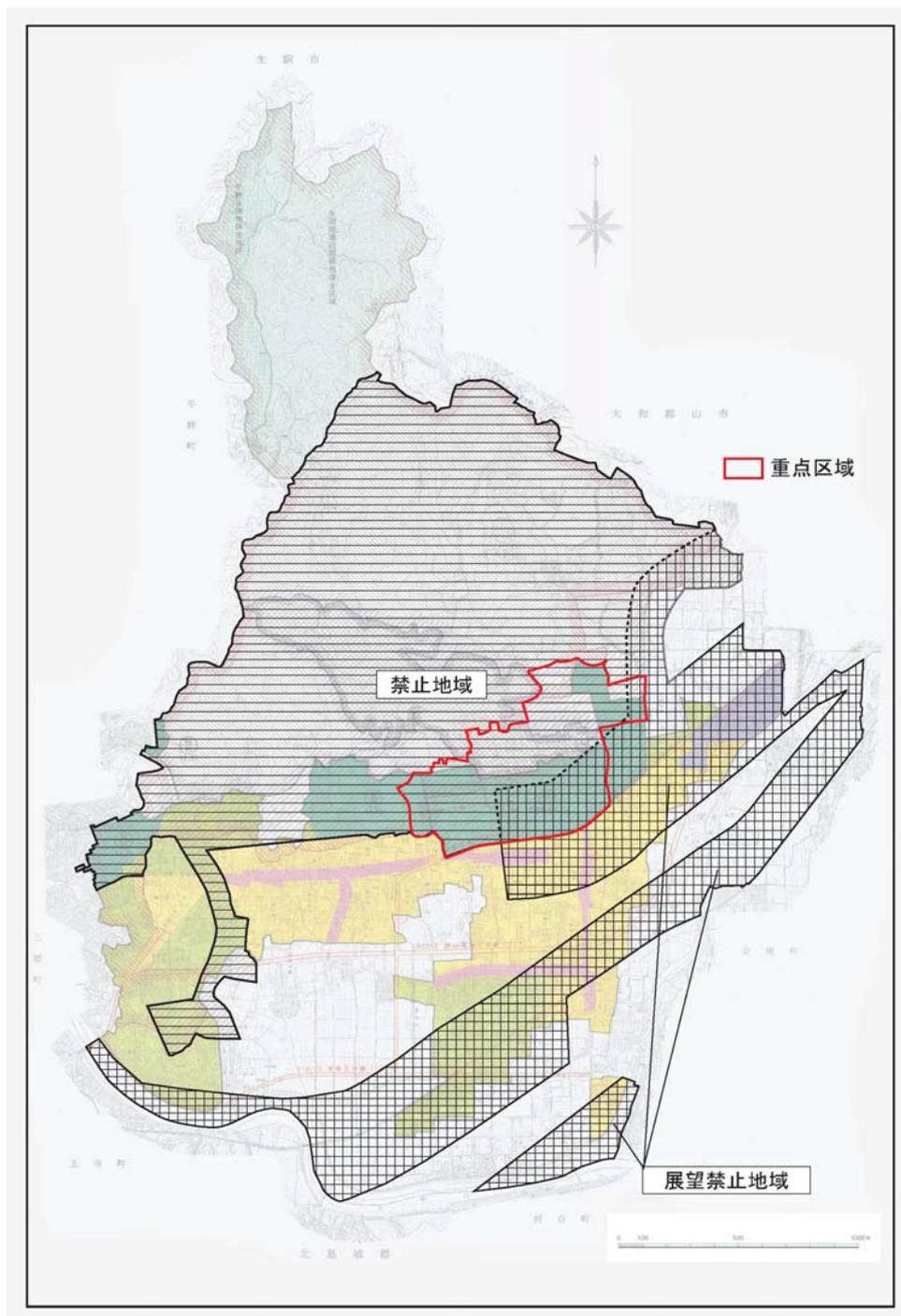


図4-9 屋外広告物禁止区域

(4) 農業振興地域整備計画

斑鳩町では、農業と農業以外の土地利用の調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その区域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

都市計画法による市街化区域及び山林地帯を除いた市街化調整区域の大部分が、農業振興地域であり、農用地については、都市化に伴い面積が減少しているが、農業生産の場として重要な役割を果たしている。また環境面、景観、防災面などの多面的な機能も有している。

本町においては、733.42haが農業振興地域となっており、その内336.85haが農用地区域に指定されている。農用地の利用は、効果的・計画的な利用計画を基本として他の土地利用計画との調整を十分に図り、農業生産性を高め、地区ごとの特色ある土地利用と優良農地の保全・確保に努めている。

重点区域の内、東里周辺(法隆寺境内以外の市街化調整区域部分)が農業振興地域となっているが、農用地区域は指定されていない。

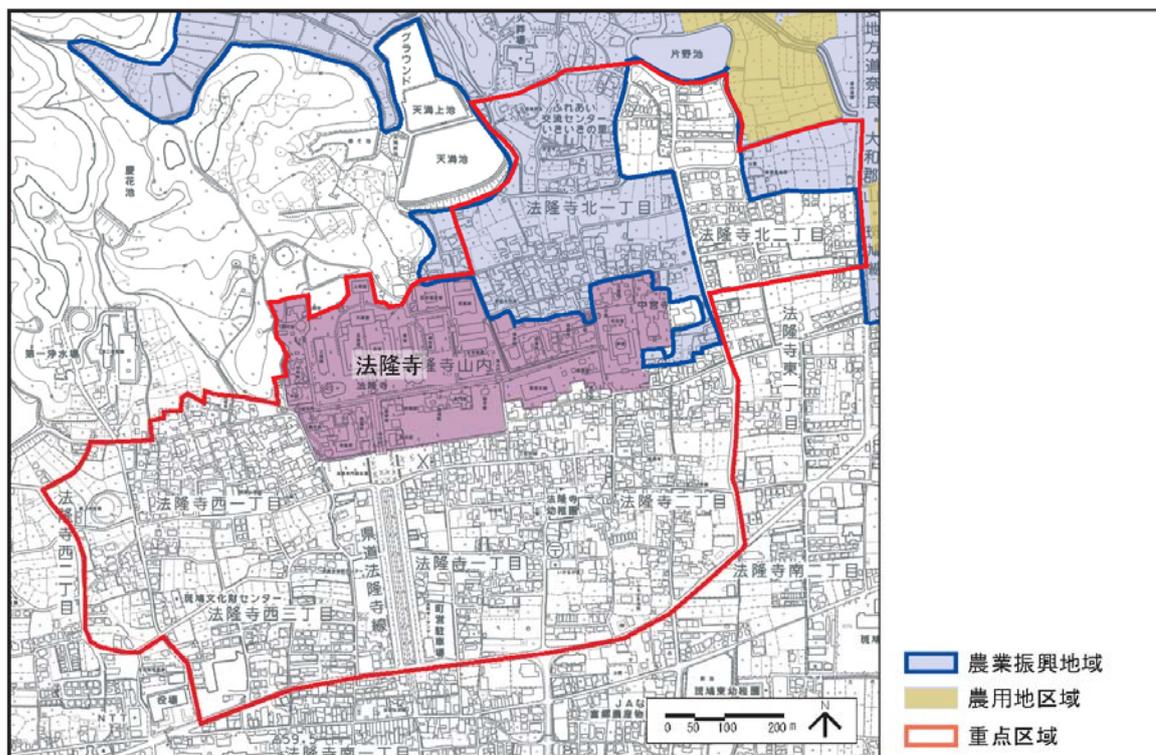


図4-10 農業振興地域の指定状況

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

1. 斑鳩町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用に関する方針

斑鳩町は、法隆寺等で構成される世界文化遺産を中心に、全国的にみても重要な文化財が保存されていて、その周辺にはこれら歴史的遺産を保存・継承してきた地域の人びとの暮らしがある。そこには、寺社や古民家、祠、地蔵、祭りといった伝統行事など、人びとの暮らしと一体となった有形・無形の文化財も承継されて残されている。これらの歴史的・文化的資源を、地域に暮らす人々と共に再認識し再評価することによって、世界文化遺産と一体となった歴史的風致として保存・活用することが求められる。

斑鳩町では、これまでに「史跡藤ノ木古墳整備基本計画」(平成8年3月)や「史跡中宮寺跡整備基本構想」(平成15年3月)等の史跡に対する計画書等を策定しているが、世界文化遺産を含めて、町全体としての文化財の保存管理計画や歴史文化基本構想の策定に向けた検討を行う。

斑鳩町における文化財の保存・活用の方針については、以下の通りとなっている。

国、奈良県、斑鳩町による指定文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例及び斑鳩町文化財保護条例に基づき適切に保護を図る。

文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、今後も継続して文化財の維持に努め、文化財の現状変更や管理に関しては、許可、指導及び助言を適切に行いながら、その保存または活用に努める。

文化財はその本来の機能や用途を維持することも重要であるが、その価値を損なわない範囲で、新しい機能や用途を付加した活用例も近年多くみられるように、斑鳩町としても文化財の価値に配慮した活用を図りながら、その魅力を高めていくものとする。

文化財の保存・活用に関して、個々の文化財が有する価値を後世に継承するため、管理・保護に万全を尽くし、その文化的価値を積極的に活用しながら内外に広く情報発信し、地域の文化向上に資するとともに、文化財自体の魅力と存在価値をさらに高めていくこととする。

町内に分布する未指定の文化財については、継続して調査を推進し、調査で明らかになった価値に基づいて町指定文化財への指定など必要な措置を講じる。合わせて、所有者や地域住民の協力の得られる体制づくりやホームページや広報誌等への掲載による情報発信と啓発を行う。

無形文化財として祭礼や伝統行事など民俗分野については、その学術的価値について調査等を行い、必要なものは町指定文化財への指定などの措置を講じるとともに、これらを将来へ確実に継承するため、普及・啓発を行い、その担い手となる後継者の育成に努める。

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理等については、特に法隆寺における昭和大修理が、昭和9年(1934)から昭和60年(1985)まで、第2次世界大戦をはさんで50年間にわたって取り組まれ、諸堂塔が創建当時に近い形で修理された。その後も引き続き、未指定の建造物についても修理が行われ、維持管理がなされて今日に至っている。

国、奈良県、斑鳩町による指定文化財等に関しては、今後とも、適切な維持管理を行い、必

要に応じて保存修理を実施する。現状変更については、歴史的真正性を担保し、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護法及び文化財保護条例に基づく手続きを行い、必要に応じ、文化財保護審議会及び専門家の意見等を踏まえ、関係機関と連携しながら対応する。

文化財の修理や整備にあたっては、歴史資料や各種調査に基づき、必要に応じて新たな調査・研究を行って、歴史的真正性を損なうことのない適切な修理や整備を実施する。特に史跡の文化財の整備にあたっては、文化財としての価値を保存することを重視しながら、住民がかかり活用できるようにすることで、文化財に対する認識を深め、住民の共有の資産として守っていく心を育めるよう努める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

斑鳩町は、「斑鳩町文化財活用センター(通称:斑鳩文化財センター)」を設置し、藤ノ木古墳をはじめとする文化財の調査、研究及び保存を行い、その展示や歴史文化の活用を行っている。「法隆寺 i センター」では、斑鳩の里の立体地図や世界文化遺産の模型を展示して情報提供を行い、2階には宮大工棟梁西岡常一の功績を伝える展示を行っている。また、町立図書館には「聖徳太子歴史資料室」を設けて、斑鳩に関する歴史や文化を学べる場としている。

それぞれの施設での展示や資料、講座の開催などの情報については、施設間で共有して連携した情報提供を行っている。このように、文化財の存在とその価値を広く理解することが、その保存・活用のための第一歩であることから、住民のニーズに応じて施設の活用を図っている。今後は、より一層、それぞれの施設の企画の充実を図るとともに、連携を強めた各施設の一体的な情報発信に取り組む。また、民間で取り組むまちあるき拠点づくりを支援し、これらとの連携も進める。そのためにも、文化財の所在を示す案内サイン、内容が容易に理解できるような説明板等を整備するとともに、マップなどの充実を図り、まちあるきツアー等を実施していく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して周辺環境の保全を図る。

斑鳩町は、平成23年(2011)に斑鳩町全域を対象として景観法に基づく景観計画を策定した。この計画は、景観を貴重な歴史文化資産として認識し、地域の歴史、風土、文化を生かし、人々がいきいきと暮らす斑鳩らしい景観を育み、次世代へ承継していくことをめざしている。そして、文化財の周辺環境の保全のため、景観法、都市計画法などの諸規制、制度を活用し、建築物の形態や色彩など、町並み景観の調和に配慮して、文化財の周辺環境の修景のためにも、道路の美装化や無電柱化を進める。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周辺の景観や環境との調和に配慮する。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財の火災被害を少なくするため、すべての文化財(建造物)について、消防法で義務化

されている自動火災報知設備及び消火器具の設置及び更新を図る。また、義務化されていない場合においても、文化財の現状を踏まえ、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針等の防災設備の設置を推進し、火災被害の軽減を図る。さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防火訓練を定期的実施する。指定文化財建造物のすべては木造であり、火災に対して脆弱である。そのため、消防署及び地域の消防団との連携をより密にするとともに、地域住民への防災意識の啓発を強化する。重要文化財等については、防災設備の管理者に対し公的助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対しては、現在行っている文化財防火デーの防火訓練などを継続し、更なる防災体制の強化に努める。

文化財建造物の耐震対策については、文化庁や奈良県と連携して、文化財建造物の所有者や管理者へ耐震診断や耐震補強等についての検討や実施を促すなどの耐震対策の推進を図る。

また、文化財の盗難、き損等の人的な災害に備えるため、文化財の状況を把握できるよう定期的なパトロールを実施するとともに、所有者、管理者、地域住民等へ情報提供を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財に対する住民意識の高揚を図るため、身近な文化財の周知に努め、誰もが文化財を気軽に見学し、文化財に親しむことのできる多様な機会を創出する。展示会、講演会やセミナー、特別公開、現地説明会、こども考古学教室、宮大工の工房体験などを実施し、併せて解説資料等を作成して配布する。

また、文化財関連のホームページを充実し、体系的な文化財情報の発信に努める。「斑鳩文化財センター」、「法隆寺iセンター」、「いかるがホール」、「町立図書館」、「中央公民館」等、関連する施設や、「斑鳩町観光協会」等の関連する団体の実施する多様な企画や情報発信等、今後も、様々な機会を通して文化財保護について普及・啓発に努める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

斑鳩町には、約130カ所のいわゆる「遺跡」と呼称されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している。周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為に関しては、事業者と事前協議を行い、必要に応じて発掘調査を行うなど文化財保護との調整を図っている。その手続きについては文化財保護法及び奈良県文化財保護条例に基づき、文化庁及び奈良県教育委員会の指導と助言を得て行っている。事業者との事前協議にあたっては、できる限り周知の埋蔵文化財包蔵地を回避または保存するように働きかけ、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所にあっても、遺構・遺物の新たな発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や現状保存について協議を行うように努めている。なお、町内に所在する近世遺跡として、龍田城跡(龍田陣屋跡)があり、これについても、周知の埋蔵文化財包蔵地と同様に事前に協議を行い、調査・記録保存を図っている。

奈良県は平成12年に重要地域・重要遺跡を定めているが、斑鳩町内における重要遺跡として、岡本遺跡、法隆寺周辺遺跡、法輪寺旧境内遺跡、法隆寺裏山遺跡、中宮寺跡周辺遺跡、

かみや

上宮遺跡の6カ所がある。これらの遺跡は、これまでに実施してきた発掘調査の結果、学術上極めて重要な遺跡であることから、地下遺構の保存は無論のこと、将来にわたり幅広く遺跡を活用できるよう、さらなる調査・研究が求められている。よって、この重要遺跡における開発事業に関しては、原則として事前の発掘調査を実施することとなっている。

(8) 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

斑鳩町は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされている文化財の保護に関する事務について、教育委員会事務局生涯学習課文化財保存係を置いて、その行政を担っている。文化財保存係は、出先機関である斑鳩文化財センターにて事務を行っているが、文化財の担当職員としては、正規職員が2人、非常勤特別職が1人、臨時職員が2人で、この体制をもって、町全体の文化財行政を担っている。

斑鳩町文化財保護条例第18条の規定により、斑鳩町文化財保護審議会を設置している。審議会は、斑鳩町の文化財保護に関する町教育委員会の諮問機関として、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査や審議を行い、町に対して答申を行い、この答申を受けて町指定文化財について教育委員会に申出を行い、審議して了承されると町指定文化財となる。審議会は委員6人をもって構成しており、専門分野の内訳は建築、考古学、民俗、美術工芸、古文書及び学識経験者となっている。審議会は、斑鳩町の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的な立場を発揮し、町の文化財保護について積極的支援を行う。

また、以下の組織と連携体制を取っている。

■文化財の保存・整備・調査・研究に関する連携体制

<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県教育委員会 ・奈良県立橿原考古学研究所 ・奈良文化財研究所 <p style="text-align: center;">(指導・助言)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国史跡整備市町村協議会 ・全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会 ・奈良県市町村文化財保存整備協議会 ・全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会 ・奈良県市町村埋蔵文化財担当者連絡協議会 <p style="text-align: center;">(情報交換)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良大学 ・奈良県立法隆寺国際高校 <p style="text-align: center;">(連携)</p>
--	---	---

(9) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

斑鳩町に所在する指定文化財の保存・活用は、それらの所有者により行われている。

一方、文化財としては未指定ではあるが斑鳩神社や龍田神社の祭礼などは、地域住民を中心とする団体が文化財の保存・活用に取り組んでいる。これらの団体は自治会を中心とする伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、祭礼のほかにも多様な地域の伝統行事(回り地蔵など)等が承継されている。

また、斑鳩文化財センターでは、藤ノ木古墳を中心に斑鳩町の歴史と文化の解説を行うボランティアが常駐している。また、史跡藤ノ木古墳の草引きや清掃を担う維持管理ボランティアに

多くの団体が参加するなど、文化財に関連したボランティア活動が育っている。

今後、このような団体の多様な活動を継承・発展させていくため、必要な情報を提供して人材の育成を図るなど、住民と行政の協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用に関する具体的な計画

重点区域内には、斑鳩町にある有形文化財(建造物)52件の内48件が集中していて、そのすべてが法隆寺にある国の指定文化財(国宝20件、重要文化財28件)である。また、重点区域内の西里地区には、登録有形文化財の辰巳家住宅がある。

世界文化遺産に登録されている法隆寺は、多くの人が訪れる斑鳩の歴史と文化の一大拠点であり、西里や東里をはじめとするこの周辺地域では、法隆寺の重要文化財建造物と一体となった歴史的風致が形成されている。

国、奈良県、斑鳩町による指定文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例及び斑鳩町文化財保護条例に基づき適切に保護を図る。

文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、今後も継続して文化財の現状維持に努め、文化財の現状変更や管理に関しては、許可、指導及び助言を行いながら、その保存と活用に努める。

未指定の文化財については、継続して調査を実施し、調査で明らかになった価値に基づき、町指定文化財への指定など必要な措置を講じる。合わせて、所有者や地域住民の協力の得られる体制づくりやホームページや広報誌等への掲載による情報発信と啓発を行う。

無形文化財として祭礼や伝統行事など民俗分野については、その学術的価値の調査などを行い、必要なものは町指定文化財への指定などの措置を講じるとともに、これらを将来へ確実に承継するため、普及・啓発を行い、その担い手となる後継者の育成に努める。

法隆寺周辺地域の歴史的・文化的資源を再認識することで文化財の保存・活用を図るため、周辺の町並みの整備を進め、まちあるき観光につなげる。

〈重点区域における事業〉

- ・町指定文化財候補調査事業(平成23年度～平成35年度)
- ・歴史的風致形成建造物修理・修景事業(平成26年度～平成35年度)
- ・歴史的建造物修景事業(平成26年度～平成35年度)
- ・伝統行事支援事業(平成31年度～平成35年度)

(2) 文化財の修理(整備を含む)に関する具体的な計画

文化財の修理等については、特に法隆寺については、昭和大修理が昭和9年(1934)から昭和60年(1985)まで、第2次世界大戦をはさんで50年にわたって取り組まれ、諸堂塔が創建当時に近い形で修理された。その後も引き続き、未指定の建造物についても修理が行われ、その後は、必要な修理が行われ、維持管理がなされて今日に至っている。また、昭和大修理後は、法隆寺の保存修理工事については、奈良県教育委員会に委託され、現在も計画的な修

理が行われている。

現在の修理工事の進捗状況として、薬師坊庫裡の半解体修理が平成23年度から平成26年(2014)9月の予定で行われており、未指定の円成院本堂庫裡、一切経蔵、大宝蔵院土塀の修理が平成25年度から行われる予定である。

指定文化財等に関しては、今後とも、適切な保存が図られるよう計画的に修理を実施する。現状変更については歴史的真正性を担保し、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護法及び文化財保護条例に基づく手続きを行い、必要に応じて文化財保護審議会及び専門家の意見等を踏まえ、関係機関と連携しながら対応する。

文化財の修理や整備にあたっては、歴史的な史料や調査に基づき、必要に応じて新たな調査・研究を行って、歴史的真正性を損なうことのない適切な修理や整備を実施する。

史跡等遺跡の整備にあたっては、文化財としての価値を保存することを重視しながら、住民がかかわり活用できるようにすることで文化財に対する認識を深め、住民の共有の資産として守っていく心を育めるよう努める。

〈重点区域における事業〉

- ・歴史的風致形成建造物修理・修景事業(平成26年度～平成35年度)
- ・歴史的建造物修景事業(平成26年度～平成35年度)

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

斑鳩町文化財活用センター(通称:斑鳩文化財センター)、法隆寺iセンター(斑鳩観光案内所)、聖徳太子歴史資料室(町立図書館内)を有効に活用し、それぞれの施設の企画の充実を図るとともに、連携をいっそう強め、一体的な情報発信に取り組む。また、民間で取り組むまちあるき拠点づくりを支援し、これらとの連携も進める。文化財の所在を示す案内サインの整備、内容が容易に理解できるような説明板等を整備するとともに、マップなどの充実を図り、まちあるきツアーを実施する。

〈重点区域における事業〉

- ・文化財展示・公開事業(平成20年度～平成35年度)
- ・こども歴史講座開催事業(平成22年度～平成35年度)
- ・ガイドツアー実施事業(平成27年度～平成30年度)
- ・案内板等整備事業(平成30年度～平成35年度)

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は「斑鳩町景観計画」において「歴史景観区域」となっており、「世界遺産と一体となった歴史的・文化的景観の保全」を基本方針として景観に配慮することが求められている。また、重点区域は世界文化遺産に登録された「法隆寺地域の仏教建造物」の緩衝地帯(バッファゾーン)にあり、古都保存法による「歴史的風土保存区域」にあたる。具体的には、奈良県風致地区条例による許可の基準があり、建築物・工作物の形態や部材・色彩・仕上げ等が規制されており、これまで調和のとれた町並みが形成されていることから、屋外広告物等景観を阻害するものを除去するとともに、町並みに合わせた修景事業に重点的に取り組む。

〈重点区域における事業〉

- ・歴史的建造物修景事業(平成26年度～平成35年度)
- ・道路美装化事業(平成28年度～平成35年度)
- ・電柱類景観改善事業(平成28年度～平成35年度)
- ・空家再生促進事業(平成28年度～平成35年度)
- ・小広場整備事業(平成31年度～平成35年度)
- ・夜間景観形成事業(平成34年度～平成35年度)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の火災被害を少なくするため、文化財(建造物)について、消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具の設置及び更新を図る。また、義務化されていない場合においても文化財の現状を踏まえ、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針等の防災設備の設置を推進し、火災被害の軽減を図る。

さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防火訓練を定期的実施する。指定文化財建造物のすべてが木造であり、火災に対して脆弱である。そのため、消防署及び地域の消防団との連携をより密にするとともに、地域住民への防災意識の啓発を強化する。特に指定重要文化財等については、防災設備の管理者に対し、助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対しては、現在行っている文化財防火デーの防火訓練などを継続し、更なる防災体制の強化に努める。

文化財建造物の耐震対策については、文化庁や奈良県と連携して、文化財建造物の所有者や管理者へ耐震診断や耐震補強等についての検討や実施を促すなどの耐震対策の推進を図る。また、文化財の盗難、き損等の人的な災害に備えるため、文化財の状況を把握できるように定期的なパトロールを実施するとともに、所有者、管理者、地域住民等へ情報提供を行う。

〈重点区域における事業〉

- ・国(県)指定文化財管理費補助金事業(平成14年度～平成35年度)
- ・文化財防災啓発事業(平成26年度～平成35年度)

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財に対する住民意識の高揚を図るため、身近な文化財の周知に努め、誰もが気軽に見学し、文化財に親しむことのできる多様な機会を創出する。展示会、講演会やセミナー、特別公開、現地説明会、こども考古学教室、宮大工の工房体験などを実施し、併せて解説資料を作成して配布する。

また、文化財関連のホームページを充実し、体系的な文化財情報の発信に努める。「斑鳩文化財センター」、「法隆寺iセンター」、「いかるがホール」、「町立図書館」、「中央公民館」等、関連する施設や、「斑鳩町観光協会」等の関連する団体の実施する多様な企画や情報発信等、今後も、様々な機会を通して文化財保護について普及・啓発に努める。

「斑鳩文化財センターボランティア」は、文化財センターを拠点に藤ノ木古墳を中心とした斑鳩町の歴史・文化の解説や受付を行っている。また、「斑鳩の里観光ボランティアの会」「斑鳩

アイセスSGG」が観光ボランティアとして活動しており、また「NPO法人斑鳩文化協議会」が聖徳太子学講座などに取り組んでいる。法隆寺地区、龍田地区の秋祭りを継承する「斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会」のほか、文化財を活用してまちあるき観光に取り組む「斑鳩町まちあるきネットワーク」の立ち上げの動きもみられる。これら、住民活動団体とも連携・協働して、文化財の保存・活用の普及・啓発に努める。

〈重点区域における事業〉

- ・文化財展示・公開事業(平成20年度～平成35年度)
- ・こども歴史講座開催事業(平成22年度～平成35年度)
- ・歴史資源データベース作成事業(平成26年度～平成29年度)
- ・ガイドツアー実施事業(平成27年度～平成30年度)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には史跡法隆寺旧境内、若草伽藍跡、法隆寺周辺遺跡、西里遺跡等の周知の埋蔵文化財包蔵地があり、古都保存法、都市計画法による風致地区により原則として開発行為が規制されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為に関しては、町全体と同様に、事業者と事前協議を行い、必要に応じて発掘調査を行うなど文化財保護との調整を図っている。その手続きについては、文化財保護法及び奈良県文化財保護条例に基づき、奈良県教育委員会の指導と助言を得て行っている。

事前協議にあたっては、できる限り周知の埋蔵文化財包蔵地を回避または保存するように働きかけ、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所にあっても、遺構・遺物の新たな発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や現状保存について協議を行うように努めている。なお、法隆寺周辺遺跡や西里遺跡等では、江戸時代の町家跡等の近世遺構が重複していることから、これらについても調査を行い、記録保存を図っている。

奈良県は平成12年に重要地域・重要遺跡を定めているが、重点区域では「法隆寺周辺遺跡」が重要遺跡とされている。これらの遺跡は、これまでに実施してきた発掘調査の結果、学術上極めて重要な遺跡であることから、地下遺構の保存は無論のこと、将来にわたり幅広く遺跡を活用できるよう、さらなる調査・研究が求められる。よって、この重要遺跡における開発事業に関しては、原則として事前の発掘調査を実施することとしている。

〈重点区域における事業〉

- ・重要文化財等保存整備費補助金事業(平成3年度～平成35年度)

(8) 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制に関する具体的な計画

斑鳩町は、文化財の保護に関する事務について、教育委員会事務局生涯学習課文化財保存係を置いて、その行政を担っている。文化財保存係は、出先機関である斑鳩文化財センターにて事務を行っているが、文化財の担当職員としては、正規職員が2人、非常勤特別職が1人、臨時職員が2人で、この体制をもって、町全体の文化財行政を担っている。

斑鳩町の文化財保護に関する町教育委員会の諮問機関として、斑鳩町文化財保護審議会

を設置している。審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査や審議を行い、町に対して答申を行い、この答申を受けて町指定文化財について教育委員会に申出を行い、審議して了承されると町指定文化財となる。審議会は委員6人をもって構成しており、専門分野の内訳は建築、考古学、民俗、美術工芸、古文書及び学識経験者となっている。審議会は、斑鳩町の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的な立場を発揮し、町の文化財保護について積極的支援を行う。

また、以下の組織と連携体制を取っている。

重点区域の文化財の保存・活用に向けて、今後とも、現在の体制をより有効に機能させるよう努める。

■文化財の保存・整備・調査・研究に関する連携体制

<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県教育委員会 ・奈良県立橿原考古学研究所 ・奈良文化財研究所 <p style="text-align: center;">(指導・助言)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国史跡整備市町村協議会 ・全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会 ・奈良県市町村文化財保存整備協議会 ・全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会 ・奈良県市町村埋蔵文化財担当者連絡協議会 <p style="text-align: center;">(情報交換)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良大学 ・奈良県立法隆寺 国際高校 <p style="text-align: center;">(連携)</p>
--	---	--

(9) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財の保存・管理は、寺社等の所有者により行われている。

一方、文化財としては未指定ではあるが斑鳩神社や龍田神社の祭礼などは、地域住民を中心とする団体が、その保存や活用に取り組んでいる。これらの団体は自治会を中心とする伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、祭礼のほかにも多様な地域の伝統行事(回り地蔵など)が受け継がれている。

重点区域に係る文化財の保存・活用に関連した活動を行っているNPO等各種団体として、現在、下記の団体が活動している。そこで、今後このような団体の多様な活動を更に活発化させるため、必要な情報を提供して人材の育成を図るなど、住民と行政の協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。

■文化財の保存・活用に関わるボランティア活動

	活動内容	活動団体
斑鳩文化財センターボランティア	藤ノ木古墳を中心に斑鳩町の歴史・文化の解説	個人
史跡藤ノ木古墳ボランティア	藤ノ木古墳の草引きや清掃	和楽美の会(月1回) 斑鳩町の歴史を知る会(年1回) 西里老人クラブ(年2回) 斑鳩ユネスコ協会(年1回) 町内の各小中学校(年1回) 奈良県立法隆寺国際高校(年1回)

■文化財の保存・活用に関連するNPO等各種団体

団体名	活動内容
斑鳩の里観光ボランティアの会	法隆寺iセンターに拠点を置き、法隆寺及び周辺の寺院等を案内する。
斑鳩アイセスGG	英語による法隆寺のガイドを行っている。中国語ほかいくつかの外国語ガイドも可能。
斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会	ふるさと斑鳩を再確認し、斑鳩の歴史と文化を次の世代へ受け継ぐために、法隆寺地区、龍田地区の太鼓台が一堂に会し、盛大かつ円滑に開催されるよう実施する。
NPO法人斑鳩文化協議会	聖徳太子の「和」をコンセプトに文化活動を展開するため平成6年に設立され、現在、聖徳太子学講座を開催している。
斑鳩町まちあるきネットワーク	文化財の所有者、まちあるき拠点の事業者、地域住民等が参加し、まちあるき観光を推進する母体として立ち上げる予定である。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び 管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本町における歴史的風致の維持及び向上に必要な公共施設等であり、その整備と適切な管理によって、斑鳩町固有の歴史まちづくりを推進していく効果が見込めるものである。このため、その整備は、歴史的風致を構成し、かつその保全に寄与するもので、本計画の期間内に実施されるものを対象とする。

歴史的風致維持向上施設においては、歴史的建造物の保存・活用、良好な市街地の環境や景観の保全・形成、まちなか回遊性の向上などに寄与する整備を行うが、その施設や地域の歴史的背景を十分に調査し、周辺の歴史的風致の維持及び向上を図るため、庁内の歴史まちづくり推進調整会議を開催して綿密な連携を行っていく。

歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、行政の関係部局が適切な役割分担の下で連携するとともに、地域住民との協力により適切な維持管理を行う。また、その所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

さらに、重点区域内においては、生活環境や住民・来訪者の交流環境の向上及び歴史的風致の普及・啓発に取り組むことにより、文化財の保存等に対する理解を深め、住民等との協力により施設の維持管理に取り組む。

このような基本的考え方に基づいて、以下の事業を推進する。

(1) 歴史的建造物の保存・活用

歴史的風致を形成している歴史的建造物については、地域の歴史・文化や町並みの特徴を現す重要な構成要素であり、良好な状態に保つことが歴史的風致の維持向上に不可欠であることから、適切な保存・修理と維持管理に努め、その活用を推進する。

〈実施事業〉

1. 歴史的風致形成建造物修理・修景事業
2. 歴史的建造物修景事業

(2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

斑鳩町固有の歴史的風致を形成する歴史的建造物の周辺環境については、伝統行事等の活動の場となる市街地でもあり、道路や小広場などの施設について、歴史的建造物や地域の特徴が作りだす歴史的町並みや景観の特性などを十分に考慮した上で、形態や意匠に工夫して整備を行うものとする。また、空家となっている建物の活用を図るしくみを構築し、良好な環境・景観の保全に努める。

〈実施事業〉

3. 道路美装化事業
4. 電柱類景観改善事業
5. 小広場整備事業
6. 空家再生促進事業

(3) まちなか回遊性の向上

斑鳩町の歴史的風致を形成する文化財建造物は法隆寺境内に集中しているが、隣接して法隆寺と一体感のある歴史的町並みが残り、独自の歴史的風致を形成している。法隆寺観光からまちあるき観光に発展させ、本町の観光振興につなげていくために、これらの歴史的建造物を広く住民や来訪者に周知するとともに、歴史的建造物や町並み等をつなぐルートについて、歩いて快適なよう整備し、まちなか回遊性を高める。

〈実施事業〉

7. 案内板等整備事業
8. 夜間景観形成事業
9. ガイドツアー実施事業

(4) 歴史的風致の普及・啓発

重点区域内にある文化財や歴史的風致を、誰にでもわかりやすく情報整理するとともに、歴史文化について体験し、学ぶ機会の創出や積極的な情報発信によって、歴史的風致の普及・啓発を行う。これらを通じ、特に、歴史的建造物などを舞台にして行われている伝統行事等の活動を支援し、次世代に継承する。

〈実施事業〉

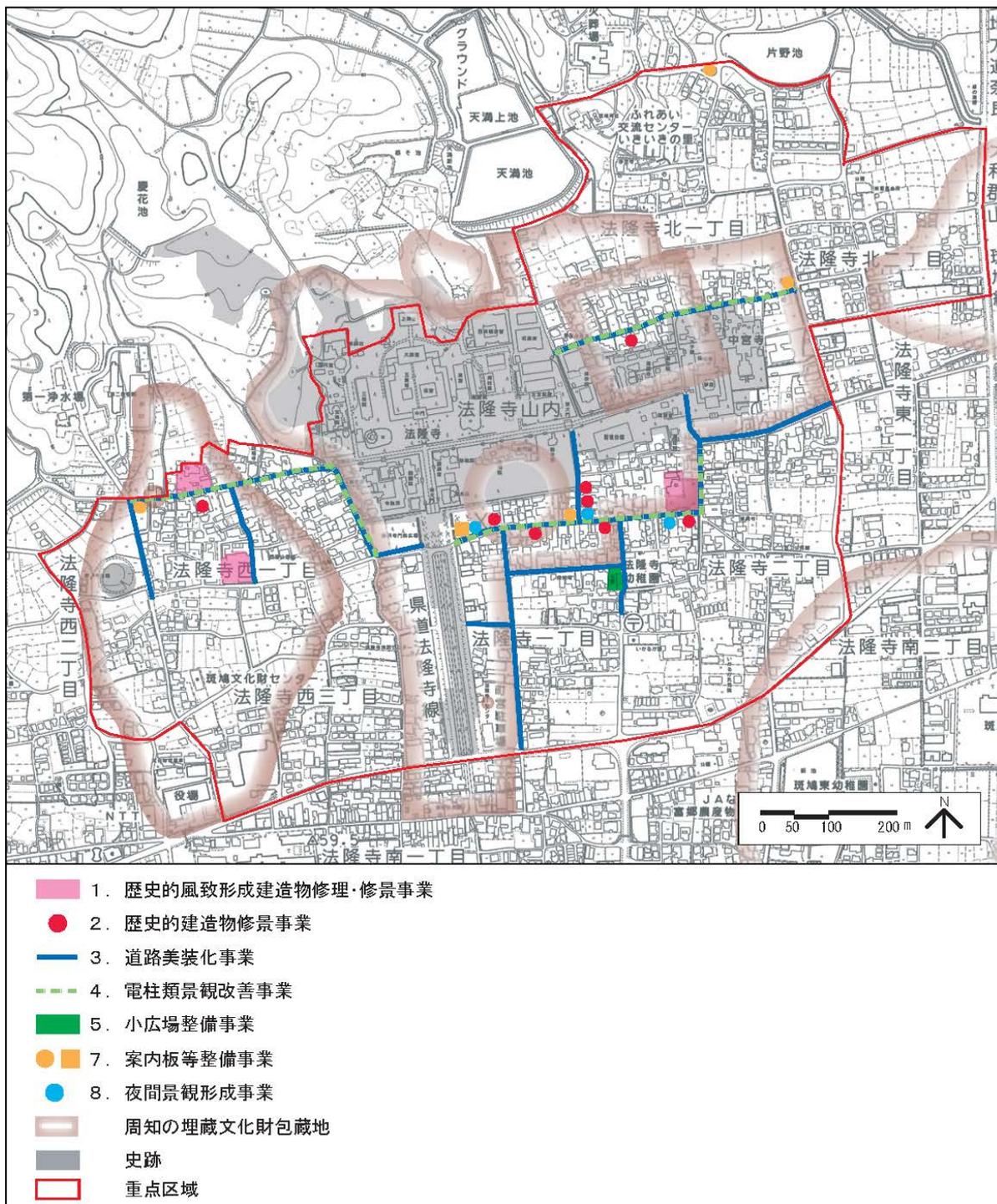
10. 歴史資源データベース作成事業
11. 文化財防災啓発事業
12. 文化財展示・公開事業
13. こども歴史講座開催事業
14. 伝統行事支援事業

(5) 文化財の保存・管理

重点区域内には、斑鳩町の文化財の多くが存在しており、国・県指定文化財の防災対策の支援や町指定文化財候補の調査、埋蔵文化財の調査等に取り組み、文化財の保存・管理に努める。

15. 町指定文化財候補調査事業
16. 国(県)指定文化財管理費補助金事業
17. 重要文化財等保存整備費補助金事業

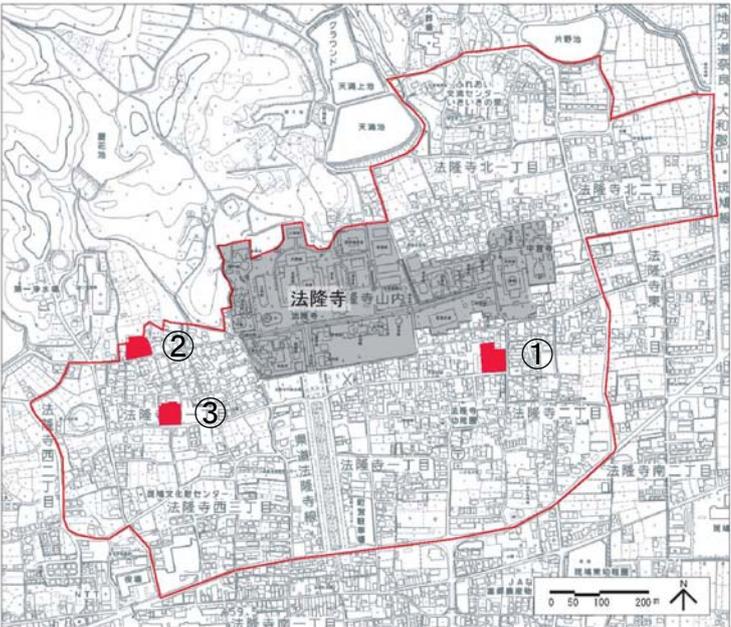
2. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

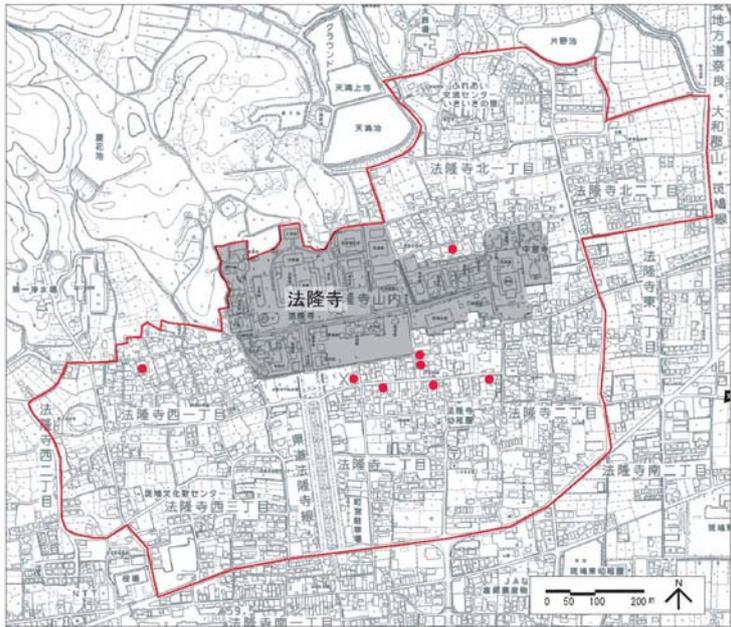


〈全域にかかわる事業〉

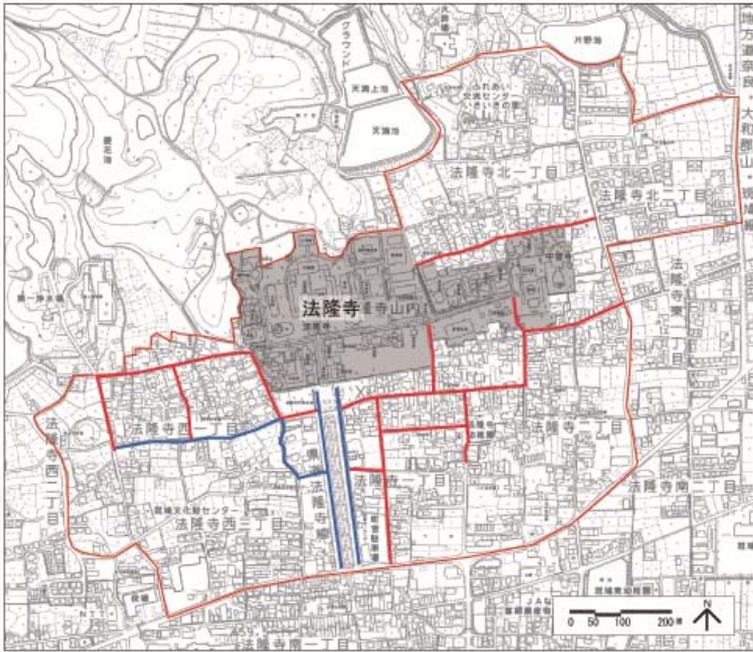
- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 6. 空家再生促進事業 | 13. こども歴史講座開催事業 |
| 9. ガイドツアー実施事業 | 14. 伝統行事支援事業 |
| 10. 歴史資源データベース作成事業 | 15. 町指定文化財候補調査事業 |
| 11. 文化財防災啓発事業 | 16. 国(県)指定文化財管理費補助金事業 |
| 12. 文化財展示・公開事業 | 17. 重要文化財等保存整備費補助金事業 |

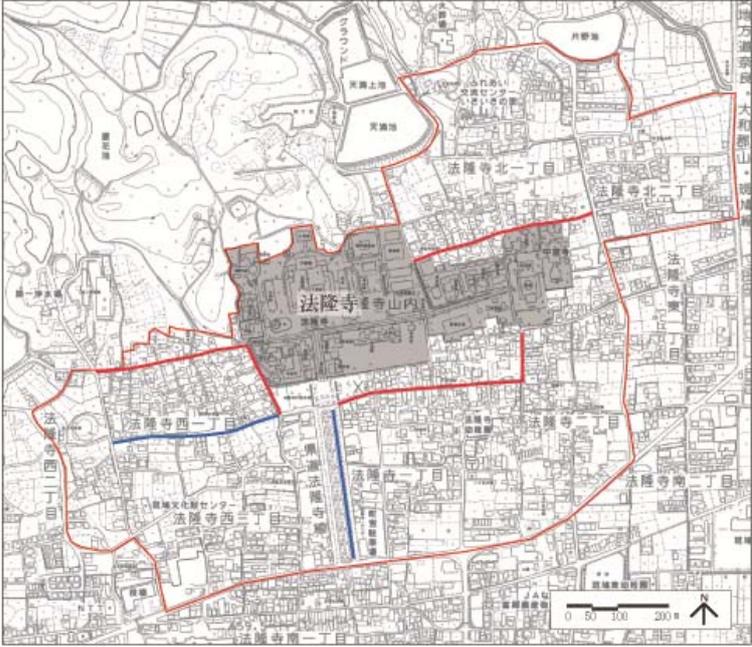
(1) 歴史的建造物の保存・活用

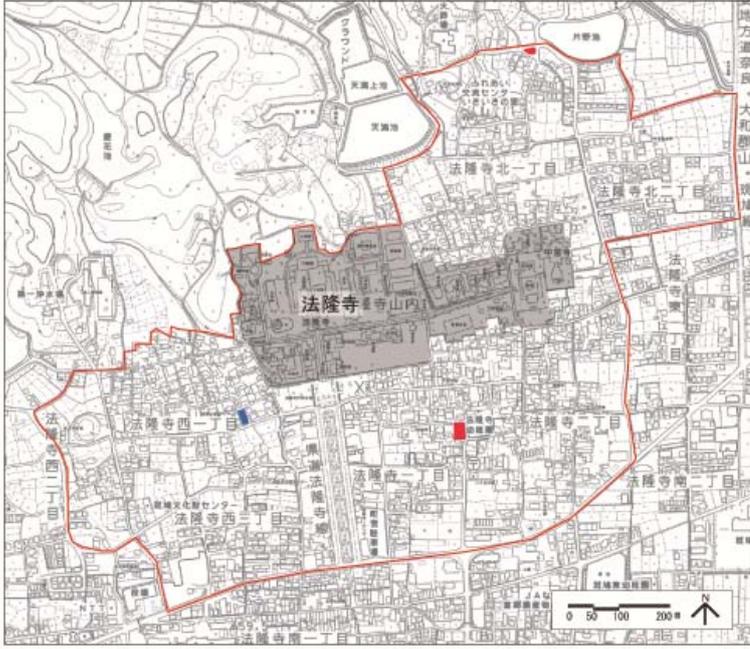
事業の名称	1. 歴史的風致形成建造物修理・修景事業
事業主体	民間(建物所有者等)
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成26年度～平成35年度
事業位置	 <p>■ 整備箇所 □ 重点区域</p>
事業概要	<p>歴史的風致形成建造物として指定を予定している建造物については、順次、その活用とあわせて修理・修景を行う。事業にあたっては、建物調査を行い、伝統的様式の復原を基本として基礎調査をふまえ、それぞれの建物の特色に即した修理・修景を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">①井上家住宅 ②安田家住宅 ③辰巳家住宅</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>井上家住宅(旧北畠男爵邸)は、斑鳩神社の秋祭りの太鼓台の巡行ルートの沿道にあって、三町の町並みのポイントともなる歴史的建物であり、安田家住宅、辰巳家住宅は、西里の町並みのポイントとなる歴史的建造物である。</p> <p>歴史的建造物の整備を行うことで、沿道が良好な歴史的景観になり、多くの人々が歴史的建造物に親しむことができ、魅力あるまちあるきができるようになることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	2. 歴史的建造物修景事業
事業主体	民間(建物所有者等)
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成26年度～平成35年度
事業位置	
事業概要	<p>主な歩行者ルートとなるところを中心に、外観の修景整備を行うことで歴史的町並みを整える。合わせて、歴史的町並みの連続性を阻害している建物や塀、空地などについては、歴史的町並みに調和するよう修景を行う。</p> <p>修景にあたっては、策定予定のガイドラインに沿って、自然素材を用いた地域の伝統的デザインを踏襲することを基本とする。</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>法隆寺周辺地区には、三町、西里、東里を中心に歴史的建物が数多く残されているが、増改築や修理など、外観の改造が進んでいることから、本事業によって、主な歩行者ルート沿道の歴史的景観が向上することで、歴史的建物の外観の保存の意義を広めるとともに、町並みの連続性を創り出すことによって、地域全体の景観が整えられ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

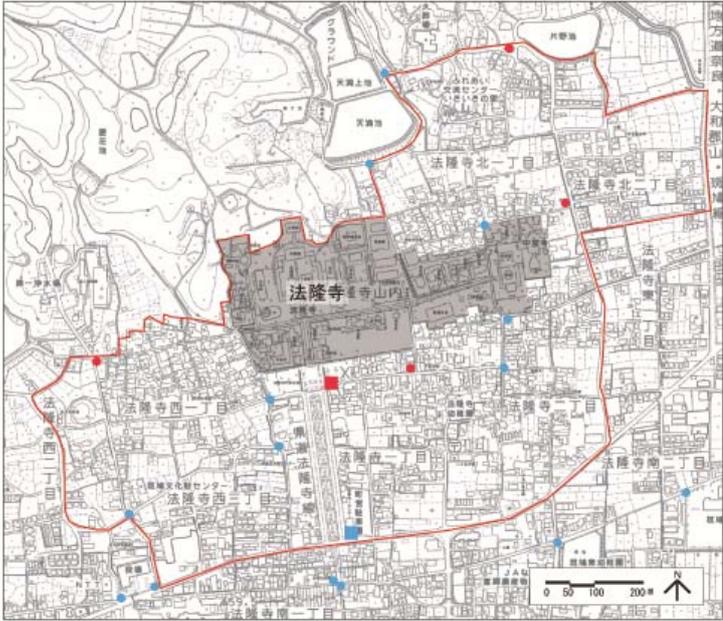
事業の名称	3. 道路美装化事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成28年度～平成35年度
事業位置	
事業概要	<p>法隆寺門前の参道については、歩行者空間が美装化されているが、歴史的町並みの残る集落の道路はアスファルト舗装の車道になっており、連続した歩行者ルートとなっていない。回遊性を高めるため、三町地区に位置する町道202号線をはじめとした、まちあるき観光拠点をめぐるルートについて、舗装の美装化を行う。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、主な歩行者ルートが、歴史的町並みに合った歩きやすい舗装になることで、法隆寺からまちなかへの回遊性が向上し、町並みと調和する道路とすることで、良好な市街地環境を促進することになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

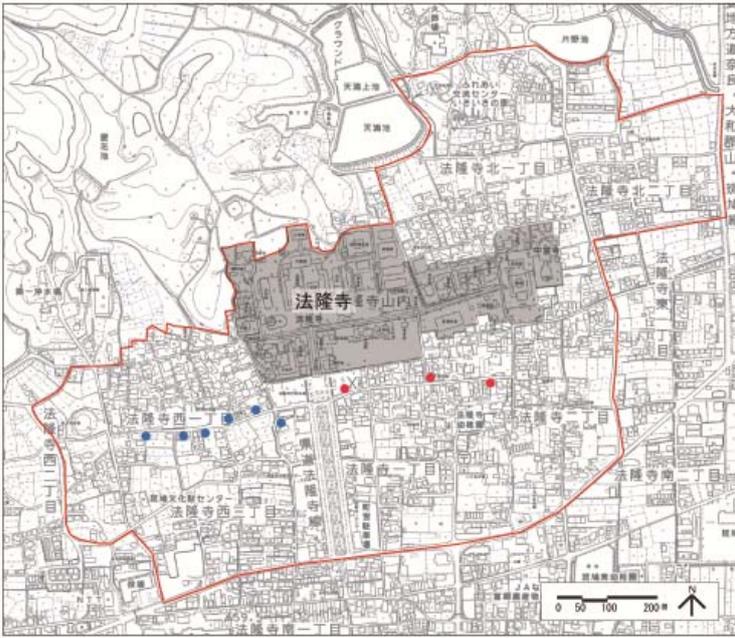
事業の名称	4. 電柱類景観改善事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成28年度～平成35年度
事業位置	 <p>— 整備済 — 整備箇所 □ 重点区域</p>
事業概要	<p>無電柱化は歴史的町並みを生かす上で、効果の高い取り組みであり、これまでも、重点区域内である西里地区内の2路線で無電柱化を実施した。</p> <p>今後、歴史的佇まいが色濃く残る道路(町道202、218号線など)を中心に、それぞれの路線に応じた工法を検討し、無電柱化等電柱類の景観改善を行う。</p>  <p>整備イメージ</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>電柱や電線が歴史的町並みを阻害している現状にあり、本事業によって、電柱類のない町並みを実現することで、歴史的町並みが生かされ、快適な歩行者ルートが増えることで、多くの人がまちあるきを楽しむことになり、歴史的町並みの再認識につながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	5. 小広場整備事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成31年度～平成35年度
事業位置	
事業概要	<p>歴史的な町並みの中の屋外の休憩と交流の場として、まちあるき拠点をめぐるルートに沿って、未整備の空きスペースを活用して、緑豊かな小広場を整備する。整備にあたっては、住民との協働で計画づくりに取り組むことで、歴史的町並みへの関心を高め、景観の向上につなげる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業前</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="text-align: center;">  <p>事業後(西里公園)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>旧集落地は法隆寺境内や門前広場を除くと、密集した市街地となっており、まちあるきの途中で休める場所が少ないことから、本事業によって、まちかどに小広場が整備され、まちあるきや斑鳩神社の秋祭りの太鼓台の巡行を楽しむ屋外空間が充実し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	6. 空家再生促進事業
事業主体	民間(建物所有者等)
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成35年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>今後、空家や空家予備軍、空地が増加することが予測され、特に歴史的建造物を失うことのないよう活用の道を探ることが求められる。そこで、所有者と利用者、貸し手と借り手をつなぎ、活用にむけて専門家がコーディネートするしくみの構築やまちあるき拠点としての活用にモデル的に取り組む。</p> <p style="text-align: center;">～空家情報バンクの仕組み～</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	重点区域には、空家になって放置されている建物もみられ、本事業によって、空家を利用したい人と所有者をつなぎ、活用に向けた取り組みを支援することで、空家が活用され、歴史的建造物の保存・活用が図られることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3) まちなか回遊性の向上

事業の名称	7. 案内板等整備事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成30年度～平成35年度
事業位置	
事業概要	<p>これまで様々な事業で案内板や案内サインの設置に取り組んできたが、その誘導システムを見直し、これらに加えて、まちあるき観光の誘導に必要な、わかりやすく、歴史的町並みに調和するデザインの案内板、案内サインを設置する。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>回遊性を高めるためには、総合的な誘導システムが求められることから、本事業によって、案内板、案内サインそのものが、まちあるきの雰囲気をつくるとともに、まちの情報をわかりやすく伝えることで、まちあるきの質を高め、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	8. 夜間景観形成事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討
事業期間	平成34年度～平成35年度
事業位置	
事業概要	<p>まちあるき観光で宿泊を伴うケース等を想定して、夜間も歩いて楽しんでもらえる魅力的な空間となるよう、街灯を設置することによって、夜間景観の改善を図る。策定予定のガイドラインに沿って、歴史的町並みの雰囲気と調和する街灯を設置し、町並みを浮かび上がらせることで夜の景観を楽しめるようにする。</p> <p>町道202号線において実施し、夜間景観のモデルとする。</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>現在、夜のまちは暗く、本事業によって街灯が設置されることで、歴史的町並みの表情が浮き彫りにされて、夜のまちの魅力が高まり、防犯上の安全性が増すとともに、夜のまちあるきを楽しむことができるようになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	9. ガイドツアー実施事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成27年度～平成30年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	歴史に関心の高い住民・来訪者を対象に、ニーズに合わせて、専門的な説明が受けられ、歴史的建造物の所有者や地域住民との交流や伝統行事等の体験がおりこまれたガイドツアーを、現在活動している団体や地域との協働で取り組む。取り組みにあたっては、テーマを明確にして、取り組みの機会に調査や資料作成を積み重ねながら、ガイドを養成し、メニューを増やしていく。
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	本事業は、より、専門的に、深く知り、体験したい人を対象としており、準備のプロセスを重視して取り組み、記録を残していくことで、受け入れ側にとっても、斑鳩町の歴史を再認識することになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(4) 歴史的風致の普及・啓発

事業の名称	10. 歴史資源データベース作成事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成26年度～平成29年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	<p>地域の歴史資源の全体像がとらえやすく、必要に応じて詳しい情報がえられるよう、歴史資源データベースを作成する。</p> <p>作成にあたっては、関心の高い住民や町の関係施設とも連携し、作成の過程そのものが、歴史資源を再認識する機会として、町としての総合的なデータベースとして作成する。</p> <p>歴史資源は体系化してわかりやすくするとともに、地図情報とも一体にとらえられるよう工夫する。</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>町内には様々な歴史資源が数多く残されており、様々な紹介がされているが、系統的な整理がされていないことから、本事業によって、様々な歴史資源が総合的にとらえられ、誰でも詳しい情報を簡単に得ることができるようになり、歴史資源を再認識することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	11. 文化財防災啓発事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成26年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	<p>昭和24年(1949)1月26日に法隆寺金堂が炎上し壁画が焼損したことをきっかけに、毎年1月26日は全国で文化財防火デーに取り組んでいる。斑鳩町でも、地元消防団が参加して、法隆寺で消防訓練が行われているが、文化財防火デーを中心に、文化財の防災についての情報発信と、文化財の防災について学び、体験する機会を設け、文化財所有者・管理者や地域住民の防災についての意識を高める。</p>  <p style="text-align: center;">文化財防火デー</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、日頃、意識することのない文化財の防災について、誰もが知り、考えることができるようになり、特に、文化財の所有者・管理者や地域住民の文化財の防災に対する意識が高まるとともに、文化財の大切さを再認識し、それにより、文化財の保存・活用につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	12. 文化財展示・公開事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成20年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	<p>斑鳩文化財センターでは、文化財の展示や文化財の特別公開などに取り組んでいる。今後は、歴史的建造物や歴史的町並みなどをテーマとした展示や、町家の公開などの取組みを進める。</p> <div style="text-align: center;">  <p>斑鳩文化財センター外観と石棺のレプリカ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>藤ノ木古墳石室特別公開風景</p> </div>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>身近な文化財や町並みの価値は見過ごされがちであることから、本事業によって、歴史的建造物や歴史的町並みの魅力を改めて学び、体験的に伝えることで、その価値を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	13. こども歴史講座開催事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成22年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	<p>これまで、体験や参加をとり入れた、多様な文化財講座に取り組んでおり、これを継続・発展させる。</p> <p>平成24年度は町内の小学生4～6年生とその保護者を対象にこども勾玉づくり教室、こども鏡づくり教室、斑鳩の古代寺院めぐり、こども埴輪づくり教室に取り組んでいる。</p> <p>今後、町家体験、民家宿泊、大工技術体験など、こどもたちが体験を通じて、まちの歴史を学ぶ講座を組み込む。</p>
	 <p>こども埴輪づくり教室</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は文化財や歴史に関する講演会の開催等の取組みを継承・発展させ、次代を担うこどもたちを対象にして、文化財を楽しく知り、歴史を体験的に学ぶ取組みを行うことで、大人も含めて、住民の歴史文化や歴史的風致に関する関心や理解を高め、将来における歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	14. 伝統行事支援事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成31年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	<p>町内に多数残されている伝統行事等は各地域で継承されているにとどまっていることから、町全体の住民の共有財産として支援していくため、きめ細かくリストアップすることから始め、調査・記録・情報発信に総合的に取り組む。</p> <div style="text-align: center;">  <p>秋祭り(斑鳩神社)</p> </div>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>多くの伝統行事に関係する団体が高齢化によって担い手不足になっており、近い将来、衰退していくことが懸念される。</p> <p>本事業は伝統行事の担い手や後継者の確保につながるとともに、民俗芸能の継承、さらには地域の活性化に資することになる。</p> <p>神社等の歴史的建造物や集落などで伝統行事が継承することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(5) 文化財の保存・管理

事業の名称	15. 町指定文化財候補調査事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成23年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	<p>町内に所在する文化財のうち、町指定文化財として将来的に適切に保存することを目的として、その候補となりうる文化財のリストを作成し、基礎的な調査を進める。町文化財保護審議会委員の協力を得ながら、建造物、古文書、美術工芸、考古学等の各分野における文化財に対して継続的に調査を進め、町指定文化財の指定を推進し、それらの文化財の将来的な保存を図る。</p> <div data-bbox="703 958 1257 1370" data-label="Image"> </div> <p>三井地区の瓦塚古墳群の航空レーザー測量調査に伴い作成した赤色立体地図</p>
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	<p>町内に所在する文化財については、明治時代以来、国または奈良県による調査が進められ指定がなされてきたが、まだ多くの重要な文化財が町内に所在していることが予想される。</p> <p>そこで、都市化が進む法隆寺周辺や龍田神社周辺等では、近世から近代にかけての建造物や古文書等の文化財が比較的残されていることから、それらの文化財に対して基礎的な調査を行い、文化財的価値の高いものに対しては、町指定文化財としての指定を行うなどの保存措置を講ずることによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	16. 国(県)指定文化財管理費補助金事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	奈良県費補助事業
事業期間	平成14年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	国または県の指定を受けている文化財に対して適切かつ円滑な維持管理を行うために、文化財所有者等が行う防災設備の設置や運用等の管理上特別な必要のある措置に要する経費について奈良県が助成を行い、町はそれらの事業に対する申請事務や実施に対しての指導・助言を行う。
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	町内に所在する文化財的価値の高い文化財については、国または奈良県による指定がなされてきた。これらの文化財に対する防災設備等の維持・管理を適切に実施していくことが文化財の恒久的な保存を図るために大切なことであり、これらの文化財が将来にわたり適切に維持・管理されることによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業の名称	17. 重要文化財等保存整備費補助金事業
事業主体	斑鳩町
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	平成3年度～平成35年度
事業位置	斑鳩町全域
事業概要	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における個人住宅建築等の開発行為に伴い緊急の発掘調査を実施することにより、その調査内容を勘察し、埋蔵文化財に対する適切な保存を図る。
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	町内に所在する遺跡には、町だけにとどまらず我が国の歴史を解明する上でも重要な遺構・遺物を存している例があり、重要なものに対しては保存措置を講じている。また、こうした調査成果を明らかにすることによって、住民が町の持つ歴史の特性を認識し、郷土愛や文化財愛護精神が育成されることによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保存を図る必要が認められるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

また、今後、町として文化財の調査・研究を進め、重点区域内において歴史的価値等が明確になった建造物については、歴史的風致形成建造物の指定とともに、文化財保護法や文化財保護条例による指定又は登録、あるいは景観法による指定を検討する。

歴史的風致形成建造物については、指定された建造物そのものを保存するだけでなく、その周辺環境の保存・整備や、地域で営まれている歴史や伝統を反映した人びとの活動の継承にも努める。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る。(歴史まちづくり法第12条)

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

斑鳩町の歴史的風致形成建造物の指定基準は以下の通りとし、以下のいずれかに該当するものを指定することができる。

- ①歴史的な意匠、技術が良好に残されているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性を備えたもの
- ③歴史的な町並みの構成要素として重要なもの

なお、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが前提となる。

- ①日常的に公開されているもの、または外観等を公共の場(道路、広場等)から視覚できるもの
- ②歴史的風致形成建造物に指定することにより、保存・管理面の効果が期待されるもの
- ③所有者の同意が得られるもの

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

斑鳩町の歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ②奈良県または斑鳩町文化財保護条例に基づく県指定・町指定重要文化財(建造物)
- ③斑鳩町が調査を行った歴史的建造物で町長が必要と認めたもの
- ④景観法に基づく景観重要建造物

(4) 歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、指定していく。

〈候補となる建造物のリスト〉

- ・井上家住宅(旧北畠男爵邸)(三町)
- ・安田家住宅(西里)
- ・辰巳家住宅(西里)



歴史的風致形成建造物の候補

表7-1 歴史的風致形成建造物の候補

名称	写真	建物概要	所在所有者	備考
井上家住宅 (旧北畠男爵邸)		主屋、蔵、離れ蔵と長屋門、土塀がある。 主屋は木造2階建、本瓦葺、明治2年(1869)頃の建築と伝わる。 長屋門は淀城の門を移築したと伝わる。	三町 個人所有	天誅組の乱に参加、後に裁判官となり男爵の位を与えられた北畠治房の家であった。
安田家住宅		主屋は正徳5年(1715)に建替え、以後部分改修。 木造平屋建、大和棟	西里 個人所有	棟梁家として安田家文書を伝える
辰巳家住宅		主屋、長屋門等12棟の建物と土塀がある。 大正4年(1915)に建築。 主屋は木造2階建、入母屋造、棧瓦葺	西里 個人所有	登録有形文化財

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、それぞれの建造物の価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、それが有効に活用されるよう、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止等に留意しながら、できる限り公開されるよう取り組む。

さらに、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存または復原に努める。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、指定対象となった個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本とする。

①登録有形文化財

○登録有形文化財については、保存修理を基本とし、また、増築等に関しては、通常望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

○公開・活用の際して、人びとの活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

②県指定・町指定重要文化財

○指定文化財については、現状維持又は、保存修理、復原を基本とし、増改築等に関しては、当該建造物の保存上、やむをえない場合を除き、原則認められない。

○現状変更等に関しては、条例等に基づき、所定の手続きを経て行うものとする。

③調査を行った歴史的建造物で町長が必要と認めたもの

○速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

④景観法に基づく景観重要建造物

○景観重要建造物は、原則として、通常望見できる範囲の外観を基本に、保存修理を行い、景観的価値等の継承を図る。

○景観法に基づき、現状変更等に関しては所有者等の届出義務がある。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

①所有者の管理義務

○指定を受けた建築物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。

②増築等の制限と届出

○建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する30日前までに、町長に届出が必要である。

○町長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された場合、又は滅失、き損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。
- 建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、町長に届出が必要である。

(4) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1項に基づき、以下の行為とする。

- 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 奈良県文化財保護条例第4条第1項に基づく奈良県指定有形文化財(建造物)について、同条例第18条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- 斑鳩町文化財保護条例第4条第1項に基づく斑鳩町指定文化財(建造物)について、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

資料編

資料-1 国指定文化財(建造物)

国宝(19件)

名称	所在	造り	時代区分
法隆寺金堂	法隆寺	桁行五間、梁間四間、二重、初重もこし付、入母屋造、本瓦葺、もこし板葺	飛鳥
法隆寺中門	法隆寺	四間二戸二重門、梁間三間、入母屋造、本瓦葺	飛鳥
法隆寺五重塔	法隆寺	三間五重塔婆、初重もこし付、本瓦葺、もこし板葺	飛鳥
法隆寺東院夢殿	法隆寺	八角円堂、一重、本瓦葺	奈良(天平11)
法隆寺大講堂	法隆寺	桁行九間、梁間四間、一重、入母屋造、本瓦葺	平安中期 (正暦元)
法隆寺鐘楼	法隆寺	桁行三間、梁間二間、楼造、切妻造、本瓦葺	平安中期(寛弘2~寛仁4)
法隆寺経蔵	法隆寺	桁行三間、梁間二間、楼造、切妻造、本瓦葺	奈良
法隆寺廻廊	法隆寺	東廻廊(一棟)折曲り延長四十二間、一重、本瓦葺 西廻廊(一棟)折曲り延長四十間、一重、本瓦葺	飛鳥
法隆寺東院鐘楼	法隆寺	桁行三間、梁間二間、袴腰付、入母屋造、本瓦葺	鎌倉前期
法隆寺東院伝法堂	法隆寺	桁行七間、梁間四間、一重、切妻造、本瓦葺	奈良
法隆寺南大門	法隆寺	三間一戸八脚門、入母屋造、本瓦葺	室町中期 (永享10)
法隆寺西円堂	法隆寺	八角円堂、一重、本瓦葺	鎌倉前期 (建長2)
法隆寺聖霊院	法隆寺	桁行六間、梁間五間、一重、切妻造、妻入、本瓦葺、正面一間通り庇付、向拝一間、檜皮葺	鎌倉後期 (弘安7)
法隆寺 ^{じきどう} 食堂及び細殿	法隆寺	桁行七間、梁間四間、一重、切妻造、本瓦葺	奈良
法隆寺東大門	法隆寺	三間一戸八脚門、切妻造、本瓦葺	奈良
法隆寺 ^{さんぎょういん} 三経院及び西室	法隆寺	桁行十九間、梁間正面五間、背面四間、一重、切妻造、妻入、本瓦葺、正面一間通り庇付、向拝一間、檜皮葺	鎌倉前期 (寛喜3)
法隆寺 ^{ひがしむろ} 東室	法隆寺	桁行十二間、梁間四間、一重、切妻造、本瓦葺	奈良
法隆寺綱封蔵	法隆寺	桁行九間、梁間三間、一重、高床、寄棟造、本瓦葺	平安前期
法起寺三重塔	法起寺	三間三重塔婆、本瓦葺	飛鳥(天武13~慶雲3)

出典:国指定文化財等データベース(文化庁)

重要文化財(31件)

名称	所在	造り	時代区分
法隆寺 ^{かみのみどう} 上御堂 (上堂)	法隆寺	桁行七間、梁間四間、一重、入母屋造、本瓦葺	鎌倉後期 (文保2)
法隆寺東院南 門(不明門)	法隆寺	三間一戸八脚門、切妻造、本瓦葺	室町中期 (長祿3)
法隆寺東院四 脚門	法隆寺	四脚門、切妻造、本瓦葺	鎌倉前期
法隆寺東院 ^{らいどう} 礼堂	法隆寺	桁行五間、梁間四間、一重、切妻造、本瓦葺	鎌倉前期 (寛喜3)
法隆寺東院回 廊	法隆寺	東廻廊(一棟)桁行折曲り延長二十二間、梁間一間、一重、切妻造、本瓦葺 西廻廊(一棟)桁行折曲り延長二十一間、梁間一間、一重、切妻造、本瓦葺	鎌倉前期 (嘉禎3)
法隆寺東院舎 利殿及び繪殿	法隆寺	桁行七間、梁間三間、一重、切妻造、本瓦葺	鎌倉前期 (承久元)
法隆寺食堂及 ^{ほぞどの} び細殿	法隆寺	桁行七間、梁間二間、一重、切妻造、本瓦葺	鎌倉前期 (文永5頃)
北室院本堂	法隆寺	桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、檜皮葺	室町後期 (明応3)
法隆寺地蔵堂	法隆寺	桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、本瓦葺	室町前期 (応安5)
法隆寺新堂	法隆寺	桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、こけら葺	鎌倉後期 (弘安7)
法隆寺北室院 表門	法隆寺	一間平唐門、檜皮葺	室町後期
宗源寺四脚門 (勸学院表門)	法隆寺	四脚門、切妻造、本瓦葺	鎌倉前期 (嘉禎3)
法隆寺 ^{つまむろ} 妻室	法隆寺	桁行二十七間、梁間二間、一重、切妻造、本瓦葺	平安後期 (保安2頃)
福園院本堂	法隆寺	桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、本瓦葺	室町中期 (永享9)
法隆寺大湯屋	法隆寺	桁行六間、梁間四間、正面一間通り庇付、一重、切妻造、本瓦葺	桃山 (慶長10)
法隆寺大湯屋 表門	法隆寺	四脚門、切妻造、本瓦葺	室町前期
^{さいおんいん} 西園院客殿	法隆寺	桁行11.9m、梁間12.8m、一重、北面入母屋造、南面切妻造、杉皮葺	桃山
^{さいおんいんあげつちもん} 西園院上土門	法隆寺	一間上土門、檜皮葺	江戸前期
寶珠院本堂	法隆寺	桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、こけら葺	室町後期 (永正9)

法隆寺西院大垣	法隆寺	南面(一棟)南大門東方長さ208.7m、西方長さ103.8m、築地塀、本瓦葺 東面(一棟)東大門南方長さ86.4m、北方折曲り延長63.5m、築地塀、本瓦葺 西面(一棟)西大門南方折曲り延長69.8m、北方長さ6.2m、築地塀、本瓦葺	江戸中期 (元禄10) (※西大門南方のみ室町)
法隆寺西院東南隅子院築垣	法隆寺	西面(一棟)長さ82.3m、築地塀、本瓦葺、門二棟を含む 北面(一棟)長さ203.3m、築地塀、本瓦葺、門五棟を含む	江戸前期 江戸後期 (寛文～寛政)
法隆寺西院西南隅子院築垣	法隆寺	東面(一棟)上土門南方長さ32.5m、門一棟を含む、上土門唐門間長さ6.7m、唐門北方長さ37.3m、築地塀、本瓦葺 北面(一棟)大湯屋表門東方長さ52.4m、西方長さ67.1m、築地塀、本瓦葺	江戸中期(元和～元禄) 江戸中期(元和～延宝)
法隆寺東院大垣	法隆寺	南面(一棟)南門東方長さ26.4m、西方長さ29.4m、築地塀、本瓦葺 東面(一棟)長さ65.8m、築地塀、本瓦葺、穴門二所 西面(一棟)四脚門南方長さ43.8m、北方長さ45.8m、築地塀、本瓦葺	江戸中期 (元禄9)
法隆寺薬師坊庫裡	法隆寺	母屋桁行18.0m、梁間7.9m、一重、東面切妻造、西面寄棟造、棧瓦葺	室町後期
法隆寺西園院唐門	法隆寺	一間平唐門、檜皮葺	江戸前期
法隆寺北室院太子殿	法隆寺	母屋桁行11.6m、梁間11.1m、中門廊桁行5.0m、梁間3.0m、一重、入母屋造、棧瓦葺、東面軒唐破風、檜皮葺	室町中期
法隆寺中院本堂	法隆寺	桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、妻入、向拝一間、本瓦葺	室町中期 (永享6)
旧富貴寺羅漢堂	法隆寺	桁行一間、梁間一間、一重、宝形造、檜皮葺	平安後期
律学院本堂	法隆寺	桁行七間、梁間五間、一重、入母屋造、妻入、向拝一間、本瓦葺	江戸前期 (寛永4)
吉田寺多宝塔	吉田寺	三間多宝塔、本瓦葺	室町中期 (寛正4)
伊弉册命神社本殿	伊弉册命神社	一間社春日造、こけら葺	桃山(天正8)

出典:国指定文化財等データベース(文化庁)

*法隆寺食堂及び細殿については、食堂が国宝、細殿が重要文化財であることから、文化財の件数としては1件となる。

資料-2 登録有形文化財(21件)

名称	所在	造り	時代区分
辰巳家住宅 主屋ほか12件	西里		
主屋		建築面積410㎡、木造2階建、瓦葺	大正4
長屋門		建築面積52㎡、木造平屋建、瓦葺、西方土塀附属	大正4
茶室		建築面積30㎡、木造平屋建、瓦葺	大正4
渡り廊下		建築面積22㎡、木造平屋建、瓦葺	大正4
一の蔵		建築面積64㎡、土蔵造2階建、瓦葺、南面庇附属	大正4
二の蔵		建築面積69㎡、土蔵造2階建、瓦葺、東面庇附属	大正4
三の蔵		建築面積28㎡、土蔵造2階建、瓦葺	江戸後期
炭小屋		建築面積18㎡、木造平屋建、瓦葺	大正4
納屋		建築面積24㎡、土蔵造平屋建、瓦葺、西面庇附属	大正4
一の米蔵		建築面積40㎡、土蔵造2階建、瓦葺、西面庇附属	大正4
二の米蔵		建築面積48㎡、土蔵造2階建、瓦葺、北面庇附属	大正4
三の米蔵		建築面積60㎡、土蔵造2階建、瓦葺、北面庇附属	大正4
土塀		延長236m、土塀、瓦葺	大正4
太田酒造 主屋ほか5件	龍田		
主屋		建築面積203㎡、木造2階建、瓦葺	江戸(文政12)
茶室		建築面積17㎡、木造平屋建、瓦葺	江戸末期
内蔵		建築面積20㎡、土蔵造2階建、瓦葺	江戸末期
蔵前小屋		建築面積39㎡、木造平屋建、瓦葺	江戸末期
南大蔵		建築面積109㎡、土蔵造2階建、瓦葺	明治初期
西大蔵		建築面積178㎡、土蔵造2階建、瓦葺	明治初期
來田家住宅離れ	五百井	建築面積59㎡、木造2階建、瓦葺	大正3
中宮寺表御殿	中宮寺	建築面積117㎡、木造平屋建、本瓦葺	江戸後期

出典:国指定文化財等データベース(文化庁)

資料-3 史跡(6件)

名 称	概 要
法隆寺旧境内	西院伽藍は、北端は上御堂と円成院の脊部付近を連ねる線に、南端は南大門に、東西両端は東西大門に至る区域。東院伽藍は、南北は北室院裏の道路から南大垣に至り、東西は西大垣から中宮寺境内の西方に至る区域。金堂・五重塔・夢殿など創建の姿をとどめ、さらに斑鳩宮跡・若草伽藍跡などを含む
三井瓦窯跡	法起寺西側の尾根丘陵の瓦塚2号墳後円部の西側斜面に位置する。昭和6年(1931)に発見された、約40度の勾配を持つ「地下式有階有段登窯」で、窯内からは法輪寺所用の平瓦のほか、法起寺出土の複弁八弁蓮華文軒丸瓦と同範瓦が周辺から出土していて、7世紀後半から8世紀初めの瓦窯とみられる。
三井(井戸)	法輪寺旧境内の範囲に含まれ、聖徳太子が開掘した井戸のひとつと伝えられる。深さ約4.25m、上部直径約91cm。側壁は中膨れの筒状をしている。底に4個の石を方形に組合せ内外の隅間から水が湧出する。底面から約1.15mは乱石積み、その上約3mは扇形の「瓦埴」を積んでいる。
中宮寺跡	中宮寺の創建当初の寺跡。現中宮寺の東方500mに位置する。昭和38年(1963)以降の発掘調査の結果、四天王寺式伽藍配置の塔と金堂基壇が確認され、塔基壇地下2.5mから花崗岩製の塔心礎が発見されている。
藤ノ木古墳	6世紀後半。円墳。直径約50m以上、高さ約9mと想定される。朱塗りの刳抜式家形石棺が納められた全長約14mの大型の横穴式石室を埋葬施設とする。出土品には、金銅製馬具類、金銅冠、金銅履、装飾大刀など3万点以上に及ぶ副葬品が出土していて、国宝に指定されている。
法起寺境内	発掘調査により東に塔、西に金堂を配置する法隆寺とは左右対称の伽藍配置で「法起寺式伽藍配置」と名付けられる。またその下層部には、飛鳥時代の遺物と共に、斑鳩宮や若草伽藍の遺構と振れが一致する北より西に約20度振れた下層遺構が発掘され、岡本宮とみられている。

資料-4 国指定文化財(美術工芸品等)

国宝(22件)

区分	文化財の名称	所在	時代区分	指定年月日
彫刻	木造観音菩薩立像(百済観音)	法隆寺 大宝蔵院 百済観音堂	飛鳥	明30.12.28 昭26.6.9
彫刻	木造観音菩薩立像(夢殿安置)	法隆寺 夢殿	飛鳥	明30.12.28 昭26.6.9
彫刻	銅造薬師如来坐像(金堂安置)	法隆寺 金堂	飛鳥(推古15)	明30.12.28 昭27.3.29
彫刻	木造四天王立像(金堂安置)	法隆寺 金堂	飛鳥	明30.12.28 昭27.3.29
彫刻	木造観音菩薩立像(九面観音)	法隆寺 大宝蔵院 西宝蔵	唐	明30.12.28 昭30.6.22
彫刻	銅造観音菩薩立像(夢違観音)	法隆寺 大宝蔵院 西宝蔵	奈良	明32.8.1 昭27.11.22
彫刻	木造薬師如来及両脇侍坐像(講堂安置)	法隆寺 大講堂	平安	明33.4.7 昭27.11.22
彫刻	木造釈迦如来及両脇侍坐像(上堂安置)	法隆寺 上堂	平安	明33.4.7 昭28.3.31
彫刻	塑像道詮律師坐像(所在夢殿)	法隆寺 夢殿	平安	明34.3.27 昭28.3.31
彫刻	木造毘沙門天／吉祥天立像(金堂安置)	法隆寺 金堂	平安(承暦2)	明34.3.27 昭42.6.15
彫刻	木造聖徳太子 山背王 殖粟王 卒末呂王 恵慈法師 坐像(聖霊院安置)	法隆寺 聖霊院	奈良・平安	明35.4.17 昭28.11.14
彫刻	乾漆薬師如来坐像(西円堂安置)	法隆寺 西円堂	奈良	明35.4.17 昭28.11.14
彫刻	木造地藏菩薩立像	法隆寺 大宝蔵院 西宝蔵	平安	明35.4.17 昭28.11.14
彫刻	乾漆行信僧都坐像(所在夢殿)	法隆寺 夢殿	奈良	明42.9.21 昭27.3.29
彫刻	銅造釈迦如来及両脇侍像 止利作(金堂安置)	法隆寺 金堂	飛鳥(推古31)	明30.12.28 昭26.6.9
彫刻	銅造阿弥陀如来及両脇侍像(伝橘夫人念持仏)	法隆寺 大宝蔵院 東宝蔵	奈良	明30.12.28 昭28.3.31
彫刻	塑造塔本四面具(五重塔安置)	法隆寺 五重塔	奈良(和銅4)	明35.4.17 昭31.6.28
工芸品	玉虫厨子	法隆寺 大宝蔵院 西宝蔵	飛鳥	明30.12.28 昭26.6.9

工芸品	四騎獅子狩文錦	法隆寺 宝蔵北倉	唐	明42.9.21 昭26.6.9
彫刻	木造菩薩半跏像(伝如意輪観音) (本堂安置)	中宮寺	飛鳥	明30.12.28 昭26.6.9
工芸品	黒漆螺鈿卓	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭4.4.6 昭34.6.27
工芸品	天寿国繡帳残闕	中宮寺(東博勸告・ 奈良博勸告(残片1 片))	飛鳥	明30.12.28 昭 27.3.29

重要文化財(146件)

区分	文化財の名称	所在	時代区分	指定年月日
彫刻	銅造観音菩薩立像(金堂薬師如来脇侍)	法隆寺 宝蔵中倉	奈良	明 30.12.28
彫刻	木造観音菩薩立像	法隆寺 宝蔵中倉	平安	明 30.12.28
彫刻	金銅阿弥陀三尊像 康勝作	法隆寺 金堂・大宝蔵院西宝蔵	鎌倉(貞永元) 奈良(右脇侍)	明 32.8.1
彫刻	木造伝観勒僧正坐像	法隆寺 西院経蔵	平安	明 32.8.1
彫刻	塑造薬師如来坐像	法隆寺 食堂	奈良	明 33.4.7
彫刻	塑造梵天／帝釈天立像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 33.4.7
彫刻	木造弥勒菩薩半跏像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	明 33.4.7
彫刻	木造四天王立像(上堂四天王)	法隆寺 上堂	南北朝 (文和4)	明 34.3.27
彫刻	木造梵天／帝釈天立像(所在食堂)	法隆寺 伝法堂	平安(保元元)	明 34.3.27
彫刻	木造薬師如来両脇士像(新堂安置)	法隆寺 新堂	平安	明 35.4.17
彫刻	木造聖観音立像(夢殿観音前立)	法隆寺 夢殿	平安	明 35.4.17
彫刻	木造如意輪観音坐像(聖霊院安置)	法隆寺 聖霊院	平安	明 35.4.17
彫刻	木造地藏菩薩立像(聖霊院安置)	法隆寺 聖霊院	平安	明 35.4.17
彫刻	木造四天王立像(新堂安置)	法隆寺 新堂	平安	明 35.4.17
彫刻	金銅釈迦如来文殊菩薩像一座	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	飛鳥(推古36)	明 35.4.17
彫刻	金銅薬師如来坐像(伝峰薬師胎内仏)	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 35.4.17

彫刻	乾漆阿弥陀如来両脇士像	法隆寺 伝法堂西ノ間	奈良	明 35.4.17
彫刻	金銅誕生釈迦仏立像 観世音菩薩立像	盜難3(明治 36.3) 奈良博寄託・宝蔵中倉・大宝蔵院西宝蔵各1	飛鳥～奈良	明 35.4.17
彫刻	厨子入銅板押出阿弥陀三尊及僧形像 銅板押出如来及両脇侍立像(板扉貼付) 銅板舟形後屏(銅板押出天蓋付)	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	昭 51.6.5
彫刻	塑造四天王立像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 35.4.17
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	法隆寺 伝法堂	平安	明 35.4.17
彫刻	木心乾漆弥勒菩薩坐像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 35.4.17
彫刻	木造文殊普賢菩薩立像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 35.4.17
彫刻	木造日光月光菩薩立像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 35.4.17
彫刻	乾漆観音勢至菩薩立像	法隆寺 伝法堂東ノ間	奈良	明 35.4.17
彫刻	木造観音勢至菩薩立像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	奈良	明 35.4.17
彫刻	木造舞樂面	法隆寺 宝蔵北倉・大宝蔵院東宝蔵	平安・鎌倉	昭 48.6.6
彫刻	木造菩薩面	法隆寺 宝蔵北倉・大宝蔵院東宝蔵	平安	昭 48.6.6
彫刻	木造善女竜王立像	法隆寺 宝蔵中倉	鎌倉	明 35.4.17
彫刻	木造阿弥陀如来坐像(三経院安置)	法隆寺 三経院	平安	明 39.9.6
彫刻	木造十二神将立像(西円堂安置)	法隆寺 西円堂	鎌倉～南北朝	明 39.9.6
彫刻	厨子入木造聖徳太子坐像 円快作(所在御絵殿)	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	平安(治暦5)	明 39.9.6
彫刻	木造弥勒菩薩坐像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	明 39.9.6
彫刻	木造千手観音立像(所在地蔵堂)	法隆寺 西円堂	平安	明 39.9.6
彫刻	木造如意輪観音坐像	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	唐	明 39.9.6

彫刻	木造阿弥陀如来坐像(所在夢殿)	法隆寺 宝蔵北倉	平安	明 39.9.6
彫刻	木造普賢延命坐像(所在金堂)	法隆寺 宝蔵南倉	平安	明 39.9.6
彫刻	木造釈迦如来坐像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	明 39.9.6
彫刻	木造弥勒仏坐像	法隆寺 伝法堂	平安	明 39.9.6
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	法隆寺 宝蔵南倉	鎌倉	明 39.9.6
彫刻	木造天鼓雷音如来坐像	法隆寺 宝蔵北倉	平安	明 39.9.6
彫刻	木造薬師如来坐像	法隆寺 伝法堂	平安	明 39.9.6
彫刻	木造釈迦如来坐像	法隆寺 伝法堂	平安	明 39.9.6
彫刻	木造薬師如来坐像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	明 39.9.6
彫刻	金銅釈迦如来立像	(明 43.1.2 盗難)	奈良	明 39.9.6
彫刻	木造伎楽面	法隆寺 大宝蔵院東宝蔵	奈良	明 39.9.6
彫刻	乾漆阿弥陀如来及両脇侍像(伝宝堂安置)	法隆寺 伝法堂中ノ間	奈良	明 42.4.5
彫刻	木造四天王立像(所在講堂)	法隆寺 大講堂	平安	明 42.4.5
彫刻	乾漆阿弥陀如来坐像	法隆寺 伝法堂東ノ間	奈良	明 42.4.5
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	法隆寺 宝蔵北倉	平安	明 42.4.5
彫刻	木造聖観音立像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	明 42.4.5
彫刻	金銅僧徳聡等造像記	法隆寺 宝蔵北倉	奈良(甲午年-694)	明 42.4.5
彫刻	木造聖徳太子立像(夢殿安置)	法隆寺 大宝蔵院西宝蔵	鎌倉	明 42.9.21
彫刻	木造地藏菩薩半跏像(地藏堂安置)	法隆寺 地藏堂	鎌倉	明 42.9.21
彫刻	塑造金剛力士立像(吡形躰部木造)	法隆寺 中門	奈良(和銅4)	明 42.9.21
彫刻	木造不動明王及二童子立像(護摩堂安置)	法隆寺 護摩堂	平安(不動) 南北朝(二童子) (康暦2)	明 44.4.17
彫刻	木造弘法大師坐像	法隆寺 護摩堂	南北朝(応安8)	明 44.4.17
彫刻	木造阿闍如来坐像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	大 2.8.20
彫刻	木造四天王立像(所在伝法堂)	法隆寺 伝法堂	平安	大 4.8.10
彫刻	木造持国天ノ増長天立像(所在三経院)	法隆寺 三経院	平安	大 4.8.10
彫刻	木造光背	法隆寺 宝蔵北倉	奈良	大 4.8.10
彫刻	木造行道面(聖霊会所用)	法隆寺宝蔵北倉・大宝蔵院東宝蔵	平安	大 4.8.10
彫刻	磚製阿弥陀如来及脇侍像	法隆寺 宝蔵中倉	奈良	昭 4.4.6
彫刻	木造千手観音立像	法隆寺 宝蔵南倉	平安	昭 4.4.6

彫刻	木造十二神将立像 戌神、亥神 (西円堂安置)	法隆寺 西円堂	南北朝(戌神) 桃山(亥神)	昭 4.4.6
彫刻	塑造吉祥天立像(所在食堂)	法隆寺 金堂	奈良	昭 11.9.18
彫刻	木造追儼面	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 48.6.6
彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍像	北室院 本堂	室町	明 39.9.6
彫刻	木造文殊菩薩騎獅像	宝珠院 本堂	室町(長祿 3)	明 39.9.6
彫刻	木造薬師如来坐像	法輪寺 収蔵庫	飛鳥	明 35.4.17
彫刻	木造十一面観音立像	法輪寺 収蔵庫	平安	明 35.4.17
彫刻	木造虚空蔵菩薩立像	法輪寺 収蔵庫	飛鳥	明 35.4.17
彫刻	木造聖観音立像	法輪寺 収蔵庫	平安	明 35.4.17
彫刻	木造吉祥天立像	法輪寺 収蔵庫	平安	明 35.4.17
彫刻	木造地蔵菩薩立像	法輪寺 収蔵庫	平安	大 12.3.28
彫刻	銅造菩薩立像(伝虚空蔵菩薩 像)	法起寺(奈良博勸告)	飛鳥	明 42.9.21
彫刻	木造十一面観音立像	法起寺 収蔵庫	平安	昭 54.6.6
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	吉田寺 収蔵庫	平安	明 39.9.6
彫刻	木造聖徳太子立像	成福寺(奈良博委託)	鎌倉	昭 4.4.6
彫刻	紙製文殊菩薩立像	中宮寺(東博勸告)	鎌倉(文永 6)	昭 24.2.18
彫刻	木造地蔵菩薩立像	融念寺 収蔵庫	平安	明 39.9.6
彫刻	木造聖観音立像	融念寺 収蔵庫	平安(延久元)	明 39.9.6
彫刻	木造十一面観音立像(所在大日 堂)	勝林寺(奈良博勸告)	平安	明 42.10.23
彫刻	木造聖観音立像(所在大日堂)	勝林寺(奈良博勸告)	平安	明 42.10.23
彫刻	木造薬師如来坐像(所在大日 堂)	勝林寺(奈良博寄託)	平安	明 43.4.20
彫刻	木造十一面観音立像	仙光寺	平安	明 39.9.6
工芸品	木造天蓋	法隆寺 金堂・大宝 蔵院東宝蔵	奈良(中・西) 鎌倉(東)(天福 元)	明 30.12.28
工芸品	銅壺	法隆寺 大宝蔵院東 宝蔵	奈良	明 35.4.17
工芸品	鼙太鼓	法隆寺 伝法堂	平安	明 42.9.21
工芸品	木造鉦鼓台 附舞台	法隆寺 伝法堂・礼 堂	平安	明 43.4.20
工芸品	銅鐘 中宮寺ノ銘アリ	法隆寺 東院鐘楼	奈良	明 44.4.17
工芸品	銅鐘	法隆寺 西院鐘楼	奈良	明 44.4.17
工芸品	金銅鉢	法隆寺 宝蔵北倉(2口) ・大宝蔵院東宝蔵 (1口)	奈良	昭 4.4.6
工芸品	黒漆六角厨子	法隆寺 宝蔵中倉	鎌倉	昭 4.4.6
工芸品	無文磬 銘文東院	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭 28.3.31

工芸品	銅水瓶	法隆寺 大宝蔵院東 宝蔵	奈良	昭 28.11.14
工芸品	蜀江錦	法隆寺 宝蔵北倉(2)・ 大宝蔵院東宝蔵(1)	唐	昭 28.11.14
工芸品	銅錫杖	法隆寺 宝蔵北倉	奈良	昭 30.6.22
工芸品	銅錫杖(輪頂宝瓶)	法隆寺 宝蔵北倉	奈良	昭 31.6.28
工芸品	銅錫杖(輪頂五輪塔)	法隆寺 宝蔵北倉	室町	昭 31.6.28
工芸品	黒漆布薩手洗 黒漆布薩花器 銅水瓶	法隆寺 宝蔵北倉・ 大宝蔵院東宝蔵(手 洗1口、水瓶1口)	南北朝(建武 5)	昭 34.6.27
工芸品	金銅法具類	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 34.6.27
工芸品	鑄銅六器	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 34.6.27
工芸品	金銅花瓶	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉(乾元元)	昭 34.6.27
工芸品	金銅火舎	法隆寺 宝蔵北倉	南北朝(貞治 5)	昭 34.6.27
工芸品	金銅雲形磬	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭 34.6.27
工芸品	石燈籠	法隆寺 西院五重塔 西南	鎌倉	昭 37.2.2
工芸品	金銅装唐組垂飾殘闕	法隆寺 宝蔵北倉	飛鳥	昭 37.6.21
工芸品	黒漆華形大壇	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉(正応 2)	昭 58.6.6
工芸品	多宝塔文磬	法輪寺	平安	昭 28.3.31
工芸品	竜鬘褥	法輪寺	飛鳥~奈良	昭 34.6.27
絵画	絹本著色蓮池図(旧舍利殿須弥 壇後壁貼付)二曲屏風	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	明 30.12.28
絵画	絹本著色星曼荼羅図	法隆寺 宝蔵北倉	平安	明 35.4.17
絵画	紙本著色扇面古写経	法隆寺 宝蔵北倉	平安	明 35.4.17
絵画	絹本著色孔雀明王像	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	明 35.4.17
絵画	絹本著色毘沙門天像	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	明 35.4.17
絵画	絹本著色五尊像	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	明 35.4.17
絵画	絹本著色十六羅漢像 八曲屏	法隆寺 宝蔵北倉 (右隻)・大宝蔵院東 宝蔵(左隻)	鎌倉	明 44.4.17
絵画	絹本著色聖徳太子像	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	大 4.3.26
絵画	金堂内陣旧壁画(土壁)	法隆寺 収蔵庫(18 面)・大宝蔵院東宝蔵 入(1面)・宝蔵南倉 (1面)	奈良	昭 33.2.6
絵画	金堂外陣旧壁画(土壁)	法隆寺 収蔵庫	奈良	昭 33.2.8
絵画	五重塔初層旧壁画(土壁)	法隆寺 収蔵庫	奈良	昭 33.2.8
絵画	絹本著色聖皇曼荼羅図 堯尊筆	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 36.6.30
絵画	絹本著色法華曼荼羅図	法隆寺 宝蔵北倉	平安	平 16.6.8
絵画	絹本著色星曼荼羅図	法隆寺 宝蔵北倉	平安	平 16.6.8

書跡	紙本墨書 <small>えしやうしんとうひ</small> 恵沼神塔碑 李邕撰	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭 2.7.21
書跡	大慈恩寺三蔵法師伝 卷第一、 卷第七、第九	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭 10.4.30
書跡	崇俊塔銘	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭 11.5.6
書跡	紙本墨書附法伝 残卷(敦煌出 土)	法隆寺 宝蔵北倉	唐	昭 11.5.6
書跡	紙本墨書弥勒上生経疏 上卷	法隆寺 宝蔵北倉	平安	昭 11.5.6
書跡	紙本墨書大方広仏華嚴経 卷第 四十二	法隆寺 宝蔵北倉	奈良	昭 11.5.6
書跡	紙本墨書七大寺巡礼私記 残卷	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 11.5.6
書跡	大唐西域記(卷第二、十二欠)	法隆寺 宝蔵北倉・ 大宝蔵院東宝蔵(卷 第一)	平安	昭 32.2.19
書跡	版本成唯識論述記(卷第十末写 本)	法隆寺 宝蔵北倉	平安・鎌倉	昭 32.2.19
書跡	大般若経	法隆寺 宝蔵北倉・大 宝蔵院東宝蔵(卷第 四九四)	奈良～南北朝	昭 33.2.8
書跡	法隆寺一切経	法隆寺 宝蔵北倉・大 宝蔵院東宝蔵(大宝 積経第七十四))	平安～鎌倉	昭 33.2.8
書跡	法隆寺縁起白拍子	法隆寺 宝蔵北倉	南北朝	昭 52.6.11
書跡	紙本墨書瑜伽師地論 卷第卅 二、第七十六	中宮寺	奈良	昭 5.5.23
古文書	紙本墨書文書	法隆寺 宝蔵北倉	奈良～桃山	昭 11.5.6
古文書	法隆寺領播磨国鵜庄絵図 嘉暦 四年卯月日	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 52.6.11
考古資料	木造百万小塔／十万節塔(残欠 蓮座付)／一万節塔(蓮座付)	法隆寺 宝蔵中倉・大 宝蔵院東宝蔵	奈良	明 41.1.10
考古資料	鷗尾残闕	法輪寺	飛鳥	昭 34.12.18
考古資料	大和法輪寺塔心礎納置銅壺	法輪寺	奈良	昭 35.6.9
歴史資料	十七条憲法板木	法隆寺 宝蔵北倉	鎌倉	昭 57.6.5
歴史資料	調布	法隆寺 宝蔵北倉(一 枚)・大宝蔵院東宝蔵 (一枚)	奈良	昭 61.6.6
歴史資料	法隆寺枿	法隆寺 宝蔵北倉	室町・桃山	昭 61.6.6



平成26年2月
斑鳩町

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
TEL:0745-74-1001 FAX:0745-74-1011
ホームページ <http://www.town.ikaruga.nara.jp/>